

いみずがんばろうキャンペーン 射水市中小企業等事業継続支援金の給付について

新型コロナウイルス感染症による影響を受けたにもかかわらず、国の持続化給付金（以下「持続化給付金」という。）の給付対象とならない市内中小企業等に対して支援を行う。

1 対象者

持続化給付金と同等とする。基準日は、少しでも多くの創業者を支援するため、持続化給付金の基準日より 2 か月延長し、令和 2 年 6 月 1 日とする。

【参考：持続化給付金対象者】

資本金 10 億円以上の大企業を除く、中小企業者等（法人、個人事業主）を対象とし、医療法人、農業法人、NPO 法人など、会社以外の法人についても幅広く対象とする。ただし、今後も引き続き事業を継続する意思がある者に限る。（基準日：令和 2 年 4 月 1 日）

2 対象要件

令和 2 年 1 月から 12 月の間で、事業収入が前年同月比 30% 以上 50% 未満減少した月が存在すること。（持続化給付金の給付対象の場合は対象外）

【参考：持続化給付金対象要件】

令和 2 年 1 月から 12 月の間で、事業収入が前年同月比 50% 以上減少した月が存在すること。

3 創業者の特例（持続化給付金の給付対象の場合は対象外）

創業から 2 年以内の者（創業者）は、次のとおり特例を設ける。

(1) 平成 30 年 6 月 1 日から令和元年 12 月 31 日の間に創業

令和 2 年 1 月から 12 月の間で、事業収入が前年同月比 30% 以上 50% 未満減少した月が存在 ※50%超の場合は対象外（持続化給付金対象）	又は	令和 2 年 1 月から 12 月の間で、事業収入が月額 30 万円以下の月が存在
---	----	---

(2) 令和 2 年 1 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日の間に創業

任意の 1 月を定め、1～3 月の事業収入の平均と比べて 30%～50% 減少 ※50%超の場合は対象外（持続化給付金対象）	又は	令和 2 年 1 月から 12 月の間で、事業収入が月額 30 万円以下の月が存在
---	----	---

(3) 令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 5 月 31 日の間に創業（持続化給付金対象外）

任意の 1 月を定め、4～5 月の事業収入の平均と比べて 30% 以上減少	又は	令和 2 年 4 月から 12 月の間で、事業収入が月額 30 万円以下の月が存在
---------------------------------------	----	---

4 支給額（1事業者1回限り）

- (1) 法人事業者 定額20万円
- (2) 個人事業者 定額10万円

5 申請期間

令和2年7月上旬（予定）から令和3年2月15日まで

※持続化給付金の申請期限（令和3年1月15日）から1か月後を期限とする。

6 申請、給付方法

- (1) 商工団体会報、市ホームページ、市広報により周知を行い、原則として郵送により申請を受け付ける。
- (2) 申請受付から2～3週間を目安に給付を行う。

7 予算額（商工費） 255,940 千円

支援金（補助金）255,440 千円、事務費 500 千円

「Welcome to Imizu」事業について

1 目 的

新型コロナウイルス感染症の流行収束後には、日本国内における人の流れと街のにぎわいを創り出し、地域の再活性化するための需要喚起キャンペーンとして、国主導による「Go Toキャンペーン事業」が計画されている。

これにあわせ、「Welcome to Imizu」を展開することにより、市内へのツアー客及び個人客の誘客促進を図る。

2 事業費

5,000,000円

3 実施主体

一般社団法人 射水市観光協会

4 事業内容

(1) ツアー客用

旅行会社が企画実施するツアーに、射水市内の観光関連施設を組み込み一定以上の消費が見込まれるものに対し、最大1,000円／人の助成を行う。

(2) 個人客用

旅行会社が販売する市内及び県内宿泊施設に、射水市内飲食店及び特産品購入等で利用できるクーポン等組み入れ宿泊プランを作成販売する。

5 参考 「Go Toキャンペーン事業」概要について（抜粋）

【予算額1兆6,794億円】

(1) Go To Travelキャンペーン

旅行業者経由で旅行商品を購入した消費者に対し、代金の1/2相当分のクーポン等を付与（最大一人あたり2万円分／泊）

(2) Go To Eatキャンペーン

オンライン飲食予約サイト経由で予約・来店した消費者に対し、飲食店で使えるポイントを貸与（最大一人あたり1千円分）
登録飲食店で使えるプレミアム付食事券発行

漁業者支援対策について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、新湊漁協地方卸売市場の販売高が、例年の 2 分の 1 以下に減少していることや、魚価の低迷により出漁を見合わせるなど、本市最大の魅力である海産物（漁業）の存続の危機となっている。

このことから、漁業者に対し直接的な支援措置として、以下の 2 点の事業を実施する。

① 魚価低迷緊急支援事業

・事業概要

水揚げされた海産物は、新湊漁業協同組合地方卸売市場にて競りにかけられる。

漁業者は、競りにおける販売高に対し 4 % の販売手数料を支払うこととなっており、前年に比べ販売高が約 2 分の 1 に落込んでいる 4 月、5 月分の販売手数料について、漁業者の負担軽減のため支援するもの。

・事業費：6, 8 2 3 千円

- ・積算根拠：水揚げ高 R2.4 116,589 千円（実績） R2.5 53,985 千円（想定）
取扱手数料 170,574,000 円 × 0.04 6,823,000 円

② 漁船保険共済助成事業（上乘せ）

・事業概要

漁業者が保有する漁船は漁船の能力に応じた漁船保険に加入しなければ、操業することが出来ない。出漁の頻度に関わらず、固定費として負担しなければならない漁船保険に対し、本市では、経営安定を目的として、これまで保険料の 1 5 % を助成している。

今般の事態に鑑み、漁業の持続化を図る為、全額を早急に助成し、漁業者の負担を軽減するもの。

・事業費：1 9, 7 0 0 千円

- ・積算根拠：R 2 漁船保険契約金額 23,000,000 円（当初予算額 3,300 千円）
助成金 1 5 % → 1 0 0 %

R 2 . 1 に保険金額が確定・支払済みである。（保険期間 R2.1～R2.12）

※ 補助金として新湊漁業協同組合に交付し、漁協は各漁業者への支払事務を行う。

射水市都市計画マスタープラン（案）について

1 射水市都市計画マスタープラン地域別構想（案）に関するパブリック・コメントの実施結果について

（１） 実施期間

令和2年4月13日（月）から令和2年5月12日（火）まで

（２） 閲覧を行った書類

射水市都市計画マスタープラン地域別構想（案）

（３） 書類の閲覧場所等

ア 射水市ホームページ

イ 窓口等での閲覧（6か所）

① 各地区センター（新湊・小杉・大門・下）

② 市都市計画課（大島分庁舎）

③ 中央図書館

（４） 寄せられた意見等

ア 意見等の提出者数 1名

イ 意見等の件数 3件

（５） 意見等の提出方法

ファックス 3件（郵送及び電子メールによる提出なし。）

（６） 意見等の概要、意見等に対する考え方

別紙のとおり

2 射水市都市計画マスタープラン地域別構想（案）

別添

別紙

No.	対象箇所等	意見等の概要	意見に対する市の考え方	修正の有無
1	第7章 1 地域区分の考え方 1-2 地域別構想のねらい、全体構想との関係 (P 2)	全体構想と地域別構想の関係図に関係のある富山高岡広域都市計画区域マスタープラン及び富山県の都市計画を追加すればどうか。	この関係図は、あくまで当該マスタープランの全体構想と地域別構想との2つの関係性を示したものであり、ご指摘の富山高岡広域都市計画区域マスタープラン等の関連する計画については、全体構想の第1章「2計画の位置付け」で示しています。	無
2	第8章 地域区分別のまちづくりの方針 1-3 (P 7) 2-3 (P 21) 3-3 (P 33) 4-3 (P 47) 住民意見交換会での意見	住民の要望なのか、法制度の趣旨から要請されたのかがわかるように区別すればどうか。	住民との意見交換会における意見及び要望として集約しています。	無
3	第9章 計画の推進 4 計画の評価と見直し (2) 見直しの考え方 (P 59)	都市計画法に基づく都市計画提案制度等の提案も踏まえたうえで、適時適切に見直しを行うのが望ましい。	マスタープランは都市計画の指針であり、提案できる対象となっていないことから、見直しの考え方については、記載のとおりとします。	無

別 添

射水市都市計画マスタープラン 地域別構想（案）

令和 2 年 6 月

目 次

第7章 地域区分の設定

1. 地域区分の考え方 -----	1
-------------------	---

第8章 地域区分別のまちづくりの方針

1. 北部臨海地域 -----	3
2. 北部内陸地域 -----	17
3. 南部内陸地域 -----	29
4. 南部丘陵側地域 -----	43

第9章 計画の推進

1. 協働による計画の推進 -----	55
2. 計画の推進に向けた取組 -----	57
3. 計画の実現に向けた手法 -----	58
4. 計画の評価と見直し -----	59

第7章 地域区分の設定

1. 地域区分の考え方

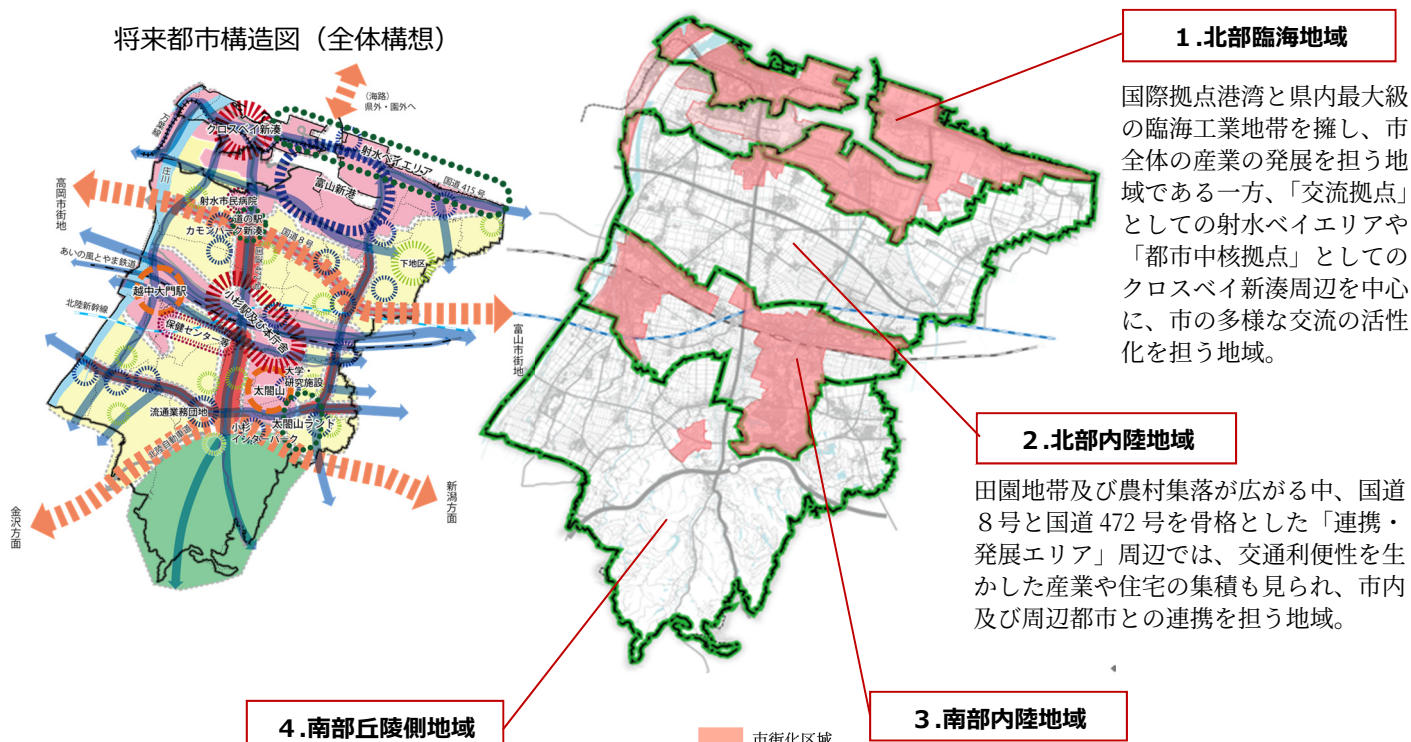
1-1 基本的な考え方

地域別構想の地域区分については、全体構想で今後の都市の在り方として、将来都市構造で位置づけた「エリア」、「軸」、「拠点」の配置の考え方を踏まえることとします。

北部では、クロスベイ新湊周辺を都市中核拠点と位置づけており、海の玄関口である射水ベイエリア、県内最大級の産業拠点の富山新港周辺、さらには、新湊大橋を通じて堀岡、海老江、本江地区の市街地と連絡しており、市の多様な交流の活性化を担う地域を形成しています。南部では、陸の玄関口である小杉駅及び市役所本庁舎周辺を都市中核拠点と位置づけ、居住拠点の太閤山地区、越中大門駅周辺地区及び医療保健拠点の保健センター等周辺地区と繋がり、市の都市機能の活性化を担う地域を形成しています。これら2つの地域を市の中心軸である国道472号等の道路網が連結しています。

また、この2つの地域の周辺部では、工場や流通業務施設が幹線道路を中心に配置され、土地利用は、農地が広がる中、集落が分布した田園地帯を形成しています。これらの地域は、産業拠点や農業生産地を有するだけでなく、雨水貯留、気候緩和、自然環境の保全など農地の持つ多面的機能を備えた地域でもあります。農地、里山を適切に保全・維持するコミュニティ拠点を中心とした集落の存続、活性化についても、都市を構成する大きな要素となります。地域区分としては、以上のような地域ごとの都市の形成状況や土地利用の状況を勘案し、北部臨海地域、北部内陸地域、南部内陸地域、南部丘陵側地域の4つの地域に区分します。

地域の概要

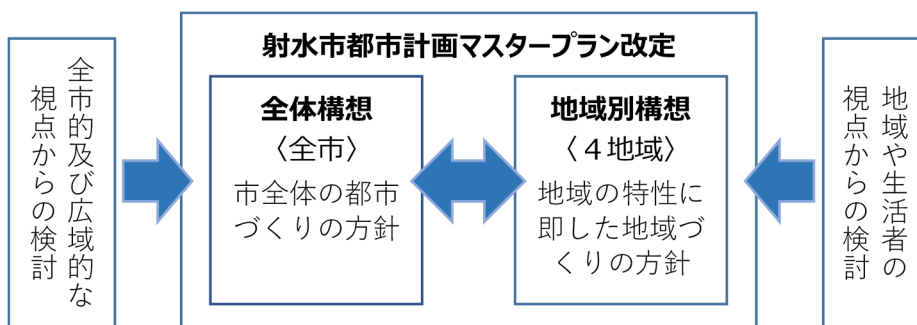


1-2 地域別構想のねらい、全体構想との関係

地域別構想では、全体構想に即し、地域ごとの特性や特徴、市民アンケートの結果や住民意見交換会での意見を踏まえ、地域ごとのまちづくりの方針について個別に示します。

今後の地域・地区単位でのまちづくりを促進する計画となるよう、また地域にとって身近で実感の持てる計画となるよう、地域コミュニティの基本単位である地域振興会を基本に、地域住民の参加によるワークショップ形式の意見交換会を経て、地域別構想を策定します。

■全体構想と地域別構想の関係



第8章 地域区分別のまちづくりの方針

1. 北部臨海地域

1-1 地域の特徴

(1) 地域の概況

北部臨海地域は、市の臨海部に位置する市街化区域とその周辺を中心とした地域です。

国際拠点港湾伏木富山港（新湊地区）を中心に、沿岸部は海路の利便性を生かした県内最大級の臨海工業地帯が周囲に広がり、その周辺の射水ベイエリアには、大規模な公園・緑地、漁港、海水浴場も整備され、市を代表する交流・レクリエーションの拠点となっています。

古くからある市街地の中心部には、万葉の時代に創建された神社、江戸時代から明治時代にかけて「北前船」の海運業によって発展を遂げた歴史を物語る街並み等、歴史・文化資産が多く残っています。特に内川周辺は、かねてから漁船が往来し、川沿いには漁具倉庫等が立ち並び、風情ある地として近年映画のロケ地となるなど、観光地として人気が高まっています。

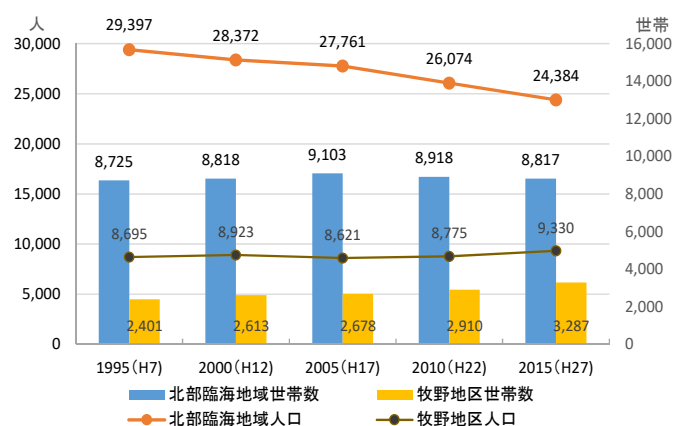
地域内西側では市街地中心部を万葉線が走っており、コミュニティバスも運行していますが、地域住民からは公共交通の充実を求める声もあります。

(2) 人口・世帯数の推移

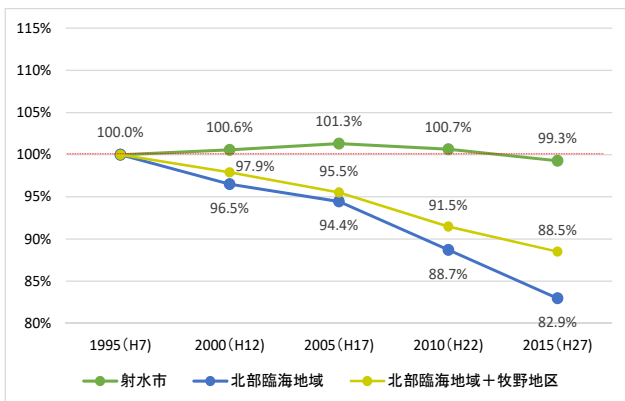
人口減少の傾向が他の地域より顕著に見られ、世帯数についても平成17年からは減少に転じています。

隣接する高岡市の牧野地区の人口推移を考慮しても、地区全体で人口が減少しており、他の地域よりも少子高齢化の傾向が顕著な傾向があり、また近年の転入人口も同様に少ないことから、この傾向が続けば、さらに人口減少が進むと考えられます。

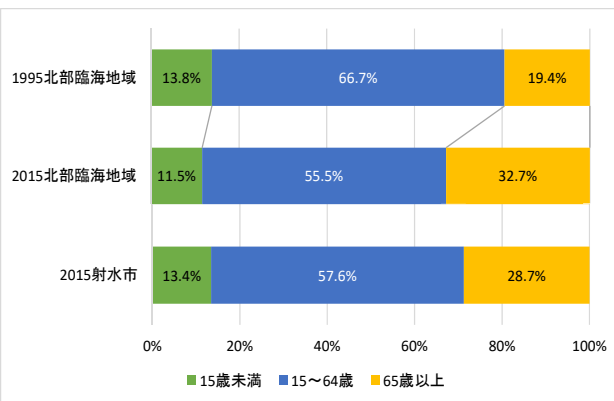
■人口・世帯数の推移



■人口推移 *1995年(H7)を100%とした場合の増減



■年齢別人口構成



資料：国勢調査

(3) 土地利用

富山新港の臨海部や庄川左岸周辺では、工業系の土地利用が進み、大規模な工場や発電所等が立地しています。特に国際物流ターミナルを有する富山新港周辺は、県内最大級の臨海工業地帯となっています。

新湊大橋を中心としてその周辺に東西に広がる海岸部では、漁港、市場、公園・緑地、展望台、海水浴場、マリナー、スポーツ施設等、多くのレジャー施設が整備され、県内でも有数の観光客入込数を誇る観光エリアとなっています。

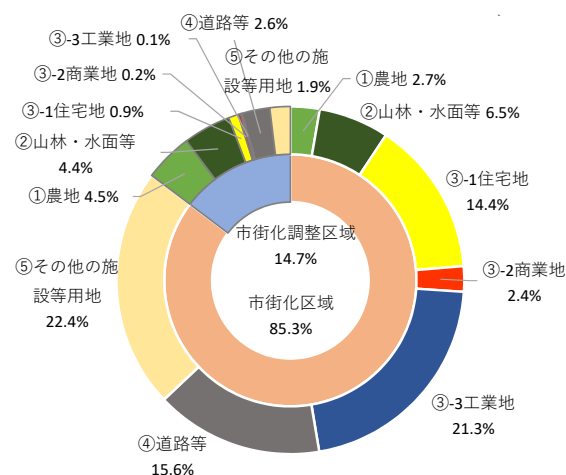
放生津・新湊地区の国道415号沿いや内川沿いには、商業、住宅、公益施設等の土地利用が混在して集積し、

海老江・本江地区の国道415号沿いや片口地区では、住宅地を中心とする市街地が形成されています。

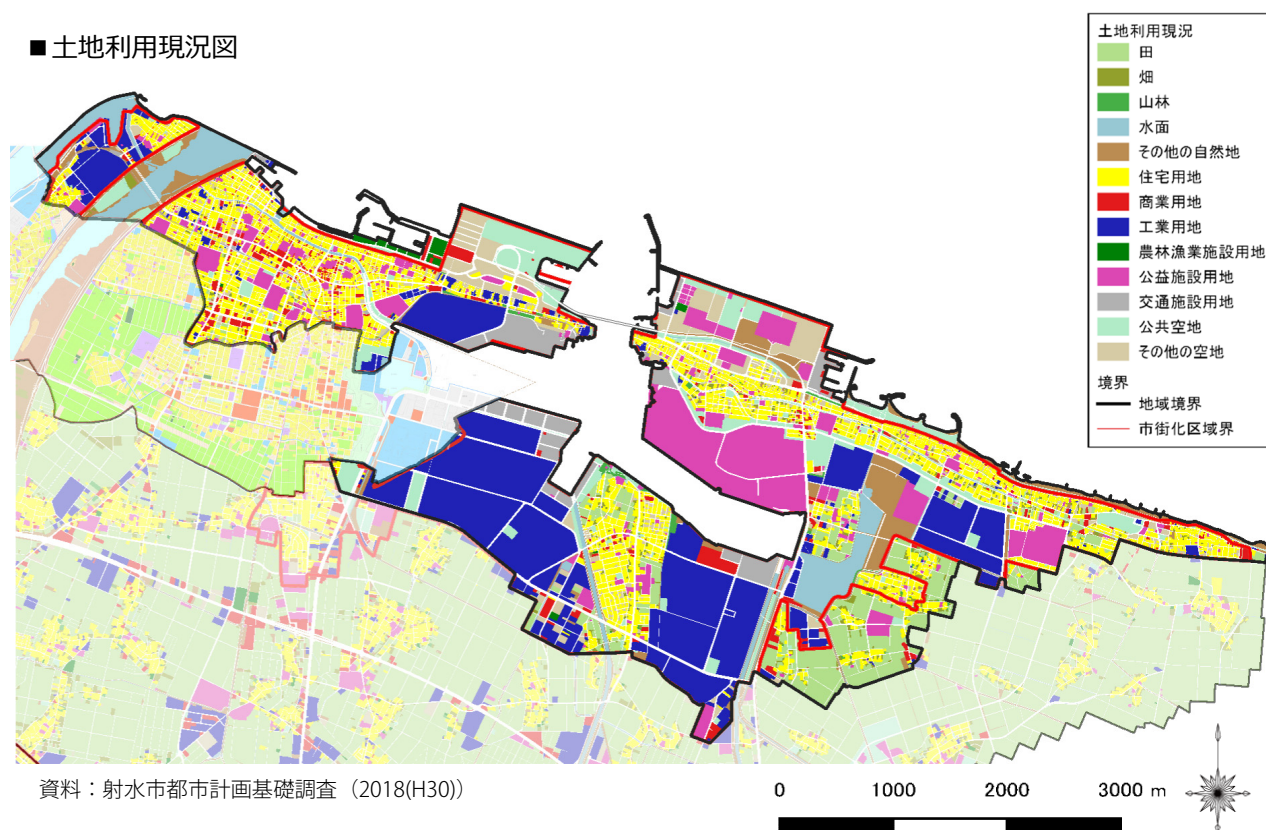
放生津・新湊・海老江地区等の古くからの市街地の一部では、町屋形状の住居、狭あい道路等が多く残る密集市街地となっており、また空き家・空き地の増加も著しく、防災面・居住環境面から改善が求められています。

旧新湊庁舎跡地では、地域の観光・交流・交通の拠点形成を目指し、クロスベイ新湊の整備が進んでいます。

■地目別土地利用面積



■土地利用現況図



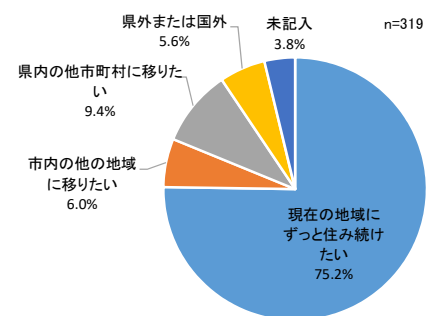
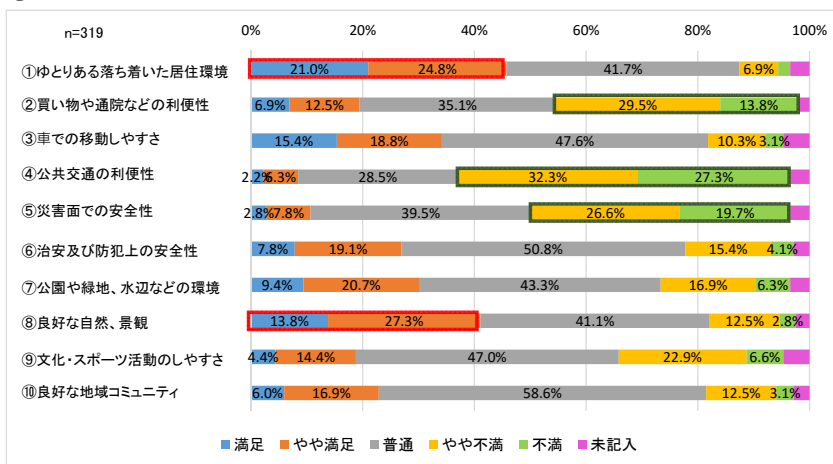
(4) 主な都市施設

【主な道路交通施設】 ・国道 415 号、(主)新湊庄川線、(都)七美太閤山線、臨港道路富山新港東西線 等 ・万葉線 【主な公園・緑地】 ・海王丸パーク、県民公園新港の森、富山新港元気の森公園、海老江海浜公園、足洗潟公園、堀岡緑地、庄川左岸緑地、万葉パークゴルフ場 等 【主な公共公益施設】 ・コミュニティセンター（放生津、新湊、庄西、片口、堀岡、海老江、七美） ・小学校（放生津、新湊、片口、堀岡、東明）、中学校（新湊、射北）、新湊高校、富山高等専門学校 ・保育園（放生津、八幡、片口、堀岡、新湊中部）、こども園（新湊うみいろ、海老江）、七美幼稚園、海老江児童センター	【主な公共公益施設】 *続き ・クロスベイ新湊、川の駅新湊、新湊地区センター（新湊消防署・防災センター）、新湊消防署東部出張所、新湊中央文化会館、新湊交流会館、海竜スポーツランド、いみず観光情報館、新湊図書館 ・市営住宅（庄川本町、港町、八幡、庄西、海王町、立町）、立町特定公共賃貸住宅 【主な河川】 ・庄川、小矢部川、内川、下条川、新堀川 【その他の施設】 ・神通川左岸浄化センター、雨水ポンプ場（片口、堀岡、海老江、足洗）、クリーンピア射水、ミライクル館 ・新湊漁港、国際拠点港湾伏木富山港（新湊地区）
--	---

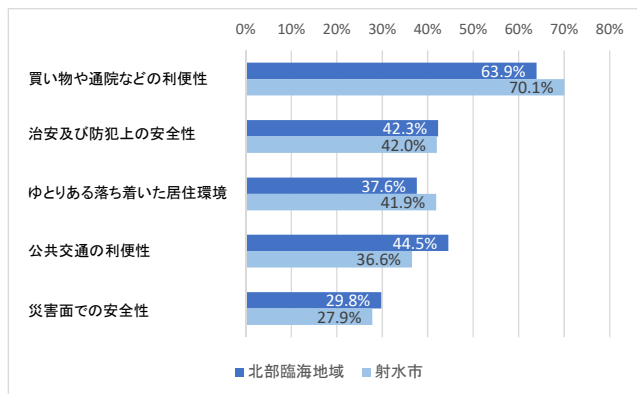
1-2市民の意見（アンケートの結果）【平成 29 年 11 月実施】

射水市に住む満 18 歳以上の方の中から 2,500 人を無作為に抽出し、無記名・郵送方式による配布・回収を行ったところ、1,149 人からの回答を得ました。その中で北部臨海地域の回答者数は 319 人であり、回答者全体の 27.8%でした。

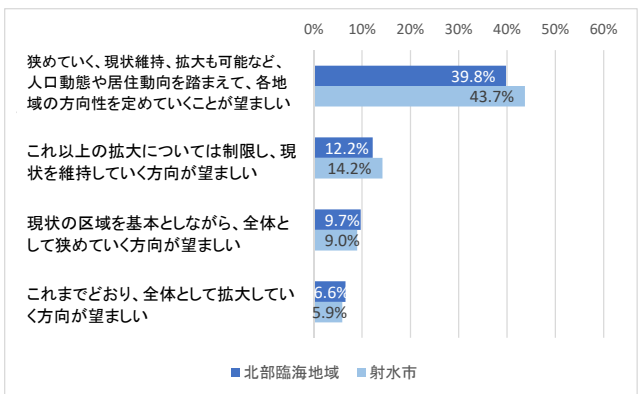
①暮らしの満足度、居住継続の意向



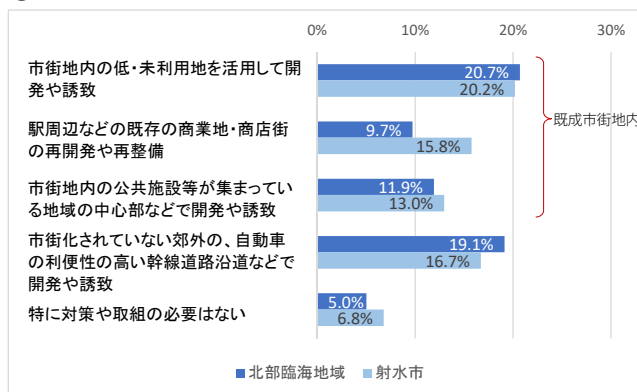
②居住環境として重視すること



③居住地域のあり方

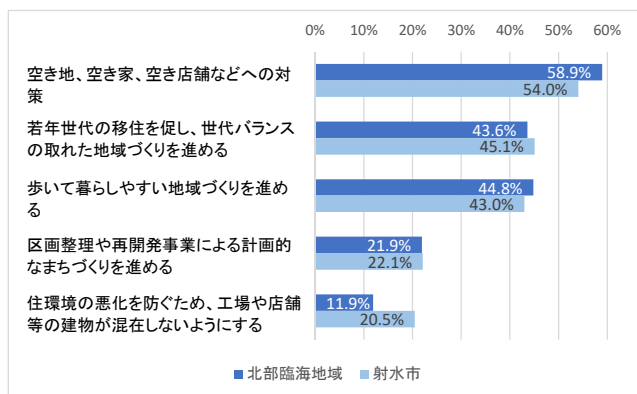


④商業機能の開発・整備

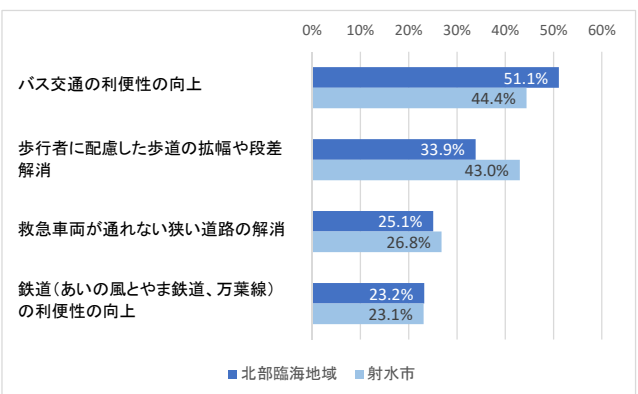


⑤地域のまちづくりに必要な取組

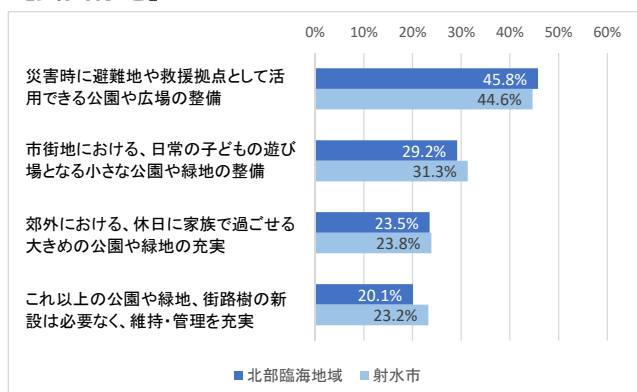
【居住環境】



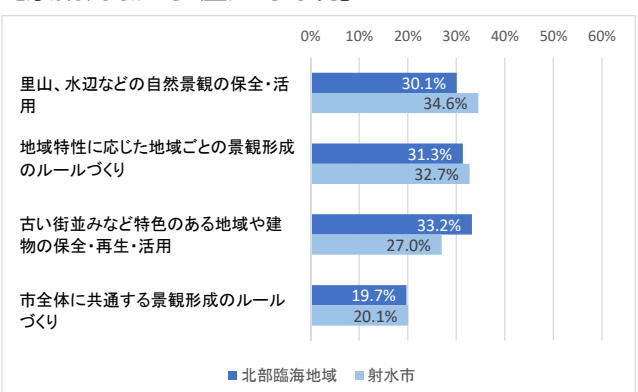
【道路・公共交通】



【公園緑地】

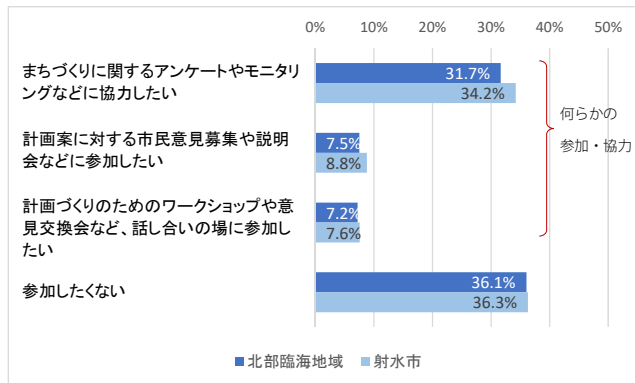


【景観、自然的・歴史的環境】

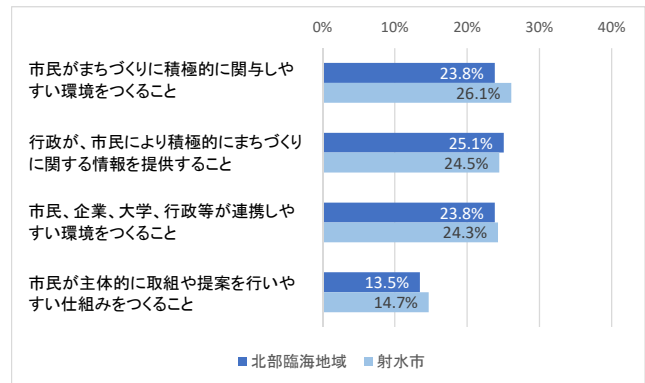


⑥まちづくりへの参加の意向等

【地域でのまちづくり活動への参加】



【協働のまちづくりを進めるために重要なこと】



【アンケート結果からの地域の特性】

- 暮らしの満足度について
 - ・買い物や通院などの利便性、公共交通の利便性、災害面での安全性の満足度が低く、充実が求められている。
- 地域における今後の重要な取組について
 - ・居住環境に関して、空き地、空き家、空き店舗などへの対策を望む声が他地域に比べて高い。
 - ・道路・公共交通に関して、バス交通の利便性の向上を求める声が5割以上と多い。
 - ・景観、自然的・歴史的環境に関して、古い街並みなど特色のある地域や建物の保全・再生・活用を望む声が他地域に比べて高い。

1-3 住民意見交換会での意見【令和元年8月～9月実施】

■地域の活力・魅力づくりに関して

- クロスベイ新湊を活かした交流・にぎわい機能の向上
 - __ 周辺地域との連携による活用促進、他地区との連携、観光人材の育成
- 回遊したくなる地域づくり__ 歴史・文化資産の活用、店舗・飲食等の商業サービス機能の立地誘導、案内・サイン・散策コース等の充実
- 海辺・川辺の魅力づくり__ 親水環境の整備、水辺と一体となった街並みと眺望景観の保全・整備、公園・グリーンベルト・海岸等の適正な環境保全・維持管理
- 歴史・文化資産、スポーツ施設等の活用__ 曳山の魅力発信、湊町の魅力PR、スポーツレジャーの魅力発信
- 漁業等の地場産業を活かした地域振興__ 漁業の振興・PR

■生活支援サービスの維持・充実について

- 鉄道・バス等の公共交通の利便性の向上__ コミュニティバスのコース、時間、サイズ等の最適化、学生の通学利便の向上、デマンド型や自動運転等の新たな交通手段の導入の検討、万葉線の駅及び駅周辺環境の整備と延伸の検討
- 身近な生活利便施設・サービスの維持・充実__ 既存商店街の継続・更新、宅配サービス等による日常生活利便の維持・確保

■災害対策について

- 洪水・津波等の災害に強い地域づくりの推進__ 防災機能を高める公共施設・公共空地の活用、救急避難路の確保・整備、防風林・堤防等の適正な維持管理、避難行動計画づくり、避難訓練の充実、災害時リーダー人材の育成、地域・行政の枠を超えた連携・協調の推進
- 密集市街地における防災機能の向上__ 細街路の拡幅整備、防災空間の整備、共同建替えによる防災性能の向上

■定住・移住環境の充実に関して

- 居住環境の保全・向上__ 密集地域での共同建替え、工場等の周辺環境への配慮、主要生活道路への歩道の整備
- 空き家・空き地等の低・未利用物件の適正管理と有効活用__ 長屋形態を考慮した活用促進策の検討（手続きの簡素化、土地利用や建築に係る規制・制度、税制の緩和等）、空き家・空き地の一体的整備、区画整理の促進

■地域コミュニティの維持・充実に関して

- コミュニティのまとまり・活動の活性化__ 担い手人材の発掘・育成、地域外人材の活用、活動の簡素化や負担軽減の検討、独り暮らしの高齢者・外国人住民とのコミュニケーションの促進、コミュニティ施設の活用促進、小規模町内会の統合の検討

1-4 地域の主要課題

① クロスベイ新湊を中心とした、まちなかのにぎわい形成

[クロスベイ新湊を生かした交流・にぎわい機能の向上]

- ・周辺地域との連携による活用推進、他地区との連携、観光人材の育成（意見交換会）

② 射水ベイエリア周辺の交流機能の充実、既存産業の維持・発展

[回遊したくなる地域づくり]

- ・歴史・文化資産の活用、店舗・飲食等の商業サービス機能の立地誘導、案内・サイン・散策コース等の充実（意見交換会）

[海辺・川辺の魅力づくり]

- ・親水環境の整備、水辺と一体となった街並みと眺望景観の保全・整備、公園・グリーンベルト・海岸等の適正な環境保全・維持管理（意見交換会）

[漁業等の地場産業を生かした地域振興]

- ・漁業の振興・PR（意見交換会）

③ 快適で利便の感じられるまちなか定住環境の形成

[鉄道・バス等の公共交通の利便性の向上]

- ・コミュニティバスのコース、時間、サイズ等の最適化、学生の通学利便の向上、デマンド型や自動運転等の新たな交通手段の導入の検討、万葉線の駅及び駅周辺環境の整備と延伸の検討（意見交換会）
- ・公共交通の利便性の満足度は低く、バス交通の利便性の向上を求める声が5割以上と多い。（市民アンケート）

[身近な生活利便施設・サービスの維持・充実]

- ・既存商店街の継続・更新、宅配サービス等による日常生活利便の維持・確保（意見交換会）
- ・買い物や通院等の利便性の満足度は低く、充実が求められている。（市民アンケート）

[居住環境の保全・向上]

- ・密集地域での共同建替え、工場等の周辺環境への配慮、主要生活道路への歩道の整備（意見交換会）

[空き家・空き地等の低・未利用物件の適正管理と有効活用]

- ・町屋形態を考慮した活用促進策の検討（手続きの簡素化、土地利用や建築に係る規制・制度、税制の緩和等）、空き家・空き地の一体的整備、区画整理の促進（意見交換会）
- ・空き地、空き家、空き店舗などへの対策を望む声が他地域に比べて高い。（市民アンケート）

④ 洪水・津波・地震等の災害対策の充実

[洪水・津波等の災害に強い地域づくりの推進]

- ・防災機能を高める公共施設・公共空地の活用、救急避難路の確保・整備、防風林・堤防等の適正な維持管理、避難行動計画づくり、避難訓練の充実、災害時リーダー人材の育成、地域・行政の枠を超えた連携・協調の推進（意見交換会）
- ・災害面での安全性の満足度が低く、充実が求められている。（市民アンケート）

[密集市街地における防災機能の向上]

- ・細街路の拡幅整備、防災空間の整備、共同建替えによる防災性能の向上（意見交換会）

⑤ 地域の歴史・文化資産の保全・活用、地域コミュニティの維持充実

[歴史・文化資産、スポーツ施設等の活用]

- ・曳山の魅力発信、港町の魅力PR、スポーツレジャーの魅力発信（意見交換会）
- ・古い街並みなど特色のある地域や建物の保全・再生・活用を望む声が他地域に比べて高い。（市民アンケート）

[コミュニティのまとまり・活動の活性化]

- ・担い手人材の発掘・育成、地域外人材の活用、活動の簡素化や負担軽減の検討、独り暮らしの高齢者・外国人住民とのコミュニケーションの促進、コミュニティ施設の活用促進、小規模町内会の統合の検討（意見交換会）

1-5 地域の方向性

海・川の水辺、歴史・文化の魅力が輝き、
活力ある産業と交流でにぎわう「みなと」まち

1. 住む人や訪れる人の多様な交流が生まれる、にぎわいのあるまちづくり

クロスベイ新湊や海の玄関口である射水ベイエリアに集積する交流・レクリエーション施設、既成市街地内に点在する豊かな歴史・文化・自然の資産を生かし、人々の多様な交流が生まれる、にぎわいのあるまちづくりを推進します。

2. 情緒豊かな歴史・文化を背景に、快適に住み続けられるまちづくり

古くから発展してきた歴史ある港町という地域特性を生かしながら、公共施設等の老朽化や自然災害への対策、買物等の生活利便性の維持・充実を図り、誰もが安全・快適に住み続けられるまちづくりを推進します。

3. 港を生かした産業が活発な、活力あふれるまちづくり

富山新港と新湊漁港の2つが近接して立地する地域特性を生かした港湾都市として、県内最大級の大規模な工業や物流業務施設、活気ある漁業や水産加工業等が集積する、産業がまちに活力と地域の活性化をもたらすまちづくりを推進します。

1-6 都市整備の方針

(1) 土地利用

【住宅地】

戸建て住宅が中心の住宅地や既存集落においては、地区の特性に応じた良好な住環境の確保に努めます。

既成市街地の中心部等で増加している空き家・空き地・空きスペース等の低・未利用物件の有効活用を促進するため、土地の交換・集約及び区画再編、街区での一体的な整備及び生活利便施設等へのリノベーション、地域での公的活用の可能性など、活用策や整備手法等について検討・研究を進めながら、市街地への集約に努めます。また、ライフスタイルや居住ニーズの多様化に対応するため、三世同居もしくは近居、孫ターンするための住宅建設やリフォーム等を促進します。

重点密集住宅地等においては、地震・火災に対する安全性や快適性の向上を図るため、歴史を感じる街区の街並みの保全にも留意しながら、集合住宅の建設等により居住する空間を確保し、狭あい道路の拡幅や無電柱化等による避難路確保等、防災空間の確保等を推進します。

海竜町等の住宅団地において、定住人口の増加と良好な住環境の形成に努めます。



密集市街地整備事業（奈呉町第一街区）

【商業・業務地】

国道 415 号沿道や中新湊通り沿道の商業地、東新町商店街等、既成市街地内の商業地においては、身近な商業・業務機能の維持に努めます。空き店舗等の低・未利用物件については、リノベーション等による活用を促進し、地域の生活利便性の維持・向上につながる施設の立地誘導を促進します。

クロスベイ新湊周辺においては、都市中核拠点として、海の玄関口を担う射水ベイエリアの観光・交流機能の強化に資する商業・サービス・宿泊施設の集積を促進し、必要に応じて地区計画の決定や、用途地域の見直しを行います。

内川周辺においては、古くからの風情ある景観を生かし、古民家等を活用した飲食施設・宿泊施設等の立地誘導を促進します。

また、ソサエティ 5.0 社会において、IoT や AI 等の普及に伴い大きな敷地や施設を必要としない新たな産業活動やサテライトオフィス、シェアオフィスなど事業活動の場の形成を検討します。



古民家を活用した宿泊施設

【産業専用地】

富山新港周辺の産業地では、東海北陸自動車道の全線4車線化による物流量の増加を見込み、国際ターミナル機能を生かした物流機能の強化に加え、それらを生かした工場及び物流施設等が集積する工業専用地としての環境維持に努め、情報通信インフラ等の高度化を促進します。また、既存工業団地の拡張整備について、検討を進めます。



臨海部の工業地帯

【住宅・工業複合地】

住居や工場等が混在して立地している住宅・工場複合地においては、居住環境の安全性や快適性と工場等の生産環境のバランスを考慮するなど、地域の居住環境と生産環境が調和した土地利用を促進し、住宅団地の定住人口の増加と良好な住環境の形成に努めます。また、外国人労働者の増加に伴う居住環境の確保について検討を進めます。

【ベイエリア複合地】

臨港地区のベイエリア東地区では、スポーツ環境の充実としてフットボールセンターの整備を推進し、とやま呉西圏域で連携する施設の相互活用や、スポーツ大会の開催等を通して、圏域全体でのスポーツ振興や交流・関係人口の拡大を推進します。



射水ベイエリア（マリーナ周辺）

海王丸パーク、富山新港元気の森公園の周辺のベイエリア複合地においては、市民や来訪者が集い・憩い・交流する観光交流スポットとして、また、海の玄関口として、さらなる誘客を目指し、旅客船バースの充実など既存施設の機能増進及び低・未利用地の有効活用を図りながら、公園緑地をはじめ、特色あるレクリエーション・レジャー、健康・スポーツ、宿泊、海洋環境に関する研究等の多彩な交流機能の集積・充実を促進します。

交流人口だけでなく、関係人口の拡大を目指し、射水ベイエリア全体の活性化を促進し、射水ブランドの育成及び地域イメージを高め発信する交流拠点として、市内だけでなく、隣接する富山市や、高岡市をはじめとするとやま呉西圏域での交流機能の連携した整備・充実に努めます。

【田園農用地】

豊かな地域資源を活用し、射水ブランドとして新たな付加価値を生み出すため、高収益作物の作付を促進し、地域産業の活性化を図ります。

【海岸・河川地】

豊かな自然を有する海岸部や庄川、小矢部川、下条川等の水辺については、自然環境の保全及び防災対策の充実を図りながら、人々が集い、にぎわい、憩える空間として、適正な土地利用や利活用を促進します。

内川周辺においては、高潮等による浸水被害の低減にも配慮しながら、親水環境の向上、周辺の風情のある街並み景観の保全・活用、散策したくなる歩行者空間の整備等を進め、川の駅新湊を拠点として内川周辺から漁港、射水ベイエリア一帯の回遊性の向上を図ります。

また、本市の魅力のひとつである「さかな」をPRするため、漁業者と水産加工業者が一体となった取組に関する検討を進めます。

(2) 交通

①道路網

【幹線道路】

都市連携・交流軸として位置づけられる（都）北島牧野作道線による高岡市との連携強化、それと接続することになる国道 415 号及び（仮称）七美四方荒屋線の整備を促進します。また、老朽化が進む新庄川橋及び万葉線庄川橋の架替整備を促進します。

臨港道路富山新港東西線は、射水ベイエリアの東西の連携を強化し、本市の環状道路網の一部を担う路線として、適正な維持管理を促進します。

【その他の道路】

歩行者の安全性を高めるため、通学路や公共施設周辺を中心に、歩道の整備や交通安全施設の充実を図ります。

密集住宅地においては、救急・避難路を確保する観点から、狭あい道路の拡幅整備を推進します。

②公共交通

地域住民の日常生活に必要な移動の確保や来訪者の利便性向上のため、万葉線や路線バス、コミュニティバス等によるサービスの維持・向上を図るとともに、自動運転技術等の発達による新たな移動手段の導入の検討を進めます。

クロスベイ新湊から川の駅新湊及び内川周辺における観光客の回遊手段の確保や、高齢者の移動手段の円滑化等を図るため、環境にやさしい電気自動車等やシェアサイクルの導入の検討を進めます。

クロスベイ新湊においては、バス等公共交通のターミナル機能の強化を図り、射水市民病院や小杉駅、越中大門駅とのネットワーク強化を推進し、北陸新幹線の延伸を見据え新幹線駅とのアクセス向上を図ります。このような交通結節点の機能を生かし、射水ベイエリアの魅力を体験する人を呼び込むことで、クロスベイ新湊周辺地区への交流人口の拡大を図ります。また、バリアフリーやユニバーサルデザインの観点に基づいた移動空間の整備・維持に努めます。

万葉線については、とやま呉西圏域の各種公共交通との連携を図り、日常生活の移動だけでなく、歴史や風情のあるローカルスポットへ誘客する移動手段として、各駅舎にバリアフリー、ユニバーサルデザインの観点に基づき、誰もが利用しやすい環境整備に努め、施設設備の老朽化対応・安全対策を実施します。また、海王丸パーク周辺への観光客の誘客と賑わいづくり等のため、万葉線の延伸その他周辺を回遊するための方策について調査・研究を進めます。



万葉線

③その他の交通施設

世界で最も美しい湾クラブに加盟する富山湾の魅力を最大限に生かし、富山湾岸サイクリングコースの適正な維持管理、観光資源としての活用を促進し、市内南北コース整備の検討を進めます。

港湾については、岸壁の延伸、埠頭の拡張、コンテナバース・荷役設備などの港湾施設や多目的国際ターミナル機能を充実させるなど国際貿易の拠点港として整備を促進し、東海北陸自動車道の全線4車線化を視野に入れ、日本海側の中央に位置し、災害が少ない地域の特徴を強みに、太平洋側港湾に対し、災害時の物流機能途絶を回避するための日本海側随一の代替輸送港として機能充実を促進します。

(3) 生活環境

①公園・緑地

臨海工業地帯周辺、住居地及び住宅・工業複合地周辺の既存の公園・緑地については、市民や来訪者等が集い・憩う場として、適正な維持管理及び機能の向上を図ります。

海老江海岸一帯や新湊漁港周辺の緑地については、地域環境の向上に寄与するよう、自然環境、眺望の適切な保全を図ります。

ふれあい道路、いさりび緑道、せせらぎ水路については、密集した住宅地周辺における水・緑の憩い空間として、適正な維持管理に努めます。

足洗潟公園については、旧足洗老人福祉センターが民間事業者による交流施設として整備されることに併せて、周辺エリアの魅力向上に資する整備を推進します。

県民公園新港の森については、貴重な緑の空間であるとともに、緩衝緑地やスポーツ活動の場として、施設の維持・充実を図ります。

地域内にある小規模な公園については、地域での利用状況や周辺環境等に留意し、施設の長寿命化、機能変更、再配置及び統合の検討を進めます。

地域防災計画に緊急避難場所として位置づけられている公園は、災害時において避難者を収容し、避難所として活用するため、必要な便益施設の維持・整備に努め、防災機能の確保を図ります。

②その他の生活環境施設

下水道処理施設については、流域下水道の施設の効率的な運営を視野に入れた整備と維持管理に努めます。クリーンピア射水については、環境負荷及び維持管理コストの低減を図りながら、長寿命化整備等の施設の適正な管理に努めます。

市営住宅については、居住性の向上、バリアフリー等に配慮した施設の長寿命化や地域バランスと人口に対する需要にも留意しながら、民間活用も視野に入れ、管理戸数の適正化、再配置等の検討を進めます。

(4) 都市空間

富山新港、新湊漁港の周辺においては、産業環境との調和に留意しながら、親水環境の向上、散策ルートの設定など、海辺の魅力を生かした環境の創出に努めます。

海王丸パーク周辺をはじめ海岸地域においては、富山湾や立山連峰等への魅力的な眺望を有する空間（眺望点）の保全を図ります。



海王丸と新湊大橋

クロスベイ新湊周辺においては、誰もが安全で快適に施設利用が可能となるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインの観点に基づいた整備を推進し、多くの人が訪れ、利用する道路については、デザイン性の高い街灯の設置や防災・減災と景観の観点から無電柱化等の検討を進めます。

今後さらなるグローバル化の進展により外国人住民の増加が予想されることから、多文化共生の地域づくりを進めるにあたり、多言語表示など、ユニバーサルデザインの観点に基づいた環境整備に努めます。

内川周辺においては、曳山の文化財指定を契機に、伝統や歴史的風情を感じる街並み景観の保全・活用を図ります。景観保全の具体的なルールや支援の充実に向けて、景観計画、地区計画や住民協定等の規制誘導方策の活用を検討します。

集積する富山新港周辺の産業ゾーンの工場等においては、射水ベイエリアや眺望景観と調和する緑化、施設の形態・色彩に配慮した整備を誘導します。



内川と立山連峰

旧中伏木小学校敷地について、今後の活用に関する検討を進めます。

高等教育機関や地場産業と連携した産学官の地域づくりを推進します。また、漁業を中心とした水産業と地域内にある高等教育機関の連携による持続可能な漁業を目指し、水産資源管理型漁業として、栽培漁業、養殖漁業及び漁獲の管理等を含めスマート水産業の導入を推進します。

（５）防災

海沿いの密集した市街地等においては、建築物の不燃化、老朽木造住宅の解消、共同建替え等を促進するとともに、公共空間を活用した延焼遮断空間の形成を進めます。

防災資機材の充実や安全な避難路の確保を進めるとともに、洪水・浸水被害の低減を図るため、庄川堤防の整備や適正な管理を促進し、堀岡排水区等の低地住宅地における雨水排水施設の整備を推進します。

津波・高潮対策としては、防波堤や防潮堤及び水門の適正な管理を促進するとともに、民間施設の活用も含めた、津波に対応した指定緊急避難場所の確保を図ります。

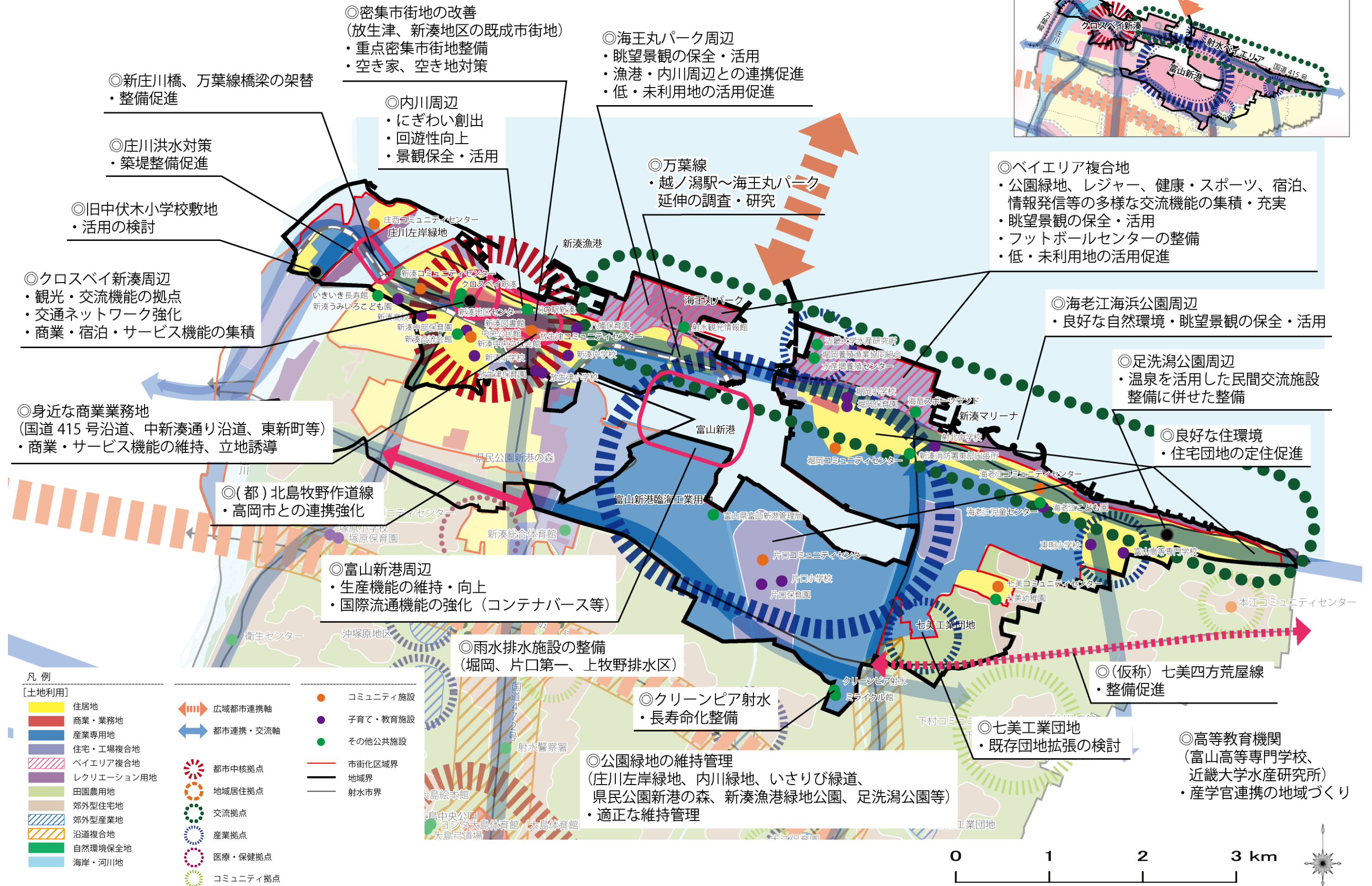
地域での防災意識の向上、危機意識の共有を図るため、防災情報の共有、自主防災体制の充実を図るとともに、地域住民が主体となった防災訓練の実施を促進します。

（６）高岡市牧野地区との連携

高岡市の牧野地区は、平成13年に46.5haが市街化区域に編入され、土地区画整理事業などによって開発されていますが、区画の道路は本市の道路網と連続的に整備されるなど、新湊地区と牧野地区の市街地は一体的に形成されています。こうしたことから、両地区の商業・サービス施設の利用もしやすく、良好な居住環境が連続した市街地となっています。

生活の利便性向上や安全性確保に向けた市域を超えた連携としては、コミュニティバスの乗り入れ、災害時の上水道の連携供給、両市を連絡する幹線道路の連携除雪、学校・保育園の区域外就学対応等を行っており、今後も、両市で協議しながら、土地利用を含めて連携の継続及び深化に努めます。

■北部臨海地域の主な都市整備方針図



2. 北部内陸地域

2-1 地域の特徴

(1) 地域の概況

北部内陸地域は、北部の内陸側に位置する、大半が市街化調整区域の地域であり、地域全体に、良好な農業環境が広がる中、集落が点在しています。

市の中央部を南北に縦断し、国際拠点港湾伏木富山港（新湊地区）と小杉インターチェンジを結ぶ国道 472 号と、広域的な都市間をつなぐ国道 8 号との結節点を中心に、交通利便性を生かした商業及び物流業が立地しています。

医療・保健拠点である射水市民病院周辺は、交通利便性、生活利便性も高く、宅地開発が進み、良好な居住環境が形成されています。

下地区の加茂神社は、平安時代に創建された歴史ある神社であり、当時の京都の文化や神事等の多くの資産を残しています。

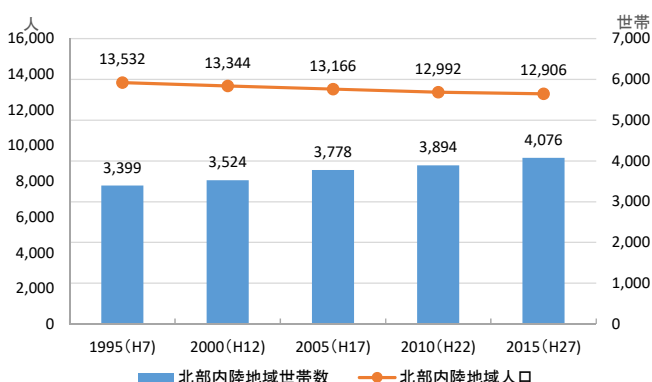
農地が土地利用の中心の地域ということで、優良農地の保全、そのための担い手の確保など、農業経営の基盤強化が求められています。

(2) 人口・世帯数の推移

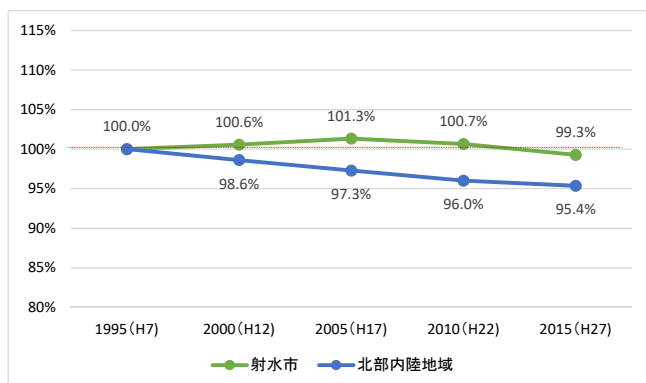
人口は減少傾向、世帯数は増加傾向が続いています。年少人口率は低下、高齢人口率が増加するという典型的な少子高齢化の人口推移が 1995 年(H7)時から継続して見られます。

65 歳以上の高齢者の人口率が市全体の比率よりも高く、市全体よりも早く高齢化が進んでいます。

■人口・世帯数の推移

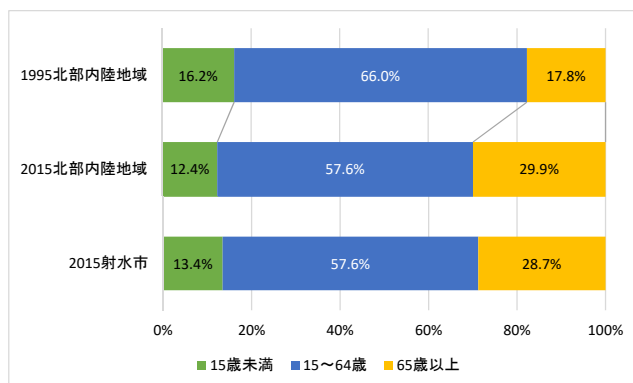


■人口推移 *1995 年(H7)を 100%とした場合の増減



資料：国勢調査

■年齢別人口構成



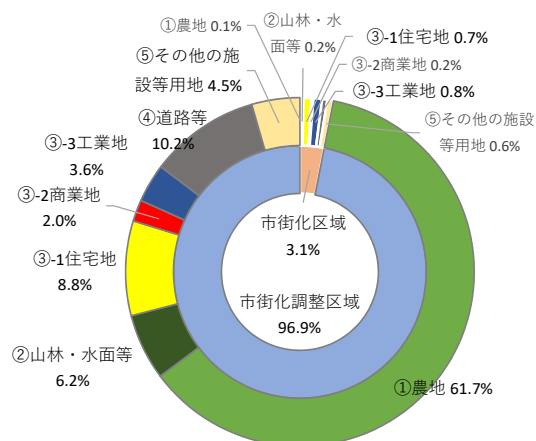
(3) 土地利用

土地利用の約6割が農地であり、良好な田園景観を有する大規模な農地の中に、多くの集落が点在するように形成されています。

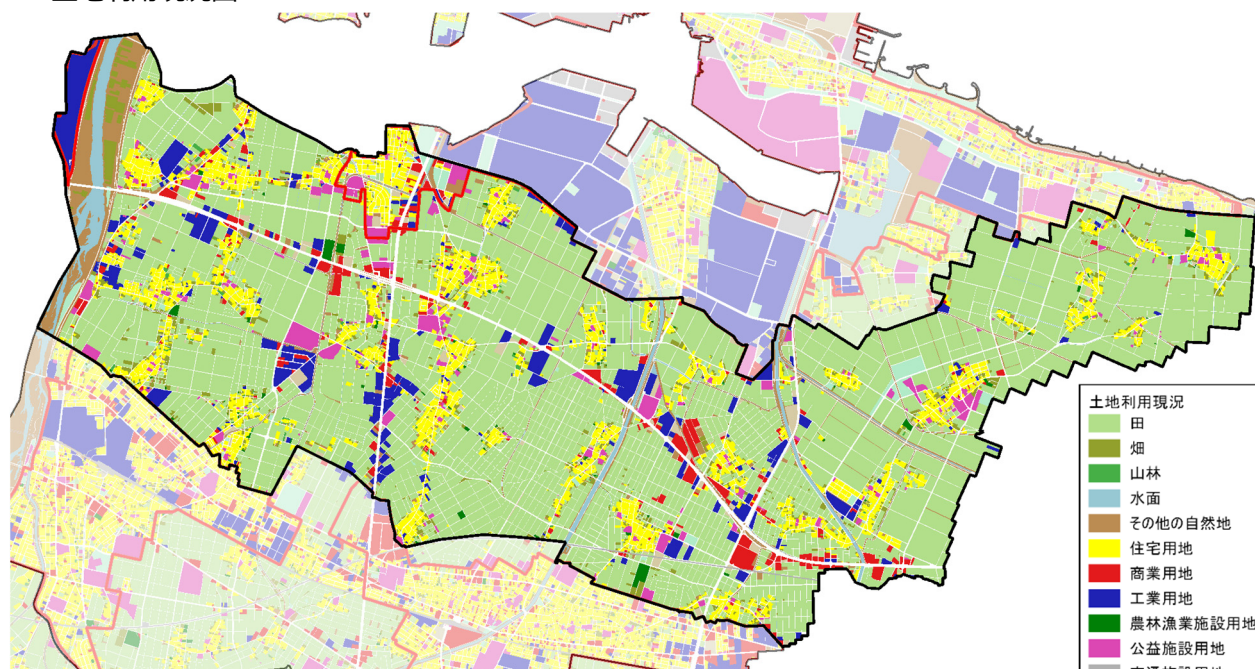
国道8号沿道においては、交通利便性を生かした県内でも有数の観光客入込者数を誇る道の駅カモンパーク新湊や物流業を中心とした土地利用が見られます。

地域内の商業系土地利用は、国道8号沿道や射水市民病院周辺に見られますが、全体として地域住民の居住の満足度では、買物や通院などの利便性が低く、店舗等の生活利便機能の立地誘導が求められています。

■地目別土地利用面積



■土地利用現況図



資料：射水市都市計画基礎調査（2018(H30)）

0 1000 2000 3000 m



境界
— 地域境界
— 市街化区域界

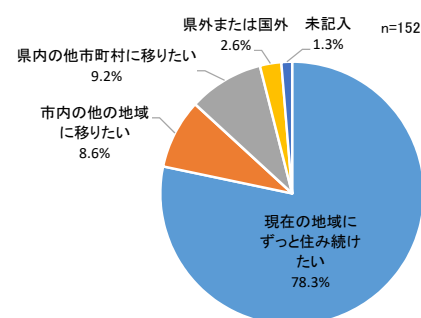
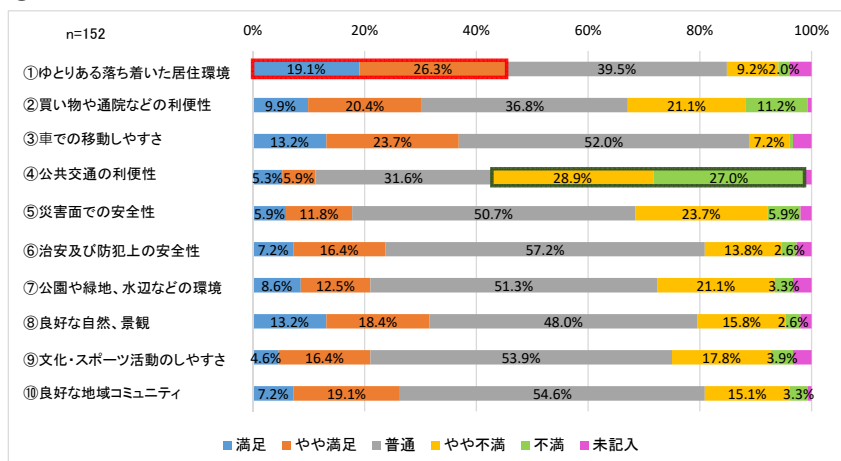
(4) 主な都市施設

【主な道路交通施設】 ・国道 8 号、国道 472 号、国道 415 号、(主)新湊庄川線、(都)七美太閤山線、(都)北島牧野作道線 等 【主な公園・緑地】 ・大島北野河川公園、奈呉の江西公園、下村パークゴルフ場・水郷の里、下村馬事公園 等 【主な公共公益施設】 ・コミュニティセンター（塚原、作道、大江、下村、本江） ・小学校（塚原、作道、下村）、中学校（新湊南部） ・保育園（塚原、大江、下村、新湊作道、射水おおぞら）、下村児童館 ・射水市民病院	【主な公共公益施設】 *続き ・市役所布目分庁舎 ・下地区センター、下村交流センター、新湊博物館、下村図書館、下村民俗資料館、新湊総合体育館、下村体育館、新湊農村環境改善センター、大島農村環境センター、水辺の交流館、道の駅カモンパーク新湊、射水警察署 ・市営住宅（殿村、本江、すずほ）、すずほ特定公共賃貸住宅 【主な河川・海岸等】 ・庄川、下条川、新堀川、新鍛冶川 【その他の施設】 ・斎場、衛生センター、学校給食センター
--	---

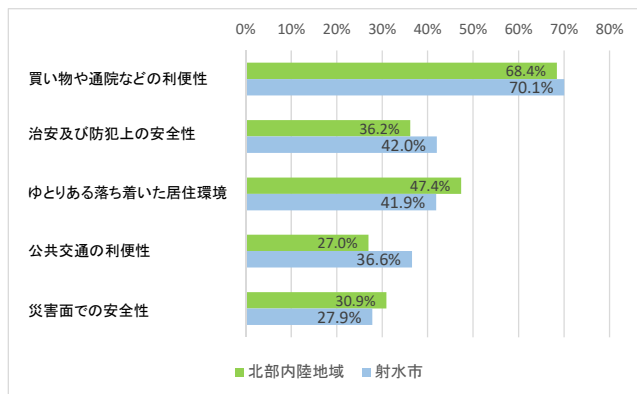
2-2 市民の意見（アンケートの結果） [平成 29 年 11 月実施]

射水市に住む満 18 歳以上の方の中から 2,500 人を無作為に抽出し、無記名・郵送方式による配布・回収を行ったところ、1,149 人からの回答を得ました。その中で北部内陸地域の回答者数は 152 人であり、回答者全体の 13.2%でした。

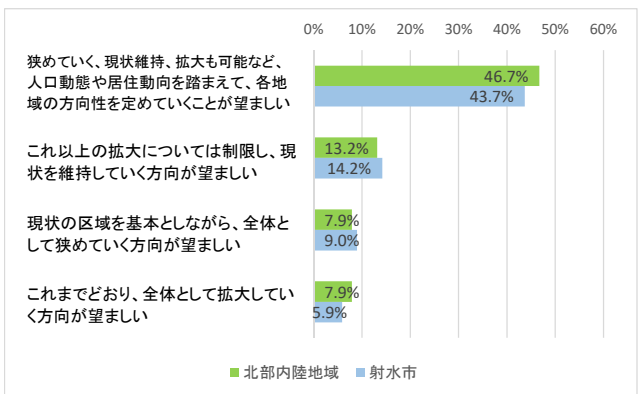
①暮らしの満足度、居住継続の意向



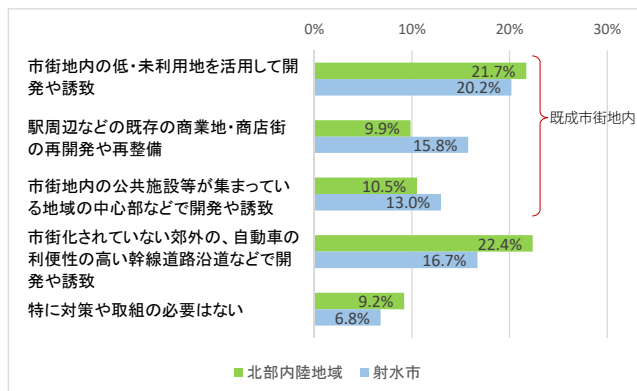
②居住環境として重視すること



③居住地域のあり方

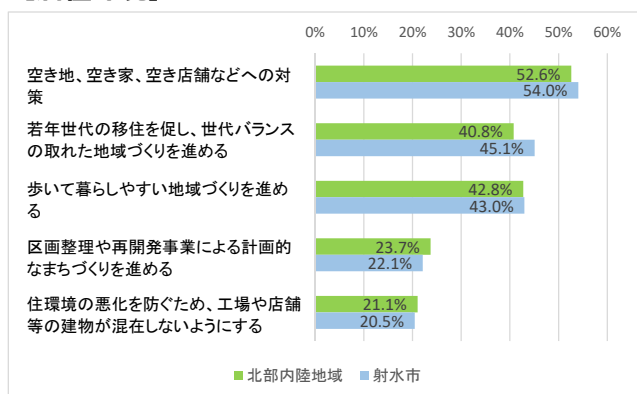


④商業機能の開発・整備

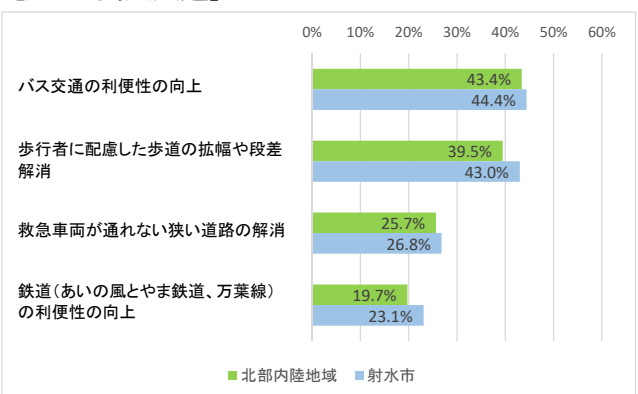


⑤地域のまちづくりに必要な取組

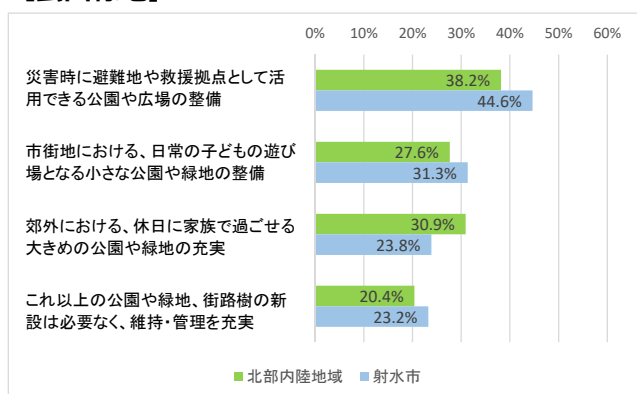
【居住環境】



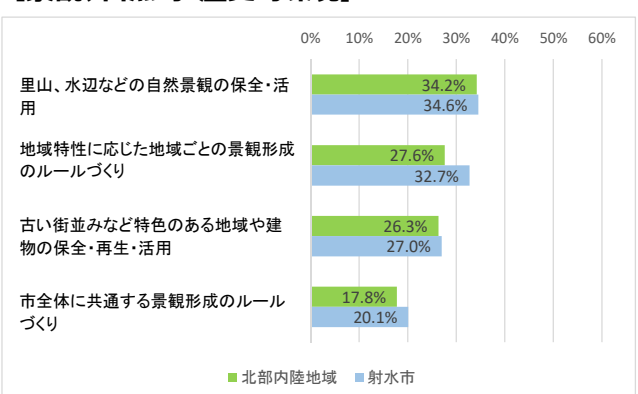
【道路・公共交通】



【公園緑地】

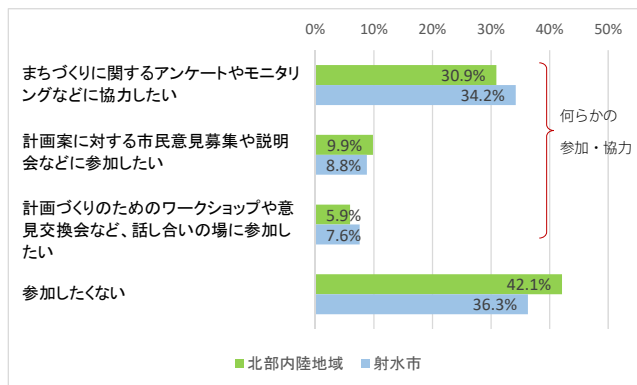


【景観、自然的・歴史的環境】

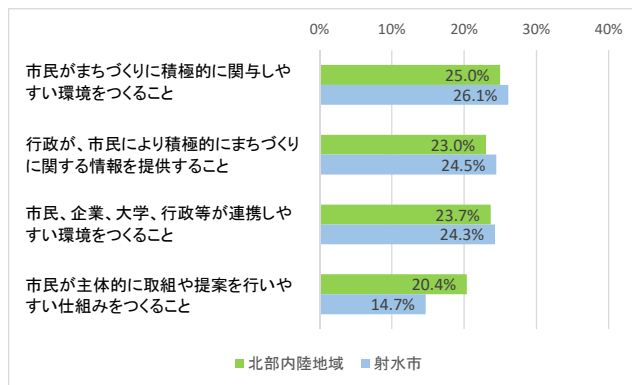


⑥まちづくりへの参加の意向等

【地域でのまちづくり活動への参加】



【協働のまちづくりを進めるために重要なこと】



【アンケート結果からの地域の特性】

- 暮らしの満足度について
 - ・公共交通の利便性の満足度が低く、充実が求められている。
- 商業機能の開発・整備について
 - ・郊外で、自動車等の利便性の高い幹線道路沿道などでの開発や誘致を求める声が他地域に比べて高い。
- 地域における今後の重要な取組について
 - ・公園緑地に関して、郊外で休日に家族で過ごせる大きめの公園を求める声が他地域に比べて高い。

2-3 住民意見交換会での意見【令和元年7月～8月実施】

■良好な居住環境の保全に関して

- 良好な集落環境の保全__工場等の周辺居住地への配慮、定住の受け皿となる住宅地整備の検討
- 空き家・空き地等の有効活用__維持管理の充実、早期の相談・改修支援、移住の受け皿としての活用等
- 主な生活道路や用水路等の安全対策__危険個所の改善
- 水害対策の充実__雨水排水施設の整備、避難施設の充実
- 下水道の統合整備__農村集落排水の公共下水道への統合

■豊かな自然環境、良好な農業環境の保全・活用に関して

- 優良農地の保全__農業担い手対策の推進
- 既存の公園・緑地の適正な配置及び利活用__馬事公園、パークゴルフ場等の活用
- 良好な自然環境・景観の保全・活用__新鍛冶川の景観整備（桜並木、緑地帯等の適正な維持管理）

■生活利便性の維持・向上に関して

- 交流拠点や健康拠点の形成の活用__道の駅カモンパーク新湊、射水市民病院等の周辺での生活利便機能の立地誘導
- 公共交通の充実__コミュニティバスの利便性の向上（コース、時間、便数、車両等の最適化）、デマンド型交通の導入の検討

■幹線道路沿道等の土地利用に関して

- 国道472号、国道8号、（都）七美太閤山線沿道等における適切な誘導__店舗等の生活利便機能の立地誘導、企業誘致の推進、周辺との調和に配慮した沿道景観の形成、ふるさと農道の沿道開発の検討
- 幹線道路網の整備__（仮称）七美荒屋線の整備促進

■地域コミュニティの維持・充実にに関して

- コミュニティのまとめり・活動の活性化__活動の簡素化や負担軽減の検討、住民交流施設の維持・整備、地位人材の発掘・育成、社寺や地区のお祭り継続、独り暮らしの高齢者とのコミュニケーションの促進、小学校や保育園等の存続

2-4 地域の主要課題

① 良好な居住環境の保全

[良好な集落環境の保全]

- ・工場等の周辺居住地への配慮、定住の受け皿となる住宅地整備の検討（意見交換会）

[空き家・空き地等の有効活用]

- ・維持管理の充実、早期の相談・改修支援、移住の受け皿としての活用等（意見交換会）

[主な生活道路や用水路等の安全対策]

- ・危険個所の改善（意見交換会）

[水害対策の充実]

- ・雨水排水施設の整備、避難施設の充実（意見交換会）

[下水道の統合整備]

- ・農業集落排水処理施設で処理している下水道を、流域下水道への施設統合（意見交換会）

② 幹線道路沿道等における交通利便を生かした適切な土地利用

[国道 472 号、国道 8 号、（都）七美太閤山線沿道等における適切な誘導]

- ・店舗等の生活利便機能の立地誘導、企業誘致の促進、周辺との調和に配慮した沿道景観の形成、ふるさと農道の沿道開発の検討（意見交換会）
- ・自動車等の利便性の高い幹線道路沿道などでの開発や誘致を求める声が他地域に比べて高い。（市民アンケート）

[幹線道路網の整備]

- ・（仮称）七美四方荒屋線の整備促進（意見交換会）

③ 生活利便性の維持・向上

[交流拠点や健康拠点の形成の活用]

- ・道の駅カモンパーク新湊、射水市民病院等の周辺での生活利便機能の立地誘導（意見交換会）
- ・買い物や通院等の利便性の満足度は低く、充実が求められている。（市民アンケート）

[公共交通の充実]

- ・コミュニティバスの利便性の向上（コース、時間、便数、車両等の最適化）、デマンド型交通の導入の検討（意見交換会）
- ・公共交通の利便性の満足度が低く、充実が求められている。（市民アンケート）

④ 農業の維持・発展と良好な自然環境や公園緑地の保全・活用

[優良農地の保全]

- ・農業担い手対策の促進（意見交換会）

[既存の公園・緑地の適正な配置及び利活用]

- ・馬事公園、パークゴルフ場等の活用（意見交換会）
- ・公園緑地に関して、郊外で休日に家族で過ごせる大きめの公園を求める声が他地域に比べて高い。
（市民アンケート）

[良好な自然環境・景観の保全・活用]

- ・新鍛冶川の景観整備（桜並木、緑地帯等の適正な維持管理）（意見交換会）

⑤ 地域コミュニティの維持・充実

[コミュニティのまとまり・活動の活性化]

- ・活動の簡素化や負担軽減の検討、住民交流施設の維持・整備、地域人材の発掘・育成、社寺や地区のお祭り継続、独り暮らしの高齢者とのコミュニケーションの促進、小学校や保育園等の存続
（意見交換会）

2-5 地域の方向性

豊かな田園環境の中、産業、交流、暮らしが調和するまち

1. 交通利便性を生かした産業や交流が盛んなまちづくり

国道 8 号や(都)七美太閤山線等の交通利便性を最大限に生かした新たな産業集積の促進と、市内における南北間の交流・融合を担う国道 472 号沿道や道の駅カモンパーク新湊周辺では、交流及び滞在機能の維持・充実を進め、産業と交流が盛んなまちづくりを推進します。

2. 良好な農業環境と調和し、安全・安心に暮らしやすいまちづくり

優良農地が広がる良好な農業環境との調和に留意しながら、居住環境の維持、浸水等の自然災害への対策、身近な日常利便の維持・確保を図り、安全・安心に暮らしやすいまちづくりを推進します。

3. 農業環境の維持・発展を支えるまちづくり

農業の振興を図る地域として、優良農地の保全、遊休農地の増加防止・有効活用、経営基盤の強化等を図り、農業環境の維持・発展を支えるまちづくりを推進します。

2-6 都市整備の方針

(1) 土地利用

【住宅地】

戸建て住宅が中心の住宅地や既存集落等においては、周辺の農業環境との調和に配慮した良好な居住環境の確保に努めます。

地域内の土地利用の多くを占める田園環境内では集落等の住宅地周辺において、移住・定住の受け皿となる住宅や一定の店舗等の立地誘導が必要な地区として、地区計画制度等を利用した土地利用の検討を進めます。また、農業の持続性や集落の活力維持に向け、三世代同居もしくは近居等を促進します。

【田園農用地】

良好な農業環境の保全を図るため、優良農地の維持管理、大区画ほ場整備による農業基盤の集積及び高度化等の整備を促進し、遊休農地の発生防止に努め、生産年齢人口の減少に対応した、スマート農業の導入を促進します。

また、豊かな地域資源を活用し、射水ブランドとして新たな付加価値を生み出すため、高収益作物の作付を促進し、地域産業の活性化を図ります。



大規模ほ場整備（土合）

【郊外型産業地】

大島企業団地、稲積リバーサイドパーク及び白城台工業団地等の産業用地については、郊外型産業地として、周辺の農業・自然環境との調和に留意しながら、生産・流通機能の維持に努めます。

産業用地の不足に備えて、新規企業団地の整備について、沖塚原及び大江地区にて検討を進めます。

また、IoTやAI等のテクノロジーの発展に伴う産業構造の変化に対応した市内産業の活力維持・向上に寄与する基盤整備を促進します。

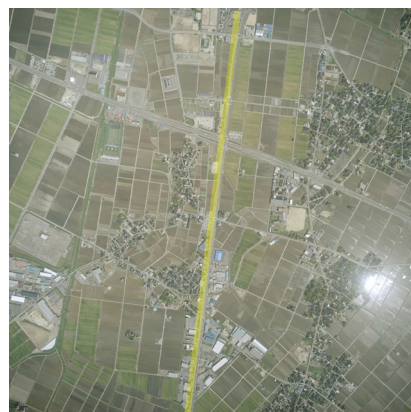
【沿道複合地】

国道472号、国道8号及び（都）七美太閤山線等の4車線道路沿道の区域では、交通利便性を生かし、商業機能及び工業や流通業務等の産業機能の配置を検討します。特に、道の駅カモンパーク新湊周辺から市役所本庁舎周辺までの国道472号沿道については、市の南北をつなぐ重要な区域として、広域から人を呼び込み、新たなにぎわいと活力の創出に資する施設の立地誘導を促進し、良好な市街地形成を推進します。

道の駅カモンパーク新湊周辺については、交流・関係人口の拡大を図るため、観光商業・滞在機能や生活利便機能の立地誘導を促進し、射水ブランドを育成・発信する交流拠点として充実を図ります。

また、市内及びとやま呉西圏域や富山市の観光資源と連携した情報発信地として充実を図ります。

射水市民病院及びその周辺部では、医療・福祉機能の強化を推進し、市の医療施設の中核としての機能向上に努めます。



国道472号沿道

【河川地】

庄川、下条川及び新鍛冶川等の良好な自然環境の保全及び、護岸の保全による適正な維持管理の促進により、水害対策の充実を図ります。また、下条川については、射水ベイエリアと陸の玄関口である小杉駅周辺の連携が可能となる水上観光ルートの確保についても検討を進めます。

（２）交通

①道路網

【幹線道路】

本市の中心部に位置し南北間を結ぶ都市連携軸の国道 472 号においては、東海北陸自動車の 4 車線化を視野に入れ、富山新港での取扱貨物量の増加や、貨物船の定期航路の増便などに伴う交通量の増加などの周辺環境に応じ、機能の充実を促進します。また、東西の主要な幹線道路である国道 8 号については、広域連携軸として適正な管理を促進します。

国道 415 号と一体となった東西の都市連携・交流軸を確立し、富山市・高岡市との連携強化を図るため、（都）北島牧野作道線、（仮称）七美四方荒屋線の整備を促進します。

（主）新湊庄川線については、市域全体の連携を強化する環状道路網を形成する幹線道路として整備を促進します。

地域間連携の強化及び地域内の南北路線の充実を図るため、小杉・新湊間を結ぶ市道三ヶ 34 号線の整備を推進します。

【その他の道路】

主要な生活道路については、通学路の安全対策や危険箇所の解消など、適正な維持・改善を図ります。

②公共交通

地域住民の日常生活に必要な移動の確保のため、路線バスやコミュニティバス等によるサービスの維持・向上を図るとともに、新たな移動手段の導入を検討します。

射水市民病院を発着点とする乗継機能の強化を図り、クロスベイ新湊や小杉駅、越中大門駅とのネットワーク強化を推進します。

③その他の交通施設

道の駅カモンパーク新湊周辺においては、交流拠点として、観光・交流及び情報発信の機能向上を図るとともに、防災機能に資する管理の充実に努めます。



道の駅カモンパーク新湊

（３）生活環境

①公園・緑地

下村パークゴルフ場等の適正な維持管理に努め、農村集落における田園等の景観保全を図ります。



下村パークゴルフ場

大島北野河川公園については、市民が安心して、憩い・交流を楽しむことができる場として、施設の長寿命化による機能維持・充実を図ります。また、地域内にある小規模な公園については、施設の長寿命化を図り、地域での利用状況や周辺環境に留意し、機能変更及び統合の検討を進めます。

地域防災計画に緊急避難場所として位置づけられている公園は、災害時において避難者を収容し、避難所として活用するため、必要な便益施設の維持・整備に努め、防災機能の確保を図ります。

②その他の生活環境施設

下水道施設については、農村集落排水処理施設を流域下水道に編入するなど、効率的な運営を視野に入れた施設の維持管理及び改良整備を推進します。

沖塚原地区の斎場については、周辺環境との調和に配慮した整備を推進し、適正な維持管理に努めます。

衛生センターについては、施設の効率的な稼働に努め、下水道普及に伴う施設の規模の適正化を図ります。

市営住宅については、居住性の向上、福祉対応等に配慮した施設の長寿命化や再配置等の検討を進めます。



斎場（正面外観イメージ）

（４）都市空間

幹線道路沿道等に立地する工場や流通業務施設等においては、良好な街並み形成に寄与すべく、敷地外周の緑化や形態・色彩に配慮した施設整備を促進します。

農業環境の適正な維持管理及び適正な土地利用規制の運用等により、良好な田園景観の保全・形成を図ります。

（５）防災

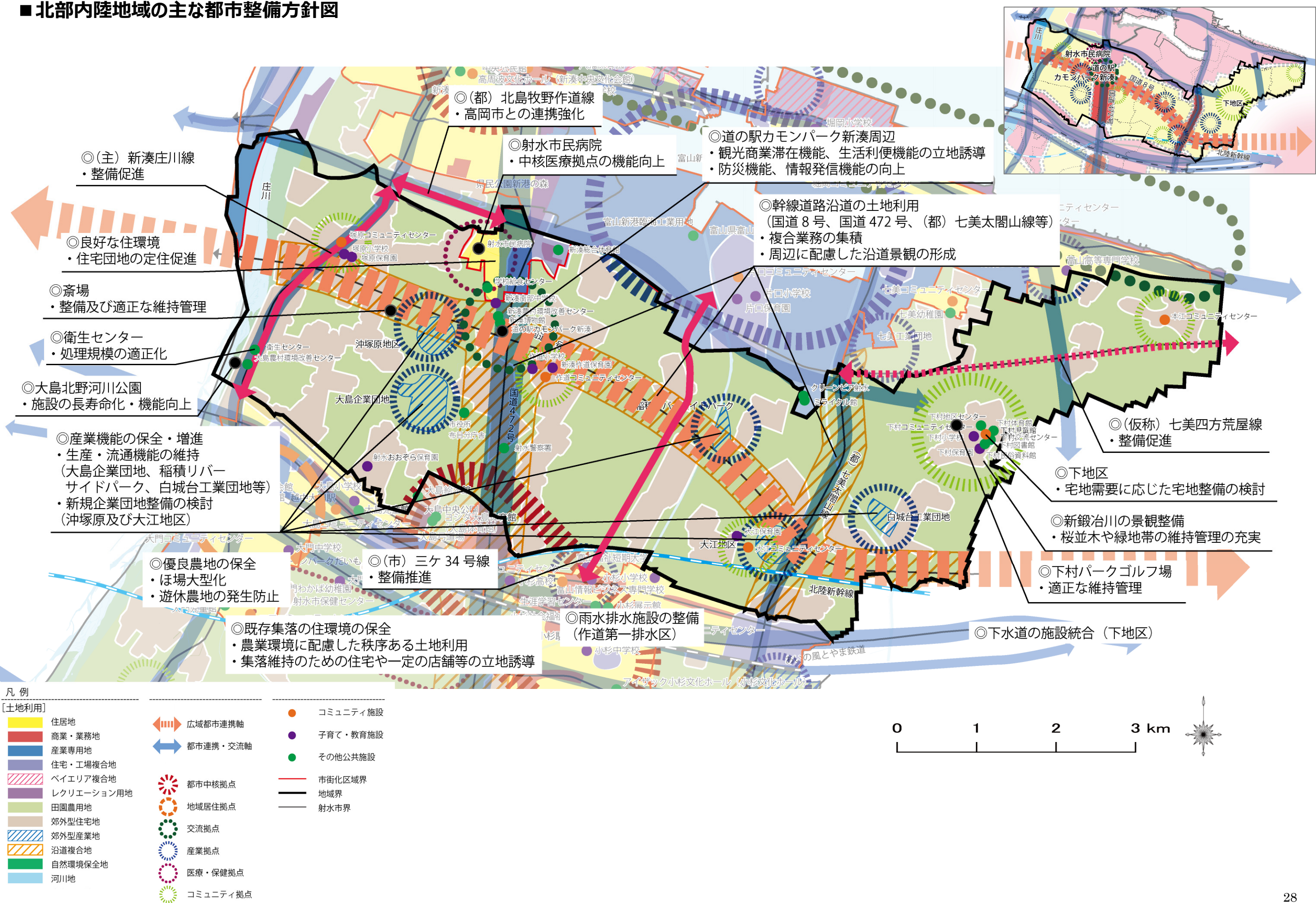
田園環境の中に集落が点在するという立地特性を踏まえて、農地の有する多面的機能の維持や排水路の整備・改良に努め、安全対策を進めます。

防災資機材の充実や、安全な避難経路の確保を進めるとともに、洪水・浸水被害の低減を図るため、庄川堤防の維持管理の充実を促進し、作道第一排水区等の低地住宅地における雨水排水施設の整備を推進します。

地形的に低平地なため、常時、機械排水が必要である射水平野の洪水調整を担う東部、西部及び中央排水機場の機能保全により、農地等の溢水被害対策を促進します。

地域での防災意識の向上、危機意識の共有を図るため、防災情報の共有、自主防災体制の充実を図るとともに、地域住民が主体となった防災訓練の実施を促進します。

■ 北部内陸地域の主な都市整備方針図



3. 南部内陸地域

3-1 地域の特性

(1) 地域の概況

南部内陸地域は、市の南部に位置する、小杉地域及び大門大島地域の市街化区域とその周辺からなる地域です。

小杉地域、大門大島地域は、商業施設等の生活利便施設のほか、各種公共施設が数多く立地し、市の都市機能の中核を担う市街地となっています。また、歴史的には、旧北陸道の交通の要衝であり、宿場町としても栄え、今も史跡が多く残り、当時の繁栄ぶりが垣間見られます。

また、富山県立大学をはじめ、富山福祉短期大学、片山学園初等科などの教育機関や、薬事総合研究開発センター、衛生研究所等の研究施設が多く立地しており、かねてから文教地区を形成している。

日本海側有数のニュータウンとして整備された太閤山地区は、入居開始から 50 年余りが経過し、急激な高齢化と人口減少が懸念されます。

小杉駅、越中大門駅周辺等の既存市街地では、都市施設の老朽化、人口減少による空き家等の増加が懸念され、駅周辺地区でのにぎわいや人々が集う環境づくりが求められています。

道路、公共交通での移動による地域住民の満足度は比較的高いですが、市内他地域や拠点施設との連絡の強化や歩きやすい歩道等の環境整備を求める声もあがっています。

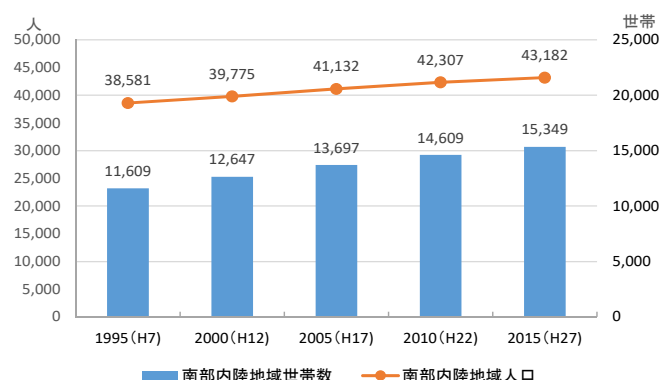
下条川周辺では、親水空間や歴史・文化的背景にちなんだ地域主体の行事が近年定期的に催されており、その活性化による新たなにぎわい創出や、活動の継承が求められています。

(2) 人口・世帯数の推移

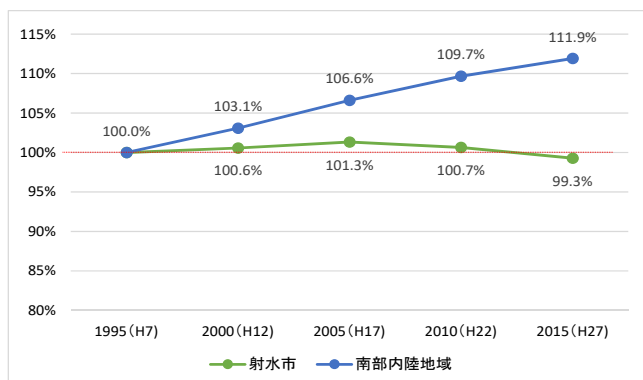
民間事業者による住宅団地やアパート等の開発も多く、4 地域の中で唯一人口の増加傾向が続いている地域ですが、市全体と同様に、人口構成は少子高齢化の傾向を示しています。

住宅団地、アパートの開発が進む地区では、市内外から人口の流入も多く、新旧住民の交流の促進が課題となっています。

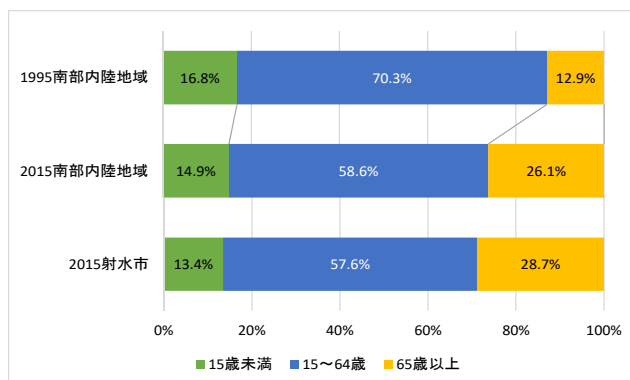
■人口・世帯数の推移



■人口推移 *1995 年(H7)を 100%とした場合の増減



■年齢別人口構成



資料：国勢調査

(3) 土地利用

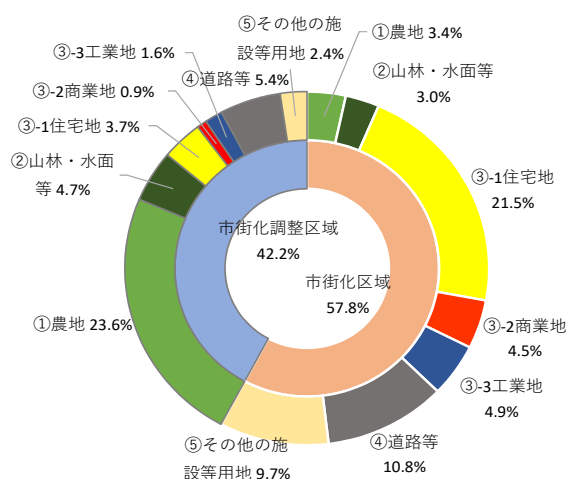
(主) 富山高岡線をはじめとする東西方向の都市連携・交流軸の沿道・沿線を中心に市街地が広がるとともに、大門大島地区及び太閤山地区では、駅周辺の市街地と連坦して、住宅地を中心とする市街地が形成されています。

市役所本庁舎をはじめとして、多様な公共公益施設が立地しています。

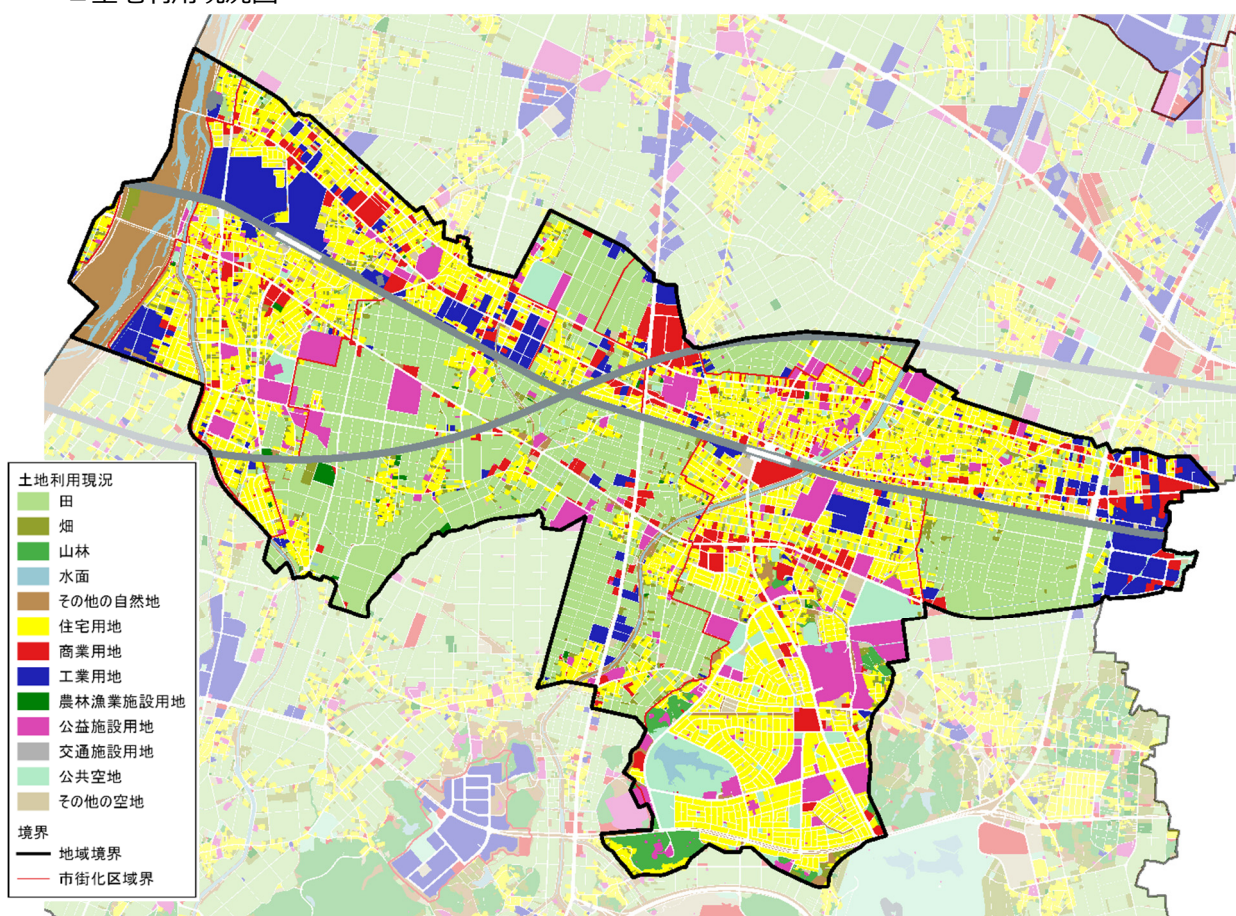
小杉駅周辺には高等教育機関や研究機関、歴史・文化資産が多く、文教地区としてのまちづくりが求められています。

近年、中村及び橋下条地区で、戸建て住宅団地、市役所本庁舎東側では大規模な複合用途の市街化区域編入がなされ、民間事業者による開発が進んでおり、良好な街並みの形成など、質の高い新市街地整備が求められています。

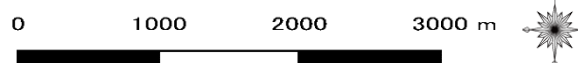
■地目別土地利用面積



■土地利用現況図



資料：射水市都市計画基礎調査（2018(H30)）



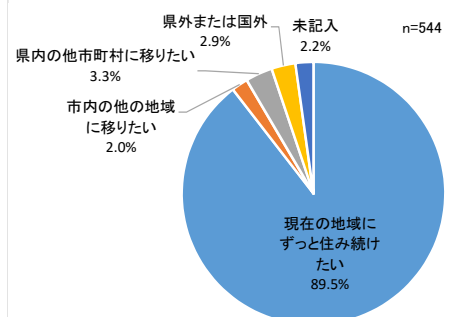
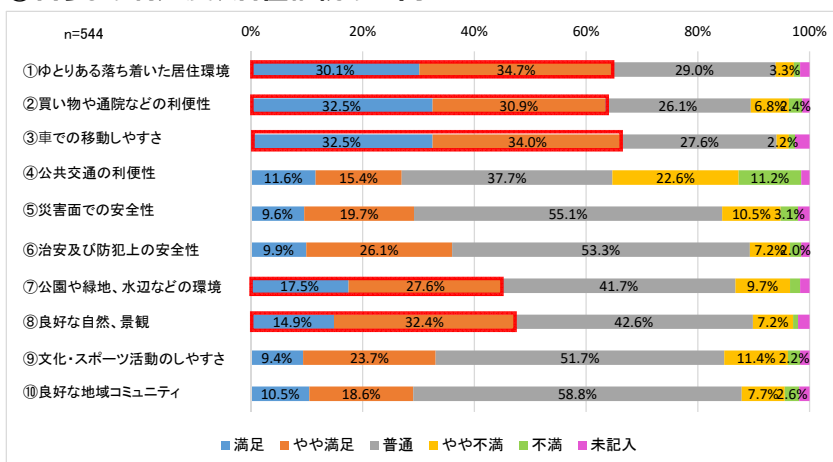
(4) 主な都市施設

【主な道路交通施設】 ・国道 472 号、(主)富山高岡線、(都)小杉北部線、(都)東老田高岡線、(主)新湊庄川線、(都)七美太閤山線、(主)串田新黒河線 等 ・あいの風とやま鉄道 (小杉駅、越中大門駅) 【主な公園・緑地】 ・大島中央公園、太閤山ランド、歌の森運動公園、薬勝寺池公園、薬勝寺池南公園、中山公園、太閤山第 7 号緑地、グリーンパークだいもん 等 【主な公共公益施設】 ・コミュニティセンター (大門、二口、大島、三ヶ、戸破、橋下条、太閤山、中太閤山、南太閤山) ・小学校 (大門、大島、小杉、太閤山、中太閤山)、中学校 (大門、小杉、小杉南)、大門高校、小杉高校、富山県立大学、片山学園初等科、富山福祉短期大学、富山情報ビジネス専門学校 ・保育園 (大門きらら、大島南部、小杉西部、大島つばさ、小杉東部、太閤山、千成、あいあい、杉の子)、幼稚園 (大門わかば、あおい、第三あおい)、太閤山あおい園、児童館 (大門、大島、太閤山)	【主な公共公益施設】 *続き ・市役所本庁舎、市役所大島分庁舎 ・保健センター、いみず市民交流プラザ、小杉ふれあいセンター、子ども子育て総合支援センター ・大門総合会館、大門地区センター、小杉地区センター、小杉文化ホール、中央図書館、大島絵本館、正力図書館、大門総合体育館、大島体育館、大島弓道場、小杉総合体育センター、小杉体育館、小杉展示館、竹内源造記念館、県農林水産総合技術センター木材研究所、県環境科学センター等、真生会富山病院、射水消防署 ・市営住宅 (大門、中村、赤井)、赤井特定公共賃貸住宅 【主な河川】 ・庄川、和田川、下条川 【その他の施設】 ・大島墓地
---	--

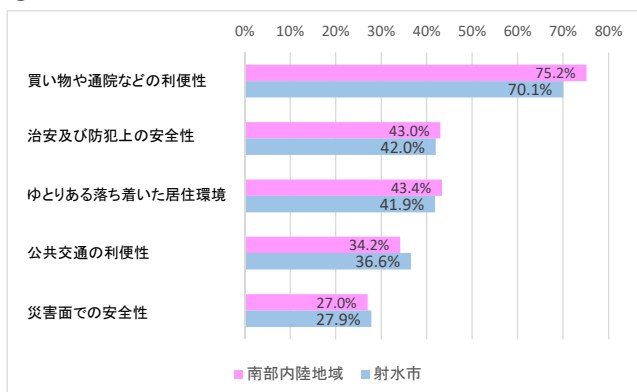
3-2 市民の意見 (アンケートの結果) [平成 29 年 11 月実施]

射水市に住む満 18 歳以上の方の中から 2,500 人を無作為に抽出し、無記名・郵送方式による配布・回収を行ったところ、1,149 人からの回答を得ました。その中で南部内陸地域の回答者数は 544 人であり、回答者全体の 47.3%でした。

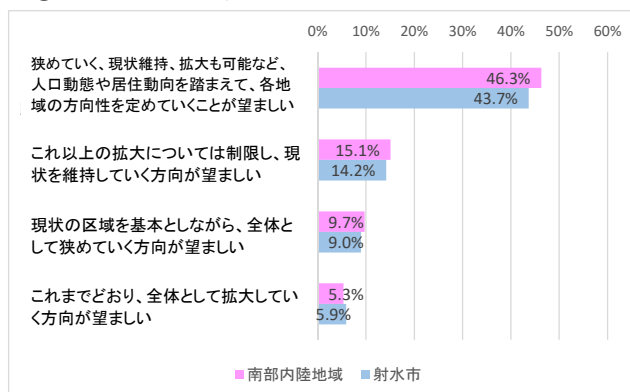
①暮らしの満足度、居住継続の意向



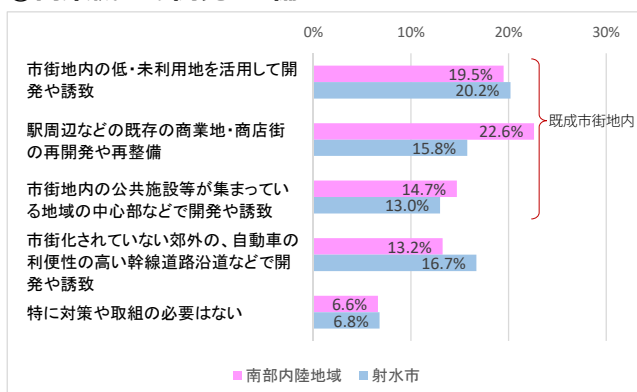
②居住環境として重視すること



③居住地域のあり方

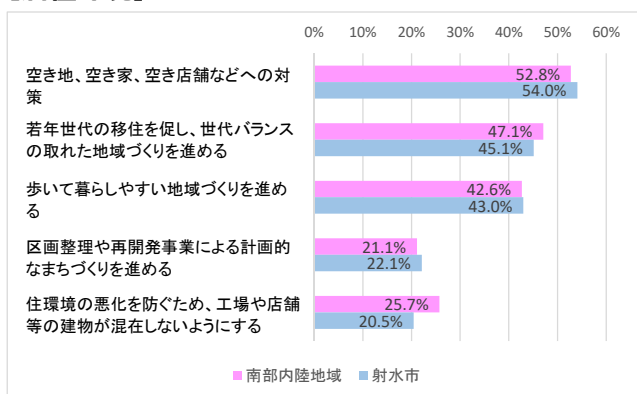


④商業機能の開発・整備

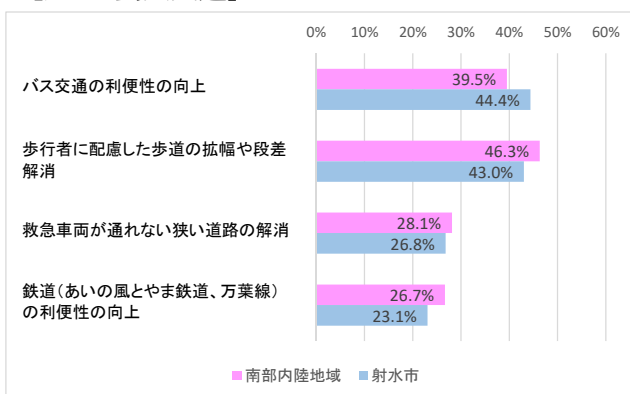


⑤地域のまちづくりに必要な取組

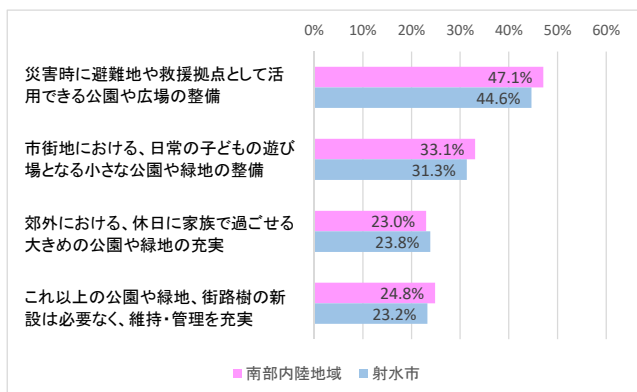
【居住環境】



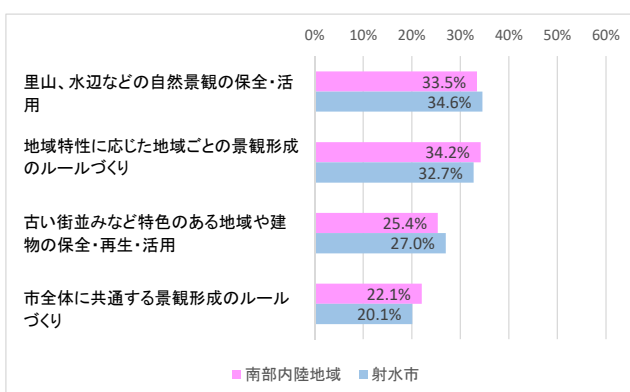
【道路・公共交通】



【公園緑地】

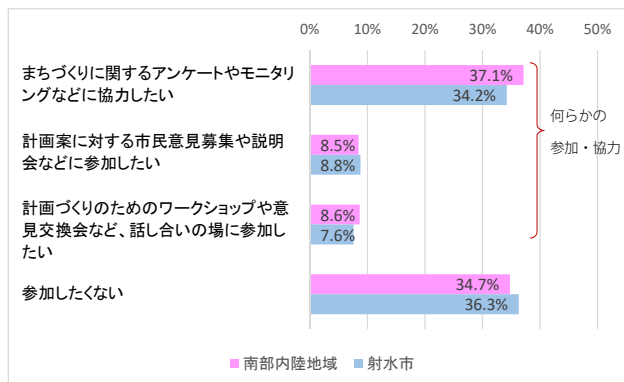


【景観・自然的・歴史的環境】

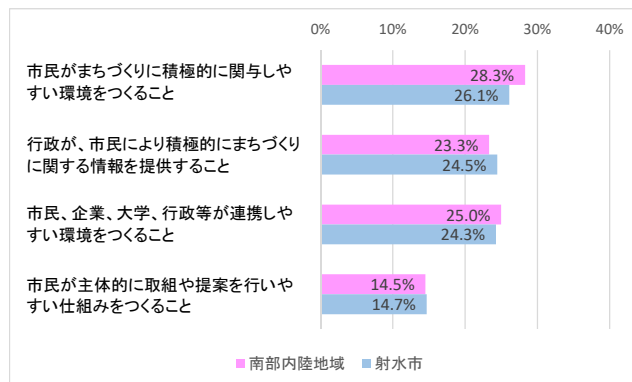


⑥まちづくりへの参加の意向等

【地域でのまちづくり活動への参加】



【協働のまちづくりを進めるために重要なこと】



【アンケート結果からの地域の特性】

- 暮らしの満足度について
 - ・居住環境、買い物・通院の利便性、車での移動、公園や自然等の環境に対する満足度が高く、居住継続の意向が約9割と高い。
- 地域における今後の重要な取組について
 - ・居住環境に関して、工場や店舗等が混在しないように求める声が他地域に比べて高い。
 - ・道路・公共交通に関して、歩行者に配慮した歩道等の整備を求める声が最も高く、他地域に比べても高い。
 - ・景観、自然的・歴史的環境に関して、地域特性に応じた地域ごとの景観形成のルールづくりを求める声が最も高い。

3-3 住民意見交換会での意見【令和元年7月～8月実施】

■都市中核拠点としての都市機能の集積やにぎわいの形成に関して

- 鉄道駅や公共施設周辺への生活利便施設・サービス機能の集積__駅周辺への日常店舗、医療・福祉、子育て施設等の立地誘導、市街化区域の見直しの検討
- 歩いて楽しい地域づくりの推進__既存商店街の活性化、駅周辺での商業機能の集積、駅北での再開発の促進、空き店舗等の活用促進（コーディネート機能の強化等）、文化・スポーツ施設の集客を活かしたにぎわいの創出、歩きやすい歩道の維持・改善、駐車場の確保
- 都市拠点にふさわしい景観形成__駅周辺の街並みの形成、文教ゾーンとしての魅力づくり、街並み形成ルールの検討
- 小杉駅の南北を一体的にとらえたにぎわい空間の形成__駅舎南北通路等の整備の検討、駅周辺での人々が集う環境づくり
- 国道472号、(都)七美太閤山線の沿道地域での適切な土地利用の誘導__利便機能や産業機能の立地誘導

■居住拠点としての安全性・利便性の維持・充実にに関して

- 居住地の良好な街並み形成__適正な土地・建物利用の誘導、住工混在地での調和
- 市街地内の空き家・空き地・空きスペース等の低・未利用物件の有効活用__窓口や情報提供の充実、低・未利用地の計画的な整備、区画整理の検討、市街地・集落周辺での定住の受け皿となる住宅地整備の検討
- 良好な住宅ストックの活用__住み替えの促進、公的住宅の有効活用
- 自然災害対策の充実__下条川・庄川・和田川の洪水対策、低地域域での雨水排水施設の維持管理・増強、避難防災空間の適正配置・充実、避難施設の充実

- 公共施設の集積を活かした生活利便機能の維持・充実__店舗等生活利便施設の維持・立地誘導、医療施設・高齢者用住宅の立地誘導

- 生活道路の改善整備__通学路等の安全対策、踏切の改善

■交通ネットワークの充実にに関して

- 鉄道・バス等の利便性の向上__バスの鉄道との連絡利便の向上、デマンド型交通や新たな交通手段の導入の検討、パーク＆ライドの促進、自転車を利用しやすい環境整備、駅舎・駅前広場の充実（大門駅のバリアフリー化）、万葉線の延伸
- 周辺地域との公共交通ネットワークの強化__公共交通による周辺地域や拠点施設との連絡の強化

■地域の魅力づくりにに関して

- 旧北陸街道筋での街並み形成、歴史・文化資産の活用__歴史を感じる建造物や歴史・文化資源を活かした街並みの保全・形成、歴史・文化イベントの継承・創出、情報発信・地域学習の充実
- 河川の親水環境の充実__下条川・庄川・和田川の水質及び水辺環境の向上、水辺空間の活用
- 公園緑地の維持管理__公園施設の改善、太閤山ランドの自然レクリエーション拠点としての充実維持・整備

■地域コミュニティの維持・充実にに関して

- コミュニティのまとまり・活動の活性化__交流・活動の場・機会の充実、世代間及び新旧住民間の交流の促進、担い手やリーダー人材の発掘・育成、独り暮らしの高齢者・外国人住民とのコミュニケーションの促進、高齢者組織の育成・居場所づくり、大学等文教施設との連携、地区公民館の活用促進、子育て施設とコミュニティ施設の連携、コミュニティ施設の改善（バリアフリー化等）、小規模町内会の統合の検討

3-4 地域の主要課題

① 都市機能の集積とにぎわいの形成

[鉄道駅や公共施設周辺への生活利便施設・サービス機能の集積]

- ・小杉駅及び越中大門駅周辺への日常店舗、医療・福祉、子育て施設等の立地誘導、居住動向等を踏まえた市街化区域の見直しの検討（意見交換会）

[歩いて楽しい地域づくりの推進]

- ・既存商店街の活性化、小杉駅及び越中大門駅周辺での商業機能の集積、小杉駅北での再開発の促進、空き店舗等の活用促進（コーディネート機能の強化等）、文化・スポーツ施設の集客を生かしたにぎわいの創出、歩きやすい歩道の維持・改善、駐車場の確保（意見交換会）

[都市拠点にふさわしい景観形成]

- ・小杉駅周辺の街並みの形成、文教ゾーンとしての魅力づくり、街並み形成ルールの検討（意見交換会）

[小杉駅の南北を一体的にとらえたにぎわい空間の形成]

- ・小杉駅舎南北通路等の整備の検討及び駅周辺に人々が集う環境づくり（意見交換会）

[国道 472 号、(都)七美太閤山線の沿道地域での適切な土地利用の誘導]

- ・利便機能や産業機能の立地誘導（意見交換会）

② 安全性・利便性の高い居住環境の維持・充実

[居住地の良好な居住環境及び街並みの形成]

- ・適正な土地・建物利用の誘導、住工混在地での調和（意見交換会）
- ・工場や店舗等が混在しないように求める声が他地域に比べて高い。（市民アンケート）

[市街地内の空き家・空き地・空きスペース等の低・未利用物件の有効活用]

- ・窓口や情報提供の充実、低・未利用地の計画的な整備、区画整理の検討、市街地・集落周辺での定住の受け皿となる住宅地整備の検討（意見交換会）

[良好な住宅ストックの活用]

- ・住み替えの促進、公的住宅の有効活用（意見交換会）

[自然災害対策の充実]

- ・庄川・和田川・下条川の洪水対策、低地域での雨水排水施設の維持管理・増強、避難防災空間の適正配置・充実、避難施設の充実（意見交換会）

[公共施設の集積を生かした生活利便機能の維持・充実]

- ・店舗等生活利便施設の維持・立地誘導、医療施設・高齢者用住宅の立地誘導（意見交換会）
- ・居住環境、買い物・通院の利便性、車での移動、公園や自然等の環境に対する満足度は高く、居住継続の意向が約 9 割と他地域に比べて高い。（市民アンケート）

[生活道路の改善整備]

- ・通学路等の安全対策、踏切の改善（意見交換会）
- ・歩行者に配慮した歩道等の整備を求める声が他地域に比べて高い。（市民アンケート）

③ 道路・公共交通ネットワークの強化

[鉄道・バス等の利便性の向上]

- ・バスの鉄道との連絡利便の向上、デマンド型交通や新たな交通手段の導入の検討、パーク＆ライドの促進、自転車を利用しやすい環境整備、駅舎・駅前広場の充実（越中大門駅のバリアフリー化）、万葉線の新高岡駅及び小杉駅への延伸の検討（意見交換会）

[周辺地域との公共交通ネットワークの強化]

- ・公共交通による周辺地域や拠点施設との連絡の強化（意見交換会）

④ 地域の豊かな歴史・文化、自然環境の保全と活用

[旧北陸道沿いでの街並み形成、歴史・文化資産の活用]

- ・歴史を感じる建造物や歴史・文化資源を生かした街並みの保全・形成、歴史・文化イベントの継承・創出、情報発信・地域学習の充実（意見交換会）
- ・地域特性に応じた景観形成のルールづくりを求める声が高い。（市民アンケート）

[河川の親水環境の充実]

- ・下条川・庄川・和田川の水質及び水辺環境の向上、水辺空間の活用（意見交換会）

[公園緑地の維持管理]

- ・公園施設の改善、太閤山ランドの自然レクリエーション拠点としての充実維持・整備（意見交換会）

⑤ 地域コミュニティの維持・充実

[コミュニティのまとまり・活動の活性化]

- ・交流・活動の場・機会の充実、世代間及び新旧住民間の交流の促進、担い手やリーダー人材の発掘・育成、独り暮らしの高齢者・外国人住民とのコミュニケーションの促進、高齢者組織の育成・居場所づくり、大学等文教施設との連携、地区公民館の活用促進、子育て施設とコミュニティ施設の連携、コミュニティ施設の改善（バリアフリー化等）、小規模町内会の統合の検討（意見交換会）

3-5 地域の方向性

文教、学術、交通、多様な都市機能が集積し、
にぎわいあふれる、暮らしやすいまち

1. 公共交通や生活利便機能の充実により、快適で利便性の高い暮らしやすいまちづくり

利便性の高い交通環境や医療・福祉、買物等の生活利便施設の維持・充実を図り、暮らしやすい環境の創出に努めます。また、都市中核拠点をはじめとした多くの拠点が集積する地域として、各拠点をつなぐ公共交通の充実、歩道の充実、身近な店舗等の立地誘導等により、歩いて快適なまちづくりを推進します。

2. 高等教育機関や研究機関等との連携を通じて、新たな活力を育むまちづくり

市内に立地する高等教育機関や研究機関等との連携を通じ、研究者・学生、事業者等と行政と連携し、地場産業の強化、新たな産業の創出等の学術のまちづくりに向けた取組など、新たな活力を育むまちづくりを推進します。

3. 都市機能の集積を生かし、人々の多様な交流を促すまちづくり

居住、商業、交通、公益、文教等の都市機能と、豊かな水、緑の環境及び歴史・文化資産等の集積を生かし、人々の多様な交流を促し、まちににぎわいがあふれるまちづくりを推進します。

3-6 都市整備の方針

(1) 土地利用

【住居地】

戸建て住宅が中心の住宅地においては、地区の特性に応じた、良好な住環境の確保に努めます。

市街化区域の残存農地等の低・未利用地については、用途地域に基づき宅地化を誘導し、適正な土地利用規制を促進します。

市街地の空き家・空き地・空き部屋等の低・未利用物件については、移住・定住の受け皿として宅地活用や流通促進の検討、市内外の若者等のシェアハウスなどの活用、サロンや集会場等地域の憩いや集いの場としての活用を促進します。

住宅地開発が進む地区においては、ゆとりと落ち着きのある良好な住宅地の形成を誘導するため、地区計画等のまちづくりルールを導入を検討します。

小杉駅周辺の住宅地においては、商業・業務施設との調和に留意しながら、中高所得者向け賃貸・分譲マンションなどの集合住宅の立地を誘導し、適度な密度を保ち、良好な住環境の整備・維持を図ります。また、通勤・通学など、人が多く集まる特性を生かせる利便施設の集積を促進します。

地域居住拠点である太閤山地区の住宅地においては、居住誘導を進める区域として、戸建て街区や集合住宅街区の住環境の充実を図り、日常生活において必要な生活利便施設等の都市機能の誘導や充実を促進する制度等の検討を進めます。今後、少子高齢化の進展や空き家・空き地等の増加が見込まれることから、大学等との連携による地域づくりなどについて研究・検討しながら、将来にわたって住み続けられるまちづくりを推進するため、団地再生計画の策定に取り組みます。



太閤山団地

越中大門駅周辺地区の住宅地においては、鉄道駅の利便性を生かす戸建て住宅や集合住宅が主体の地域居住拠点として、住環境の充実を図るとともに、周辺の子育て施設をはじめ、福祉や保健施設等の機能集積を生かしながら、利便性の向上を促進します。

【商業・業務地】

市役所本庁舎周辺の商業・業務地においては、都市中核拠点として周辺の居住環境及び農業環境との調和に配慮しながら、地域の生活利便性の向上、産業の振興、交流の促進等に資する多様な都市機能の集積誘導を促進します。

小杉駅周辺の商店街等の古くから店舗や生活利便施設が立地する区域については、これまでの商業・業務機能の立地を生かしながら、リノベーション等による魅力向上を図り、機能の維持を促進します。ソサエティ5.0社会において、IoTやAI等の普及に伴い大きな敷地や施設を必要としない新たな産業活動やサテライトオフィス、シェアオフィスなど事業活動の場の形成を検討します。



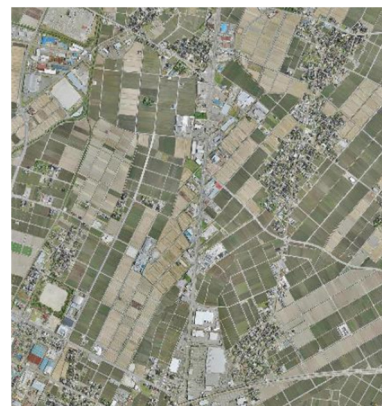
小杉駅周辺の商業・業務地

また、民間活力導入も視野に入れた再開発事業等を促進し、商業・業務・宿泊機能の集積と高度利用、日常店舗や医療・高齢者福祉、子育て関連等の生活利便施設の立地誘導を促進します。

越中大門駅の周辺で商業施設が集積する区域については、公共交通の利便性の向上と合わせ、生活利便施設の立地誘導を促進します。

(主)富山高岡線沿道、(都)東老田高岡線等の市街地中心部の主要道路沿道の商業施設がまとまって立地する区域の周辺については、利便性が高く魅力的な商業・サービス施設の立地誘導を促進します。

都市連携軸の(都)東老田高岡線の周辺部において、既存の保健施設や民間総合病院を中心に医療・福祉施設の立地誘導を促進し、市南部における医療福祉の核として機能向上と、とやま呉西圏域での病院連携の強化、ICTを活用した安定的な医療提供等、地域医療及び介護・福祉サービスの充実を促進します。



本開発周辺の複合エリア開発

【住宅・工業複合地】

幹線道路沿道や鉄道沿線の住宅・工業複合地においては、土地利用規制等の適正な運用を図り、工場等については、周辺の居住環境に配慮した土地利用を進めます。

【沿道複合地】

国道472号沿道においては、道路交通利便性を生かし、東海北陸自動車道の全線4車線化を視野にいれ、商工業や流通業務等の産業機能の配置を検討します。また、市役所本庁舎周辺から道の駅カモンパーク新湊周辺までの沿道周辺部については、市の南北をつなぐ重要な区域として、広域から人を呼び込み、新たなにぎわいと活力の創出に資する施設の立地誘導を促進し、良好な市街地形成を推進します。

市内各所からの交通の利便性に優れ、市域のほぼ中央部に位置する本庁舎周辺部には、多様な市民ニーズに応え、広域的利活用もできる公共的な施設の立地誘導の可能性を検討します。

【郊外型住宅地】

集落等においては、良好な住環境の保全・整備を図るため、周辺地域の自然環境との調和に留意した秩序ある土地利用を促進します。

住宅地の開発や都市的土地利用の進む地区の周辺において、移住・定住の受け皿として、また、都市の持続性や活力維持に必要な住宅や一定の店舗等の立地誘導が必要な地区として、地区計画制度等を利用した整備等の検討を進めます。

【田園農用地】

良好な農業環境の保全を図るため、優良農地の維持管理、大区画ほ場整備による農業基盤の集積及び高度化等の整備を促進し、遊休農地の発生防止に努め、生産年齢人口の減少に対応した、スマート農業の導入を促進します。

また、豊かな地域資源を活用し、射水ブランドとして新たな付加価値を生み出すため、えだまめ等の高収益作物の作付を促進し、地域産業の活性化を図ります。

【郊外型産業地】

産業地については、郊外型産業地として、周辺の農業・自然環境との調和に留意しながら、生産・流通・商業機能等の維持・増進を図り、東海北陸自動車道の全線4車線化を見込み、既存企業団地の拡張整備の検討を進めます。

また、IoT や AI 等のテクノロジーの発展に伴う産業構造の変化に対応した市内産業の活力維持・向上に寄与する基盤整備を促進します。

【河川地】

豊かな自然を有する庄川、下条川等の水辺については、自然環境の保全及び防災対策の充実を図りながら、人々が集いにぎわい憩える空間として、適正な利活用を促進します。特に下条川については、射水ベイエリアと陸の玄関口である小杉駅周辺の連携が可能となる水上観光ルートの確保についても検討を進めます。

（２）交通

①道路網

【幹線道路】

本市の東西の主要な幹線道路である（都）東老田高岡線、（主）富山高岡線については、都市中核拠点をはじめとする市内各拠点と富山市・高岡市とも連携する都市連携・交流軸として、機能の維持・充実を図ります。

市域全体の連携を強化する環状道路網を形成する幹線道路の（都）七美太閤山線の適正な維持管理と、（都）二口北野線の整備を促進します。

市の中央部を南北に縦断する国道 472 号については、市域全体の連携を強化する重要な幹線道路として、機能の維持・充実を促進します。

【その他の道路】

主要な生活道路の整備・改善として、通学路等を中心に、歩行者空間の整備、歩道の段差解消、交通安全施設の整備等を推進します。

既成市街地内の狭あい道路については、災害時における避難路の確保や消防・救急活動の円滑化、日照・通風等の住環境の向上のため、拡幅整備を推進します。

小島踏切等の幅員の狭い踏切道については、歩行者の安全性を確保するため、歩道新設、歩道拡幅、車道拡幅等の改良を進めます。

越中大門駅への南北アクセス向上に向け、駅前広場及び（都）駅前線等、駅周辺の道路整備を推進します。

②公共交通

地域内には駅や行政機関、商業施設及び医療機関等が集積していることから、新たな環状路線の設定を検討する等、地域住民の日常生活に必要な移動の確保のため、路線バスやコミュニティバス等によるサービスの維持・向上を図るとともに、自動運転技術等の発達による新たな移動手段の導入を検討します。



コミュニティバス

本市の陸の玄関口である小杉駅については、鉄道や路線バス、コミュニティバス等の公共交通ターミナルとしての機能強化を図り、射水市民病院やクロスベイ新湊、太閤山地区等とのネットワーク強化を推進し、観光資源が豊富な射水ベイエリア周辺等との連絡利便を高める取組を進めます。また、市街地の連続性や公共交通の利便性向上、バリアフリーやユニバーサルデザイン等の観点から、周辺エリアとのシームレスな移動空間の整備・維持に努めます。将来に向けて、南北一体的な土地利用の促進を図るため、駅の橋上化等を含めた様々な手法について検討します。



小杉駅舎

越中大門駅については、鉄道とコミュニティバス等との公共交通の乗継機能の強化を図り、射水市民病院やクロスベイ新湊等とのネットワーク強化を推進します。また、駅南側については、（都）駅前線の道路拡幅や駅前広場の整備によるアクセスや乗入れの向上を図り、駅北側からの利便性向上を検討します。さらには、エレベーター設置を検討するなど、バリアフリー、ユニバーサルデザインの観点に基づく環境整備に努めます。

③その他の交通施設

パーク・アンド・ライドやサイクル・アンド・ライドを促進するため、駅周辺での駐車場や駐輪場の整備誘導を進めます。

また、小杉駅周辺エリアで、河川等の水辺や歴史・文化資源等とも連携したシェアサイクル等の導入を検討し、魅力的な歩行者・自転車のネットワーク形成を図ります。

（３）生活環境

①公園・緑地

地域内の既存公園は、施設の長寿命化、バリアフリー化及び防犯対策等に留意した機能の向上を図り、公園規模に応じて、遊具・トイレ等の公園施設の整理統合を推進します。また、小規模な公園については、地域での利用状況や周辺環境等に留意して、機能変更、再配置及び統合の検討を進めます。

薬勝寺池公園、歌の森運動公園、グリーンパークだいもん、大島中央公園は、市民が安心して、憩いや交流、レジャーを楽しむことができる場として、施設機能の維持・充実やバリアフリー化等を推進します。また、公園を含め、周辺部の魅力向上のため、民間活力を導入した公園施設の利活用・整備を推進します。

地域防災計画に緊急避難場所として位置づけられている公園は、災害時において避難者を収容し、避難所として活用するため、必要な便益施設の維持・整備に努め、防災機能の確保を図ります。

下条川、庄川、和田川等の河川については、水辺環境の保全を図るとともに、ウォーキングコースや桜並木など、身近な憩い空間としての活用を促進します。



下条川

②その他の生活環境施設

下水道施設については、農村集落排水処理施設を流域下水道に編入するなど、効率的な運営を視野に入れ、施設の廃止や老朽施設の長寿命化等による適正管理及び改良整備を推進します。また、太閤山浄化センター廃止に伴い発生する跡地について、周辺を含めた利活用の検討を進めます。

市営住宅については、県営住宅の用途変更や大規模改修等の動向も視野に入れ、居住性の向上、バリアフリー等に配慮した施設の長寿命化や管理戸数の適正化や地域バランスを考慮した再配置等の検討を進めます。

（４）都市空間

小杉駅及び市役所本庁舎周辺の都市中核拠点、越中大門駅周辺及び太閤山地区の居住拠点においては、歩行者空間の確保・充実を図り、歩いて暮らせる・歩いて楽しい地域づくりを推進するとともに、多くの人が訪れ、利用する道路については、デザイン性の高い街灯の設置や防災・減災と景観の観点から無電柱化等の検討を進めます。

特に、本市における交通の重要な拠点である小杉駅周辺及び越中大門駅周辺では、誰もが安全で快適な利用を可能とするため、バリアフリーやユニバーサルデザイン等の観点に基づいた整備・充実を促進します。

旧北陸道沿いにおいては、伝統や歴史的風情を感じる街並み景観の保全・活用を図ります。景観保全の具体的なルールや支援の充実に向けて、景観計画、地区計画や住民協定等の規制誘導方策の活用を検討します。



旧北陸道の街並み

国道 472 号沿道等の幹線道路においては、周辺との調和に配慮した沿道景観を形成するため、地区計画や建築協定等の規制誘導方策の活用を促進します。

下条川、庄川、和田川等の河川の良い水辺景観の形成を図ります。

高等教育機関や研究機関が集積する利点を生かし、産学官連携の地域づくりを促進します。また、富山県立大学周辺部では、市内に多く立地する高等教育機関や薬事総合研究開発センター、衛生研究所等の研究機関を核として、医療品や材料技術などのものづくりや低炭素・循環・自然共生型社会に向けた学術などに関わる人材育成、新たな事業施設の立地など、学術と未来産業創造の拠点形成を促進します。太閤山地区における団地再生計画においては、スマートシティの取組についても研究します。

（５）防災

防災資機材の充実、安全な避難路の確保を進めるとともに、洪水・浸水被害の低減を図るため、庄川沿いにおいては、和田川合流部の護岸の保全・管理等の充実や枇杷首、小島排水区等の低地住宅地における雨水排水施設の整備を推進します。

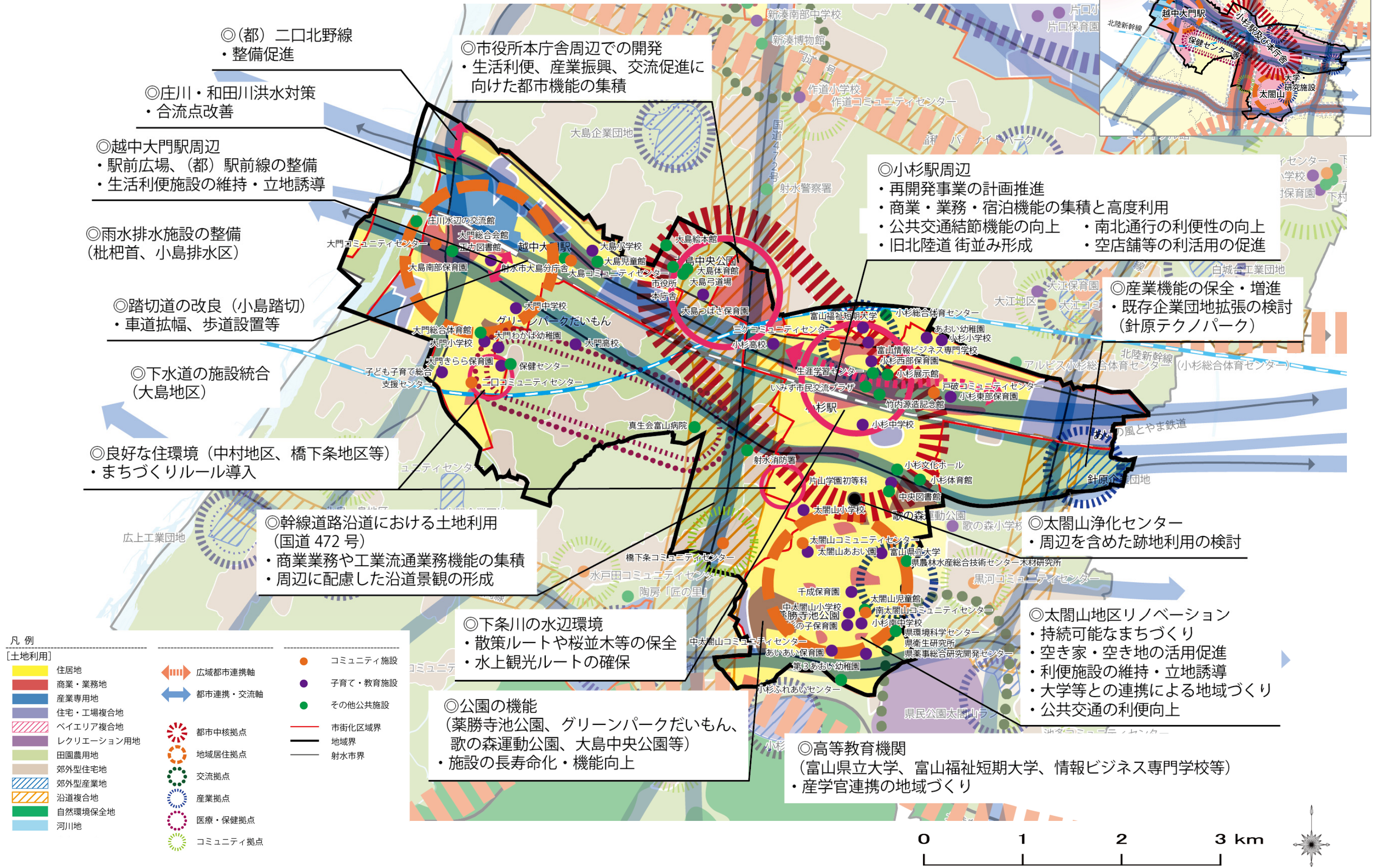
集落内の排水不良地域においては、排水路の整備・改良に努め、安全対策を進めます。

地域での防災意識の向上、危機意識の共有を図るため、防災情報の共有、自主防災体制の充実を図るとともに、地域住民が主体となった防災訓練の実施を促進します。



用水路・排水路

■ 南部内陸地域の主な都市整備方針図



4. 南部丘陵側地域

4-1 地域の現状

(1) 地域の特徴

南部丘陵側地域は、市の南部に位置し、庄川右岸の低地部には田園、南東部には山林や丘陵地が広がり、その中に集落等が点在する、豊かな自然環境を有する地域です。地域の最南部の丘陵地の一部は、都市計画区域外であり、残る都市計画区域内は、ほぼ全域が市街化調整区域となっています。

南部丘陵地を中心に広がる里山環境は、良好な自然環境が残っており、今後も適切な維持管理による保全及び学習・体験の場としての活用が求められています。また、丘陵地周辺では、縄文期の古墳群や、室跡等の遺跡が多く発掘されており、古くから人々の生活を支えてきた地域であることが分かっています。

地域内には、小杉 IC（北陸自動車道）、国道 472 号、（主）高岡小杉線等の広域的な幹線道路が配され、交通アクセスの利便性を生かした小杉流通業務団地や大門企業団地、小杉インターパーク等の産業立地を進めてきました。その結果、他地域に比べ運輸、倉庫などの流通系の事業者が多く立地しており、近年でも、全国展開している倉庫型大規模集客施設や、流通業務倉庫が立地しました。また、地域の東部には交流・レクリエーションの拠点である県民公園太閤山ランドが立地しています。

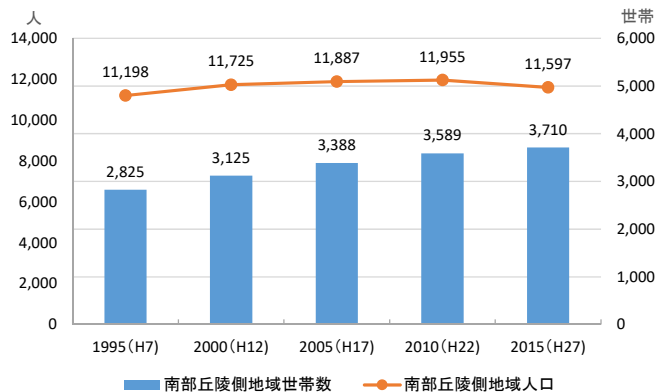
道路及び公共交通の面で、地域住民の満足度は低く、歩道の拡幅や段差解消、コミュニティバスの利便性の向上が求められています。

(2) 人口・世帯数の推移

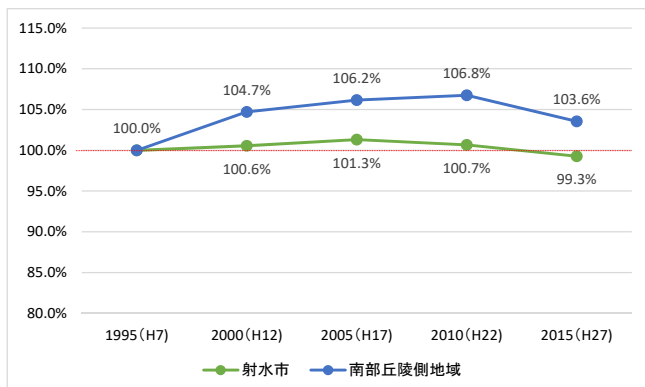
1995 年（H7）以降、人口・世帯数ともに増加傾向にありましたが、人口は 2010 年（H22）をピークに減少に転じています。

社会全体として人口減少傾向が続くと予想される中、既存集落や山間地が中心の本地域において、地域のコミュニティや活力を維持していくための、定住人口の維持・増加の対策が求められています。

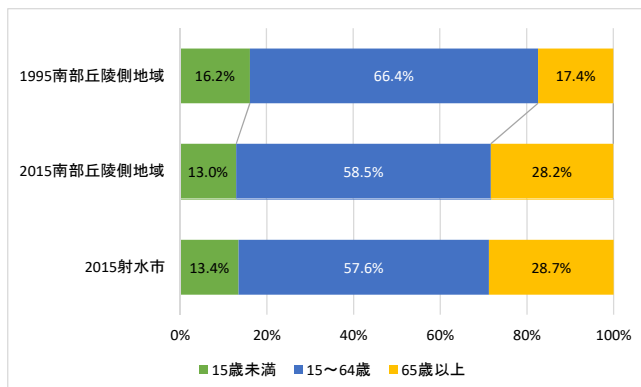
■人口・世帯数の推移



■人口推移 *1995 年(H7)を 100%とした場合の増減



■年齢別人口構成



資料：国勢調査

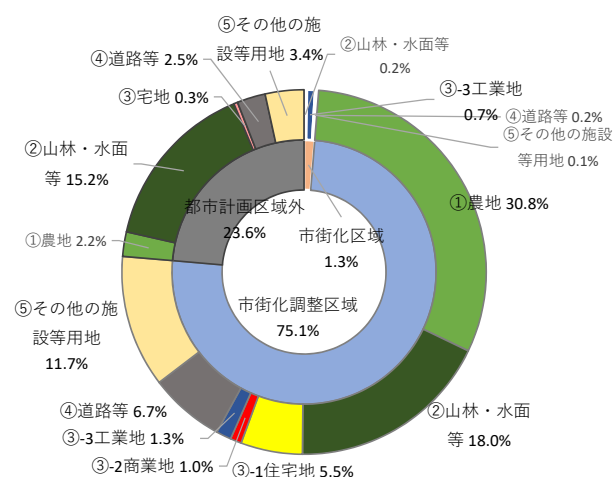
(3) 土地利用

幹線道路沿いやインターチェンジ周辺では、交通利便性を生かした工業団地、商業施設、流通業務施設、コールセンター等の立地による比較的大規模な土地利用が進んでいます。

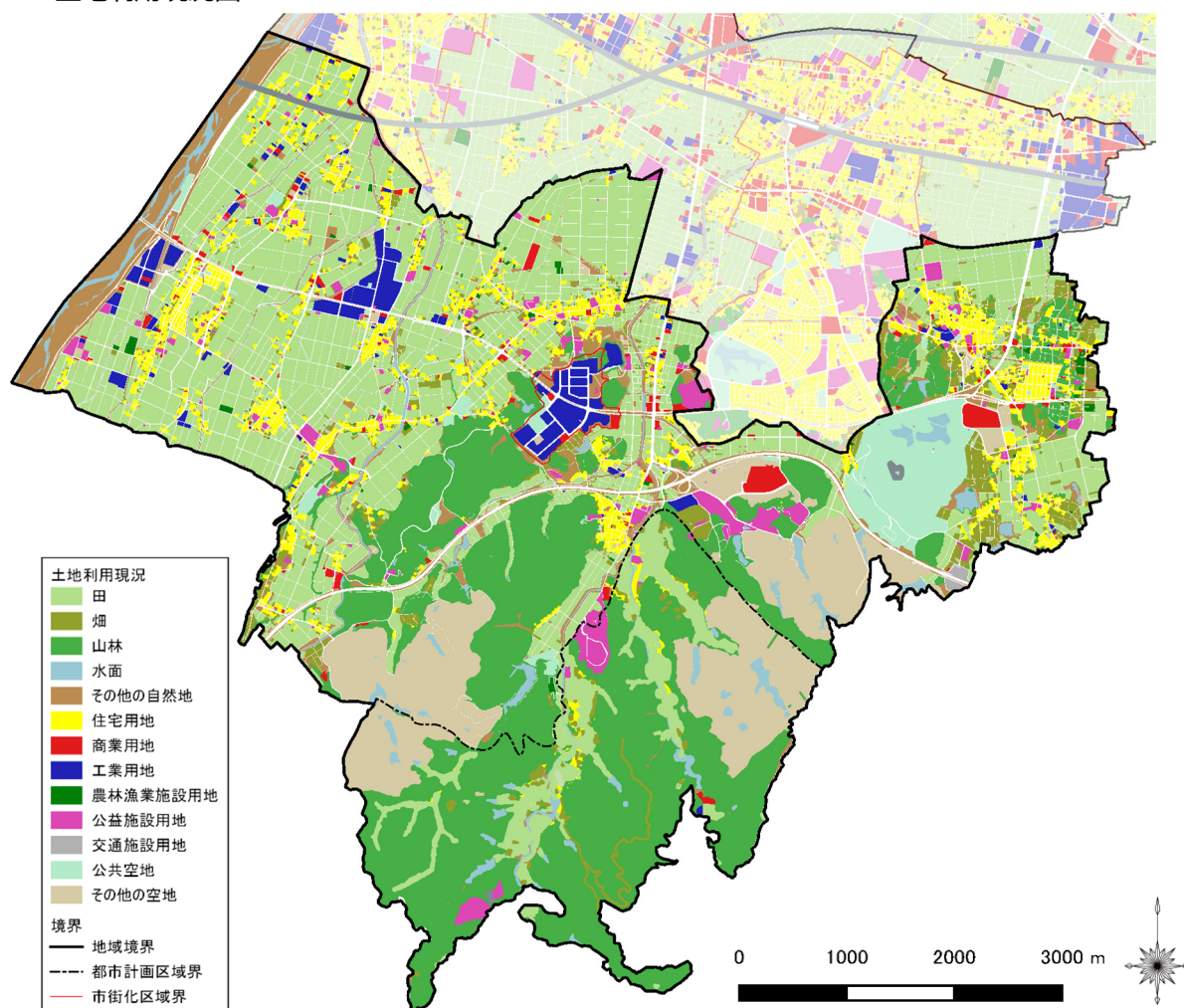
地域の東部から南部にかけて、県民公園太閤山ランドやゴルフ場など、大規模なレクリエーション施設が立地しています。

地域の西部から北部にかけては良好な農地が広がっており、農業振興のエリアとして、大区画ほ場整備等による農業基盤の高度化及び集積が求められています。

■地目別土地利用面積



■土地利用現況図



資料：射水市都市計画基礎調査（2018(H30)）等

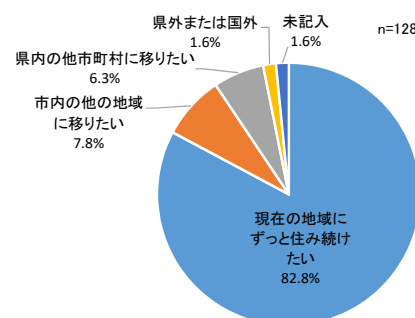
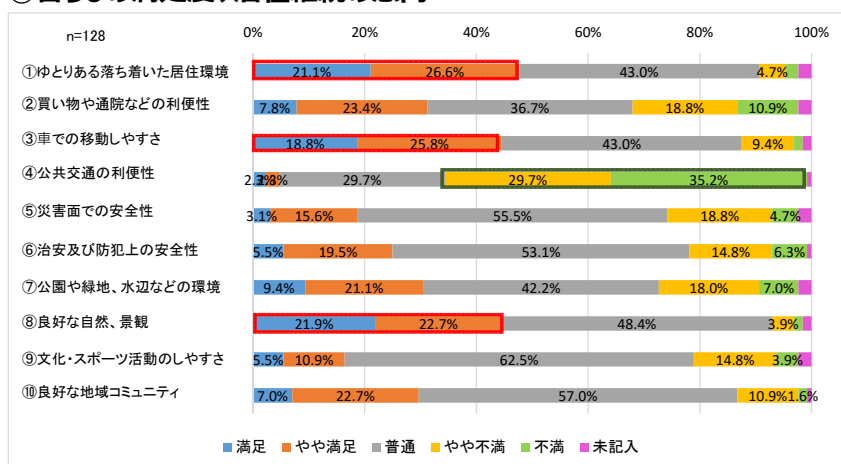
(4) 主な都市施設

【主な道路交通施設】 ・北陸自動車道（小杉 IC）、国道 472 号、（主）高岡小杉線、（主）新湊庄川線、（主）小杉婦中線、（一）小杉吉谷線 等 【主な公園・緑地】 ・太閤山ランド、パークゴルフ南郷 等 【主な公共公益施設】 ・コミュニティセンター（浅井、水戸田、櫛田、金山、黒河、池多）	【主な公共公益施設】*続き ・小学校（金山、歌の森） ・保育園（水戸田、金山、池多、黒河） ・大門コミュニティセントリー、大門農村環境改善センター、陶房「匠の里」 【主な河川】 ・庄川、和田川、下条川 【その他の施設】 ・南郷霊園、太閤山公園墓苑、野手埋立処分所
---	--

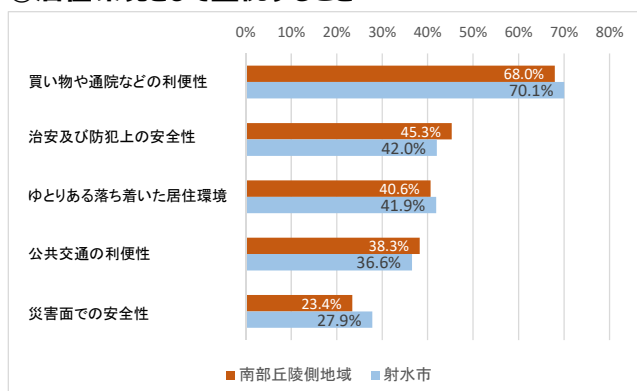
4-2 市民の意見（アンケートの結果）〔平成 29 年 11 月実施〕

射水市に住む満 18 歳以上の方の中から 2,500 人を無作為に抽出し、無記名・郵送方式による配布・回収を行ったところ、1,149 人からの回答を得ました。その中で南部丘陵側地域の回答者数は 128 人であり、回答者全体の 11.1%でした。

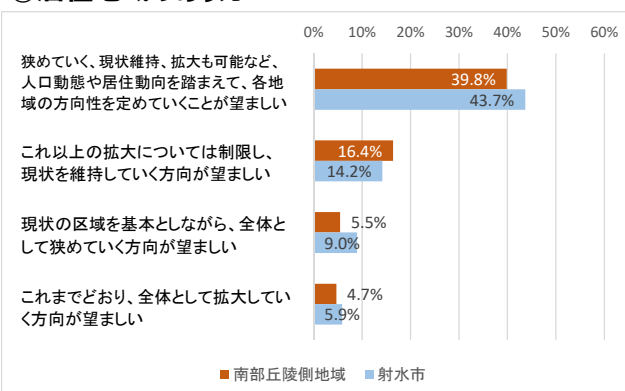
①暮らしの満足度、居住継続の意向



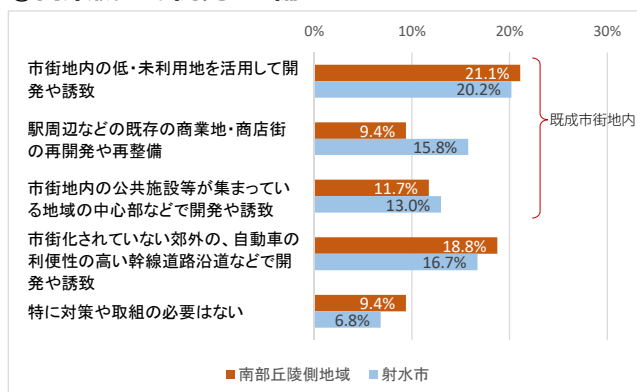
②居住環境として重視すること



③居住地域のあり方

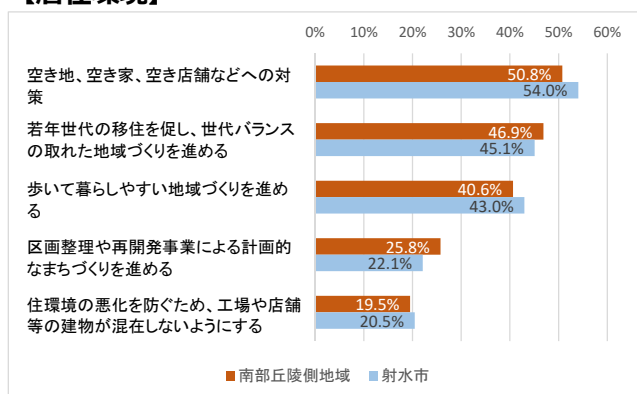


④商業機能の開発・整備

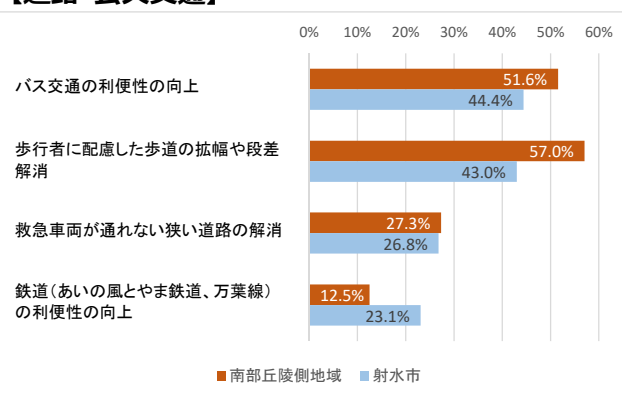


⑤地域のまちづくりに必要な取組

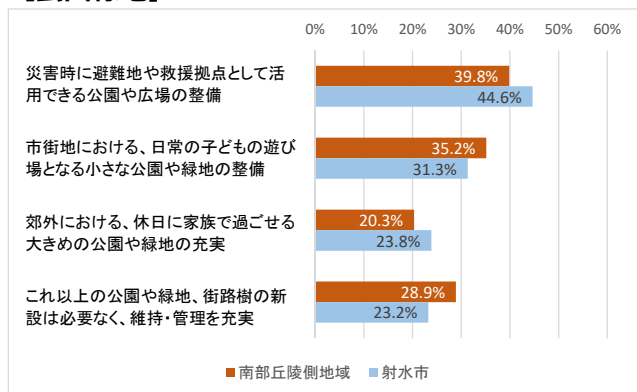
【居住環境】



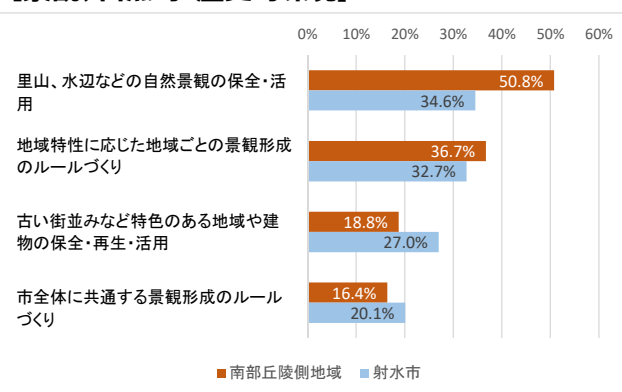
【道路・公共交通】



【公園緑地】

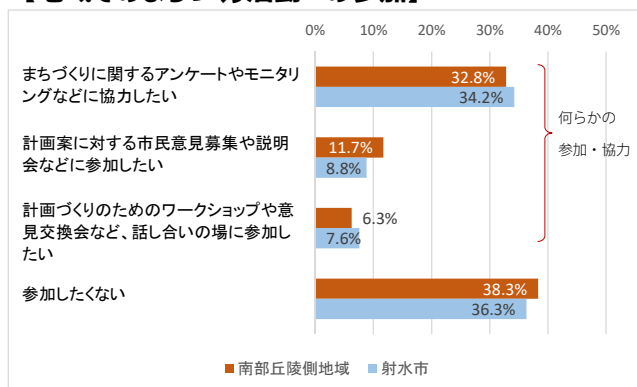


【景観、自然的・歴史的環境】

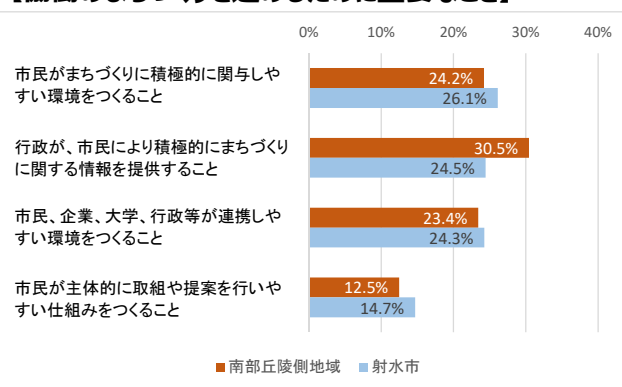


⑥まちづくりへの参加の意向等

【地域でのまちづくり活動への参加】



【協働のまちづくりを進めるために重要なこと】



【アンケート結果からの地域の特性】

- 暮らしの満足度について
 - ・公共交通の利便性に不満を感じる声は約6割を超える高い水準となっている。
- 地域における今後の重要な取組について
 - ・道路・公共交通に関して、歩行者に配慮した歩道等の整備と、バス交通の利便性の向上を求める声が高く、両方とも他地域よりも高くなっている。
 - ・公園緑地に関して、日常の子どもの遊び場となる比較的小さな公園や緑地の充実を求める声と、新設ではなく維持管理を求める声が、他地域に比べて高い。
 - ・景観、自然的・歴史的環境に関して、里山、水辺などの自然景観の保全・活用を求める声が約5割を超える高い水準である。また、田畑などの田園風景の保全・活用を求める声も、他地域に比べて高い。

4-3 住民意見交換会での意見【令和元年7月実施】

■良好な居住環境の保全に関して

- 集落や開発住宅地の良好な居住環境の保全__良好な居住環境・街並みの保全・創出、定住の受け皿のための集落周辺での住宅地開発の検討
- 空き家・空き地等の有効活用__管理の充実、有効活用の促進
- 山間地の災害危険区域における対策の充実__山間部の土砂災害警戒区域における対策の充実
- 災害対策の充実__最寄りの避難施設の確保、地すべり・急傾斜地等の危険箇所の改善／情報共有による害獣対策の強化
- 生活道路や用水路等の安全対策__危険箇所の改善、歩道整備

■豊かな自然環境、良好な農業環境の保全・活用に関して

- 南部丘陵地に広がる良好な里山環境・自然景観の保全・活用__自然学習や農業体験の場としての活用、不法投棄の防止、希少動植物の保護、不法投棄の防止
- 良好な環境資源の維持・整備__太閤山ランドの自然レクリエーション拠点としての充実、庄川・和田川やため池等の水辺環境の保全、身近な憩い空間としての活用

- 優良農地の保全__営農規模の拡大、担い手確保・育成、休耕地の貸出等による活用促進

■生活利便性の維持・向上に関して

- 買物利便性の向上__身近な日常店舗等の維持・立地誘導、移動販売車の誘致等
- 公共交通の充実__コミュニティバスの利便性の向上、デマンド型交通の導入の検討
- 都市連携軸・交流軸の整備

■IC周辺や幹線道路沿道等の土地利用に関して

- 国道472号、(主)高岡小杉線沿道における適切な誘導__利便機能や産業機能の立地誘導、周辺との調和に配慮した沿道景観の形成、企業用地の適切な管理

■地域コミュニティの維持・充実にに関して

- コミュニティのまとまり・活動の活性化__担い手の確保、負担軽減、新旧住民の交流促進、独り暮らしの高齢者の支え合い活動の充実、高齢者の集う機会の創出、小規模町内会の統合の検討

4-4 地域の主要課題

① 集落、開発住宅地での良好な居住環境の保全

[集落や開発住宅地の良好な居住環境の保全]

- ・良好な居住環境・街並みの保全・創出、定住の受け皿のための集落周辺での住宅地開発の検討（意見交換会）

[空き家・空き地等の有効活用]

- ・管理の充実、有効活用の促進（意見交換会）

[山間地の災害危険区域における対策の充実]

- ・山間部の土砂災害警戒区域における対策の充実（意見交換会）

[災害対策の充実]

- ・最寄りの避難施設の確保、地すべり・急傾斜地等の危険箇所の改善、情報共有による害獣対策の強化（意見交換会）

[生活道路や用水路等の安全対策]

- ・危険箇所の改善、歩道整備（意見交換会）
- ・歩行者に配慮した歩道の整備を求める声が他地域に比べて高い。（市民アンケート）

② 良好な里山環境の保全・活用と自然災害対策の充実

[南部丘陵地に広がる良好な里山環境・自然景観の保全・活用]

- ・自然学習や農業体験の場としての活用、不法投棄の防止、希少動植物の保護、不法投棄の防止（意見交換会）
- ・里山、水辺などの自然景観の保全・活用を求める声が約5割を超える高い水準である。（市民アンケート）

[良好な環境資源の維持・整備]

- ・太閤山ランドの自然レクリエーション拠点としての充実、庄川・和田川やため池等の水辺環境の保全、身近な憩い空間としての活用（意見交換会）
- ・公園緑地に関して、日常の子どもの遊び場となる比較的小さな公園や緑地の充実を求める声と、新設ではなく維持管理を求める声が、他地域に比べて高い。（市民アンケート）

[優良農地の保全]

- ・営農規模の拡大、担い手確保・育成、休耕地の貸出等による活用促進（意見交換会）
- ・田畑などの田園風景の保全・活用を求める声が他地域に比べて高い。（市民アンケート）

③ 交通利便性を生かす適切な土地利用

[国道472号、(主)高岡小杉線沿道における適切な誘導]

- ・利便機能や産業機能の立地誘導、周辺との調和に配慮した沿道景観の形成、企業用地の適切な管理（意見交換会）
- ・都市連携軸・交流軸となる主要幹線道路の整備（意見交換会）

④ 生活利便性の維持・向上

[買物利便性の向上]

- ・身近な日常店舗等の維持・立地誘導、移動販売車の誘致等（意見交換会）

[公共交通の充実]

- ・コミュニティバスの利便性の向上、デマンド型交通の導入の検討（意見交換会）
- ・公共交通の利便性に不満を感じる声は約6割を超える高い水準であり、バス交通の利便性の向上を求める声が他地域よりも高い。（市民アンケート）

⑤ 地域コミュニティの存続・充実

[コミュニティのまとまり・活動の活性化]

- ・担い手の確保、負担軽減、新旧住民の交流促進、独り暮らしの高齢者の支え合い活動の充実、高齢者の集う機会の創出、小規模町内会の統合の検討（意見交換会）

4-5 地域の方向性

里山と田園が守られ、産業と暮らしが調和する、 潤いに満ちたまち

1. 農業・自然環境と調和し、安全で潤いのある暮らしやすいまちづくり

周辺へ広がる農業・自然環境との調和に留意しながら、農業の振興を図るとともに、良好な居住環境の維持、洪水や土砂災害等への対策、身近な日常利便の維持・確保を図り、安全で潤いのある暮らしやすいまちづくりを推進します。

2. 交通利便性を生かし、産業振興や生活利便を高めるまちづくり

北陸自動車道、国道 472 号、(主) 高岡小杉線等の交通利便性を生かし、企業団地の整備等による産業集積や沿道への生活利便施設の立地誘導等により、産業振興や生活利便を高めるまちづくりを推進します。

3. 豊かな里山環境の魅力や恵みを守り、育てるまちづくり

南部丘陵地の里山の豊かな自然環境の適切な保全に努めるとともに、環境学習や農林業体験の場としての活用など、里山の魅力と恵みを最大限生かす取組を進め、交流の促進や地場産業の振興につながるまちづくりを推進します。

4-6 都市整備の方針

(1) 土地利用

【住宅地】

集落等においては、郊外型住宅地として、周辺の農業環境との調和に配慮した、秩序ある土地利用により、良好な住環境の保全・整備、集落生活基盤の維持・充実を図ります。また、後背地の危険箇所の解消に努めるなど、安心して住み続けられる集落の維持を図ります。

地域内の土地利用の多くを占める田園環境内では、集落等の住宅地周辺において、移住・定住の受け皿となる住宅や一定の店舗等の立地誘導が必要な地区として、地区計画制度等を利用した土地利用の検討を進めます。また、農地、里山を保全・維持するための集落の持続性や活力維持に向け、三世代同居もしくは近居等を促進します。

【田園農用地】

良好な農業環境の保全を図るため、優良農地の維持管理、大区画ほ場整備による農業基盤の集積及び高度化等の整備を促進し、遊休農地の発生防止・解消に努め、耕作条件に応じた、スマート農業の導入を促進します。

また、丘陵地域の特性と豊かな地域資源を活用し、射水ブランドとして新たな付加価値を生み出すため、高収益作物の作付を促進し、地域産業の活性化を図ります。

【郊外型産業地】

広上工業団地、小杉インターパーク、太閤山ランド周辺にある産業用地等については、郊外型産業地として、周辺の農業・自然環境との調和に留意しながら、生産・流通・商業機能等の維持・増進を図ります。

東海北陸自動車道の全線4車線化を見込み、小杉流通業務団地や大門企業団地の拡張整備並びに小泉・島地区における新規企業団地整備の検討を進めます。

また、IoTやAI等のテクノロジーの発展による産業構造の変化に対応した市内産業の活力維持・向上に寄与する基盤整備を促進します。

【沿道複合地】

国道472号と（都）太閤山高岡線の交差点周辺については、周辺環境に配慮しながら、富山市、高岡市の都市連携・交流軸と市内を南北に縦断する国道472号の交通利便性を最大限に発揮する土地利用の誘導を促進します。

スマート農業の展開について



スマート農業



小杉インターパーク



五歩一交差点（国道472号・（主）高岡小杉線）

国道 472 号、(都) 太閤山高岡線及び(主) 富山戸出小矢部線(古沢バイパス)、(都) 七美太閤山線の沿道については、小杉インターチェンジへの良好なアクセス等、交通利便性が優れ、また、道路整備の促進等により、今後も一定の通過交通量が見込まれるという条件を生かし、沿道周辺地域及び集落の活性化に資する沿道サービス施設や生活利便機能の誘導を促進します。併せて、東海北陸自動車道の全線 4 車線化を見込み、流通業務地等の拡張・新規整備の立地誘導を促進します。

【レクリエーション用地】

太閤山ランド及びその周辺は、市内外からの交流拠点として、施設整備の充実を働きかけ、機能向上を促進します。

【自然環境保全地】

南部丘陵地一帯の緑豊かな樹林地においては、無秩序な開発や過度な開発の抑制に努め、生態系にも配慮し、重要な水源涵養林として良好な自然環境の保全・活用を図ります。貴重な里山環境については、太閤山ランド周辺の交流拠点と併せて、豊かな自然の中でのキャンプ、散策やトレイルランなどのスポーツ及び自然や里山の食文化にふれ、地域との交流にもつながる体験・交流が可能なレクリエーション地域としての利活用を促進します。



南部丘陵地の里山環境

【河川地】

庄川、下条川及び和田川等の良好な自然環境の保全及び、護岸の保全による適正な維持管理の促進により、水害対策の充実を図ります。

(2) 交通

①道路網

【幹線道路】

(主) 高岡小杉線は、東西方向の都市連携・交流軸及び環状道路網を形成する重要な路線として、五歩一交差点の立体化の整備を促進し、機能の向上を図ります。

(主) 新湊庄川線は、歩道の未整備区間の整備等を促進し、本市の外郭を形成する路線として相応しい機能の充実を図ります。

小杉インターチェンジ以南の国道 472 号及び(県) 小杉吉谷線については、広域的な道路ネットワークとして、狭小区間の拡幅や歩道整備等による適正な整備を促進し、地域住民の安全確保を図ります。

【その他の道路】

主要な集落内を通る狭あいな生活道路の改善・整備を推進します。特に、通学路への歩道の整備など、歩行者の安全対策の充実を図ります。

②公共交通

地域住民の日常生活に必要な移動の確保のため、小杉駅や越中大門駅、太閤山地区とのネットワーク強化を推進し、コミュニティバス等によるサービスの維持・向上を図るとともに、新たな移動手段の導入を検討します。

(3) 生活環境

①公園・緑地

太閤山ランドは、施設の適正な維持管理、良好な景観や自然環境との調和に配慮した施設整備を所管機関へ働きかけ、本市の代表的な交流拠点施設として市内外の観光拠点等との連携を促進します。また、地域内にある小規模な公園については、地域での利用状況や周辺環境等に留意し、施設の長寿命化、機能変更及び統合の検討を進めます。

地域防災計画に緊急避難場所として位置づけられている公園は、災害時において避難者を収容し、避難所として活用するため、必要な便益施設の維持・整備に努め、防災機能の確保を図ります。

南部丘陵地においては、自然学習や農業体験の場としての活用など、良好な里山環境の保全・活用を促進します。

庄川、和田川、下条川やため池等の水辺環境の保全、身近な憩い空間としての活用を進めます。また、ホタルを身近に鑑賞できる農業用水路や、白鳥・鴨等の野鳥が多数飛来する農業用ため池など、豊かな生態系を保持する水辺環境の保全に努めます。



太閤山ランド

②その他の生活環境施設

野手埋立処分所は、適正な維持管理に努めるとともに、将来整備の在り方について検討を進めます。

(4) 都市空間

工業地及び主要幹線道路沿道における工場等については、敷地外周の緑化や施設の形態・色彩に配慮した整備を誘導します。

良好な田園景観及びそれと調和する集落や開発住宅地の住宅地景観の保全・整備を図ります。また、樹林地や里山の環境の適正な維持管理等により、良好な森林景観の形成を図ります。

(5) 防災

山間部の砂防、治山、地滑り対策、急傾斜地崩壊対策等に必要な施設の維持、保安林等の適正な管理・保全を図ります。

洪水・浸水被害の低減を図るため、河川堤防の維持管理の充実を促進し、前田川では、豪雨出水などの被害を未然に防ぐため、バイパス水路整備により、被害予防や軽減に努めます。

ため池については、防災重点ため池の設定やハザードマップの作成を行い住民への周知に努め、地域の防災・減災を推進します。

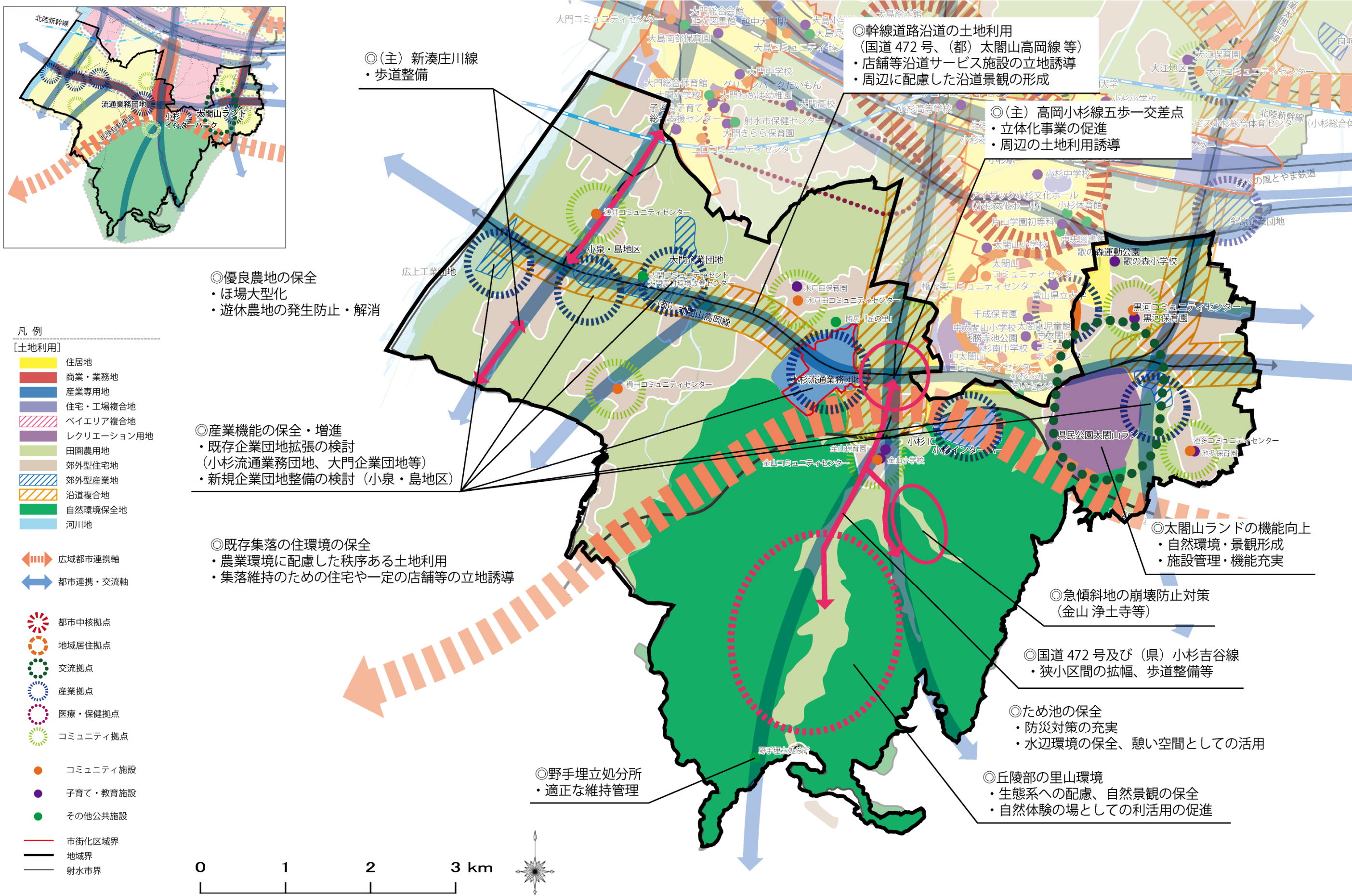
田園農用地の中に集落が点在している立地特性を踏まえ、棚田を保全し、農地の有する多面的機能の維持や排水路の整備・改良に努め、安全対策を進めます。

地域での防災意識の向上、危機意識の共有を図るため、防災情報の共有、自主防災体制の充実を図るとともに、地域住民が主体となった防災訓練の実施を促進します。



ため池

■ 南部丘陵側地域の主な都市整備方針図



第9章 計画の推進

1. 市民協働による計画の推進

(1) 市民協働によるまちづくりの基本的な考え方

市民協働によるまちづくりとは、地域住民、事業者、各種団体及び行政といった、まちを構成するあらゆる主体がまちの将来像を共有し、協力・連携しながら、暮らしやすいまちにする活動に取り組むことで、様々な地域課題の解決や公共の福祉を可能とし、豊かで活力ある地域社会の実現を目指すものです。

この市民協働によるまちづくりが求められる背景として、地方分権の進展と市町村が自立したまちづくり、厳しい行財政運営と新しい行政の在り方や、多様化する市民ニーズへの対応等、社会環境や時代の変化が挙げられます。

こういった変化に鑑み、本市では、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という自治意識をもち、市民自らが地域の課題を解決し、地域にあったまちづくりを実現するために、地域振興会と行政とがそれぞれの役割と責任を認識した協働のまちづくりを進めており、平成24年4月1日には、協働によるまちづくりを推進することを宣言し、市民協働に関するルールや仕組みを明確化するため、「射水市協働のまちづくり推進条例」を施行しました。

本プランの推進においても、このことを踏まえ、市民、事業者、各種団体及び行政等の各主体が地域に関心を持ち、自らできることを考え、意欲的にまちづくりに取り組むとともに、連携・協力して公共的または公益的な課題に取り組み、魅力あるまちづくりを推進します。

■協働の基本原則（射水市協働のまちづくり推進条例から）

- (1)お互いを対等なパートナーとして尊重すること。
- (2)市民等の自主的及び自立的な活動を尊重すること。
- (3)お互いの立場の違いと役割を理解し協力・連携すること。
- (4)協働の目的、プロセスを共有すること。
- (5)まちづくりに関する情報を共有すること。

（２）市民協働によるまちづくりの推進体制（各主体の役割）

まちづくりの担い手として、市民、事業者、市（行政）の役割と責任を認識しながら、適切な役割分担により、多様な主体が参加するまちづくりを進めます。

①市民・地域の役割

- ・まちづくりの主体としての意識を持ち、まちづくりへの関心・意識を高める。
- ・コミュニティや学校等で取り組まれている身近な地域活動への協力・参加に努める。
- ・環境保護等のテーマ別に取り組まれている公益的な活動への理解を高め、関心を持った活動に対する協力・参加に努める。
- ・都市計画やまちづくりに関する情報を得ながら、様々な機会を通じて市政への参画に努める。
- ・事業者、各種団体及び行政等によるまちづくりの取組への協力に努める。

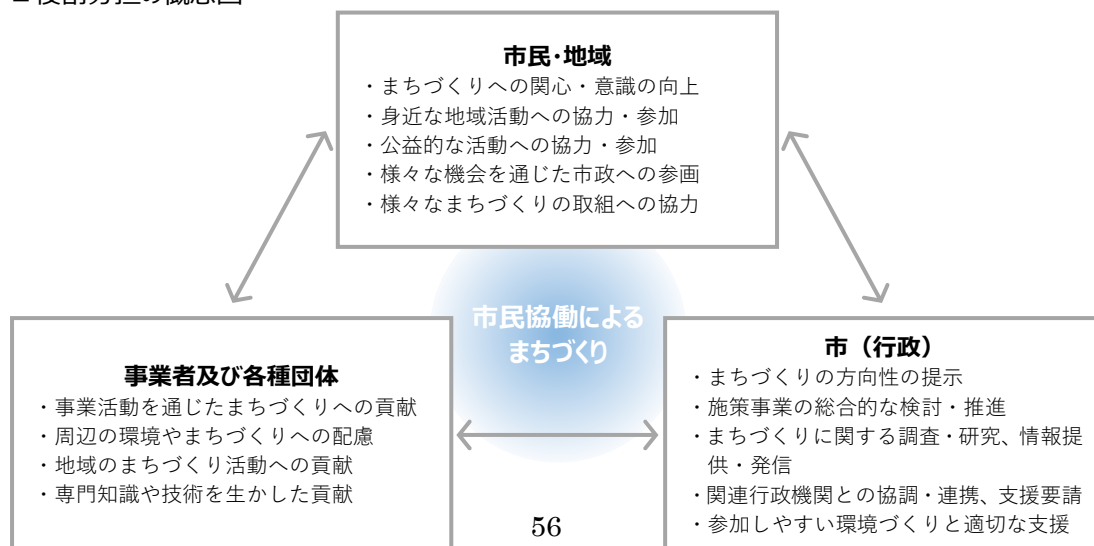
②事業者及び各種団体の役割

- ・事業活動を通じて、地域の活性化や魅力向上に貢献する。
- ・事業活動にあたり、周辺の環境や都市計画やまちづくりへの影響に配慮する。
- ・地域社会の一員として、地域住民及び行政等との協働のもと、地域のまちづくり活動への貢献に努める。
- ・専門知識や技術を生かし、まちづくりの取組への貢献に努める。

③市の役割

- ・本市の将来に向けたまちづくりの方向性（将来像や基本方針）を提示する。
- ・都市計画やまちづくりに関する施策・事業を総合的に検討し推進する。
- ・都市計画やまちづくりに関する調査・研究を実施し、専門的な手法やノウハウの蓄積に努めるとともに、情報提供・発信を行い、市民、事業者等の意識の向上に努める。
- ・各種施策・事業の実現に向けて、国、県や近隣自治体等の関連行政機関に対して、協調・連携の働きかけ、支援の要請等を行う。
- ・地域住民、事業者及び各種団体等によるまちづくりの取組に対して、参加しやすい環境づくり及び必要な支援を適切に行う。

■役割分担の概念図



2. 計画の推進に向けた取組

(1) 市内の推進体制

都市計画マスタープランは、都市計画及び都市整備だけでなく、農業、福祉、住宅、産業、教育、観光振興等、多岐の行政分野と関係しています。行政内部においても、都市整備部局以外の部局との情報共有に努め、関連する施策とも密に調整・連携しながら、計画の推進を図ります。

(2) 関係機関や周辺都市との連携・協力

都市構造の骨格となる道路や拠点の整備等においては、国・県をはじめとする関係諸機関との連携に努め、役割分担、計画調整、財政的支援等について、協力を働きかけます。

また、本市とともに富山高岡広域都市計画区域を形成する隣接市である富山市・高岡市、及びとやま呉西圏域を形成する本市を含む県西部の6市間による広域的な連携により、各市のまちづくりの推進に資する取組の展開を図ります。

(3) まちづくりに関する普及・啓発と人材育成

まちづくりの推進に向けては、本市のまちづくりの考え方を市民、事業者、各種団体、行政等で共有することが重要であり、市ホームページや広報誌、出前講座等を通じて、本プランの周知を図るとともに、関連する情報や計画等を市民や事業者、各種団体等に分かりやすく伝える取組を実施し、常に市民、事業者、各種団体等がまちづくりに関心を持てるよう、まちづくりに関する普及・啓発を図ります。

また、まちづくりや地域活動の担い手の確保に向けて、地域や各種団体等の連携のもと、本市と多様な関わりを持つ関係人口の観点にも留意しながら、人材の育成に取り組みます。

(4) 市民協働によるまちづくり推進の仕組みづくり

市民協働によるまちづくりを推進するため、市民がまちづくりに参加しやすい、まちづくりに対する意識やノウハウを高めやすいなど、市民の主体的な取組を支援する仕組みづくりを検討します。

3. 計画の実現に向けた手法

(1) 都市計画の手法・制度の活用

①立地適正化計画の活用

本プランで示した今後の都市のあり方や将来都市構造の形成の推進に向け、具体的な実現手段として、居住や民間施設を含む都市機能の立地について緩やかに誘導する仕組みとなる立地適正化計画の活用について検討を進めます。

②用途地域等の見直し

本プランで定めた将来都市構造や土地利用の方針に基づき、市街地の大枠の土地利用の方向性となる用途地域の見直しについて検討を進めます。また、土地利用の方針を踏まえ、市街地の拡大等に係る地域地区の見直しについても検討を進めます。

③限定的な地域地区制度の活用

土地利用をはじめ生活環境や都市空間の方針を踏まえ、地区の特性にふさわしい土地利用の増進や環境保護等を図ることを目的に、一定の区域に対する規制・誘導手法となる特別用途地区や風致地区、緑地保全地域等の活用について検討を進めます。

④地区計画制度の活用

地区や街区レベルにおいては、その特性に応じたきめ細かなまちづくりを行うために、市民と行政の協働のもとに、地区レベルの基盤整備や土地利用の誘導を図る地区計画の活用を促進します。地区の特性や実情、また地区住民等の意向を十分に踏まえながら、地区計画によるまちづくりの推進を図ります。

⑤自主的なルールを活用

歴史的風情の感じられる街並み、緑豊かな街区など、地域の個性を生かした街並みや居住環境の保全・創出を図るために、地域住民の合意に基づく、自主的なルールづくりが有効であり、こうした自主的なルールとして、建築協定や緑地協定等の活用を促進します。

(2) 協働まちづくりの新たな手法・制度の活用

近年、行政の厳しい財政状況や多様化する市民ニーズへの対応等の課題に対して、個人、NPO、企業等の多様な民間主体が公的な機能を担い、まちづくりの推進や地域の活力維持に主体的に役割を果たしていくという機運の高まりを受け、官民が適切に連携・役割分担をしながら公的な事業を実施するというPPP、PFI、エリアマネジメントといった新たな事業制度、また、クラウドファンディングや企業版ふるさと納税等、多様な事業資金調達手法の整備等も進んでいることから、本プランの推進においては、これらの新たな制度・手法等の活用も視野に入れながら、まちづくりの展開を図ります。

4. 計画の評価と見直し

(1) 進行管理の考え方

今後、本市では、本計画に基づき、多様なまちづくりを推進していくことになりますが、適切な段階でまちづくりの進捗状況を把握・評価を行います。

具体的には、5年毎に実施される都市計画基礎調査の見直し等を活用しながら、関連計画に基づき実施される施策の把握や市総合計画に基づく事業の達成状況を確認するほか、市民アンケートの情報を活用し、市民のまちづくりに対する意識や意向の変化について確認する等により、本計画に基づくまちづくりの進行状況を把握・評価し、必要に応じて適切な対応策を展開します。

(2) 見直しの考え方

都市計画マスタープランは長期にわたる方針であり、その成果を得るまでに一定の期間を要します。今後の人口・産業動向や法制度の改正等の社会情勢の変化、市民意向の変化、上位関連計画の見直し等を総合的に踏まえ、必要に応じて適宜、見直しを図ります。

射水市橋梁長寿命化修繕計画の見直しについて

1 背景及び目的

本市では、平成24年度に策定した「射水市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、対象とした15m以上の橋梁について、予防保全型管理による補修等を実施している。

平成25年度の道路法改正により点検基準が法定化され、本市が管理する2m以上の市道橋484橋の点検が平成30年度に完了したことから、その点検結果を踏まえ修繕計画の見直しを行った。

健全度判定区分（1巡目点検結果）

健全度		橋長 15m 以上	2m 以上 15m 未満	計
I	健全	16	286	302
II	予防保全段階	18	104	122
III	早期措置段階	27	33	60
IV	緊急措置段階	0	0	0
計		61	423	484

2 長寿命化計画の基本方針

橋梁の重要度に応じて3区分に類型化（グルーピング）し、点検結果を基に部材の健全度の評価を行う。また、予防保全の効果を高めるために、類型化と管理水準を組み合わせた管理を積極的に行い、重要橋梁のサービス水準を確保する。

管理橋梁のグルーピング

グループ	グループの選定要素	橋梁数
A (A-S)	緊急輸送道路（1次・2次・3次）の橋梁	6 (0)
	重要物流道路の橋梁	
	跨線橋・跨道橋	
B (B-S)	緊急輸送道路（その他幹線道路）の橋梁	192 (3)
	幹線及び準幹線道路に架かる橋梁	
	迂回路の無い橋梁	
	橋長15m以上の道路橋	
C (C-S)	歩道橋（跨道橋・跨線橋を除く）	286 (1)
	上記以外の橋長15m未満の道路橋	

※ -S（グループ属性S）：アルカリ骨材反応(ASR)や塩害など特別な損傷が顕著な場合は、グループ属性Sと定義し、管理目標を1段階上げる。

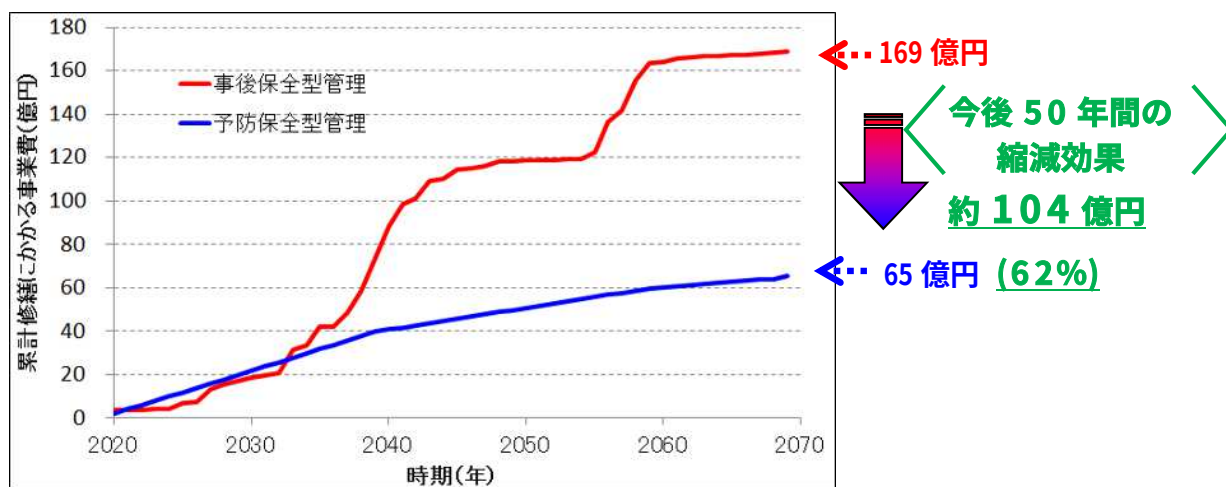
グループごとの管理水準

健全度		補修方法		グループ A		グループ B		グループ C	
				A-S	A	B-S	B	C-S	C
健全度Ⅰ	良	対策不要 (定期点検継続)				対策不要			
健全度Ⅱ		小規模補修	予防保全	補修実施			補修検討		
健全度Ⅲ		中規模補修			早急に補修実施				
健全度Ⅳ	悪	大規模補修	事後保全	早急または緊急的に補修実施					

— : 管理目標ライン

3 長寿命化修繕計画策定による効果

損傷が顕在化してから補修する「事後保全型管理」から、顕在化する前に補修し、長寿命化を図る「予防保全型管理」とすることで、今後50年間で約104億円（事後保全型管理の62%）のコスト縮減が期待できる。



補修・更新費用累計

4 今後の取り組みについて

本市では、この計画に基づき早急な補修が必要な健全度Ⅲの橋梁60橋について、令和2年度から概ね5年を目標に補修工事を実施していく。また5年サイクルの定期的な橋梁点検及び日常管理により、橋梁の健全度を把握し、効率的かつ効果的な維持管理を推進するとともに技術研修の受講による職員の技術レベルの向上を図っていくこととしている。

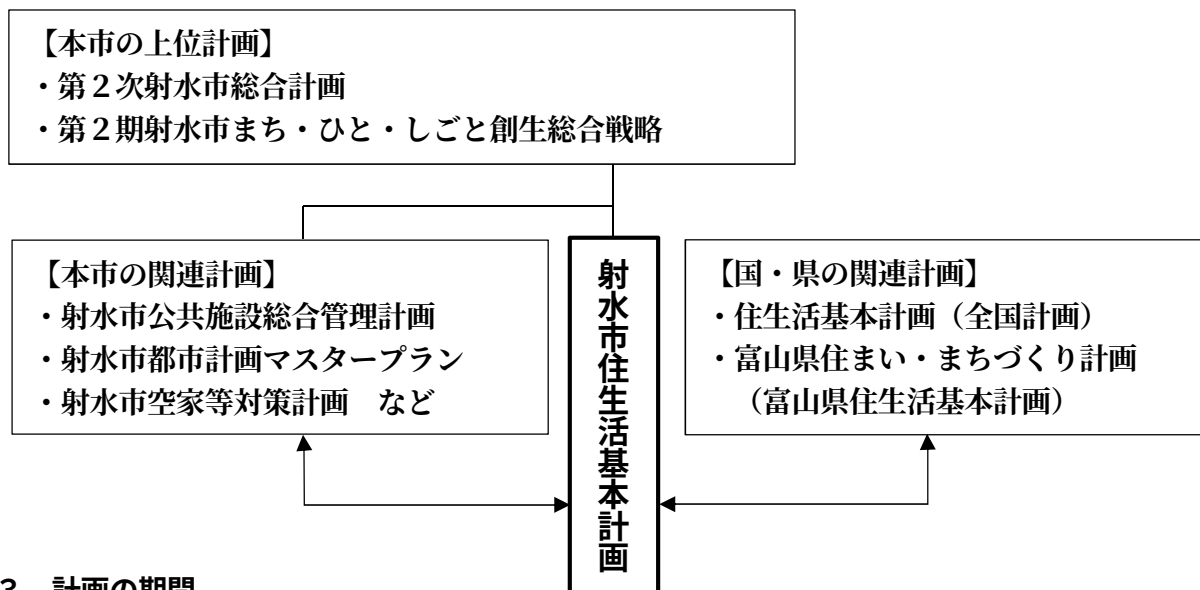
今後も、適切な点検と管理目標に基づく重要な橋梁の予防保全的な修繕を進めることにより、道路利用者の事故を未然に防ぐことなど、道路ネットワークの安全性と信頼性を確保する。

射水市住生活基本計画の策定について

1 計画策定の目的

本計画は、「射水市住まい・まちづくり計画」(H22 策定)に基づき取り組んできた住宅施策を踏まえ、少子高齢化や人口減少等の社会情勢の変化や、本市における住宅・住環境を取り巻く現状と課題を整理して、住宅施策の目標と基本方針を明らかにし、市民の豊かな住生活の実現に向けた施策の展開を行うことを目的とする。

2 計画の位置付け



3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とするが、必要に応じて、適宜見直しを行う。

4 現状と課題

本市の高齢化率は全国平均より高く、人口減少が進み、特に単独世帯の増加が著しい。空き家数も年々増加している。また市営住宅については、耐用年限の1/2を経過する団地も年々増加し老朽化が進んでいる。世帯別では高齢者のいる世帯が多く、その内でも高齢単身世帯の割合が大きい。これらに対応するため、住まいのセーフティネットの充実や良質な住宅ストックの形成、災害に強い地域と住まいづくり等が課題となっている。

5 今後のスケジュール（予定）

年 月	内 容
令和2年 7月	第1回射水市住生活基本計画策定委員会
11月	第2回射水市住生活基本計画策定委員会（素案の協議）
12月	12月市議会定例会にて素案の説明
令和3年 1月	パブリックコメントの実施
2月	第3回射水市住生活基本計画策定委員会
3月	射水市住生活基本計画策定 3月市議会定例会にて説明

1 計画の背景・目的

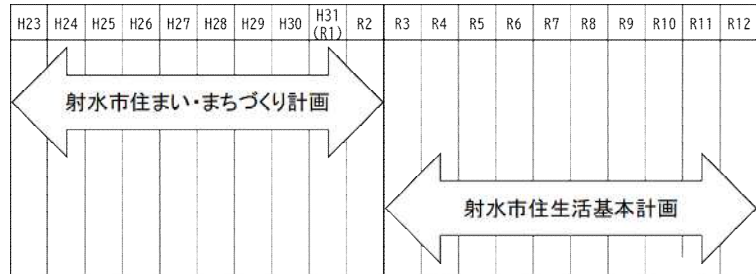
○計画策定の背景・目的

平成18年に制定された住生活基本法と、これに基づく住生活基本計画（全国計画）は、社会情勢の変化等に伴い、平成28年3月に見直しされ、豊かな住生活を支える住まいや住環境を充実させること、また、良質な住宅ストックを次世代に継承していくことを柱とした新たな住宅施策の指針として策定された。

本市では、平成22年3月に「射水市住まい・まちづくり計画」を策定したが、その後の事業の進捗状況や少子高齢化・人口減少等の社会背景の変化を踏まえ、今後さらに一人一人の豊かな住生活の実現に向けた住宅施策を推進することを目的とし、新たに「射水市住生活基本計画」として策定する。

○計画期間

令和3年度から令和12年度（10年間）



4 市営住宅の状況

○市営住宅の管理戸数は、計402戸。

（公営住宅12団地、361戸、改良住宅1団地、2戸、特定公共賃貸住宅3団地、39戸）

○R2年度時点で耐用年限の1/2以上経過する団地は、庄川本町、港町、八幡団地で、124戸。木造では、大門、中村、すずほ団地で、28戸。

○空き家率は、公営住宅で23%、特定公共賃貸住宅で31%。

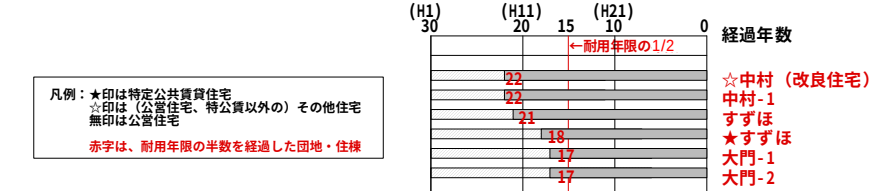
○高齢者のいる世帯は全体の約40%。うち約70%が単身世帯。

○家族構成では、「単身」及び「ひとり親と子」の世帯の割合が多い。

・耐久構造建築物の経過年数グラフ（公営住宅法上の耐用年限＝70年）



・木造建築物の経過年数グラフ（公営住宅法上の耐用年限＝30年）



2 住宅・住環境を取り巻く状況

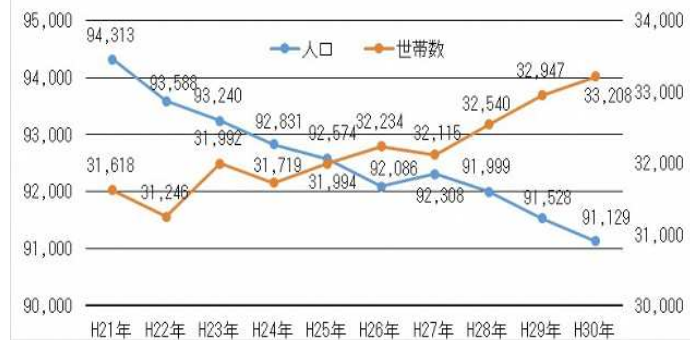
○住生活基本法と住生活基本計画（全国計画）住宅施策の方向性（3つのポイント）

- ・子育て世帯や高齢者等が安心して暮せる住生活の実現
- ・住宅ストック活用型市場への転換
- ・住生活産業の活性化

○射水市の人口・世帯の状況

- ・市域全体で人口は減少傾向。新湊地区で顕著。世帯数は各地区で増加傾向。
- ・出生率低下。1世帯あたり人員減少で世帯の小規模化。
- ・高齢化率は28.7%で全国平均（26.6%）より高く、地区別では、高い順に新湊地区、大門地区、下地区。
- ・家族類型では、単身世帯の増加が著しい。他方、減少が著しいのは3世代世帯。

□人口・世帯数の推移



○住宅の確保に特に配慮を要する対象層の状況

①低額所得者

民営借家の約18%が著しい困窮年収（200万円）未満世帯。

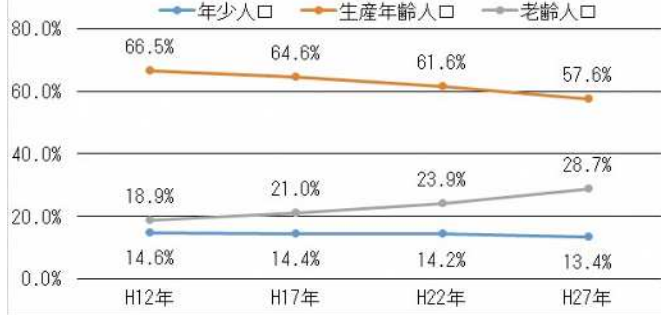
②生活保護世帯、障がい者世帯等

生活保護世帯、障がい者数は横ばい傾向。外国人は増加傾向。

③子どもを育成する世帯

子ども（6歳未満）を育成する世帯数は減少傾向。

□年齢三区分別人口割合の推移



5 有識者アンケートの結果

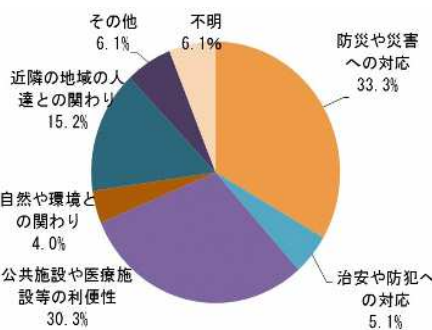
○調査の目的

市内在住の関係各界の有識者104名を対象に、既存資料では把握できない住宅・住環境に対する現状や問題点・課題についてアンケート方式により調査し、住宅施策検討の基礎資料とする。

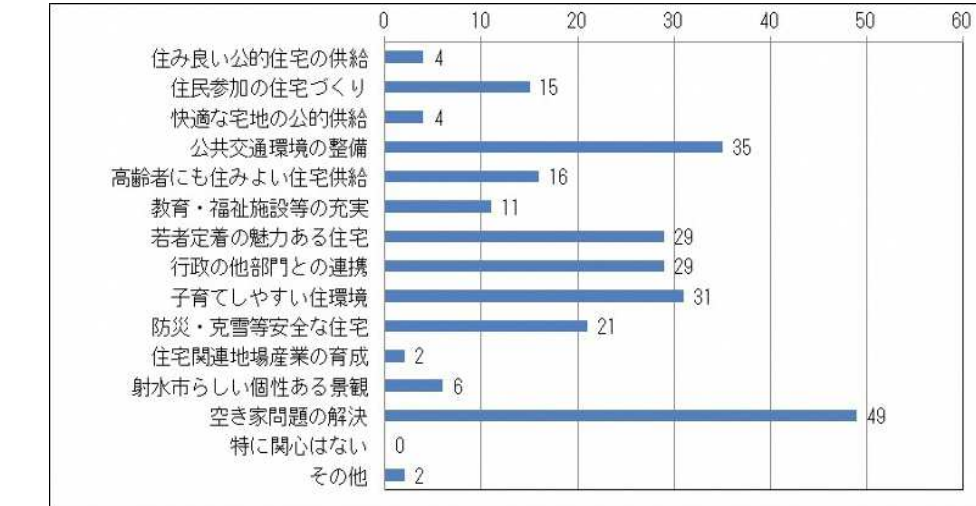
○アンケートの結果の概要

- ・定住意向
全体の95%が住み続けたいと回答。
- ・住環境で課題と感じる点
「防災や災害への対応」約30%、次いで「公共施設や医療施設等利便性」約30%等。
- ・重要と思われる住宅施策
「空き家問題の解決」、「公共交通環境の整備」、「子育てしやすい住環境」等。

□住環境で課題と感じる点



□重要と思われる住宅施策（3つまでの複数選択）



3 住宅等の状況

○住宅総数35,960戸（H30住宅・土地統計調査）

○1世帯あたり住宅数1.12戸

○空き家数4,110戸（H30住宅・土地統計調査）で、空き家率11.4%。

□空き家等の推移

	住宅総数	居住世帯のある住宅数	居住世帯のない住宅数			空き家率 %		
			一時現在者のみ	空き家数	建築中	射水市	富山県	全国
H10年	23,400	21,130		2,280		9.7%	9.8%	11.5%
H15年	24,580	21,440	160	2,920	60	11.9%	11.6%	12.2%
H20年	33,960	30,250	140	3,510	60	10.3%	12.3%	13.1%
H25年	35,050	31,010	80	3,870	100	11.0%	12.8%	13.5%
H30年	35,960	31,740	30	4,110	80	11.4%	13.2%	13.6%

注：H10,15は、新湊市と小杉町のデータのみ。

住宅・土地統計調査

○持ち家率 80.3%（H27国勢調査）

○耐震性不十分と考えられる住宅の割合は、持ち家で37%。

（H30住宅・土地統計調査）

○手摺等何らかの高齢者等設備がない住宅の割合は約40%

（H30住宅・土地統計調査）

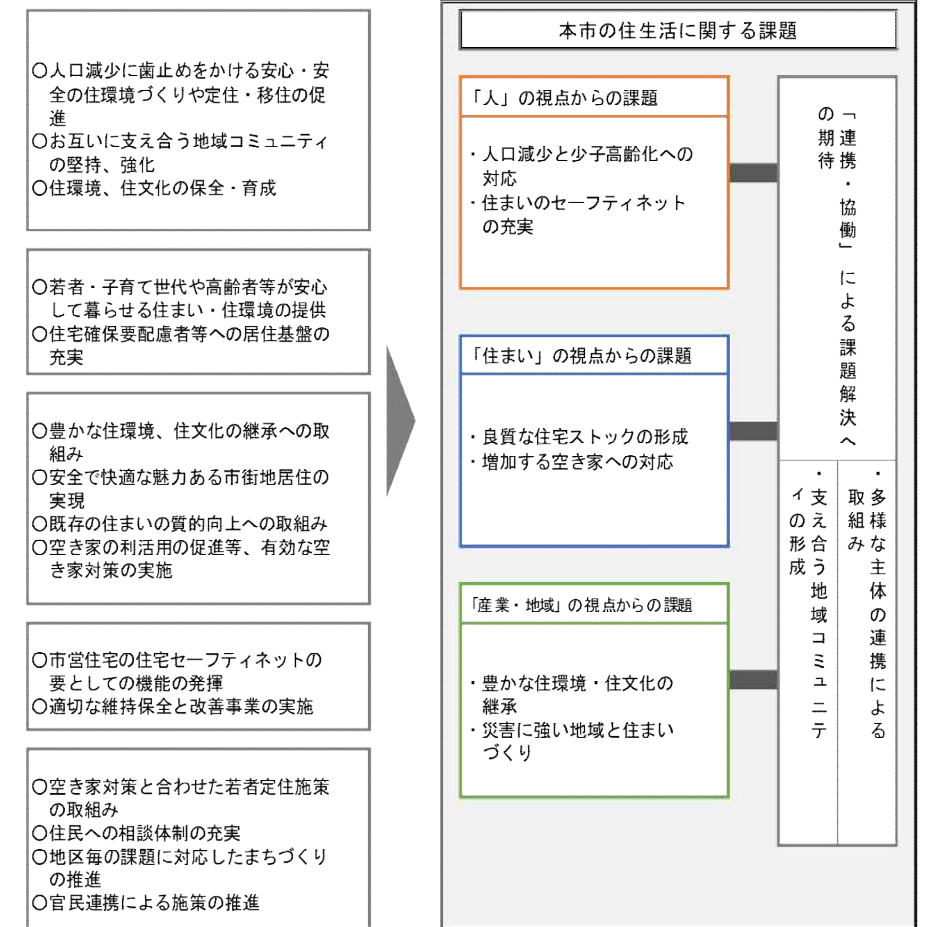
○宅地開発は、年平均約88区画。小杉地区で多く、次いで大島地区、大門地区。

○民間賃貸住宅の供給は、年平均約150戸。（県資料）

○高齢者向け居住施設・住宅の状況。

- ・ケアハウス 2カ所
- ・サービス付き高齢者向け住宅 8カ所191戸

6 住まい・住環境に係る課題



水道事業ビジョン（案）及び下水道事業ビジョン（案）について

1 水道事業ビジョン（案）及び下水道事業ビジョン（案）に関するパブリック・コメントの実施結果について

（1） 実施期間

令和2年4月1日（水）から令和2年4月30日（木）まで

（2） 閲覧を行った書類

水道事業ビジョン（案）及び下水道事業ビジョン（案）

（3） 書類の閲覧場所等

ア 射水市ホームページ

イ 窓口等での閲覧（6か所）

① 各地区センター（新湊・小杉・大門・下）

② 上下水道業務課（布目分庁舎）

③ 中央図書館

（4） 寄せられた意見等

ア 意見等の提出者数 1名

イ 意見等の件数 4件

（5） 意見等の提出方法

ファックス 4件（郵送及び電子メールによる提出なし。）

（6） 意見等の概要、意見等に対する考え方

別紙のとおり

2 水道事業ビジョン（案）及び下水道事業ビジョン（案） 別添

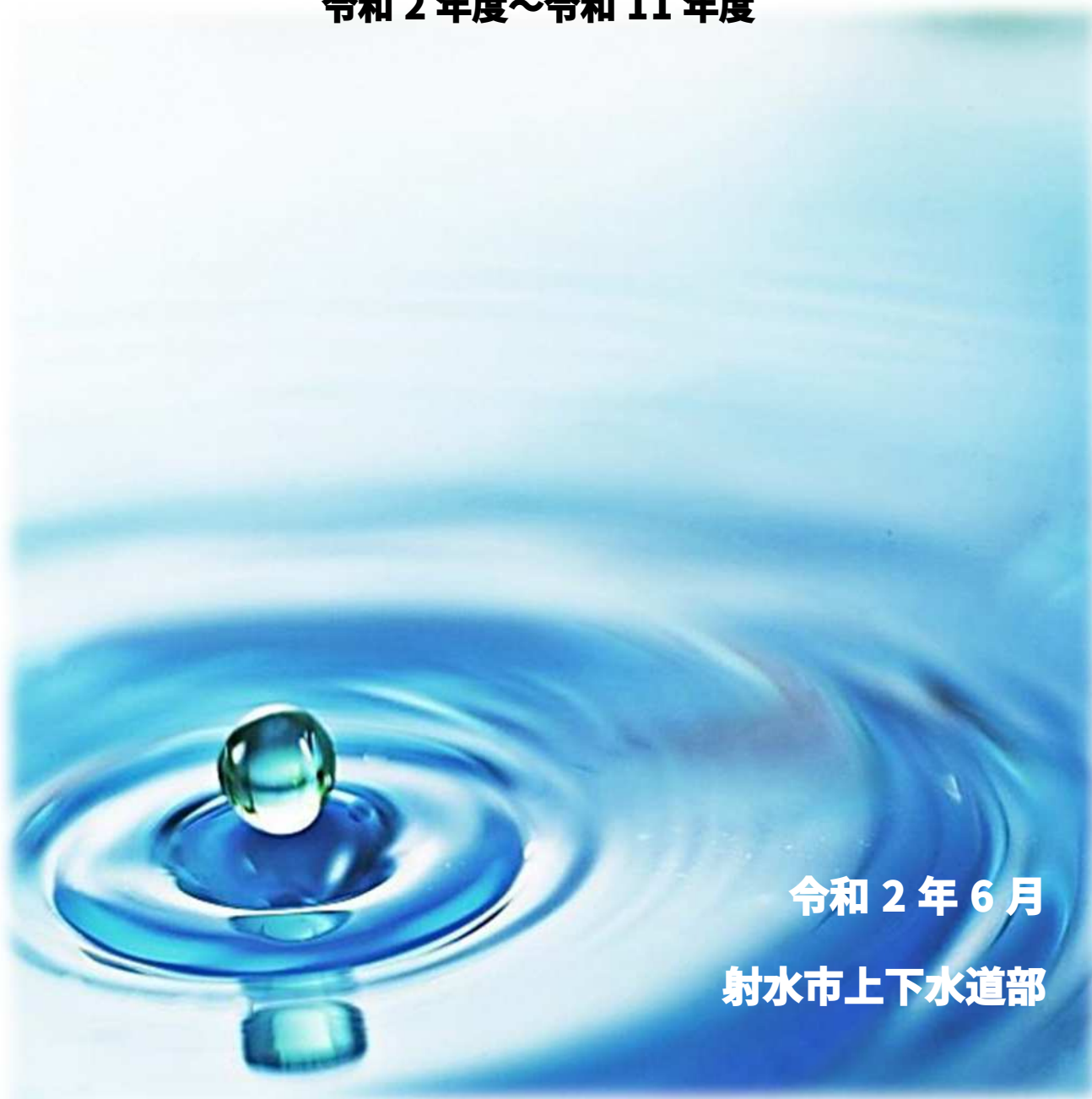
別紙

No	対象箇所等	意見等の概要	意見に対する市の考え方	修正の有無
1	水道事業ビジョン第1章 1.2 ビジョンの位置付け (P1)	県営西部水道用水供給事業 ビジョンや市総合計画を含 め、国・県・市の関連をわか りやすく表示すればどうか。	この関係図は、国の示すガイドラ イン等に沿って策定し、かつ、市総 合計画の一端を担う基礎計画である ことを示したものであり、ご指摘の 県営西部水道用水供給事業ビジョン との関連については、第2章2.2等 で示しています。	無
2	下水道事業ビジョン第2章 2.6 組織 (P14)	組織図に部長、次長及び課 長を明示してはどうか。	ご意見を踏まえ、水道事業ビジョ ンと同様の組織図に変更します。	有
3	下水道事業ビジョン第2章 2.6 組織 (P15)	職員数の推移は業務と工務 で区分しているが、水道事業 ビジョンでは事務職員と技術 職員で区分しているの、同 一の区分とすればどうか。	ご意見を踏まえ、事務職員と技術 職員で区分したグラフに変更しま す。	有
4	下水道事業ビジョン第2章 2.6 組織 (P15)	年齢別職員構成表を追加す ればどうか。	ご意見を踏まえ、水道事業ビジョ ンと同様の年齢別職員構成表を追加 します。	有

射水市水道事業ビジョン (案)

～未来へつなぐ安全安心の水道～

令和 2 年度～令和 11 年度



令和 2 年 6 月

射水市上下水道部

射水市水道事業ビジョン 目次

第1章	射水市水道事業ビジョン策定の趣旨	1
1.1	ビジョン見直しの背景	1
1.2	ビジョンの位置付け	1
1.3	計画期間	1
第2章	水道事業の現状と課題	2
2.1	水道事業の沿革	2
2.2	水道施設の概要	3
2.3	水需要	5
2.4	安全な水	6
2.5	安定給水と危機管理	9
2.6	水道サービスの持続	13
第3章	将来の事業環境	21
3.1	人口の見通し	21
3.2	水需要の見通し	21
3.3	水道施設の見通し	24
第4章	基本理念と経営目標	27
4.1	基本理念	27
4.2	経営目標	27
第5章	経営目標実現のための施策	28
5.1	安全・安心な水の供給	28
5.2	安定給水と耐震化の推進	30
5.3	事業運営基盤の強化	32
第6章	経営戦略	35
6.1	投資	35
6.2	財源	38
6.3	投資・財政計画	40
6.4	投資・財政計画の管理指標	46
6.5	投資・財政計画に未反映の取組と今後の検討課題	49
第7章	進捗管理	50
7.1	事業の進捗管理	50
7.2	フォローアップ	50

第1章

射水市水道事業ビジョン策定の趣旨

1.1 ビジョン見直しの背景

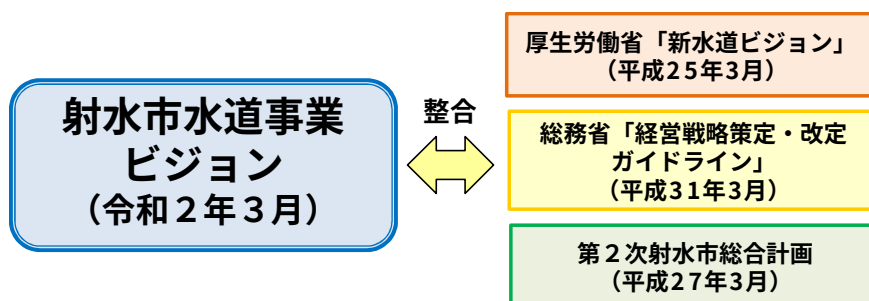
射水市水道事業では、現状と将来見通しを分析・評価し、水道の将来像とその実現のための具体的な施策について、市民と水道事業関係者が共通目標を持って取り組むため、平成20年度に「射水市水道ビジョン」を策定しました。平成26年度の見直しと平成31年度の修正を経て、現在は令和5年度を目標に取組を進めているところです。

近年、水道事業を取り巻く環境は大きく変化し、人口減少と節水機器の普及による料金収入の減少と保有資産の老朽化に伴う大量更新期の到来等により、経営環境は厳しさを増し、不断の経営健全化の取組が求められるようになりました。なかでも小規模事業体の疲弊が激しく、国は中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を各事業体に要請するとともに、平成30年12月には水道法を改正し、広域連携と官民連携を柱とした水道の基盤強化に係る基本方針を定めました。

このような中、本市水道事業では将来にわたり安定的に事業を継続していくため、専門機関による現状分析と将来予測を実施した上で、明確な将来ビジョンを掲げた新たな「射水市水道事業ビジョン」を策定しました。

1.2 ビジョンの位置付け

本ビジョンは、厚生労働省の「新水道ビジョン」の趣旨を踏まえ、基本理念と経営目標の実現に向けた施策を示すとともに、総務省の「経営戦略策定・改定ガイドライン」に沿って「経営戦略」を立案しています。また、同時に、本ビジョンは射水市総合計画の一端を担うものであります。



1.3 計画期間

本ビジョンの目標年度は令和11年度とし、計画期間は令和2年度から令和11年度までの10年間とします。

第2章

水道事業の現状と課題

2.1 水道事業の沿革

本市水道事業は、昭和8年に旧小杉町で給水を開始以来、住民生活環境の向上、富山新港背後地への大企業の進出、区域内の都市化現象、太閤山住宅団地建設などによる社会的な要請により水道の普及が進みました。

一方、水需要の増加に対応するため、昭和47年に現在の射水市を給水区域とする射水上水道企業団が広域末端給水事業として設立され、水源の恒久化、大規模化による事業運営に取り組みながら、経営基盤の強化を図ってきました。

この間、量的な充実と面的な拡充を図り、市民皆水道を実現してきましたが、近年、水需要は水道使用者の節水意識の浸透・定着などにより伸び悩み、需給関係は大きな転換期を迎えています。また、高普及時代の施設更新を迎え、老朽施設の更新が大きな課題となっています。

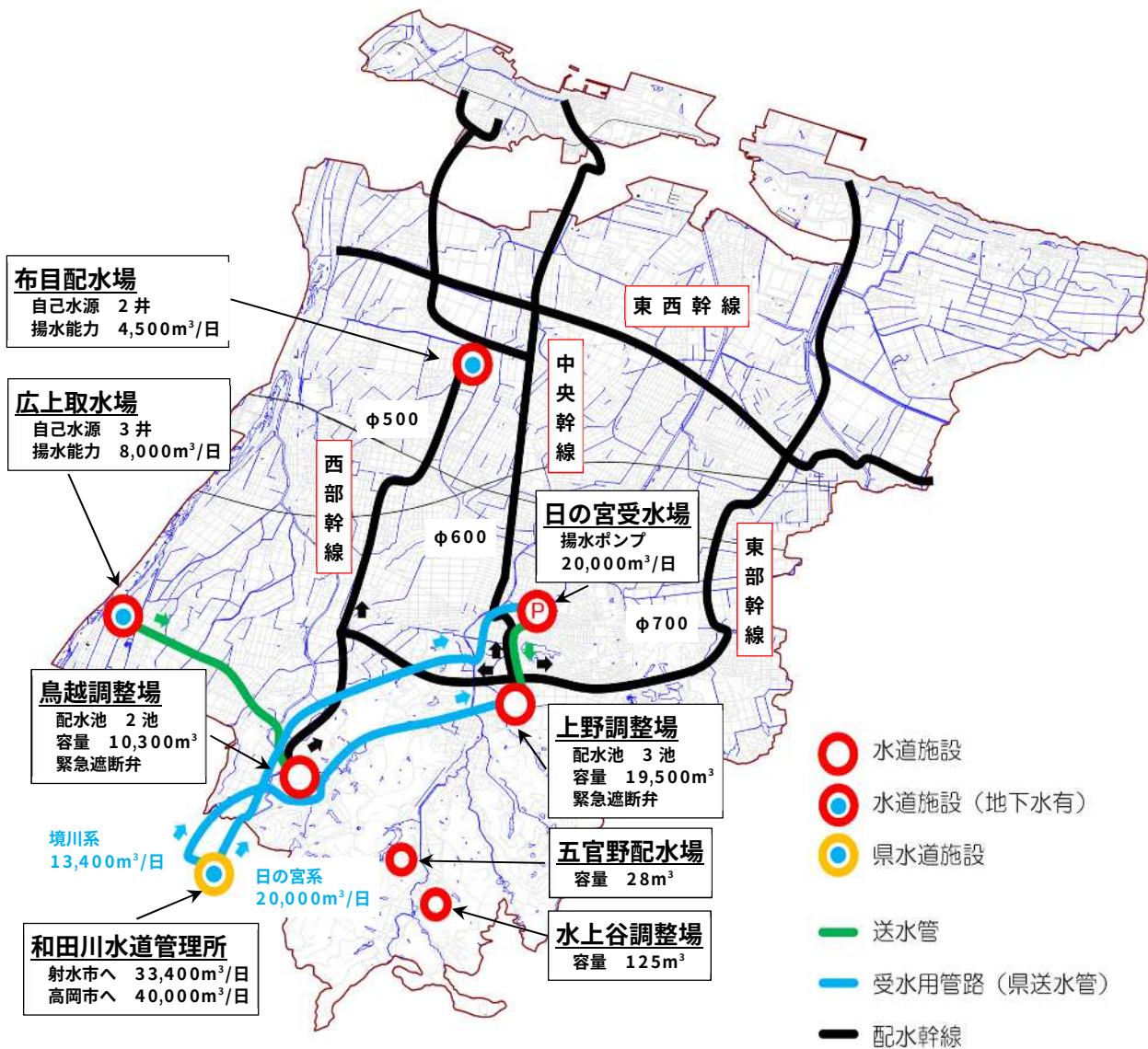
さらに、水道事業を取り巻く経営環境は、規制緩和、地方分権・地方行財政改革などにより大きく変化しており、市民のニーズも安全性、安定性、耐震性といった質の指標に評価軸が移っています。

水道事業のあゆみ

年 度	動き
昭和 6	旧小杉町水道事業認可
昭和 28	旧新湊市水道事業認可
昭和 32	旧大門町水道事業認可
昭和 33	広上水源地完成
昭和 37	布目水源地完成
昭和 47	「射水上水道企業団」が発足し、旧新湊市、旧小杉町、旧大門町、旧大島町及び旧下村の事業を承継 (射水上水道企業団水道事業認可(認可年月日 昭和47年3月31日))
昭和 49	日の宮受水場完成
	上野第1調整池完成(ポンプ圧送方式から自然流下方式へ転換)
平成 7	鳥越調整場完成
平成 17	市町村合併に伴い、「射水上水道企業団」を解散し、射水市が事業を承継 (射水市水道事業認可(認可年月日 平成17年10月31日))
平成 22	広上取水場更新
平成 26	布目配水場更新

2.2 水道施設の概要

2.2.1 本市水道事業の水道施設



本市水道事業の施設概要（平成30年度末現在）

水源	地下水（浅井戸1箇所、深井戸4箇所）、浄水受水（2系統）			
施設数	浄水場設置数	—	管路延長	741 km
	配水池設置数	9		
施設能力	45,900 m ³ /日		施設利用率	64.07 %

2.2.2 富山県西部水道用水供給事業（富山県企業局）の水道施設

富山県西部水道用水供給事業は、現在、和田川浄水場及び子撫川浄水場から県西部の高岡市、射水市、氷見市及び小矢部市の4市に給水を行っています。

本市水道事業の配水量の大部分は、富山県企業局が運営する和田川水道管理所から受水し、上野調整場及び鳥越調整場からの自然流下により市内全域に配水しています。



写真：和田川水道管理所

富山県西部水道用水供給事業（富山県企業局）の水道施設



受水用管路（県送水管）の概要

系統	布設年度	主な管径	延長（耐震適合性無の延長）	送水形態
日の宮線	S41～42	φ600	6.0km（1.4km）	自然流下
上野線	S51～55	φ700	7.1km（－）	ポンプ圧送

2.3 水需要

給水人口は平成 19 年度をピークに減少傾向となり、これに伴い有収水量や一日平均配水量が減少傾向にあります。

一方、一日最大配水量は平成 29 年度の豪雪により大きく増加するなど、気象条件により変動します。有収率についても配水量と調定水量の計量時期が異なることから、一日最大配水量と同様に気象の影響を受けますが、計画的な配水管等の改良により 90%以上を維持しています。



本市水道事業の給水の概要（平成 30 年度末現在）

供用開始年月日	昭和 47 年 3 月 31 日 (射水上水道企業団)	計画給水人口	95,500 人
		現在給水人口	92,009 人
法適（全部・財務） ・非適の区分	全部適用	有収水量密度	0.923 千 m ³ /ha

2.4 安全な水

2.4.1 水源の状況

本市水道事業の水源は、自己水源 12,500m³/日と富山県西部水道用水供給事業からの受水 33,400m³/日により構成され、計 45,900m³/日の取水能力を有しています。

自己水源は、災害時の給水拠点施設を確保するため、平成 21～22 年度に広上取水場、平成 25～26 年度に布目配水場と、それぞれ大規模な耐震化更新工事を実施していますが、水源自体（井戸）の老朽化に対応するための更新が必要となっています。

一方、富山県西部水道用水供給事業からの受水は、県営和田川水道管理所（表流水）からの 2 系統受水としています。2 系統の受水用管路は、ともに昭和 40～50 年代に整備されたもので老朽化が進んでおり、富山県企業局と施設の更新及びその費用負担について、協議が必要となっています。

本市水道事業の水源

事業名または 水源地名		水源または 水系の名称		水源の種別	計画一日最大 取水量（m ³ /日）	備考
自己 水源	広上取水場	広上 1 号井		浅井戸	2,000	
		広上 2 号井		深井戸	3,000	
		広上 3 号井		深井戸	3,000	
		小 計		8,000		
	布目配水場	布目 1 号井		深井戸	2,000	
		布目 6 号井		深井戸	2,500	
		小 計		4,500		
	小 計		12,500			
富山県西部 水道用水供給事業		和田川系		浄水受水	20,000	
		境川系		浄水受水	13,400	※
		小 計		33,400		
計					45,900	

※平成 30 年 3 月 23 日締結の第 9 次協定の月最大水量

2.4.2 水源水質の状況

現在使用している自己水源（井戸）の原水は、過去 5 か年において水道水質基準の全項目を達成しています。なお、広上 1 号井は浅井戸であることから、クリプトスポリジウム等による汚染の有無を確認するため、指標菌である大腸菌、嫌気性芽胞菌の検査を実施していますが、これまで検出されたことはありません。

その他の自己水源として大島水源地（7 号井）を保有していますが、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物が水道水質基準を超過する場合があります。使用する際は、これらの物質を取り除くための設備等が必要となるため、現在は取水を休止し、予備水源としています。

2.4.3 原水及び浄水の水質管理

本市水道事業では毎年、水道水質検査計画を策定し、基本方針に基づき検査を実施しており、その詳細を市のホームページで公表しています。

本市水道事業の水質検査採水地点



水質検査の内容

検査頻度		検査地点	検査項目
浄水	毎日検査	市内 10 箇所 (採水地点☆)	色・濁り・消毒の残留効果（自動計測）
	毎月検査	市内 10 箇所 (採水地点●)	一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素の量）、PH、味、臭気、色度、濁度、鉄、カルシウム・マグネシウム等（硬度）の 11 項目
	年 4 回検査 (年 1 回検査)		法令で定めた 40 項目。過去の水質試験結果により一部の検査項目は、最大 3 年に 1 回に省略可能だが、安全確認のため年 1 回検査を実施
原水	毎月検査	広上 1 号井 (採水地点▲)	クリプトスポリジウム指標菌
	年 4 回検査	自己水源 2 施設 (5 箇所) 及び 予備水源	クリプトスポリジウム
	年 1 回検査	布目 6 号井又は 広上 2 号井 (採水地点◆)	消毒副生成物等を除く水質基準項目 37 項目 水質管理目標設定項目及び要検討項目（富山県と共同で隔年実施）、農薬類

2.4.4 給水の水質管理

貯水槽水道^{*1}は、ビルやマンション等の建物内に設置されている受水槽等の施設の総称です。貯水槽水道の管理は、設置者が適正に管理する必要があります。本市水道事業では市給水条例に基づき、貯水槽水道が適切に維持・管理されるよう衛生行政と連携を図りながら、貯水槽設置者への指導・助言等を行っています。

また、給水の水質向上のため、本市水道事業では直結直圧式給水^{*2}や直結増圧式給水^{*3}を推進しています。

2.4.5 「安全な水」に関する実績評価と課題

【実績評価】

- 自己水源と富山県西部水道用水供給事業からの受水の2種類の水源を保有しており、どちらかの水源で水質汚染事故等が発生した場合においても、一定量の給水を確保することが可能である。
- 自己水源の原水は、水道水質基準の全項目を達成している。
- 水道水質検査計画に基づいた適切な水質管理を実施している。
- 貯水槽水道への指導・助言等を行うとともに、直結給水の拡大を進めている。

【課題】

- 良好な自己水源を維持するため、水源自体（井戸）の更新を進める必要がある。
また、安全な受水を確保するため、富山県企業局と施設の更新及びその費用負担について、協議が必要である。
- 継続的な水質管理の実施と信頼性向上に努める必要がある。
- 給水の水質管理を徹底するため、水道使用者への情報提供に取り組む必要がある。

*1 貯水槽水道：受水槽の有効容量が10m³を超える簡易専用水道と10m³以下の小規模貯水槽水道の総称。受水槽から先の管理は、貯水槽設置者の責任となる。

*2 直結直圧式給水：配水管の持つ水量・水圧などの供給能力の範囲内で上層階（本市では3階）まで直接給水する方式

*3 直結増圧式給水：貯水槽を通さず直結給水用増圧装置（増圧ポンプ）を利用して直接中高層へ給水する方式。この場合、水道使用者が増圧ポンプを設置する。

2.5 安定給水と危機管理

2.5.1 水道施設の経年化・耐震化

本市水道事業は、調整池^{*1}及び配水池^{*2}を大小9池 30,760m³を整備し、市内全域に給水を行っています。

水道施設の経年化については、平成20年代に更新した自己水源施設の布目配水場及び広上取水場と平成7年度に建設した鳥越調整場を除いた多くの施設が、建設後40年以上を経過しています。

水道施設の耐震性については、布目配水場及び広上取水場は水道施設耐震工法指針で示すレベル2・ランクA^{*3}の耐震性を満たしていますが、他の水道施設は平成29～30年度に実施した耐震診断等調査において、耐震性を満たしていないことが判明し、この結果、配水池耐震化率は2.6%と県内でも低い水準となり、早急に今後の対策及び更新計画を策定することが必要となりました。



写真：布目配水場（上）
広上取水場（下）

本市水道事業の配水池の諸元と耐震性能

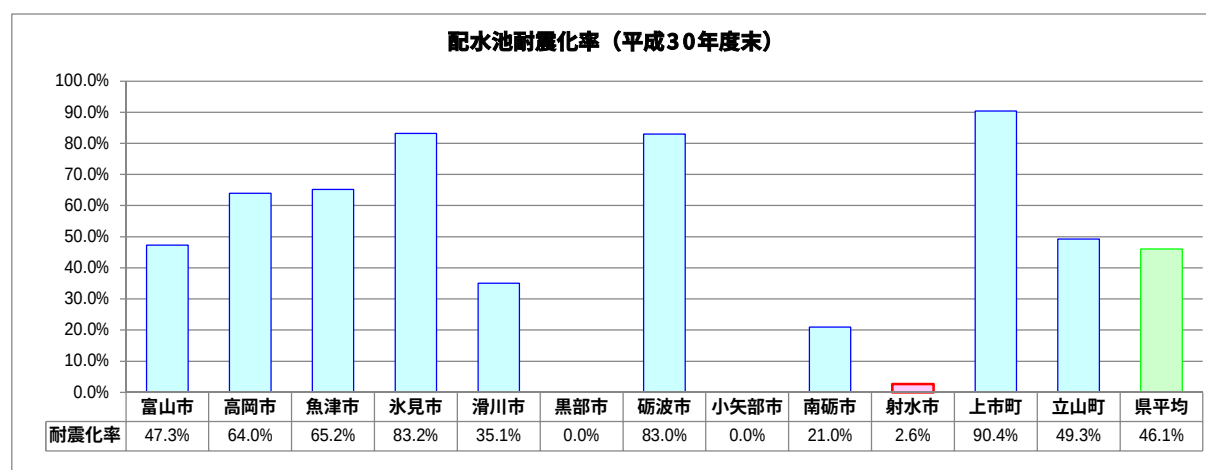
No.	建設 年度	施設名称		構造 形式	公称容量 池数	耐震性レベル2			備考
						ランク A	ランク A 未対応	不明	
1	H26	布目配水場		ステンレス製	429m ³	○			
2	H22	広上取水場		ステンレス製	378m ³	○			
3	S49	上野 調整場	第1調整池	PC造	6,500m ³		○		H19 屋根更新・ 内面防食塗装
4	S51		第2調整池	PC造	6,500m ³		○		H23 内面防食塗装
5	S57		第3調整池	PC造	6,500m ³		○		
6	S58	鳥越 調整場	高区調整池	RC造	300m ³			○	
7	H7		低区調整池	PC造	10,000m ³		○		
8	S53	五官野配水場 配水池		RC造	28m ³			○	
9	S61	水上谷調整場 配水池		RC造	125m ³			○	
合 計					30,760m ³	2 か所	4 か所	3 か所	
	S47	日の宮受水場 受水池		RC造	500m ³ ×2 池			○	将来廃止予定

*1 調整池：送配水量の調整や異常時の対応を目的として浄水を貯留する池

*2 配水池：需要量に応じて適切な配水を行うために浄水を一時貯えるための池

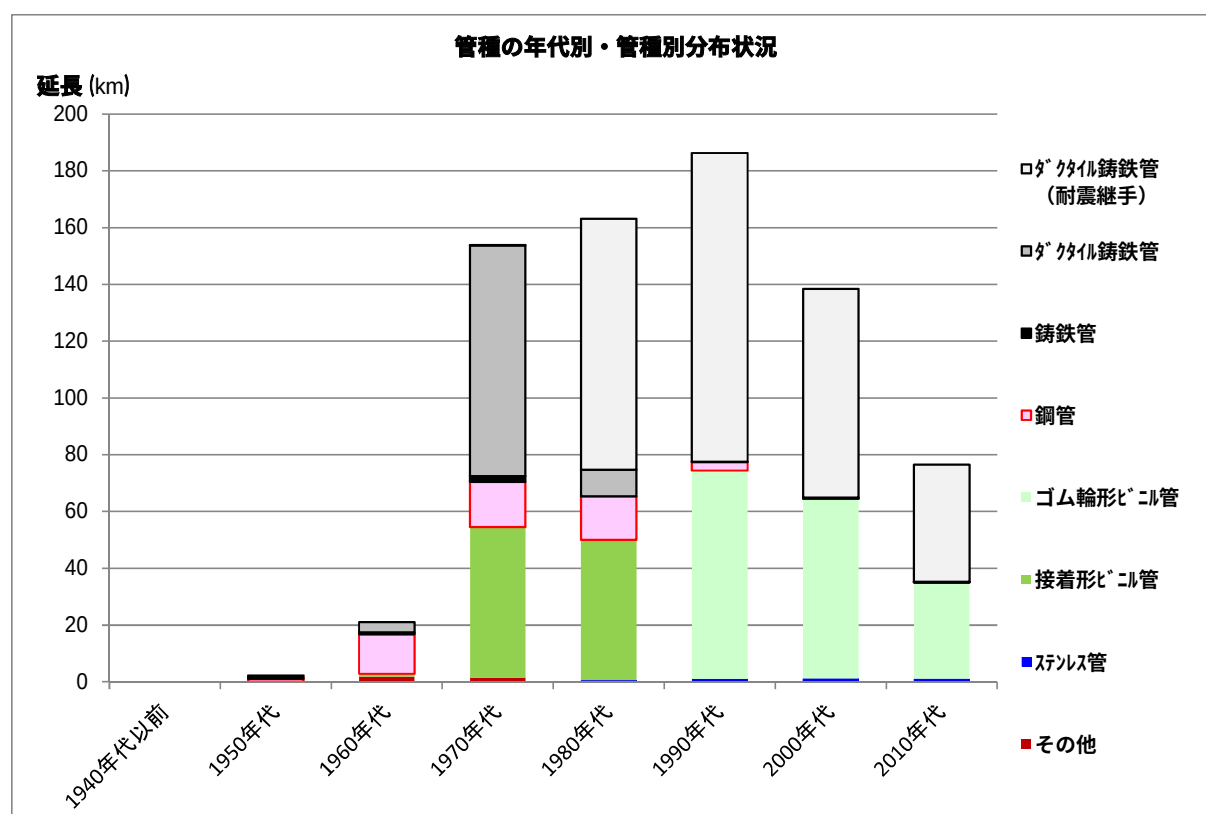
なお、災害時には、調整池及び配水池に貯められた水が飲料水や消火用水となるなど、災害対策でも重要な施設となる。

*3 レベル2・ランクA：レベル2とは、過去から将来にわたって本市で考えられる最大規模の強さを有する地震動のこと。ランクAとは取水施設や浄水施設、配水池、基幹管路等の水道事業にとって重要な施設のこと。水道施設耐震工法指針では、ランクAの施設はレベル2地震動が発生した場合において「必要とする修復が軽微なものにとどまる」耐震性能を確保するように設計するものとしている。

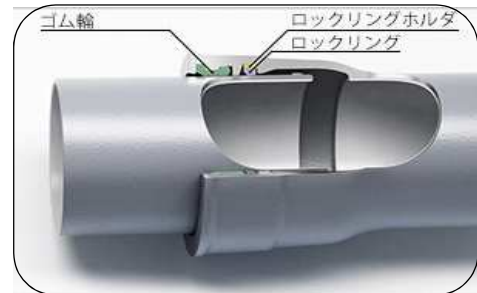


2.5.2 管路の経年化・耐震化

本市水道事業の平成30年度末管路総延長約741kmの年代別分布状況については、高度成長期であった1970年代以前に布設し、法定耐用年数を超過している管路が全体の約2割を占めており、水道施設と同様に経年化が進んでいます。



管路の耐震化については、基幹管路^{*1}の耐震適合率^{*2}は県平均や周辺水道事業体を大きく上回っています。これは、事業開始当初から基幹管路に溶接鋼管を積極的に採用するとともに、1980年代からは基幹管路に限らず耐震継手を積極的に採用するなど、古くから耐震化を重視してきた成果であるといえます。

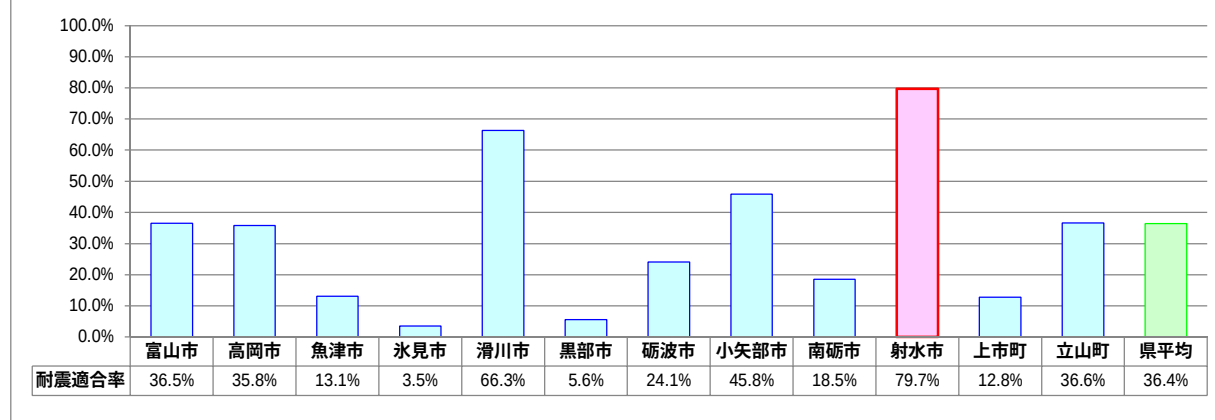


写真：耐震継手の構造

本市水道事業の管路の耐震適合率（平成30年度末）

分類	延長	管路の耐震適合率	全国平均	県平均
基幹管路	78.6km	79.7%	40.3%	36.4%
全管路	741.4km	48.9%	22.9%(H29)	30.9%(H29)

基幹管路のうち耐震適合性がある管の割合（平成30年度末）



*1 基幹管路：取導水管、送水管、配水管（φ300 mm以上）

*2 基幹管路のうち耐震適合性がある管の割合：（耐震適合性のある基幹管路の延長／基幹管路の総延長）×100

耐震適合性のある管：管路のうち耐震性のある材質と継手（管の接合部）により構成され、耐震性を満たすと評価された管の総称。本市では耐震型継手を有する管（ダクタイル鋳鉄管、鋼管、ステンレス管）を耐震適合性のある管とする。

2.5.3 危機管理

地震・津波・風水害などの自然災害や事故その他の原因によって水道施設に大きな被害が生じたときは、医療機関 6 箇所、福祉施設 9 箇所、市指定避難箇所 35 箇所の計 50 箇所を応急給水拠点とし、「射水市地域防災計画」に基づき応急給水を実施します。

このような応急給水、水道施設の応急復旧にあたっては、日本水道協会を始め、応援協定を締結した関係機関に応援要請を行い、必要な人員、機材、車両等を確保します。

災害等への初動体制については、市の BCP（事業継続計画）のほか、水道事業独自の水道施設応急対策マニュアルを整備しています。しかしながら、近年発生している大規模な災害を想定した、より詳細な対策マニュアルの整備が必要となっています。

2.5.4 「安定給水と危機管理」に関する実績評価と課題

【実績評価】

- 自己水源施設の布目配水場及び広上取水場は平成 20 年代に更新し、水道施設耐震工法指針で示すレベル 2・ランク A の耐震性を満たしている。
- これまで積極的に耐震化を進めてきた結果、基幹管路の耐震適合率は 79.7%（平成 30 年度末）となり、県平均や周辺水道事業体を大きく上回っている。
- 危機管理に対しては、水道事業独自の水道施設応急対策マニュアルを整備しており、速やかな応急給水及び応急復旧に備えている。

【課題】

- 配水池の多くが耐震性を満たしていないことが判明し、早急に今後の対策及び更新計画を策定することが必要である。
- 法定耐用年数を超過している管路が全体の約 2 割を占めており、耐震化に併せて管路更新を進める必要がある。
- 近年発生している大規模な災害を想定した、より詳細な対策マニュアルの整備が必要である。

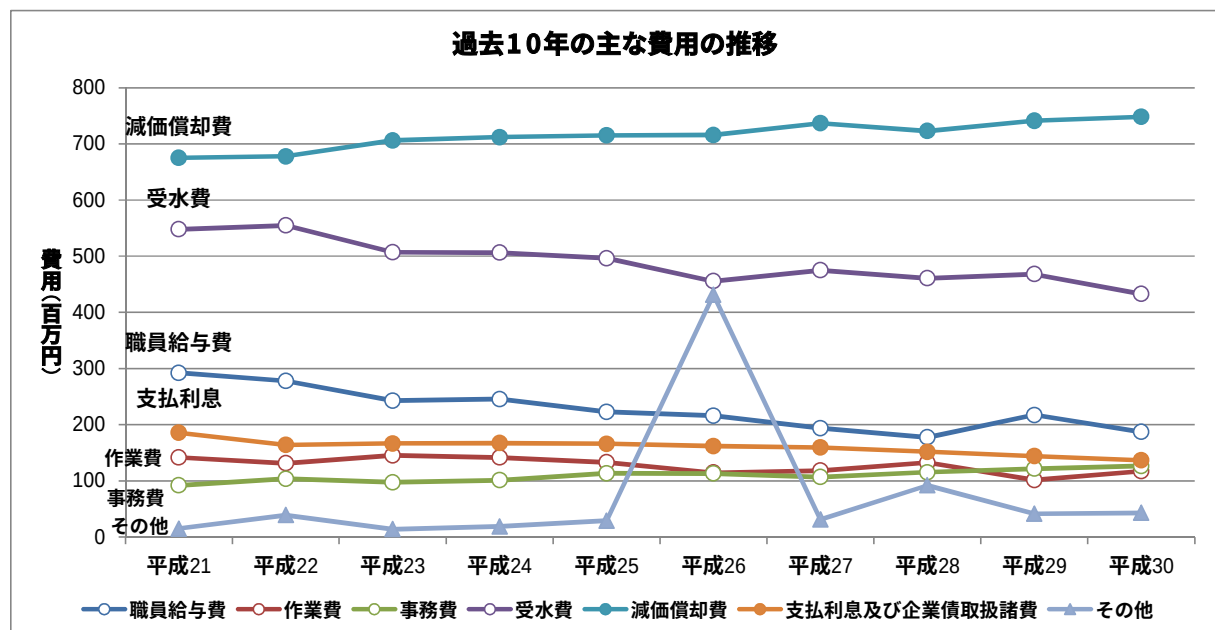
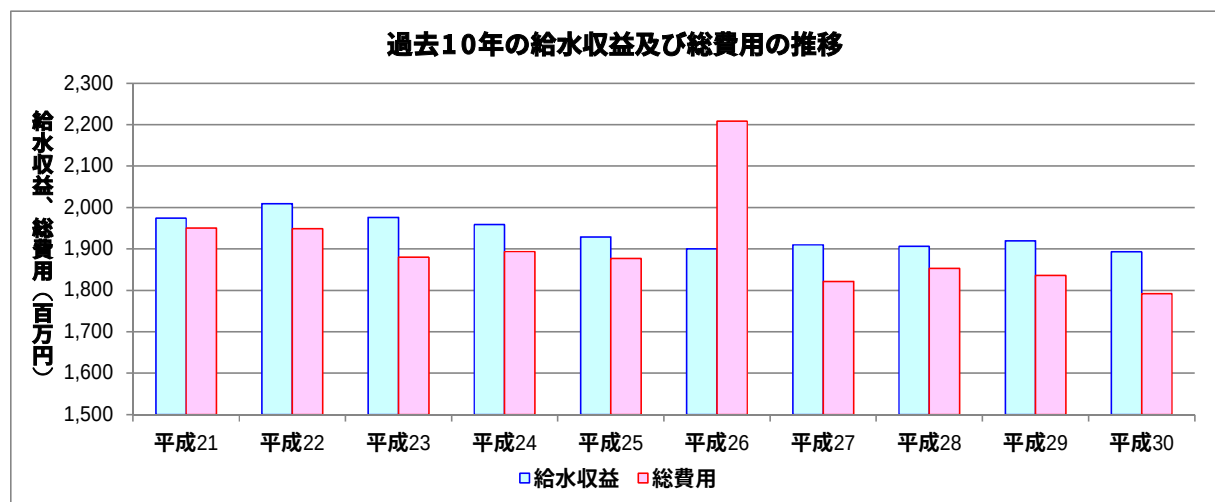
2.6 水道サービスの持続

2.6.1 経営状況

水道事業は、市の一般会計から独立し、一部の法令で定められた経費を除いた全額を水道使用者からの料金で賄う市が経営する地方公営企業です。

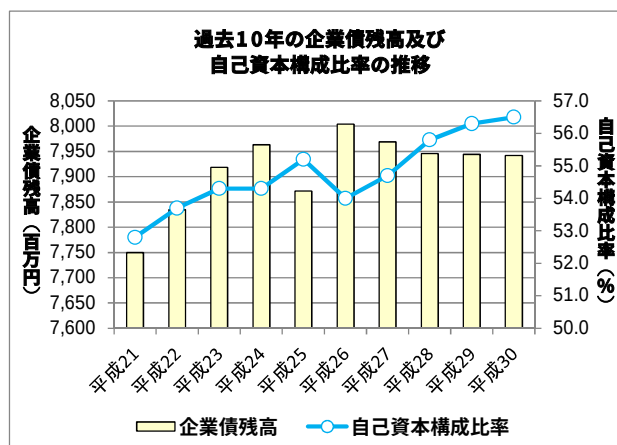
近年は人口減少や節水機器の普及に伴い年々水需要が低下し、料金収入が減少していますが、人件費や受水費の削減努力を通じて、現行の料金水準を維持し経営を行っています。

しかしながら、高度成長期に建設した水道施設の更新費用や大規模化する災害対策費用等の増加に伴い、減価償却費が年々増加傾向にあり、今後はさらに厳しい経営状況となることが予想されます。



平成26年度は、地方公営企業会計制度の見直しに伴う特別損失を計上

水道料金のみで必要な建設改良を実施することが最も健全な状態といえますが、近年の大規模災害に備え、安全安心な水道を構築するには多額の資金を要するため、現在は資金の不足分に対して企業債を借入しています。なお、企業債借入額は、当年度の企業債償還金を下回る金額とすることで、企業債残高の抑制に努めています。

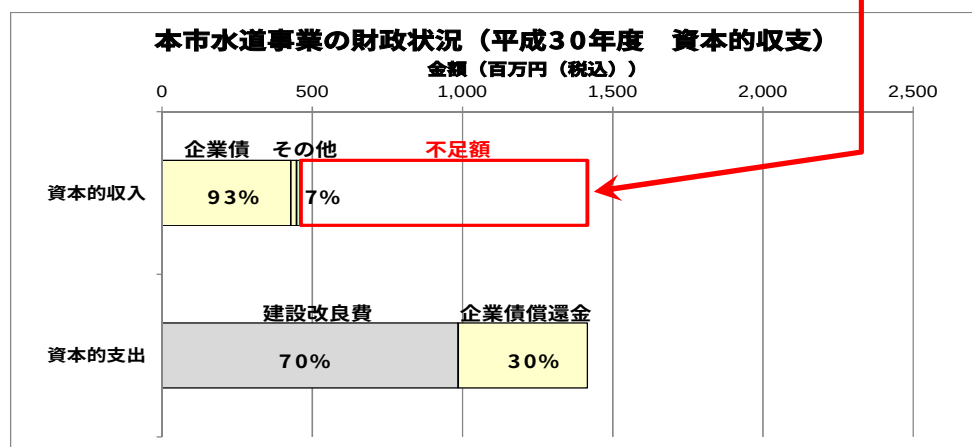
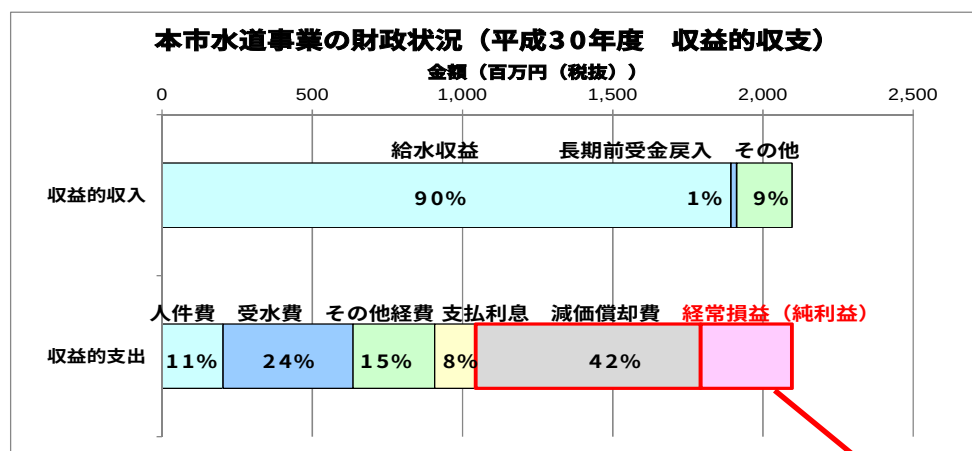


地方公営企業の財政の仕組み

地方公営企業では、地方議会が予算を議決する制度であることから、当該年度の経営成績である損益計算書を形成する収益的収支予算と財務状態を示す貸借対照表を形成する資本的収支予算に区分されます。

平成30年度の収益的収支（損益計算書）及び資本的収支は次のとおりです。

収益的支出のうち現金支出を伴わない減価償却費等の内部留保資金と純利益により、資本的収支の不足額を補てんする制度であり、水道料金を原資に水道施設を建設又は更新しています。



2.6.2 経営状況の現状分析（平成30年度 経営比較分析表）

富山県 射水市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	水道事業	末端給水事業	A4	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり原価料金(円)	
-	56.47	99.08	3,348	

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
93,084	109.43	850.63
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
92,009	109.43	840.80

グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
 — 類似団体平均値（平均値）
 [] 平成30年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

- ① 経常収益は増加し、かつ受水費及び支払利息等の経常費用は減少したため、経常収支比率は上昇した。全国平均・類似団体平均値よりも高い。
- ② 累積欠損金は発生していない。
- ③ 流動資産の増加率が流動負債の増加率を上回ったため、流動比率は上昇した。全国・類似団体平均値よりも低い値であるが、基準となる100%を上回っており、短期的な債務に対する支払能力に支障はない。
- ④ 近年の企業債借入額の抑制により企業債残高は減少しつつあるが、給水収益も減少しているため、企業債残高対給水収益比率は上昇した。全国・類似団体平均よりも高い値であり、今後も企業債借入額の抑制等に努める必要がある。
- ⑤ 料金回収率は100%を上回っており、費用を料金収入で賄っている。
- ⑥ 受水費等の減少により給水原価は減少したものの、全国・類似団体平均値よりも高い。受水団体は、費用に占める受水費の割合が高いことが主な原因である。
- ⑦ 年間配水量の減少により施設利用率は低下したが、全国・類似団体平均値よりも高い値である。今後の水需要予測に基づき、適切な施設規模を検討する必要がある。
- ⑧ 寒波による給水管の破裂等の漏水事例が頻発した前年度と比較し、有収率は上昇した。今後も漏水防止対策等を進め有収率の向上に努める必要がある。

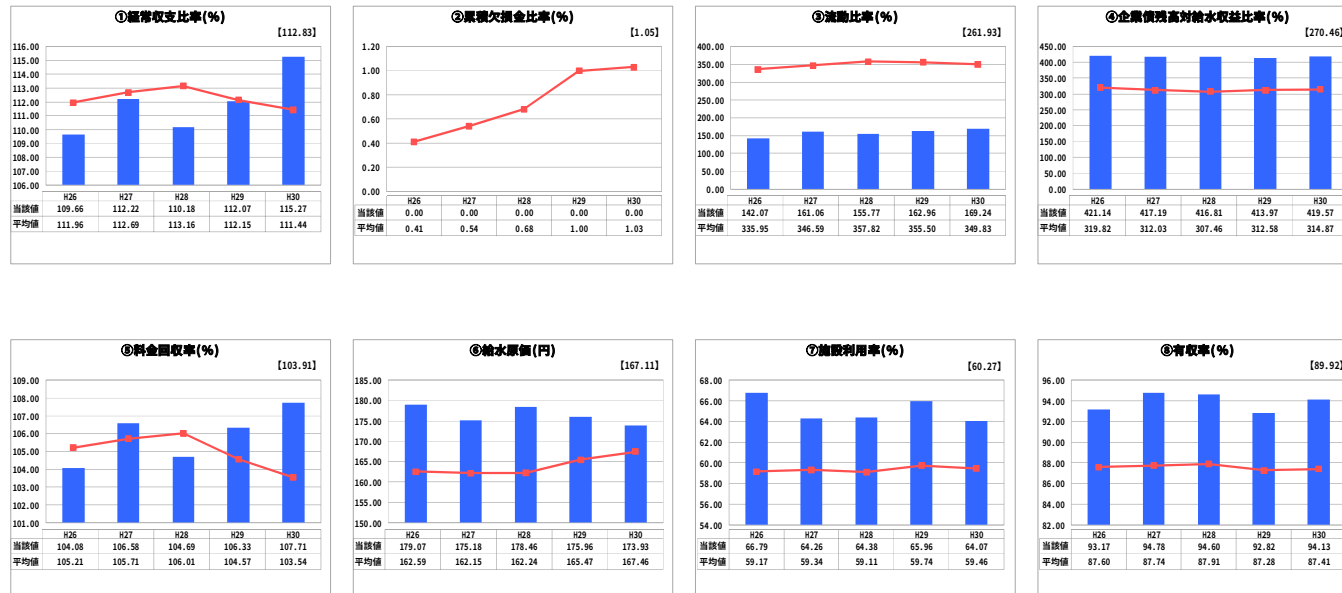
2. 老朽化の状況について

- ① 有形固定資産減価償却率は、全国・類似団体平均値と同程度の値であるが、年々上昇傾向にあり、老朽化した施設の計画的な更新が必要である。
- ② 管路経年率は全国・類似団体平均値よりも高く、年々上昇傾向にある。法定耐用年数に捉われず、管路の老朽度を見極め、管路の長寿命化及び耐震化と併せて計画的な更新に努める必要がある。
- ③ 前年度と比較し、基幹管路の新規布設事業を優先したため、管路更新率は低下した。全国平均値よりも高い値であるものの、類似団体平均値よりも低い値である。現在実施中のアセットマネジメント（資産管理）をもとに中長期的な投資・財政試算を行い、管路の長寿命化及び耐震化など計画的な更新に努める必要がある。

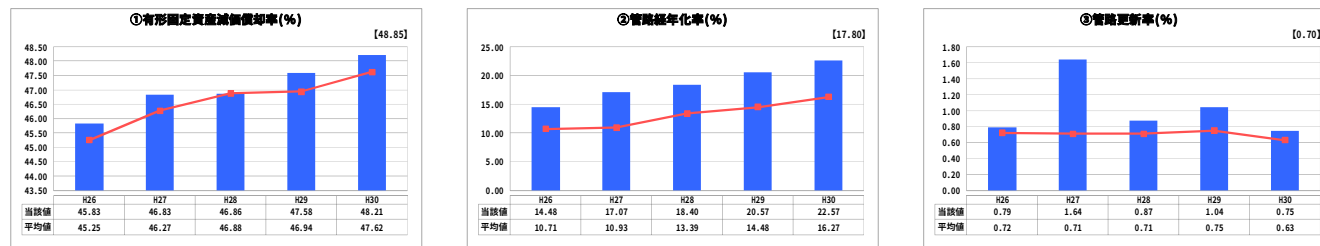
全体総括

経常収支比率、流動比率及び料金回収率はそれぞれ100%を超えており、概ね健全な経営状況にあるといえる。しかしながら、給水人口の減少及び節水機器等の普及による水需要の減少と施設の更新需要の増加により、今後の経営状況は一層厳しさを増すものと見込まれる。このため、官民連携や広域化等による経営改革・合理化を推進するとともに、アセットマネジメント等の分析結果を踏まえた更新計画に基づき、施設及び管路の更新を実施していく必要がある。なお、経営戦略は令和2年度中に策定予定である。

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



2.6.3 水道料金

本市水道事業の水道料金は、使用水量の有無に関わらず発生する水道メーターや料金徴収経費などの固定費で構成される基本料金と、使用水量に応じて変化する動力費などの変動費で構成される従量料金の2部構成とし、水道メーターの口径別に料金を設定した口径別料金体系を採用しています。

平成8年度の料金改定以降、消費税率改定を除き、20年以上料金水準を維持しています（平成20年度は5%料金値下げを実施）が、近年は、人口減少等に伴う料金収入の減少が課題となっており、核家族化や単身世帯の増加など現在のライフスタイルに適した料金体系の見直しが必要となっています。

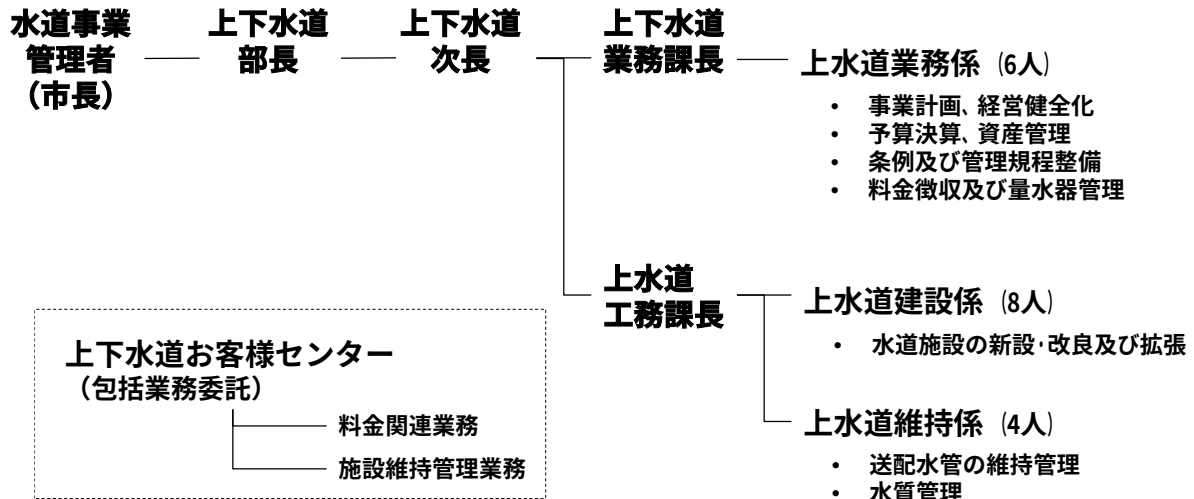
水道料金表

用途	区分	検針期間	基本料金	基本水量	従量料金（1m ³ につき）			
					0～20m ³	21～40m ³	41～80m ³	80m ³ ～
一般用	口径 13 mm	2ヶ月	3,080 円	20m ³	0 円	187 円		231 円
	口径 20 mm		3,300 円					
	口径 25 mm		3,740 円					
	口径 30 mm		1,760 円					
	口径 40 mm		1,980 円					
	口径 50 mm	1ヶ月	11,220 円	—		231 円		
	口径 75 mm		29,150 円					
	口径 100 mm		59,950 円					
	口径 150 mm		171,820 円					
アパート用	使用戸数当たり	2ヶ月	3,080 円	20m ³	0 円	187 円		231 円
消火栓用	1 栓 10 分	—	2,200 円	—	火災の場合は無料			
臨時用	随時	—	—	—	462 円			
船舶給水	—	1ヶ月	—	—	231 円			
浴場用	—	1ヶ月	6,710 円	40m ³	0 円		121 円	
	—	2ヶ月	13,420 円	80m ³	0 円			121 円

（上記料金には消費税及び地方消費税を含む）

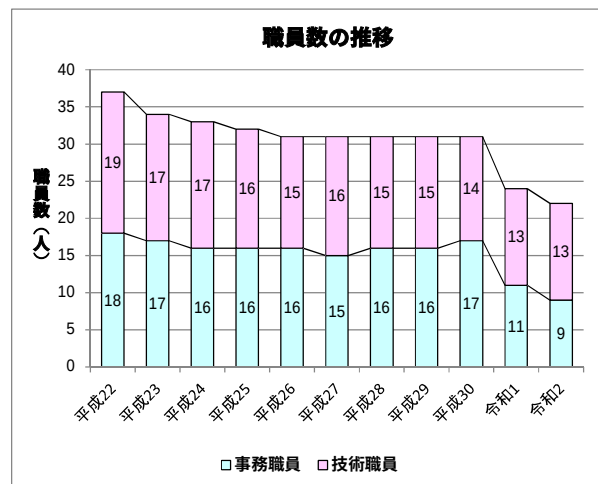
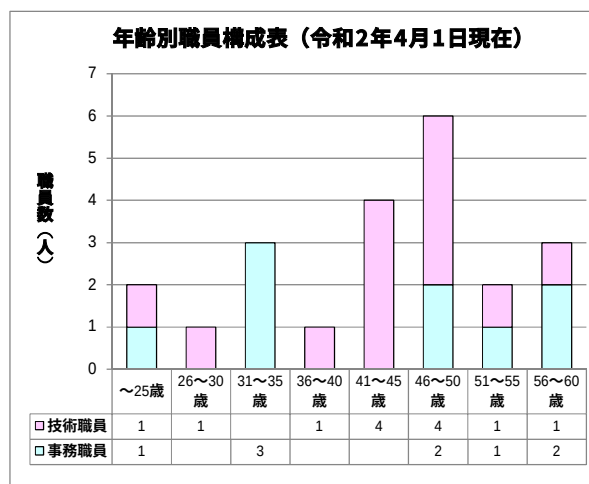
2.6.4 組織体制

本市上下水道部の水道事業に関する組織は、次のとおりです。令和2年4月1日現在、合計22人（水道事業管理者除く。）で組織されています。



また、現在の職員の年齢構成と職員数の推移は、次のとおりです。

これまで、業務のシステム化や外部委託により業務の効率化を進め、職員数や経費の削減を図ってきましたが、将来にわたり安定的に事業を運営していくためには、高度な専門知識や経験豊富な職員を確保できる組織体制の整備が不可欠となります。また、それを次の世代へと継承する取組が必要となります。



2.6.5 広域連携及び官民連携

全国の多くの水道事業体が直面している給水人口の減少等に伴う水需要の減少、水道施設の経年化、深刻化する人材不足等の水道事業の直面する課題に対応すべく、平成30年12月に水道法が改正され、令和元年10月1日から施行されました。改正水道法では水道事業の基盤強化の必要性が示され、その方策として広域連携の推進、官民連携の推進などを掲げています。

県西部の水道事業体の多くが富山県西部水道用水供給事業の受水団体であることから広域連携に適した地域と考えられ、各水道事業体が抱える課題を解消するための取組を進める必要があります。

本市水道事業では、次のような取組を進めています。

- 広域連携の取組

県西部の水道事業体で構成する広域化検討会において、各事業体の情報を収集し、連携可能な取組を検討しています。また、国が推進する水道情報活用システム（水道標準プラットフォーム）によるシステム及びデータの共同利用等、ソフト面の一体化や連携に関する検討を進めています。

- 官民連携の取組

県内で初となる包括業務委託を令和元年10月から開始しました。料金関連業務と施設維持管理業務を包括的に民間事業者へ委託することにより、民間事業者のノウハウを生かした安定したサービスの提供と専門知識継承等の確立とともに、経費削減効果の実現にも取り組んでいます。



写真：上下水道お客様センター

2.6.6 広報活動とお客様サービス

本市水道事業では、環境の変化に対応した事業運営と質の高いサービスを提供し、お客様満足度の向上を図るため、次のような取組を実施していますが、多様化するお客様ニーズやライフスタイルの変化に対応するため、利便性の高いサービスへの取組を進める必要があります。

- ペットボトル「いいみず いみず」による広報

広上取水場で汲み上げた原水又は浄水を「いいみず いみず」として製造販売し、災害時の備蓄飲料水として活用するほか、水道水のおいしさと安全性をPRするとともに、射水ブランド「食・水・祭」のひとつである「水」の魅力を発信しています。

モンドセレクション 2018 最高金賞を受賞し、ふるさと納税の「お礼の品」として登録しています。また、市内及び県内の観光交流施設等で販売し、首都圏でも日本橋とやま館において毎年8月に販売イベントを開催しています。



- 開閉栓 Web 受付サービスの実施

包括業務委託の開始とともに受託事業者の提案による開閉栓 Web 受付サービスを開始しました。

- ホームページによる情報開示・情報発信

本市水道事業の状況を確認いただくため、ホームページを積極的に活用し、詳細な経営情報、料金ガイド、水道水質検査計画及び結果等を公表しています。

2.6.7 「水道サービスの持続」に関する実績評価と課題

【実績評価】

- 人件費や受水費の削減努力を通じ、現行の料金水準を維持している。
- 業務のシステム化や外部委託等により業務の効率化を進めている。
- 県西部の水道事業体による広域連携の検討や官民連携（包括業務委託）の取組を実施している。

【課題】

- 高度成長期に建設した水道施設の更新費用等の増加により、今後はさらに厳しい経営状況となることが予想される。
- 核家族化や単身世帯の増加など、現在のライフスタイルに適した料金体系の見直しが必要である。
- 水道事業を持続可能な組織とするため、人材の育成を図るとともに、これまで培ってきた技術と経験を次の世代に継承することが必要である。
- 県西部の各水道事業体が抱える課題を解消するため、広域連携の取組を進める必要がある。
- 多様化するお客様ニーズやライフスタイルの変化に対応した利便性の高いサービスへの取組が必要である。

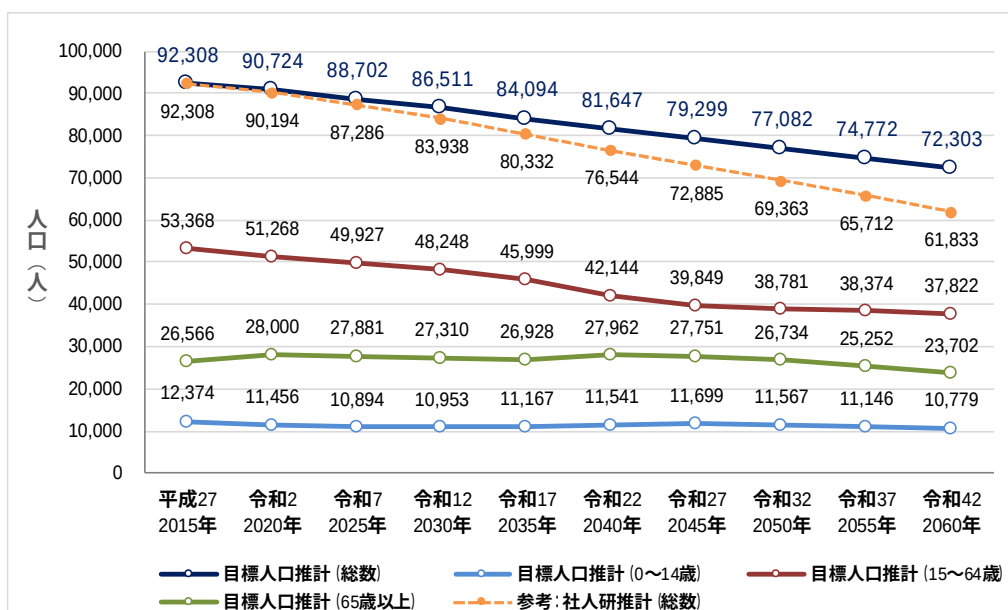
第3章

将来の事業環境

3.1 人口の見通し

本市の将来人口については、射水市人口ビジョン（令和2年3月）の目標人口推計を採用しました。今後、人口減少がより一層進んでいくものと見込まれます。

射水市人口ビジョン（令和2年3月）



3.2 水需要の見通し

3.2.1 推計方法

射水市人口ビジョンの目標人口推計を踏まえ、今後の水需要の見通しを推計しました。

水需要の推計方法

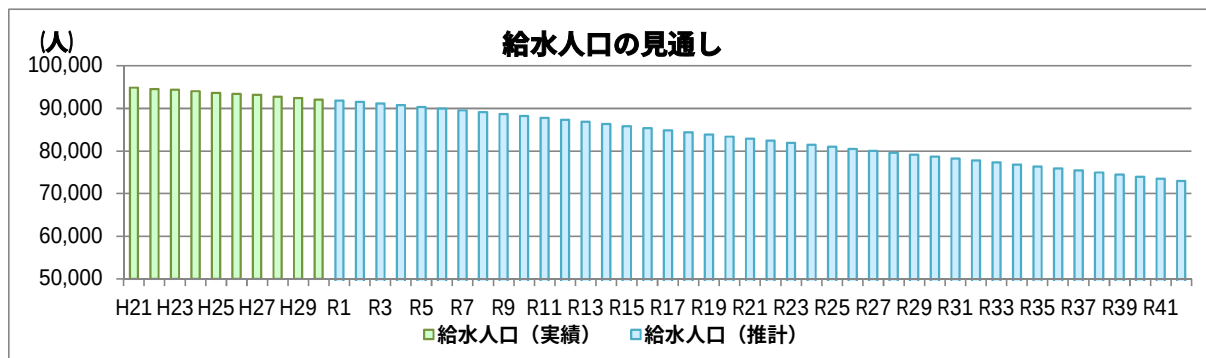
項目	推計方法
給水区域内人口	行政区域のすべてが給水区域であるため、行政区域内人口と給水区域内人口は同一である。射水市人口ビジョン（10月1日人口）は、水道事業の給水区域内人口（年度末人口）と半年のずれがあることから、次式で給水区域内人口を算出 水道事業の給水区域内人口＝人口ビジョン×1.01835* *近年の人口比較結果を用いて設定
給水人口	次式で算出。給水普及率は平成30年度実績（99.1%）で一定 給水人口＝給水区域内人口×給水普及率
有収水量	口径別に有収水量を推計 ● 13mm 及び 20mm 1件当たりの使用水量を推計し、将来の給水件数に1件当たりの使用水量を乗じて有収水量を推計。1件当たりの使用水量は近年、節水機器の普及等により減少傾向にある。 1件当たりの使用水量の推計結果 The graph displays four data series: 13mm actual usage (green line with circles), 20mm actual usage (green line with triangles), 13mm projected usage (blue line with circles), and 20mm projected usage (blue line with triangles). The x-axis represents years from H21 to R41, and the y-axis represents usage in L/person/day from 200 to 700. Actual data is shown until H29, after which projected data continues. All series show a steady decline. ● 25mm 以上 時系列傾向分析を用いて有収水量を推計
一日平均配水量	推計した有収水量を基に次式で算出。有収率は計画目標の95.0%で一定 一日平均配水量＝有収水量（一日平均）÷有収率
一日最大配水量	推計した一日平均配水量を基に次式で算出。負荷率は想定される最大の配水量に対応するため、過小にならない範囲で小さく設定することが望ましいことから、平成29年度実績（過去10年の最小値）の72.8%で一定 一日最大配水量＝一日平均配水量÷負荷率

3.2.2 水需要の推計結果

水需要は人口減少等の影響を受け、今後も減少していくものと想定されます。

- 給水人口

給水人口は平成 30 年度現在、92,009 人です。射水市人口ビジョンに示すように行政区域内人口（給水区域内人口）と同様に減少する見通しであり、本計画の目標年度である令和 11 年度では約 87,700 人と 5%減少する見込みです。



- 有収水量

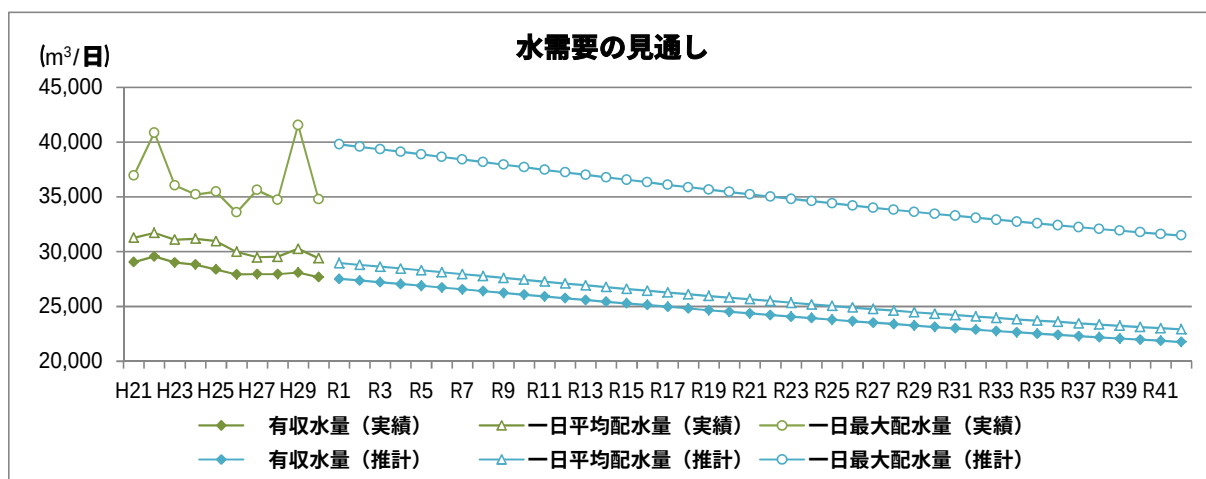
有収水量（一日平均）は平成 30 年度現在、27,682 m^3 /日です。人口減少等の影響により水需要は減少する見通しであり、本計画の目標年度である令和 11 年度では約 26,000 m^3 /日と 6%減少する見込みです。

- 一日平均配水量

一日平均配水量は平成 30 年度現在、29,409 m^3 /日です。人口減少等の影響により水需要は減少する見通しであり、本計画の目標年度である令和 11 年度では約 27,000 m^3 /日と 8%減少する見込みです。

- 一日最大配水量

一日最大配水量は平成 30 年度現在、34,779 m^3 /日です。本予測では想定される最大の配水量に対応するため、負荷率を過去 10 年の最小値としており、本計画の目標年度である令和 11 年度では約 37,000 m^3 /日の見込みです。



3.3 水道施設の見通し

アセットマネジメント（タイプ 3C）^{*1}を通じて、本市水道事業が将来にわたって安定的に事業継続していくために必要となる水道施設の見通しを推計しました。

3.3.1 水道施設の更新を実施しなかった場合

水道施設の更新を実施しなかった場合の健全度は次のとおりです。

- 構造物及び設備

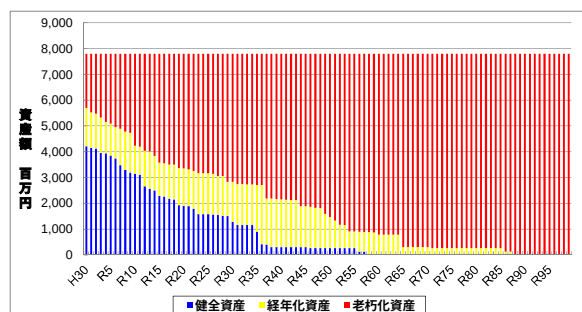
老朽化資産の割合は、平成 30 年度時点で 26.8%ですが、このまま更新を実施しなかった場合には、令和 10 年度には 45.5%、令和 20 年度には 57.0%、令和 40 年度には 72.3%となります。

- 管路

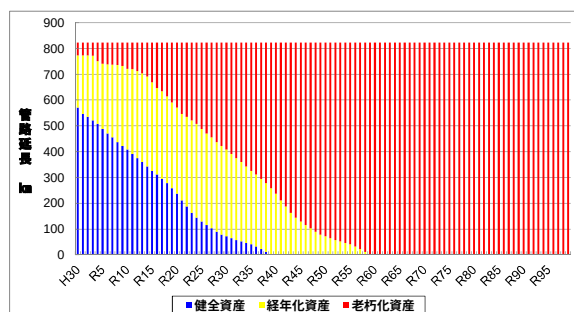
老朽化資産の割合は、平成 30 年度時点で 5.9%ですが、このまま更新を実施しなかった場合には、令和 10 年度には 12.3%、令和 20 年度には 30.6%、令和 40 年度には 71.1%となります。

水道施設の見通し（更新を実施しなかった場合）

【構造物及び設備】



【管路】



資産の分類	定 義
健全資産	法定耐用年数（建物 50 年、構造物 60 年、管路 40 年、機械設備 15 年等）を超過していない資産のこと。
経年化資産	法定耐用年数を超過し、更新時期にきている資産のこと。 （法定耐用年数の 1～1.5 倍の使用年数の資産を想定）
老朽化資産	事故・故障等を未然に防止するためには、速やかに更新すべき資産のこと。 （法定耐用年数の 1.5 倍以上の使用年数の資産を想定）

^{*1} アセットマネジメント（タイプ 3C）：厚生労働省健康局水道課「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」に示す標準型検討手法。更新需要の見通しは資産台帳を用いて検討（タイプ 3）するとともに、財政収支の見通しを簡易な財政シミュレーション用いて検討（タイプ C）する手法

3.3.2 更新需要の算定

水道施設の健全度を保つためには、早急に更新を進めていく必要がありますが、法定耐用年数基準に基づき、水道施設を更新していく場合には、構造物及び設備が年平均 4.5 億円、管路が 14.4 億円、全体で 18.9 億円の更新需要が発生することになります。

近年の本市水道事業の建設改良費は 10 億円程度であることから、法定耐用年数基準による更新を実施する場合には大幅に費用が増加することになり、この場合には水道施設の健全度を維持できるものの、財務の健全度を維持できない状態となります。

そのため、適切な補修や腐食対策等の長寿命化のほか、新技術の導入に取り組み、実使用年数を重視した更新需要の設定を行います。具体的には、更新年数実績調査結果や厚生労働省公表の「実使用年数に基づく更新基準の設定例」を参考に更新基準を定めました。

本市水道事業の更新基準

施設分類	更新基準	耐用年数	
		法定耐用年数	更新基準
土木施設	法定耐用年数の 1.5 倍	60 年	90 年
建築施設		50 年	75 年
機械設備	法定耐用年数の 1.5 倍	15 年	22 年
電気設備		10～20 年	15～30 年
管路	法定耐用年数の 2.0 倍	40 年	80 年

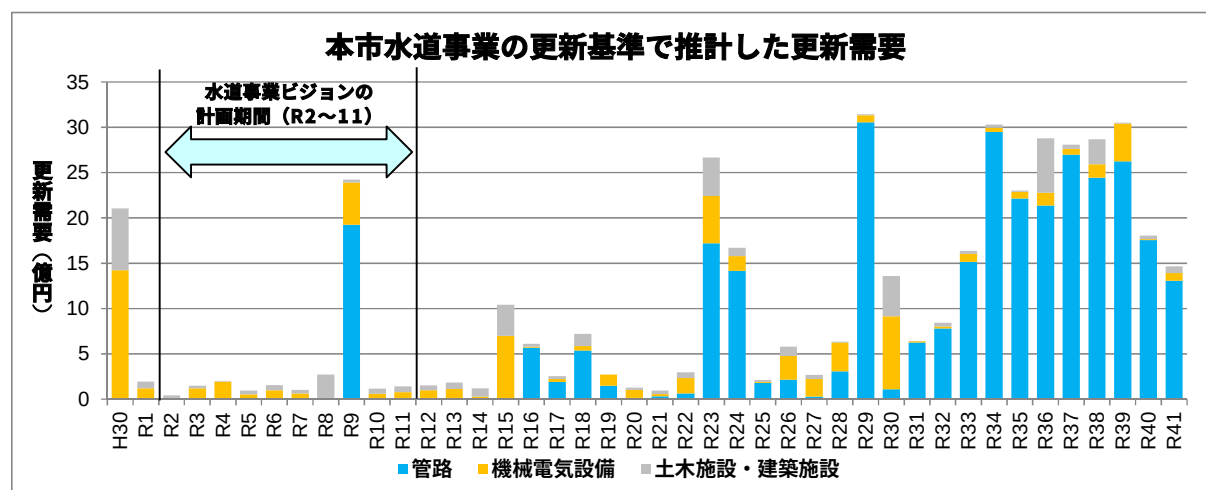
更新基準に関する事例

施設分類	法定耐用年数	更新基準	施設分類	法定耐用年数	更新基準
土木施設			機械設備		
PC 配水池等(鉄筋 コンクリート造)	60 年	65～90 年	ポンプ設備	20 年、15 年	22 年
ステンレス配水池	45 年		水処理設備	15 年	21～24 年
建築施設	50 年	65～75 年	消毒設備	10 年	18 年
管路			薬品注入設備	15 年	18 年
铸铁管	40 年	40～50 年	電気設備		
ダクタイル铸铁管		60～100 年	高圧受変電設備	20 年	23～25 年
鋼管		40～100 年	自家発電設備	15 年	19～24 年
硬質塩化ビニル管		40～60 年	電源設備	12 年	16～21 年
ポリエチレン管		40～60 年	制御盤	15 年	23～25 年
ステンレス管		40～60 年	計装設備	10 年	16 年
			監視制御設備	10～15 年	18～19 年

更新年数実績調査結果及び厚生労働省公表の「実使用年数に基づく更新基準の設定例」を基に作成

更新基準に基づいて更新需要を再算出すると、年平均 12.7 億円となりますが、40 年間の後半に集中し年間 20 億円を超える状況となることから、長期的な経営の安定化を図るためには、更新需要を前倒しして平準化することが重要です。

また、近年頻発する大規模災害対策として、耐震化は重要であり、特に配水池等の耐震化は本市水道事業にとって喫緊の課題です。更新需要の平準化に加えて、配水池や基幹管路の耐震化を進めるとともに、水需要の見通しに対応した規模への見直しも必要となります。



第4章

基本理念と経営目標

4.1 基本理念

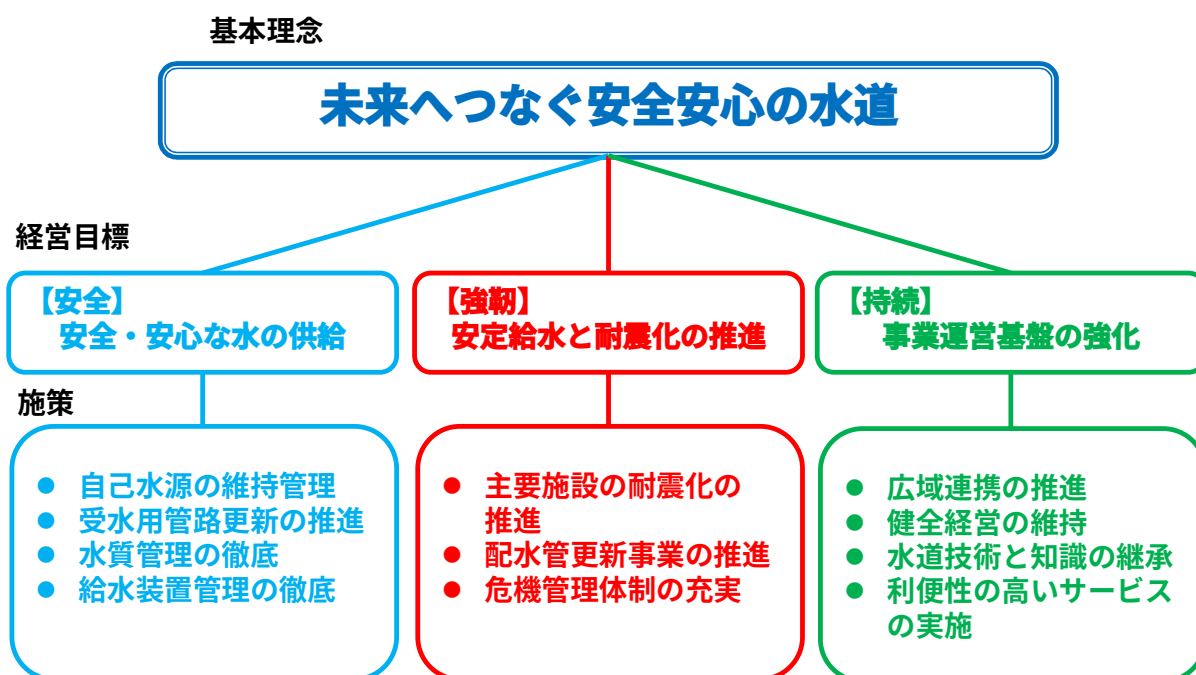
射水市水道ビジョンでは、本市水道事業の50年、100年先を見据え、基本理念を掲げます。

未来へつなぐ安全安心の水道

4.2 経営目標

国の「新水道ビジョン」に掲げる水道の理想像の観点「安全」、「強靱」、「持続」を実現するため、次の3つの経営目標に基づき施策を展開します。

射水市水道事業ビジョン体系図



第5章

経営目標実現のための施策

5.1 安全・安心な水の供給

安全・安心な水の供給

「安全・安心な水の供給」の経営目標は、原水の水質保全、適切な浄水処理、管路及び給水装置における水質管理等を徹底することにより、常に安心して水道をご利用いただける状態に保つためのものです。

本市水道事業の水源は、自己水源と富山県西部水道用水供給事業からの受水により構成されており、どちらかの水源で水質汚染事故等が発生した場合においても、安全な水を確保することが可能です。自己水源の原水は水道水質基準の全項目を満たす良好な状態であり、一方の富山県西部水道用水供給事業からの受水においても水質基準を満たす水を受け入れ、さらに市内10か所で独自に毎日水質検査（自動計測）を行っています。

将来にわたり「安全・安心な水の供給」を維持していくためには、自己水源の適正な維持管理に努めるとともに、水質管理体制をさらに強化していくことが必要になります。老朽化する受水用管路については、富山県企業局との協議により早期の更新に努め、安定給水の確立を目指します。

また、屋内の給水装置や貯水槽水道等の水道使用者が管理を要する設備に対しても、「安全・安心な水の供給」の観点から水道事業者としての指導・サポートが必要であるため、直結給水の拡大も重要な施策であると考えています。

このような考え方のもと、「安全・安心な水の供給」の実現に向けた施策に取り組めます。

5.1.1 自己水源の維持管理

良好な自己水源を維持するため、経年化している水源自体（井戸）の設備更新を実施し、将来にわたり安定した取水量と水質を確保します。

- 布目配水場の設備更新
- 広上取水場の設備更新

5.1.2 受水用管路（県送水管）更新の推進

富山県西部水道用水供給事業からの受水用管路は、布設年度が古く、老朽化が進んでいることから、富山県企業局との協議により、早期の更新に努め、安全な受水の確保と安定給水の確立を目指します。

なお、現在の日の宮受水場へ新たに受水用管路を布設し、受水することは、地理的条件（道路埋設状況）を考慮した場合に困難であることから、施設・設備の合理化（スペックダウン）を検討します。

5.1.3 水質管理の徹底

市が毎年策定する「水道水質検査計画」に基づく毎日及び定期的水質検査等を適正に実施し「安全・安心な水の供給」を実現します。なお、定期水質検査結果は、市ホームページで公表し、市民への情報開示も実施します。また、自動水質監視装置等の適切な維持管理により信頼性の向上を図ります。

5.1.4 給水装置管理の徹底

水道使用者の給水装置工事は、市の指定給水装置工事事業者が行う必要があることから、指定給水装置工事事業者への最新情報の提供や各工事への適切な指導・助言を強化するとともに、水道法改正による指定の更新制度により給水装置工事全体の水準向上に努めます。

また、貯水槽設置者への指導・助言等を継続していくとともに、直結直圧式給水区域の拡大や直結増圧式給水を推進します。

5.2 安定給水と耐震化の推進

安定給水と耐震化の推進

「安定給水と耐震化の推進」の経営目標は、経年化した施設の計画的な更新により施設の健全度を保ち、水道施設の耐震化やバックアップ体制を構築することにより、自然災害等による被災を最小限にとどめ、迅速な復旧が可能な水道を構築するためのものです。

本市水道事業は調整池及び配水池を大小 9 池整備し、市内全域に給水を行っていますが、近年頻発するこれまでの想定以上の自然災害が発生した場合には、施設の機能に重大な影響が生じる可能性があることが判明したため、早急に施設の耐震化に取り組みます。

一方、管路については、耐震化の取組を継続的に進めてきた結果、基幹管路（取導水管、送水管、配水管（管路口径 300mm 以上））の耐震適合率は約 80%に達し、県平均や全国平均を大きく上回る水準となっています。被災時における早期復旧のためには、主要配水池から給水区域内に配水する基幹管路の耐震化が最も重要であると考え、今後も基幹管路を中心とした耐震化の取組を継続し、水道施設の強靱化に努めます。

なお、基幹管路以外の管路（管路口径 300mm 未満）については、経年管の更新に併せて適宜、耐震化を進めていますが、すべての管路を耐震化するには膨大な年月と多額の費用を要することになります。このため、応急給水拠点の整備や他の水道事業体や関係団体との相互応援協定によるバックアップ体制の充実を図るとともに、定期的な訓練の実施やマニュアル整備も必要となります。

このような考え方のもと、「安定給水と耐震化の推進」の実現に向けた施策に取り組みます。

5.2.1 主要施設の耐震化の推進

平成29～30年度に実施した上野調整場等の耐震診断等調査の結果、主要調整池のすべての施設において耐震性を満たしていないことが判明し、上野第1・2調整池においては、改築や水運用の検討が必要とされたため、次のスケジュールで調整池の耐震化等を進めます。

- 上野第3調整池の耐震補強 <計画期間前期（令和元～2年度）>
- 鳥越調整池の耐震補強 <計画期間中期（令和3～4年度予定）>
- 上野第2調整池の改築 <計画期間後期（県送水管路更新事業に併せて実施）>

5.2.2 配水管更新事業の推進

管路口径300mm以上の配水管（基幹管路）については、建設改良事業計画に基づき、更なる耐震化を推進します。また、上野調整場から配水する2本の幹線（中央幹線・東部幹線）に加えて、令和2年度には新たに鳥越調整場から配水する西部幹線の完成を予定しており、主要配水施設と連携した効率的な運用を確立するとともに、大規模災害時における断水エリアの縮小や将来の基幹管路更新の円滑化を図ります。また、基幹管路に多く採用している鋼管については地理的条件（道路埋設状況）を考慮し、腐食防止対策を実施するなど、管路の長寿命化にも努めます。

一方、基幹管路以外の管路更新については、漏水の発生頻度や使用年数から効果的な更新箇所を選定し、耐震管へ布設替えすることにより、管路全体の耐震化率向上に努めます。また、優れた耐震及び耐久性を持ち全国的に普及しつつあるポリエチレン管を一部採用し、検証を行うなど水道施設全体の強靱化を推進します。

5.2.3 危機管理体制の充実

本市水道事業では、災害時の重要給水施設への給水や早期復旧を重視した施設の構築に努めていますが、被災時には関係機関の協力が不可欠となります。近隣の水道事業体、日本水道協会、民間事業者及びその他関係団体等との連携による更なる災害時協力体制を構築するとともに防災訓練や防災備蓄の充実に努めます。

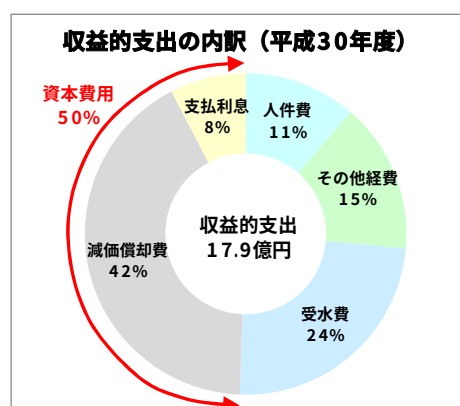
また、近年頻発する大規模な災害を想定し、現在の水道施設応急対策マニュアルを見直します。本市防災ガイドブックや防災マップ（ハザードマップ）の内容を踏まえ、地震、津波、洪水、土砂災害等の様々な事態において、限られたヒト・モノ・情報等の資源を有効活用する非常時優先業務を示した事業継続計画（BCP）の作成に取り組みます。

5.3 事業運営基盤の強化

事業運営基盤の強化

「事業運営基盤の強化」の経営目標は、人口減少等による環境の変化に対応し、常に健全かつ安定した事業を運営し、将来にわたり安全・安心な水道事業を持続させるためのものです。

本市水道事業の給水人口は、全国的な動向と同様に減少傾向にあることから水需要が減少し、水道料金収入も減少していくことが想定されます。健全な事業運営を持続させるためには、更なる経費削減が不可欠となりますが、今後は高度成長期に建設した水道施設の更新が増加し、同時に耐震化も要することから多額の費用が必要となり、水道施設の建設改良に要する資本費用は平成30年度決算において費用の約50%を占めていますが、さらにその割合が増加することになります。また、資本費用に次いで費用の約24%を占める受水費では、県送水管路更新事業を控えており、この更新費用が受水費用に上乗せされることも予定されています。これらを除く残りの約26%が独自の経営努力による削減が見込める費用となりますが、すでに人員削減、業務の電算化及び民間委託による費用削減を実施してきたことから、更なる削減が難しい状況となっており、財政状況は年々厳しさを増していくと予想しています。したがって、水道料金の見直しも見据え、適宜、水道使用者へ必要な情報を開示し、理解を求めていくことが必要になると考えています。



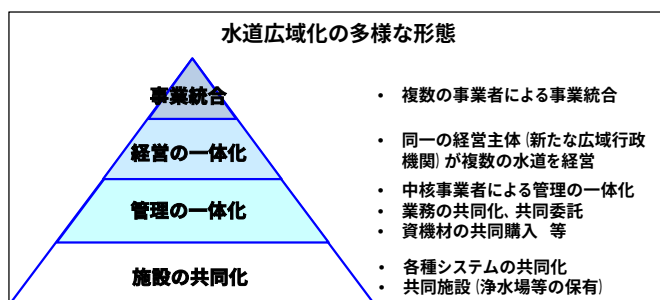
また、このような財政状況の中、多様化するお客様ニーズやライフスタイルの変化に対応した利便性の高いサービスを提供するとともに、最小の経費で最大の効果を発揮し、持続可能な組織とするためには、人材の育成を図るとともに、これまで培ってきた技術と経験を次の世代に継承することが必要です。

このような水道事業の抱える「ヒト・モノ・カネ」の課題を解消するための方策として、令和元年に施行された改正水道法では広域連携や官民連携を掲げています。本市が位置する県西部の水道事業体にとっては、広域連携による課題解決への取組が効果的であると考えます。

このような考え方のもと、「事業運営基盤の強化」の実現に向けた施策に取り組めます。

5.3.1 広域連携の推進

県西部の水道事業体の多くは、必要な水量を富山県西部水道用水供給事業の受水に依存しています。各受水団体は本市と同様に人口減少等に伴う料金収入の減少と施設・管路の老朽化等による建設改良費が増加していることに加え、総費用の受水費割合が高いことが財政状況を年々厳しくする要因となっています。また、受水費のほか自己水源を維持管理する必要があることもその要因となっています。改正水道法が掲げる広域連携により、人材・資金・施設等の経営資源の効率的な活用や災害・事故等の緊急時対応力強化等のほか、水道施設のダウンサイジング等への大きな効果にまで発展させることも期待されます。



現在は、県西部の水道事業体で広域連携の方策やその効果について検討を開始したところですが、先進地域の事例を参考とするなど、県西部全体を俯瞰的に捉えた広域連携の取組を進めます。

5.3.2 健全経営の維持

健全経営を持続するため、次の取組を行います。

- 包括業務委託効果の発揮及び検証

令和元年10月から開始した包括業務委託において次の効果を最大限に発揮させるとともに、その状況を検証し、次期委託期間の更なる効果発揮に努めます。

- ・ 民間の専門性の高いノウハウの導入による業務の効率化とサービスの向上
- ・ 専門的な知識を有した人材の確保と計画的な育成による安定したサービスの提供
- ・ 長期的な視点での職員人件費などの経費節減

- 官民連携による業務改善

全国に多くの受託実績を持つ包括業務受託事業者とともに現在のシステムや業務実施方法を検証し、より効率的で確実な業務運営が可能となるよう改善していきます。

- 水道料金の適正化

水需要が減少傾向にある現状において経営を安定させるためには、水道使用者への影響を抑制しながら、需要実態に応じた将来を見据えた料金体系が必要であることから、基本水量、基本料金、従量料金など水道料金全体のあり方について検討していきます。

5.3.3 水道技術と知識の継承

地方公営企業である水道事業の安定的な運営には、専門的な知識・経験を有する技術者と経営に関する知識を有した職員の育成・確保が不可欠となります。

このため、専門的知識・技術の習熟・向上を目的とした外部研修を充実させるとともに、先人から継承されてきた技術や豊富な経験内容を内部研修の強化などにより共有化に努め、適切に次世代へ伝えられるよう計画的な組織・人材育成を目指します。



写真：新耐震型継手 技術講習会

5.3.4 利便性の高いサービスの実施

本市水道事業では現在、市の広報やホームページを活用し、水道事業全般の情報発信・情報公開を行っています。また、学識経験者や水道需要者で構成する上下水道経営委員会により市民の意見を踏まえた事業運営にも努めています。これらの取組を継続するとともに、必要に応じてさらに多くの市民へのわかりやすい情報提供や意見聴取に努めます。

そして、多様化するお客様ニーズやライフスタイルの変化に対応した料金支払方法等の利便性向上に取り組み、時代に適応したサービスの充実を目指します。

第6章

経営戦略

経営戦略は、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画です。事業の効率化や経営健全化、将来見通しを踏まえ、30～50年の中長期間において必要なサービスを提供することが可能となるよう、「投資試算」を始めとする支出と、「財源試算」による収入が均衡するよう調整した「投資・財政計画（収支計画）」を検討します。

前述の「第3章 将来の事業環境」で示した水需要の見通し、水道施設の見通しを踏まえ、「第5章 経営目標実現のための施策」を実現するための、今後10年間（令和2～11年度）の「投資・財政計画（収支計画）」について示します。

6.1 投資

6.1.1 投資目標

経営目標「安全・安心な水の供給」、「安定給水と耐震化の推進」の実現に向け、自己水源の維持管理、主要施設の耐震化及び配水管更新事業に取り組みます。

これらの投資額については、「第3章 将来の事業環境」の更新需要の算定結果を踏まえ、今後40年間で平準化された更新需要に基づく計画とします。

投資目標の達成に向け、配水池の耐震化率、基幹管路の耐震適合率及び管路更新率について次の目標値を設定し、投資計画を着実に進めます。

投資の目標指標（詳細は「6.4 投資・財政計画の管理指標」参照）

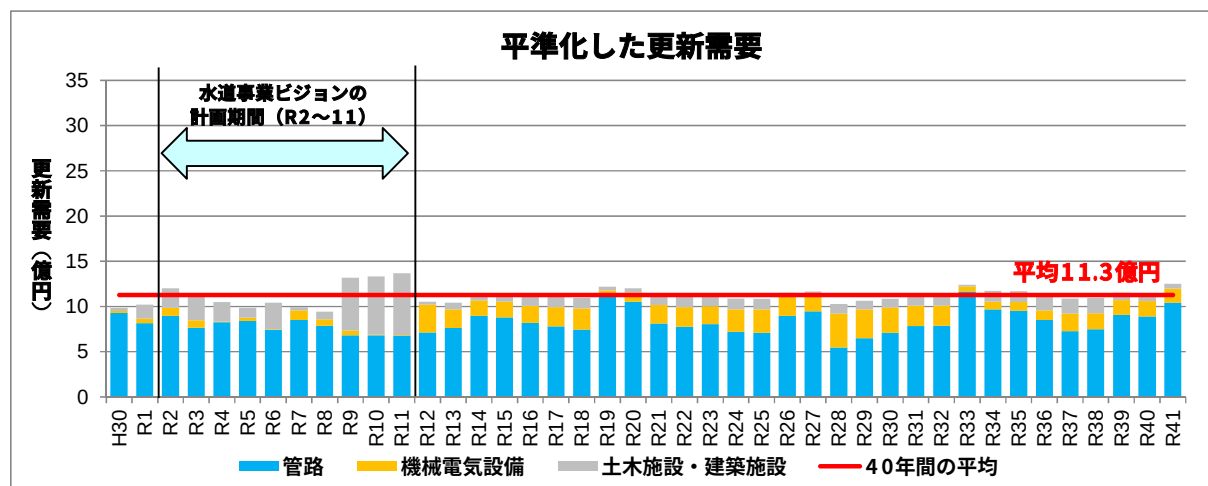
投資の目標指標	指標値	
	H30（現状）	R11（目標）
配水池の耐震化率	2.6%	77.4%
基幹管路の耐震適合率	79.7%	92.0%
管路更新率	0.75%	1.00%以上

6.1.2 投資計画

（1）更新需要の平準化

「第3章 将来の事業環境」に示すアセットマネジメント（タイプ3C）を用いて算出した更新需要について、長期的な経営の安定化を図るために更新需要を前倒しして平準化を行いました。

その結果、今後 40 年間の年平均投資額は約 11.3 億円となり、うち管路の年平均投資額は約 8.2 億円となります。法定耐用年数の 2.0 倍の更新基準で算出した今後 40 年間の管路の年平均投資額は約 7.9 億円であることから、投資額は 1.04 倍となります。限られた財源の中、実際の老朽度を見極めた更新を実施することにより、老朽管路の縮減に努めます。



(2) 10 年間の投資計画

今後 10 年間（令和 2～11 年度）の投資計画は次のとおりです。自己水源の維持管理（井戸設備更新）、主要施設の耐震化及び配水管更新事業（基幹管路整備、管路更新、鋼管腐食防止対策）を実施します。今後 10 年間の年平均投資額は 40 年間と同額の約 11.3 億円となり、うち管路の年平均投資額は約 7.7 億円となります。法定耐用年数の 2.0 倍の更新基準で算出した管路の年平均投資額は約 1.9 億円であることから、投資額は 4.02 倍となります。

投資計画（建設改良事業計画）

年 度	H30 (決算)	R1 (補正 予算)	水道事業ビジョンの計画期間										R12 以降
			R2 (予算)	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
建設改良費（億円）	9.9	10.2	12.0	11.1	10.5	9.9	10.4	9.9	9.4	13.2	13.3	13.7	
① 井戸設備更新													
② 調整池耐震補強等													
③ 基幹管路整備 (φ300mm 以上)													
④ 管路更新 (φ300mm 未満)													
⑤ 鋼管腐食防止対策													
⑥ 布目分庁舎 大規模修繕													

6.1.3 投資以外の経費

投資以外の経費（収益的支出及び投資以外の資本的支出）の考え方は、次のとおりです。

- 減価償却費
固定資産台帳に登録されている償却資産及び投資計画の実施に伴って取得する償却資産に係る減価償却費の見込みに基づき算定します。
- 支払利息
既発債の支払利息は今後の償還予定表を基に、新発債の支払利息は投資計画の企業債に発行条件を設定して算定します。
- その他経常経費（職員給与費、動力費、修繕費等）
必要かつ合理的な額の確保を前提としつつ、徹底した効率化・適正化を図った上で算定します。

収益的支出及び投資以外の資本的支出の考え方

項目			考え方
収益的支出	営業費用	職員給与費	包括業務委託により令和 2～5 年度は減少を見込む。令和 6 年度以降は一定
		動力費	現状維持（令和 2 年度予算値で一定）
		修繕費	現状維持（令和 2 年度予算値で一定）
		委託料	現状維持（令和 2 年度予算値で一定）
		受水費	令和 2 年度予算値を基に、県送水管路更新事業の影響額を加算
		その他経費	現状維持（令和 2 年度予算値で一定）
		減価償却費	平成 30 年度までの取得資産については、固定資産システムより算定。令和元年度以降の取得資産については減価償却計算により加算
	営業外費用	支払利息	平成 30 年度までに借入した企業債に対しては、今後の償還予定表から算定。令和元年度以降の借入額については、償還年数 30 年（5 年据置）、利率 1.0%の元利均等方式で計算
		その他の営業外費用	現状維持（令和 2 年度予算値で一定）
資本的支出		企業債償還金	平成 30 年度までに借入した企業債に対しては、今後の償還予定表から算定。令和元年度以降の借入額については、償還年数 30 年（5 年据置）、利率 1.0%の元利均等方式で計算

6.2 財源

6.2.1 財源目標

経営目標「事業運営基盤の強化」の実現に向け、投資に対応した財源を確保します。

財源目標の達成に向け、経常収支比率、企業債残高対給水収益比率及び自己資本構成比率について次の目標値を設定します。

財源の目標指標（詳細は「6.4 投資・財政計画の管理指標」参照）

財源の目標指標	指標値	
	H30（現状）	R11（目標）
経常収支比率	115.3%	100%以上
企業債残高対給水収益比率	419.6%	420%以下
自己資本構成比率	56.5%	58%以上

6.2.2 財源の考え方

財源目標に基づいて検討した、投資・財政計画の財源である収益的收入及び資本的收入の考え方は、次のとおりです。

収益的收入については、投資以外の経費を賄うための収入を確保します。収入の90%以上を占める給水収益については、「第3章 将来の事業環境」に示す有収水量の推計結果に現行の料金水準（供給単価）を乗じて算定することを基本とします。

資本的收入については、将来世代に過度な負担を強いることがないよう、企業債残高を抑制しつつ、給水収益の1/2程度の運転資金を確保できるような企業債借入額を目標とします。なお、企業債借入額を抑制するため、国の交付金や総務省繰出基準に基づく一般会計繰入金を適切に見込みます。

収益的収入及び資本的収入の考え方

項目			考え方
収益的収入	営業収益	料金収入	水需要の見通しの中で推計した毎年の有収水量に、供給単価 187.3 円/m ³ （平成 30 年度実績）を乗じて算出
		受託工事収益	現状維持（令和 2 年度予算値で一定）
		その他の営業収益	現状維持（令和 2 年度予算値で一定）
	営業外収益	加入金	現状維持（令和 2 年度予算値で一定）
		他会計補助金	総務省繰出基準に基づき、児童手当経費を計上。現状維持（令和 2 年度予算値で一定）
		他会計負担金	現状維持（令和 2 年度予算値で一定）
		長期前受金戻入	固定資産の減価償却見合いで計上
資本的収入	その他の営業外収益		預金利息及び雑収益について現状維持（令和 2 年度予算値で一定）
	資本的収入	企業債	次の条件で資金不足分を借入 ● 借入金額は建設改良費（起債対象事業費）の 50% 以内とする。 ● 当年度の企業債償還金を下回る金額とする。
		補助金	配水池耐震化において国庫補助金（生活基盤施設耐震化等交付金、交付率 1/4）を計上
		工事負担金	現状維持（令和 2 年度予算値で一定）
		出資金	総務省繰出基準に基づき、上水道の出資に要する経費を計上
		他会計負担金	総務省繰出基準に基づき、消火栓に要する経費を計上

6.3 投資・財政計画

6.3.1 収支バランスの見通し

今後 10 年間（令和 2～11 年度）の収支バランスは次のとおりです。収益的収支については令和 11 年度から支出が収入を上回る赤字経営となる見通しです。また、企業債借入額の抑制や経常損益（純利益）の減少に伴い資金残高が減少します。

今後 10 年間（令和 2～11 年度）の収支バランス

項目		今後 10 年間の見通し
収益的収支	収益的収入	現行の料金水準を維持した場合、有収水量の減少に伴い給水収益が減少する見通し
	収益的支出	包括業務委託により職員給与費の減少が見込まれる一方で、県送水管路更新事業に伴う受水費の増加を予定しており、支出額の合計は増加する見通し
	収入—支出	収入の減少と支出の増加により、経常損益（収入－支出）は年々悪化し、令和 11 年度から支出が収入を上回る赤字経営の見通し
資本的収支	資本的収入	投資額に対応した企業債借入額のため、令和 2～8 年度はほぼ一定で推移。令和 9～11 年度は投資計画により、企業債借入額の増加及び国庫補助金と総務省繰出基準に基づく上水道の出资に要する経費を計上
	資本的支出	投資額の平準化により令和 2～8 年度はほぼ一定で推移。令和 9～11 年度は調整池の耐震補強等により投資額が増加
	収入—支出	現状と同じく、資本的支出に対する資本的収入の不足額は損益勘定留保資金等で補てん
資金収支		企業債借入額の抑制、経常損益（純利益）の減少に伴い資金残高が減少

支出が収入を上回る収支ギャップを解消する方策は、次のとおりです。

- 投資の合理化、費用の見直しに関する方策
 広域化、民間の資金・ノウハウ等の活用、アセットマネジメントの充実、施設・設備の廃止・統合（ダウンサイジング）、施設・設備の合理化（スペックダウン）等
- 財源に関する方策
 料金、企業債、繰入金、資産の有効活用等による収入増加の取組等

6.3.2 投資・財政計画

投資・財政計画の策定にあたり、本市水道事業では現行の料金水準を維持するために、次のような収支ギャップの解消方策を検討してきました。

- 民間の資金・ノウハウ等の活用 → 包括業務委託
- アセットマネジメントの充実 → 投資の平準化
- 企業債 → 世代間負担の公平の確保
- 繰入金 → 総務省繰出基準に基づく必要額の算定

しかし、経費の74%が受水費や支払利息、減価償却費等の固定的費用で占められており、本市水道事業自らの経営努力で更なる費用削減を図ることは難しい状況です。そのため、本市水道事業単独で収支ギャップを解消するためには料金水準適正化の検討が避けられません。なお、料金水準適正化を行う場合には、水道使用者への影響を抑制しながら、基本水量、基本料金、従量料金など水道料金全体のあり方について検討していきます。

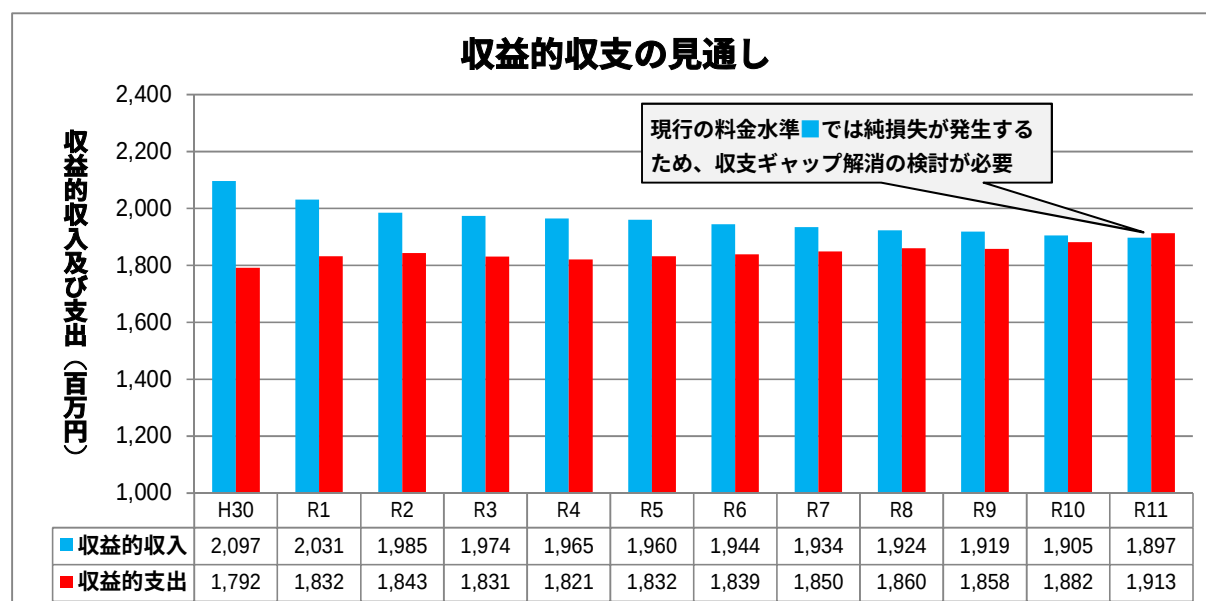
一方、県西部の水道事業体による広域連携は、人材・資金・施設の経営資源の効率的な活用を通じて費用の削減が期待できることから、本市水道事業の中長期的な経営基盤強化に向けた取組が必要です。

(1) 収益的収支

給水収益は有収水量の減少に伴って、令和3年度以降は約0.1億円/年のペースで減少する見込みであり、平成30年度の18.9億円から令和10年度の17.7億円へ減少する見込みです。給水収益以外の収入としては、長期前受金戻入は約0.2～0.3億円、加入金や事務受託手数料等の営業外収益は約1.0億円を見込みます。その結果、令和10年度の収益的収入は19.0億円となる見込みです。

一方、収益的支出は包括業務委託により職員給与費の減少が見込まれる一方で、県送水管路更新事業に伴う受水費の増加を予定しており、令和10年度は18.8億円、令和11年度は19.1億円の見込みです。

収益的収支については、令和2～10年度において現行の料金水準で純利益が見込まれますが、令和11年度には純損失が見込まれるため、富山県企業局との協議による受水費軽減や県西部水道事業体との広域連携の取組による新たな経費削減等に努め、さらには水道使用者に料金水準適正化の理解を求めることにより、収支ギャップの解消に努めます。



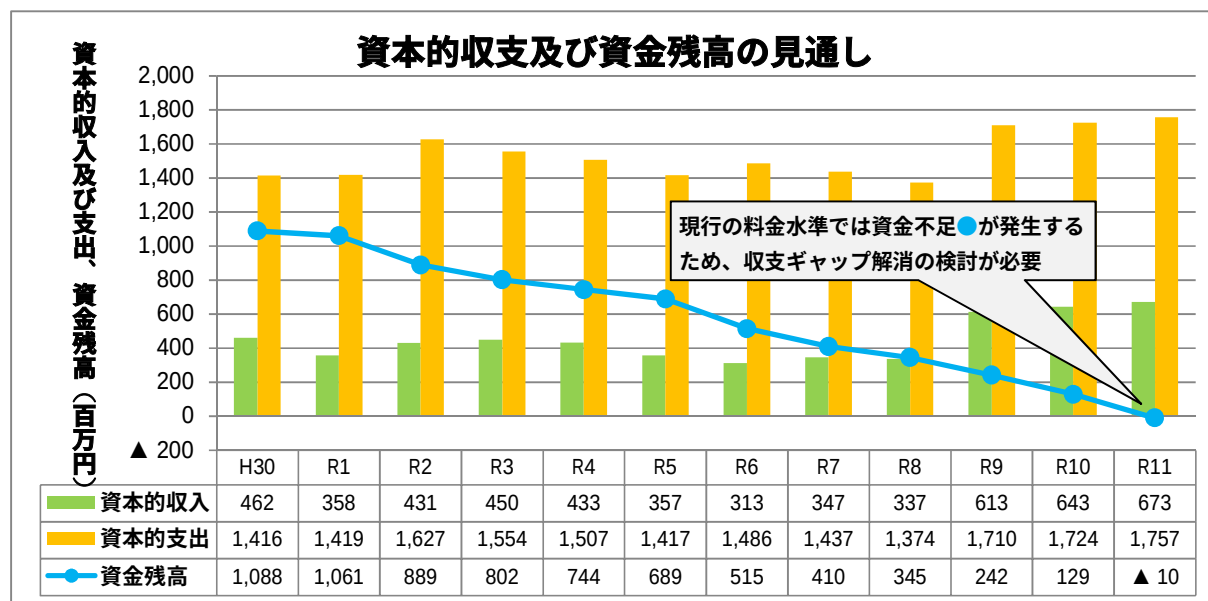
（２）資本的収支

地方公営企業の財政の構造上、常に資本的支出に対して不足額が発生しますが、資本的支出は投資額の平準化により、計画期間 10 年間は年平均 15.6 億円の見込みです。一方、資本的収入は年平均 4.6 億円を予定しており、毎年度約 11.0 億円の不足額が発生する見込みです。

この 11.0 億円に対しては、損益勘定留保資金等の補てん財源で補てんします。

（３）資金残高

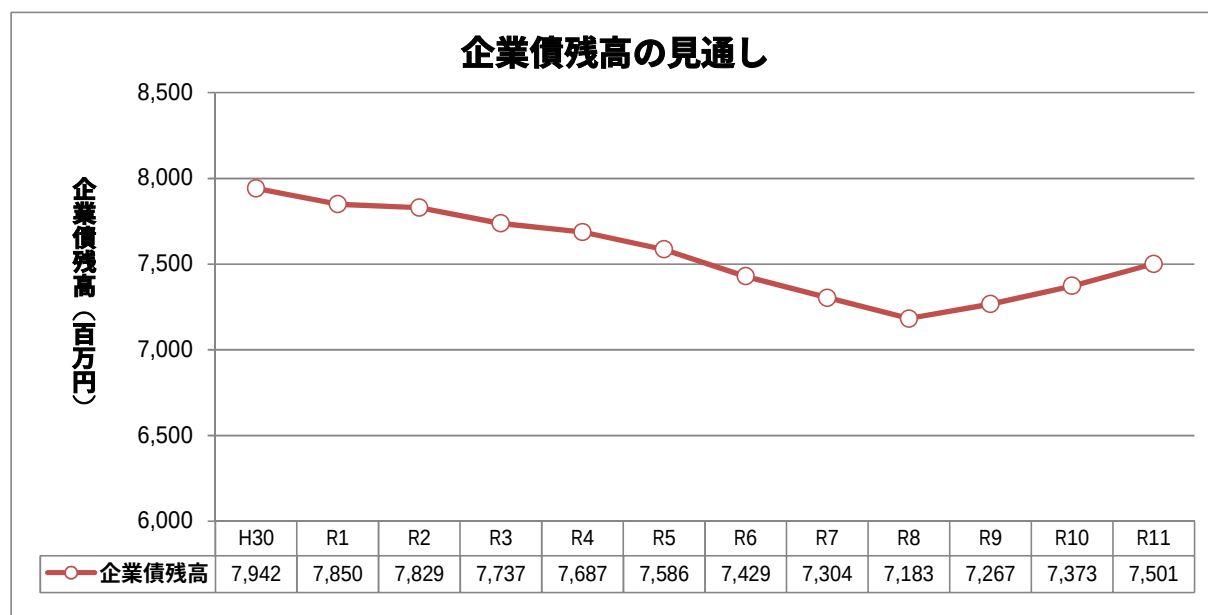
平成 30 年度現在、約 10 億円の運転資金を確保していますが、計画期間の経常損益（純利益）の減少のほか、投資額に対する企業債借入額を抑制するため、資金については毎年度減少し、令和 11 年度には資金不足が発生するため、収益的収支の収支ギャップ解消策と同様の対策が必要となります。



（４）企業債残高

平成30年度現在、約79億円の企業債残高がありますが、将来世代に過度な負担を強いることがないように、企業債借入額を抑制し、令和8年度までに約72億円へ削減する予定です。

なお、計画期間後期は調整池の耐震補強等により投資額が増加することから、資金確保のため企業債残高が若干増加する見込みです。



投資・財政計画（収益的収支（消費税抜き））

(単位:千円(税抜),%)

区 分		年 度	平成30 (決算)	令和1 (補正 予算)	令和2 (予算)	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益	(A)	1,916,174	1,891,075	1,862,780	1,852,061	1,841,054	1,835,245	1,819,178	1,808,171	1,797,369	1,791,166	1,775,424	1,764,486
		(1) 料 金 収 入	1,892,853	1,865,388	1,854,578	1,843,859	1,832,852	1,827,043	1,810,976	1,799,969	1,789,167	1,782,964	1,767,222	1,756,284
		(2) 受 託 工 事 収 益	(B)	17,023	21,056	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
		(3) そ の 他	6,298	4,631	6,002	6,002	6,002	6,002	6,002	6,002	6,002	6,002	6,002	6,002
		2. 営 業 外 収 益	149,779	127,556	122,146	121,999	123,798	124,552	125,306	126,060	126,592	127,346	129,619	132,028
	(1) 補 助 金	他 会 計 補 助 金	2,423	4,287	1,732	1,732	1,732	1,732	1,732	1,732	1,732	1,732	1,732	1,732
		都 道 府 県 補 助 金	2,423	4,287	1,732	1,732	1,732	1,732	1,732	1,732	1,732	1,732	1,732	1,732
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	19,522	19,631	21,541	21,404	23,203	23,957	24,711	25,465	25,997	26,751	29,024	31,433
		既 存 長 期 前 受 金	19,522	19,631	21,541	20,657	20,657	20,657	20,657	20,657	20,657	20,435	20,435	20,435
		(3) そ の 他	127,834	103,638	98,873	98,863	98,863	98,863	98,863	98,863	98,863	98,863	98,863	98,863
収 益 的 支 出	収 入 の 計 (C)		2,065,952	2,018,631	1,984,926	1,974,060	1,964,852	1,959,797	1,944,484	1,934,231	1,923,961	1,918,512	1,905,043	1,896,514
	1. 営 業 費 用	(1) 職 員 給 与 費	1,655,351	1,692,460	1,709,739	1,703,209	1,698,728	1,714,696	1,727,006	1,744,005	1,758,279	1,760,144	1,785,424	1,817,173
		基 本 給 付 費	202,620	167,047	127,497	110,600	101,600	101,600	99,000	99,000	99,000	99,000	99,000	99,000
		退 職 給 付 費	85,557	71,808	53,867	48,213	44,290	44,290	43,157	43,157	43,157	43,157	43,157	43,157
		そ の 他	117,063	95,239	69,702	62,387	57,310	57,310	55,843	55,843	55,843	55,843	55,843	55,843
		(2) 経 費	704,456	764,625	809,821	811,527	811,527	815,305	819,890	822,895	826,710	830,524	844,471	859,038
	(3) 減 価 償 却 費	動 力 費	26,254	26,193	25,697	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
		修 繕 費	63,275	72,548	62,029	66,600	66,600	66,600	66,600	66,600	66,600	66,600	66,600	66,600
		材 料 費	911	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
		委 託 料	74,036	142,847	188,780	187,084	187,084	187,084	187,084	187,084	187,084	187,084	187,084	187,084
		受 水 費	432,964	431,475	467,361	467,361	467,361	471,139	475,724	478,729	482,544	486,358	500,305	514,872
支 出	(3) 減 価 償 却 費	そ の 他	107,015	88,562	62,954	62,482	62,482	62,482	62,482	62,482	62,482	62,482	62,482	62,482
		既 存 資 産	748,276	760,788	772,421	781,082	785,601	797,791	808,116	822,110	832,569	830,620	841,952	859,135
		新 規 資 産	748,276	760,788	772,421	717,068	690,679	675,855	658,414	640,790	621,176	593,232	576,268	565,402
		2. 営 業 外 費 用	136,965	139,721	133,579	128,142	122,142	116,821	111,546	106,085	101,544	97,792	96,624	95,831
		(1) 支 払 金	136,939	129,266	123,124	117,687	111,687	106,366	101,091	95,630	91,089	87,337	86,169	85,376
	(2) そ の 他	既 存 企 業 債	136,939	129,266	123,124	110,687	101,247	91,903	83,373	75,118	67,559	61,027	55,541	50,368
		新 規 企 業 債				7,000	10,440	14,463	17,718	20,512	23,530	26,310	30,628	35,008
		そ の 他	27	10,455	10,455	10,455	10,455	10,455	10,455	10,455	10,455	10,455	10,455	10,455
		支 出 の 計 (D)	1,792,317	1,832,181	1,843,318	1,831,351	1,820,870	1,831,518	1,838,552	1,850,090	1,859,823	1,857,936	1,882,048	1,913,004
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)		273,636	186,450	141,608	142,709	143,981	128,279	105,931	84,141	64,138	60,576	22,995	△ 16,491
特 別 損 益 (F)		(F)	30,932	12,706										
特 別 損 益 (G)		(G)												
特 別 損 益 (H)		(H)	30,932	12,706										
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		(E)+(H)	304,568	199,156	141,608	142,709	143,981	128,279	105,931	84,141	64,138	60,576	22,995	△ 16,491
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		(I)												
流 動	流 動 資 産	資 産 (J)	1,700,244	1,409,701	1,263,370	1,176,502	1,118,046	1,063,584	888,737	784,286	718,884	616,558	502,946	364,312
		う ち 未 収 金	182,739	209,003	197,160	197,000	197,000	197,000	197,000	197,000	197,000	197,000	197,000	197,000
		負 債 (K)	1,004,658	769,272	810,258	826,447	800,485	812,843	814,495	801,462	762,762	760,807	759,357	761,582
		う ち 建 設 改 良 費 分	392,077	420,985	436,167	452,357	426,394	438,752	440,404	427,371	388,670	386,715	385,265	387,491
		う ち 一 時 借 入 金												
流 動	流 動 負 債	う ち 未 払 金	447,124	186,932	212,563	213,000	213,000	213,000	213,000	213,000	213,000	213,000	213,000	213,000
		累 積 欠 損 金 比 率 ((I) / (A)-(B)) × 100)												
		地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)												9,779
		営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	1,899,151	1,870,019	1,860,580	1,849,861	1,838,854	1,833,045	1,816,978	1,805,971	1,795,169	1,788,966	1,773,224	1,762,286
		地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((L) / (M) × 100)												0.6
流 動	流 動 負 債	健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)												
		健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)												
		健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 模 事 の 規 (P)	1,899,151	1,870,019	1,860,580	1,849,861	1,838,854	1,833,045	1,816,978	1,805,971	1,795,169	1,788,966	1,773,224	1,762,286
		健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N) / (P) × 100)												

投資・財政計画（資本的収支（消費税込み））

(単位:千円(税込))

年 度 区 分		平成30 (決算)	令和1 (補正 予算)	令和2 (予算)	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
資本的収入	1. 企業債	428,000	300,000	400,000	344,000	402,300	325,500	282,000	316,000	306,000	472,800	492,900	512,900
	うち資本費平準化債												
	2. 他会計出資金	19,747	16,900		32,200						46,800	51,100	55,400
	3. 他会計補助金												
	4. 他会計負担金			13,900	14,200	14,200	14,200	14,200	14,200	14,200	14,200	14,200	14,200
	5. 他会計借入金												
	6. 国(都道府県)補助金		22,565		43,000						62,500	68,100	73,800
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金	13,878	18,869	16,850	16,850	16,850	16,850	16,850	16,850	16,850	16,850	16,850	16,850
	9. その他												
資本的支出	計 (A)	461,625	358,334	430,750	450,250	433,350	356,550	313,050	347,050	337,050	613,150	643,150	673,150
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純計 (A)-(B) (C)	461,625	358,334	430,750	450,250	433,350	356,550	313,050	347,050	337,050	613,150	643,150	673,150
	1. 建設改良費	985,428	1,021,873	1,200,665	1,112,443	1,049,933	985,697	1,041,947	991,297	941,197	1,316,697	1,332,697	1,367,217
	うち職員給与費												
	2. 企業債償還金	430,178	392,079	420,987	436,167	452,357	426,394	438,752	440,404	427,371	388,670	386,715	385,265
	既存企業債	430,178	392,079	420,987	436,167	452,357	426,394	438,752	429,785	402,487	351,360	334,792	321,301
	新規企業債								10,619	24,884	37,309	51,923	63,965
	3. 他会計長期借入返還金												
	4. 他会計への支出金												
	5. その他		5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
補填財源	計 (D)	1,415,606	1,418,952	1,626,652	1,553,610	1,507,290	1,417,091	1,485,699	1,436,701	1,373,568	1,710,367	1,724,412	1,757,482
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	953,981	1,060,618	1,195,902	1,103,360	1,073,940	1,060,541	1,172,649	1,089,651	1,036,518	1,097,217	1,081,262	1,084,332
	1. 損益勘定留保資金	640,269	752,156	788,751	872,757	847,237	837,704	961,014	904,416	877,081	927,743	914,070	951,961
	2. 利益剰余金処分額	245,000	222,000	304,000	141,608	142,709	143,981	128,279	105,931	84,141	64,138	60,576	22,995
	3. 繰越工事資金												
	4. その他	68,712	86,462	103,151	88,995	83,995	78,856	83,356	79,304	75,296	105,336	106,616	109,377
	計 (F)	953,981	1,060,618	1,195,902	1,103,360	1,073,940	1,060,541	1,172,649	1,089,651	1,036,518	1,097,217	1,081,262	1,084,332
	補填財源不足額 (E)-(F)												
	他会計借入金残高 (G)												
	企業債残高 (H)	7,941,829	7,849,750	7,828,763	7,736,596	7,686,539	7,585,645	7,428,893	7,304,489	7,183,118	7,267,248	7,373,433	7,501,068

○他会計繰入金

年 度 区 分		平成30 (決算)	令和1 (補正 予算)	令和2 (予算)	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
収益的収支分		2,423	4,287	1,732	1,732	1,732	1,732	1,732	1,732	1,732	1,732	1,732	1,732
	うち基準内繰入金	2,423	4,287	1,732	1,732	1,732	1,732	1,732	1,732	1,732	1,732	1,732	1,732
資本的収支分	うち基準外繰入金												
		19,747	16,900	13,900	46,400	14,200	14,200	14,200	14,200	14,200	61,000	65,300	69,600
合 計	うち基準内繰入金	19,747	16,900	13,900	46,400	14,200	14,200	14,200	14,200	14,200	61,000	65,300	69,600
	うち基準外繰入金												
合 計		22,170	21,187	15,632	48,132	15,932	15,932	15,932	15,932	15,932	62,732	67,032	71,332

6.4 投資・財政計画の管理指標

投資・財政計画の実施状況について、管理指標を活用して施策の進捗等を管理します。

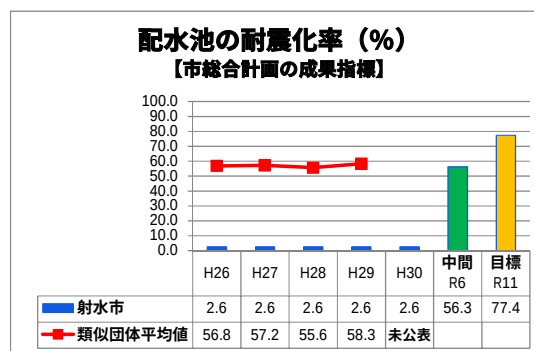
6.4.1 投資の管理指標

投資の管理指標として、次の6種類の指標を示します。

(1) 配水池の耐震化率

全配水池容量に対する耐震対策の施された配水池の容量の割合を示しており、地震災害に対する配水池の信頼性・安全性を表す指標で、100%が達成目標です。

配水池の耐震化工事等の結果、配水池の耐震化率は次のとおりとなる見通しです。

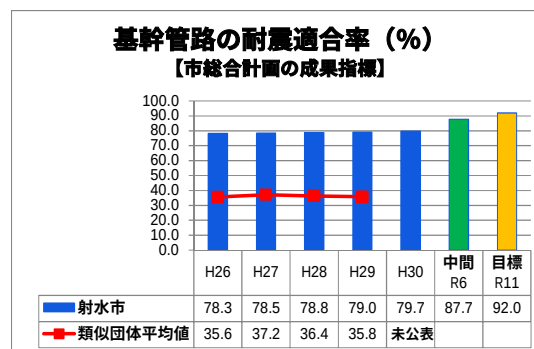


※算出式 耐震化している配水池容量÷総配水池容量×100

(2) 基幹管路の耐震適合率

基幹管路の延長に対する耐震適合性を有する管路延長の割合を示しており、地震災害に対する基幹管路の信頼性・安全性を表す指標で、100%が達成目標です。

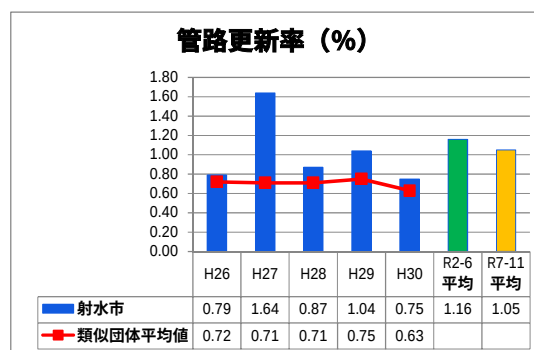
投資計画に基づく管路の耐震化により、基幹管路の耐震適合率は次のとおりとなる見通しです。



※算出式 耐震管を布設している基幹管路の延長
÷ 基幹管路総延長×100

(3) 管路更新率

当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標で、管路の更新ペースや状況を把握できます。投資計画に基づく管路更新の結果、管路更新率については、次のとおり推移する見通しです。なお、大規模な施設の更新年度を除き1%の更新率を目標とします。

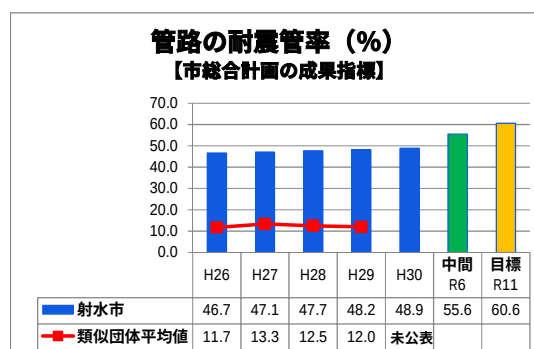


※算出式 当該年度に更新した管路延長÷管路総延長×100

(4) 管路の耐震管率

すべての管路の延長に対する耐震管の延長の割合を示しており、地震災害に対する水道管路網の信頼性・安全性を表す指標です。

管路全体の耐震管率は次のとおりとなる見通しです。最終年度には60%超を目標とします。

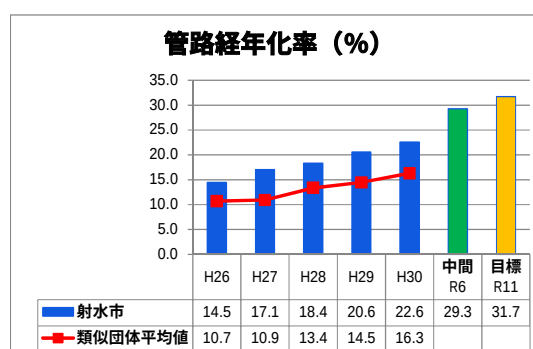


※算出式 耐震管を布設している管路の延長
÷ 管路総延長 × 100

(5) 管路経年化率

法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す指標で、管路の老朽化度合を示しています。一般的に、数値が高い場合は、法定耐用年数を経過した管路を多く保有しており、管路の更新等の必要性が高い状態であると推測することができます。

本市水道事業においては、法定耐用年数を基準とした当該比率は令和30年頃までに50%まで上昇し、その後ほぼ一定となる見通しですが、法定耐用年数だけに捉われず、適切な補修や腐食対策などの長寿命化に取り組むとともに、実使用年数を重視した更新時期を考慮し、適切で効率的な管路更新を実施します。

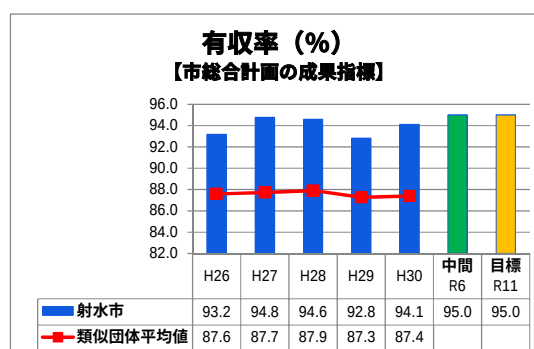


※算出式 法定耐用年数を超えた管路延長
÷ 管路総延長 × 100

(6) 有収率

有収率は施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標です。本指標は、100%に近ければ近いほど施設の稼働状況が収益に反映されているといえます。数値が低い場合は、水道施設や給水装置を通して給水される水量が収益に結びついていないため、漏水やメーター不感等といった原因を特定し、その対策を講じる必要があります。

投資・財政計画では、過去の実績を踏まえ95.0%を目標とします。



※算出式 年間総有収水量 ÷ 年間総配水量 × 100

6.4.2 財源の管理指標

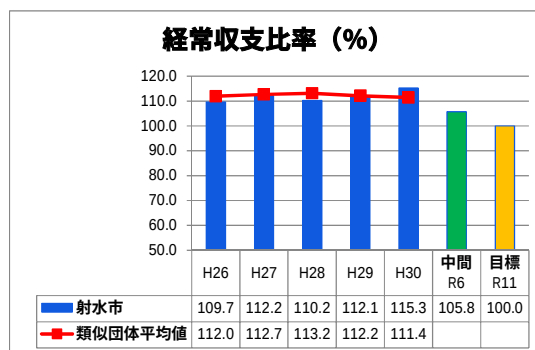
財源の管理指標として、次の4種類の指標を示します。

(1) 経常収支比率

経常収支比率は、当該年度において、給水収益や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。

本指標は、単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要です。数値が100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要です。

投資・財政計画においては、計画期間10年間は100%以上を目標とします。

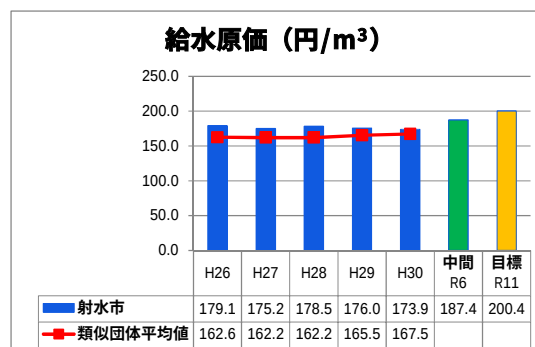


※算出式 経常収益÷経常費用×100

(2) 給水原価

給水原価は有収水量 1m³ あたりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標です。本指標については、明確な数値基準はないため、経年比較や類似団体との比較等により本市水道事業の置かれている状況を把握・分析します。

投資・財政計画においては、有収水量の減少に伴う原価の増加を想定しています。包括業務委託により経費削減を見込む一方で、県送水管路更新事業に伴う受水費の増加を予定しており、給水原価の現状維持は難しい状況です。

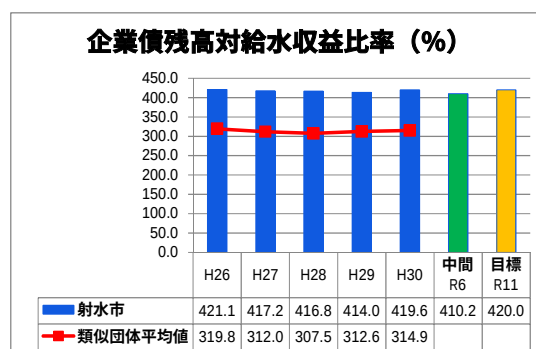


※算出式 (経常費用-(受託工事費+材料及び不用品売却原価+附帯事業費)-長期前受金戻入) ÷ 年間総有収水量

(3) 企業債残高対給水収益比率

企業債残高対給水収益比率は、給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。本指標については、明確な数値基準はないため、経年比較や類似団体との比較等により本市水道事業の置かれている状況を把握・分析します。

投資・財政計画では、企業債借入額の抑制を通じて指標値の改善に取り組みます。

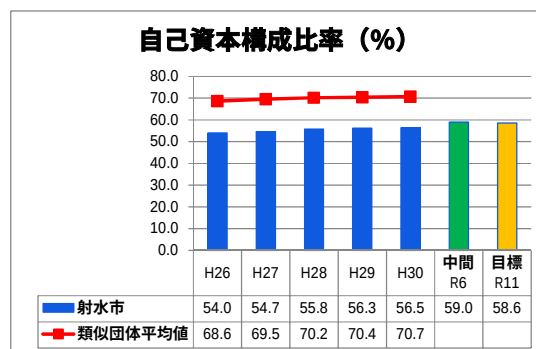


※算出式 企業債現在高合計÷給水収益×100

(4) 自己資本構成比率

自己資本構成比率は、総資本に対する自己資本の割合を示したものであり、財務の健全性を表す指標です。水道事業は施設の建設費の多くを企業債によって調達していることから、この指標は低くならざるを得ませんが、事業経営の長期的安定化を図るためには自己資本の造成が必要です。

投資・財政計画では、企業債残高の減少を通じて指標値の改善に取り組みます。



※算出式 (自己資本+繰延収益)÷総資本×100

6.5 投資・財政計画に未反映の取組と今後の検討課題

投資・財政計画に未反映の取組と今後の検討課題は次のとおりです。これらの取組内容については情報収集を図り、今後の投資・財政計画の見直しに際して検討を行います。

投資・財政計画に未反映の取組と今後の検討課題

項目	取組内容
広域化	先進地域の事例を参考とし、県西部の水道事業体で広域連携の方策やその効果について検討を進めます。
施設・設備の廃止・統合（ダウンサイジング）	水需要の見通しを踏まえ、本市水道事業にとって将来的に必要な供給能力となるよう、自己水源のダウンサイジング（休止した資産の有効活用）について検討を進めます。
施設・設備の合理化（スペックダウン）	水需要の見通しを踏まえ、配水管の管路口径の見直しや、経済性の優れた管種への切り替え等の検討を進めます。
料金	現状分析や将来見通し等、本ビジョンに対する市民・議会への理解と協力を得た上で、水道事業の持続と健全経営が可能となるよう、料金水準の適正化を検討します。
その他	組織体制の見直し、情報通信技術の活用（ICT、IoT等の活用による業務改善等）、新技術の活用（省エネ技術）

7.1 事業の進捗管理

本ビジョンに掲げた各種施策については、管理指標を含む業務指標（PI）を活用して施策の進捗状況を把握します。これらの把握結果は有識者が検証した上、ホームページ等で公表します。

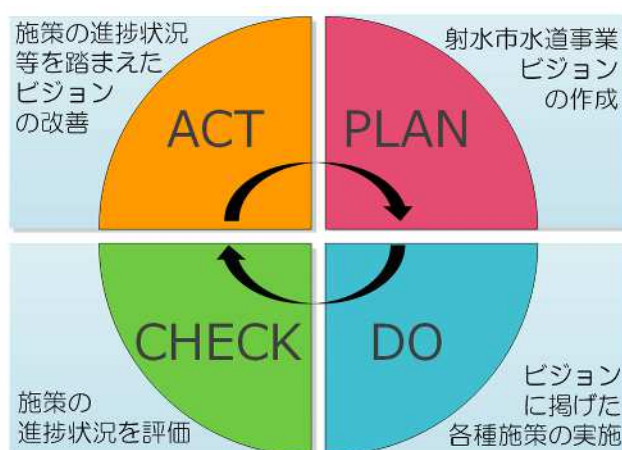
なお、施策の進捗が思わしくない場合については、その原因を明らかにして対策を講ずるとともに、必要に応じて本ビジョンのフォローアップに繋がります。

7.2 フォローアップ

本ビジョンのフォローアップについては、PDCA サイクルの考え方に沿って行います。具体的には計画期間が 10 年であることから、次のタイミングで見直しを図ります。

- ビジョン策定後の中間見直し（5 年後）
本ビジョン策定時と大きく環境が変化したり、経営状況等において現状とのかい離が大きかったりする場合、関連する他計画との整合を図りながら、必要に応じて本ビジョンを見直します。
- 新たなビジョンの策定（10 年後）
10 年後、施策の実施状況を踏まえて、新たに 10 年間のビジョンを策定します。策定にあたっては、これまでの施策の進捗状況を評価した上で改善方策を検討するとともに、関連する他計画との整合を図りながら、内容の充実に努めます。

計画の見直し（PDCA サイクル）



射水市水道事業ビジョン（令和 2 年度～11 年度）

令和 2 年 6 月発行

編集・発行 射水市 上下水道部 上下水道業務課

射水市役所 布目分庁舎

〒934-0048 射水市布目 1 番地

T E L : 0766-84-9641（上水道業務係）



～未来に続く確かな水環境の創造～

射 水 市

下 水 道 事 業 ビ ジ ョ ン (案)

令和2 ～ 11 年度



令和2年6月
射水市上下水道部

— 目 次 —

第1章. 下水道事業ビジョン策定の趣旨	P. 1
1-1. 策定の趣旨	P. 1
1-2. 下水道事業ビジョンの位置付け	P. 2
1-3. 計画期間	P. 3
第2章. 概況	P. 4
2-1. 下水道事業の沿革	P. 4
2-2. 下水道事業の状況	P. 5
2-3. 下水道施設の現状	P. 6
2-4. 管路の現状	P.12
2-5. 維持管理	P.14
2-6. 組織	P.14
第3章. 事業の実績評価及び課題の抽出	P.16
3-1. 課題の抽出に当たっての方針	P.16
3-2. 下水道ビジョン5カ年の実績評価と課題	P.17
3-2-1. 水環境の実績評価と課題	P.17
3-2-2. 施設環境の実績評価と課題	P.19
3-2-3. 経営環境の実績評価と課題	P.21
3-3. 事業における課題のまとめ	P.27
3-4. 現状評価の手法	P.28
3-5. 評価・分析	P.29
3-5-1. 水環境の観点からの評価分析	P.29
3-5-2. 施設環境の観点からの評価分析	P.30
3-5-3. 経営環境の観点からの評価分析	P.32
第4章. 基本理念及び経営目標	P.35
4-1. 基本理念	P.35
4-2. 経営目標	P.35

第5章. 施策の展開	P.37
5-1. 安全・安心な水環境	P.37
5-2. 安定した施設環境	P.39
5-3. 次代に引き継ぐ健全な経営環境	P.41
第6章. 経営戦略	P.43
6-1. 投資の見通し	P.43
6-2. 収支の見通し	P.49
6-3. 投資・財政計画	P.53
6-4. 目標とする業務指標値	P.62
第7章. 進捗管理	P.64
7-1. 計画達成状況の評価	P.64
7-2. 計画の見直し	P.64

第1章

下水道事業ビジョン策定の趣旨

1-1

策定の趣旨

これまで下水道事業は、生活環境の改善や公共用水域の水質向上対策、市街地の浸水対策などを目的に、市街地の拡大とともに拡張・整備に特化して市民の生活と公衆衛生の向上に寄与してきました。

しかしながら、下水道事業を取り巻く状況は、施設面で整備後すでに約50年経過した施設の老朽化によって、設備の修繕や更新が必要となっています。さらには耐震化対策、局所的な集中豪雨などの災害に備えた防災・減災対策も実施していかなければなりません。

また一方で、経営面においては人口減少時代を迎え、下水道使用料収入が伸び悩む中で、老朽化した多くの施設の維持管理や災害対策の実施をしなければならない厳しい状況となっています。

こういった状況を踏まえ、これまで以上の安心できる水環境と安全で安定した豊かな生活を守り続けるために、現状と将来の見通しを把握・分析し、今後取り組むべき課題や方向性を示していくことが重要であると考えます。

下水道を取り巻く環境が変化していく中で、今後も下水道のサービスを継続的かつ安定的に提供していかなければならないことから、施設・組織・経営の一体管理による健全な事業運営の実現に向けて、主要な計画に基づき中長期の下水道の将来像を描き、本市が必要とする施策や事業について、事業内容や実施優先順位等の方針設定、経営面の見通しを明確にするため、この『射水市下水道事業ビジョン』を策定しました。

第1章 下水道事業ビジョン策定の趣旨

1-2 下水道事業ビジョンの位置付け

このビジョンは、平成26年度に策定した下水道ビジョンの見直しを図り、新たな下水道ビジョンを策定することを目的としています。『豊かな自然 あふれる笑顔 みんなで創る きららか射水』の実現のために策定された『射水市総合計画』を上位計画とし、『射水市雨水管理総合計画』、『射水市下水道ストックマネジメント計画』、『射水市下水道経営戦略』、国土交通省の『新下水道ビジョン』、『下水道ビジョン2100』、『新下水道ビジョン加速戦略』、富山県の『富山県全県域下水道ビジョン2018』などの趣旨を踏まえて策定しています。

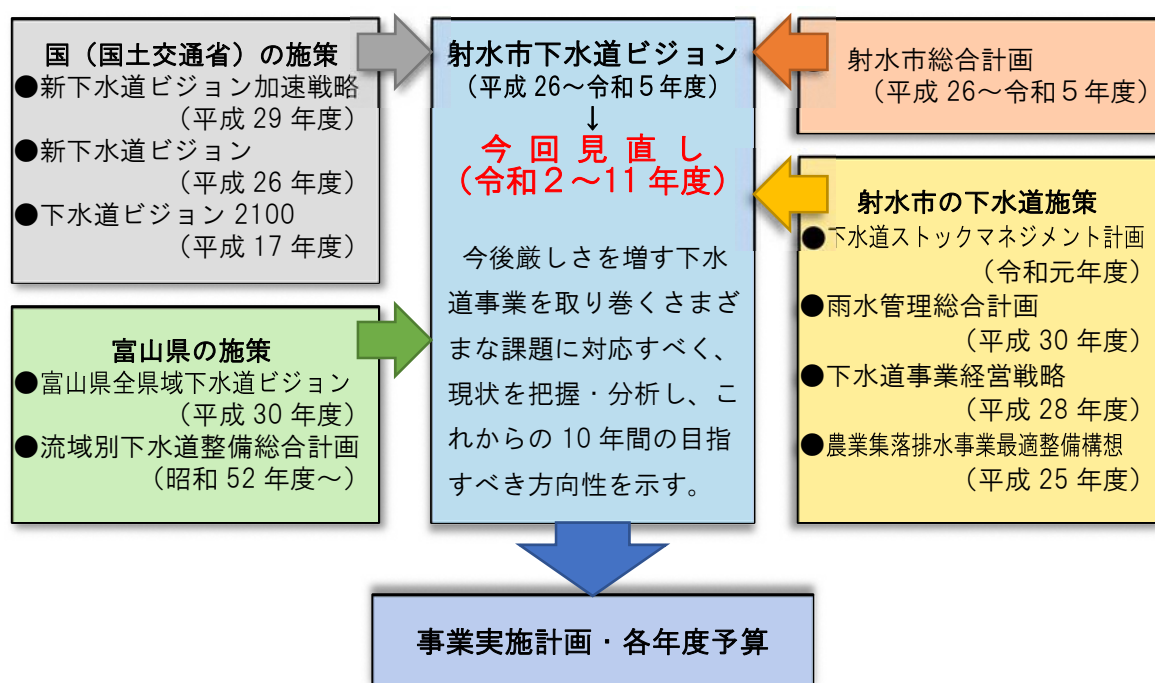


図 下水道事業ビジョンの位置づけ

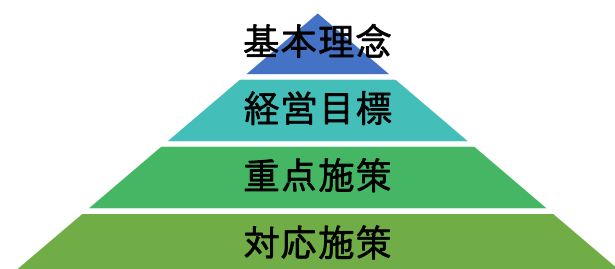


図 下水道事業ビジョンの体系図

第 1 章 下水道事業ビジョン策定の趣旨

1-3

計画期間

本ビジョンの計画期間は、中長期的な視点に立つ下水道事業全体の計画であることを考慮して、令和 2 年度から 10 年後の令和 11 年度までとします。

計画期間 : 令和 2 年度～令和 11 年度

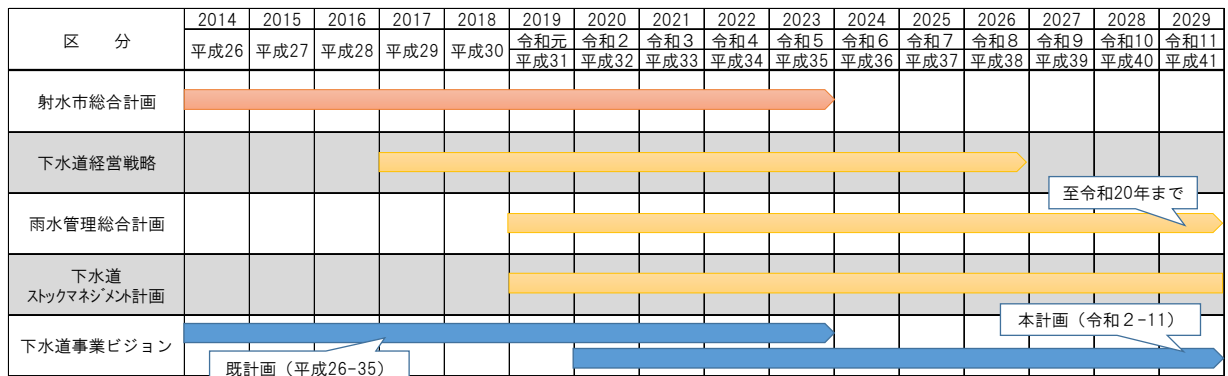


図 下水道事業ビジョンの計画期間

第2章 概況

第2章

概況

2-1

下水道事業の沿革

射水市の下水道事業は、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を目的に、昭和34年に旧新湊市の中心市街地（桜町処理区）で、昭和42年には旧小杉町の太閤山住宅団地（太閤山処理区）で単独公共下水道の整備に着手し、旧大門町（大門東部処理区）では、昭和63年に単独特定環境保全公共下水道の整備に着手しています。

これ以外の地区においては、昭和56年から小矢部川流域公共下水道事業、平成4年から神通川左岸流域公共下水道事業が着手され、市内各地で流域関連公共下水道事業として急速に整備が進められ、市内の大部分で一気に普及が進みました。現在では計画区域の範囲の整備をほぼ完了しています。

一方、小規模な区域で処理することが効率的な農村集落においては、農村下水道として整備が進められ、現在では対象地域のほぼ全体が下水道処理区域に含まれています。

また、雨水対策については、昭和34年頃から都市下水道として雨水管渠の整備を開始し、その後下水道事業として取り組んでいます。

表 下水道事業の現況

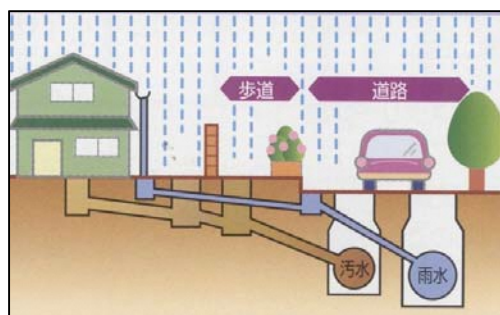
行政面積	10,943 ha	全体計画面積	3,518 ha
行政区域内人口	92,867 人	現在処理区域面積	2,840 ha
下水処理区域内人口	92,390 人	下水道整備率	99.5 %
水洗化人口	86,578 人	水洗化率	93.7 %

（平成31年3月末）

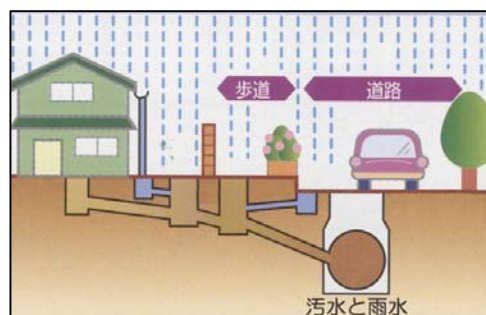
2-2 下水道事業の状況

古くから下水道の整備を始めた東京等の大都市は河川の下流部に位置しており、都市内の浸水防除と生活環境の改善を行うことが喫緊の課題であったため、合流式下水道が採用されていました。

しかし、昭和45年に下水道法が改正され、下水道の役割として、公共用水域の水質保全が位置付けられ、それ以降の下水道は分流式が採用されるようになりました。本市は、分流式下水道を採用しています。



排除方式：分流式 ※本市採用



排除方式：合流式

図 排除方式

下水道は処理区域の状況により、主として以下に区分されます。

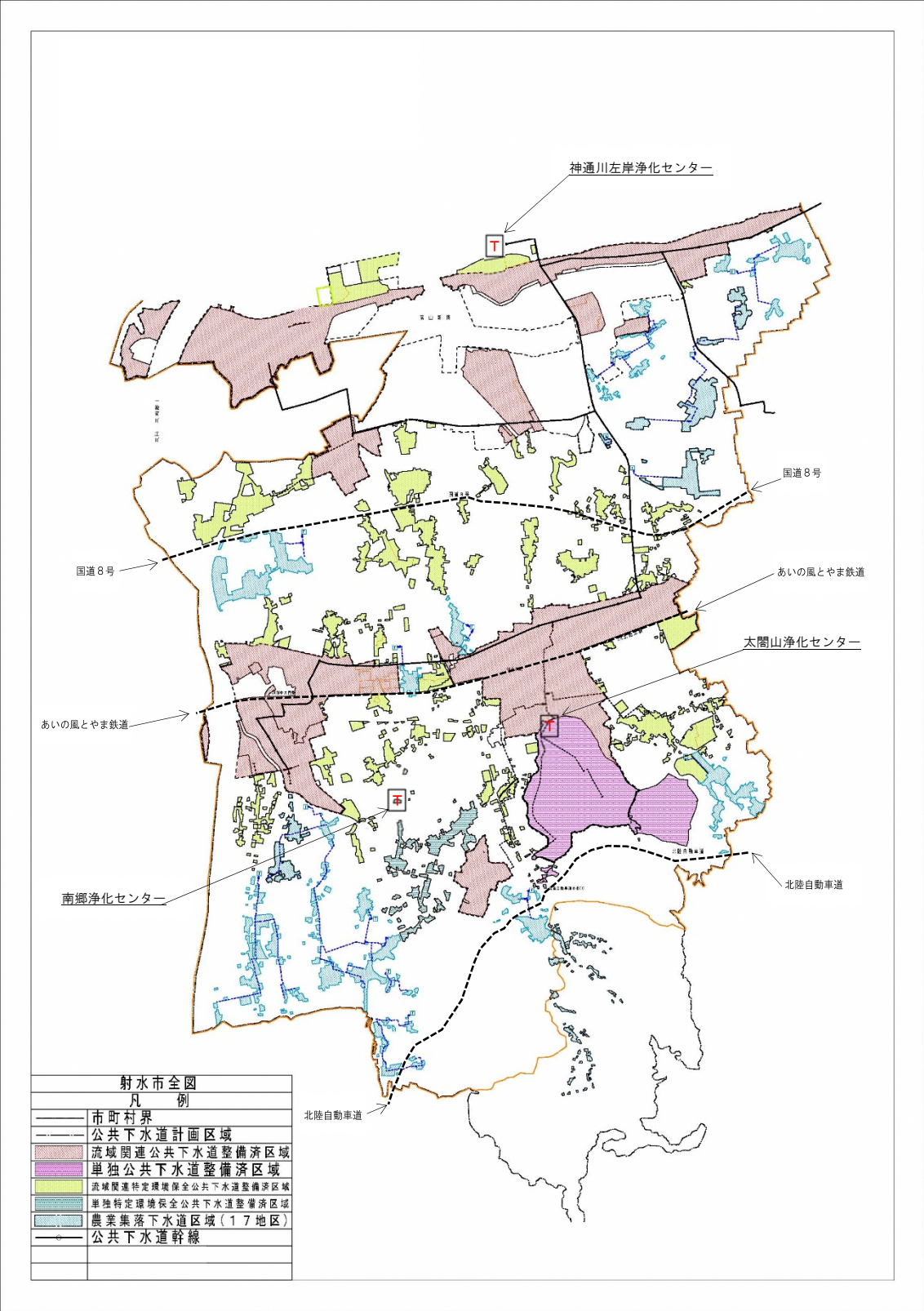
表 下水道事業の種類

区分／説明	本市
●単独公共下水道（単独公共） 市街化区域で個別の処理場をもつ下水道	太閤山処理区
●単独特定環境保全公共下水道（単独特環） 市街化調整区域で個別の処理場をもつ下水道	大門東部処理区
●流域関連公共下水道（流域関連） 処理を流域公共下水道の処理場で行う下水道	小矢部川流域関連処理区 神通川左岸流域関連処理区
●流域公共下水道 複数の市町村を含む区域の処理を県が管理する下水道	上記の流域関連処理区の汚水を 富山県が処理・管理する
●農村下水道 農村地域において集落単位で処理を行う下水道	七美、塚原南部、本江、青井谷、太閤山東、 野手・浄土寺、大門西部、大門中部、串田中部、 大門南部、宮新田、新開発、今開発、加茂、 白石、白城台、八講の全17地区

第2章 概況

2-3 下水道施設の現状

下水道全体計画図（処理区域）



●処理場の概要（1／3）

太閤山処理区（単独公共下水道） 全体計画面積：285ha、計画処理人口：14,240 人 <u>太閤山浄化センター</u> 所在地：太閤山 10 丁目 13 番地 敷地面積：6,285.69m² 供用開始：昭和 45 年 10 月 処理能力：8,700m³/日（日最大） 処理方法：標準活性汚泥法	
大門東部処理区（単独特定環境保全公共下水道） 全体計画面積：32.3ha、計画処理人口：1,700 人 <u>南郷浄化センター</u> 所在地：竹鼻 17 番地 1 敷地面積：4,340m² 供用開始：平成 6 年 4 月 処理能力：800m³/日（日最大）※現有能力 処理方法：オキシデーションディッチ法	
七美地区（農業集落排水） 全体計画面積：102.6ha、計画処理人口：810 人 <u>七美処理場</u> 所在地：七美 820 番地 敷地面積：2,712m² 供用開始：平成 3 年 11 月 処理能力：219m³/日（日平均） 処理方法：J A R U S Ⅲ	
本江地区（農業集落排水） 全体計画面積：190.1ha、計画処理人口：900 人 <u>本江処理場</u> 所在地：本江針山江万 411-3 番地 敷地面積：2,788m² 供用開始：平成 7 年 4 月 処理能力：243m³/日（日平均） 処理方法：J A R U S Ⅲ	
塚原南部地区（農業集落排水） 全体計画面積：24.2ha、計画処理人口：1,740 人 <u>塚原南部処理場</u> 所在地：沖塚原 218 番地 敷地面積：2,532m² 供用開始：平成 6 年 10 月 処理能力：470m³/日（日平均） 処理方法：J A R U S Ⅲ	
青井谷地区（農業集落排水） 全体計画面積：21ha、計画処理人口：920 人 <u>青井谷処理場</u> 所在地：青井谷 1310 番地 敷地面積：985m² 供用開始：平成 3 年 7 月 処理能力：249m³/日（日平均） 処理方法：J A R U S Ⅲ	

第2章 概況

●処理場の概要（2／3）

太閤山東地区（農業集落排水） 全体計画面積：38.6ha、計画処理人口：960 人 <u>太閤山東処理場</u> 所在地：黒河 865 番地 敷地面積：1,299m² 供用開始：平成 6 年 10 月 処理能力：476m³/日（日平均） 処理方法：J A R U S Ⅲ	
串田中部地区（農業集落排水） 全体計画面積：45ha、計画処理人口：1,340 人 <u>串田中部処理場</u> 所在地：布目沢 71 番地 敷地面積：1,780m² 供用開始：平成元年 5 月 処理能力：362m³/日（日平均） 処理方法：J A R U S Ⅲ	
大門西部地区（農業集落排水） 全体計画面積：50.1ha、計画処理人口：1,960 人 <u>大門西部処理場</u> 所在地：上条 350 番地 敷地面積：2,455m² 供用開始：平成 5 年 7 月 処理能力：530m³/日（日平均） 処理方法：J A R U S Ⅲ	
大門中部地区（農業集落排水） 全体計画面積：37.1ha、計画処理人口：1,300 人 <u>大門中部処理場</u> 所在地：堀内 414 番地 敷地面積：2,468m² 供用開始：平成 8 年 1 月 処理能力：351m³/日（日平均） 処理方法：J A R U S Ⅲ	
大門南部地区（農業集落排水） 全体計画面積：20.5ha、計画処理人口：350 人 <u>大門南部処理場</u> 所在地：梅ノ木 64 番地 1 敷地面積：1,255m² 供用開始：平成 11 年 5 月 処理能力：94m³/日（日平均） 処理方法：J A R U S I	
宮新田地区（農業集落排水） 全体計画面積：5ha、計画処理人口：140 人 <u>宮新田処理場</u> 所在地：串田 1470 番地 2 敷地面積：576m² 供用開始：平成 2 年 11 月 処理能力：37m³/日（日平均） 処理方法：分離接触ばっ気	

●処理場の概要（3／3）

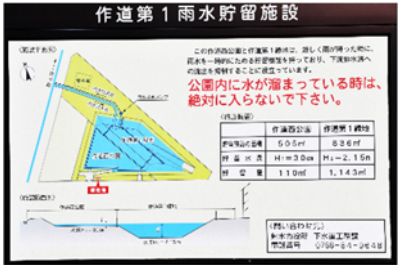
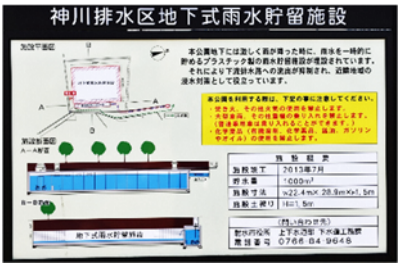
今開発地区（農業集落排水） 全体計画面積：11.2 ha、計画処理人口：570 人 <u>今開発処理場</u> 所在地：今開発 297 番地 1 敷地面積：1,276m² 供用開始：平成 8 年 10 月 処理能力：154m³/日（日平均） 処理方法：J A R U S Ⅲ	
新開発地区（農業集落排水） 全体計画面積：9.2ha、計画処理人口：470 人 <u>新開発処理場</u> 所在地：新開発 303 番地 1 敷地面積：800m² 供用開始：平成 5 年 6 月 処理能力：127m³/日（日平均） 処理方法：J A R U S V	
加茂地区（農業集落排水） 全体計画面積：68.9ha、計画処理人口：2,210 人 <u>加茂処理場</u> 所在地：加茂中部 161 番地 敷地面積：998m² 供用開始：昭和 63 年 6 月 処理能力：368m³/日（日平均） 処理方法：J A R U S Ⅲ	
白石地区（農業集落排水） 全体計画面積：24ha、計画処理人口：470 人 <u>白石処理場</u> 所在地：白石 959 番地 敷地面積：1,710m² 供用開始：平成 3 年 12 月 処理能力：211m³/日（日平均） 処理方法：J A R U S Ⅲ	
白城台地区（農業集落排水） 全体計画面積：8ha、計画処理人口：460 人 <u>白城台処理場</u> 所在地：白石 673-19 敷地面積：562m² 供用開始：平成 9 年 4 月 処理能力：124m³/日（日平均） 処理方法：接触ばっ気	
八講地区（農業集落排水） 全体計画面積：1ha、計画処理人口：35 人 <u>八講処理場</u> 所在地：八講 527 番地 敷地面積：441m² 供用開始：平成元年 4 月 処理能力：16m³/日（日平均） 処理方法：分離接触ばっ気	

第2章 概況

●雨水ポンプ場の概要（1／1）

八幡第1排水区 <u>荒屋雨水ポンプ場</u> 所在地：八幡町三丁目3番地1 敷地面積：305.6m² 供用開始：昭和37年4月 排除能力：120m³/分（2m³/秒） ポンプ数：2台	
堀岡排水区 <u>堀岡雨水ポンプ場</u> 所在地：堀江千石12番地1 敷地面積：994.27m² 供用開始：平成12年3月 排除能力：403m³/分（6.71m³/秒） ポンプ数：3台	
足洗排水区 <u>足洗雨水ポンプ場</u> 所在地：足新新町一丁目26番地2 敷地面積：2,142m² 供用開始：平成14年1月 排除能力：159.6m³/分（2.66m³/秒） ポンプ数：2台	
片口第1排水区 <u>片口雨水ポンプ場</u> 所在地：片口970番地2 敷地面積：1,260m² 供用開始：平成24年8月 排除能力：588m³/分（9.8m³/秒） ポンプ数：4台	
海老江排水区 <u>海老江雨水ポンプ場</u> 所在地：東明西町150番地 敷地面積：1,900m² 供用開始：平成30年5月 排除能力：402m³/分（6.7m³/秒） ポンプ数：3台	

●雨水貯留施設等の概要（1／1） ※射水市以降の大規模施設

作道第1排水区 <u>作道雨水貯留池</u> 所在地：作道678地先 供用開始：平成24年3月 対象排水区域：4.42ha 貯留能力：1,250m³		
神川町排水区 <u>戸破雨水貯留施設</u> 所在地：戸破2902番1地先 供用開始：平成25年7月 対象排水区域：1.98ha 貯留能力：1,000m³		
二口排水区 <u>大門大島雨水幹線</u> 供用開始：平成30年11月 口径：φ2,000～2,200 mm 延長：1,094m		
娶川排水区 <u>娶川雨水貯留施設</u> 所在地：鷲塚627地先 供用開始：令和2年2月 対象排水区域：103.0ha 貯留能力：8,135m³		

第2章 概況

2-4

管路の現状

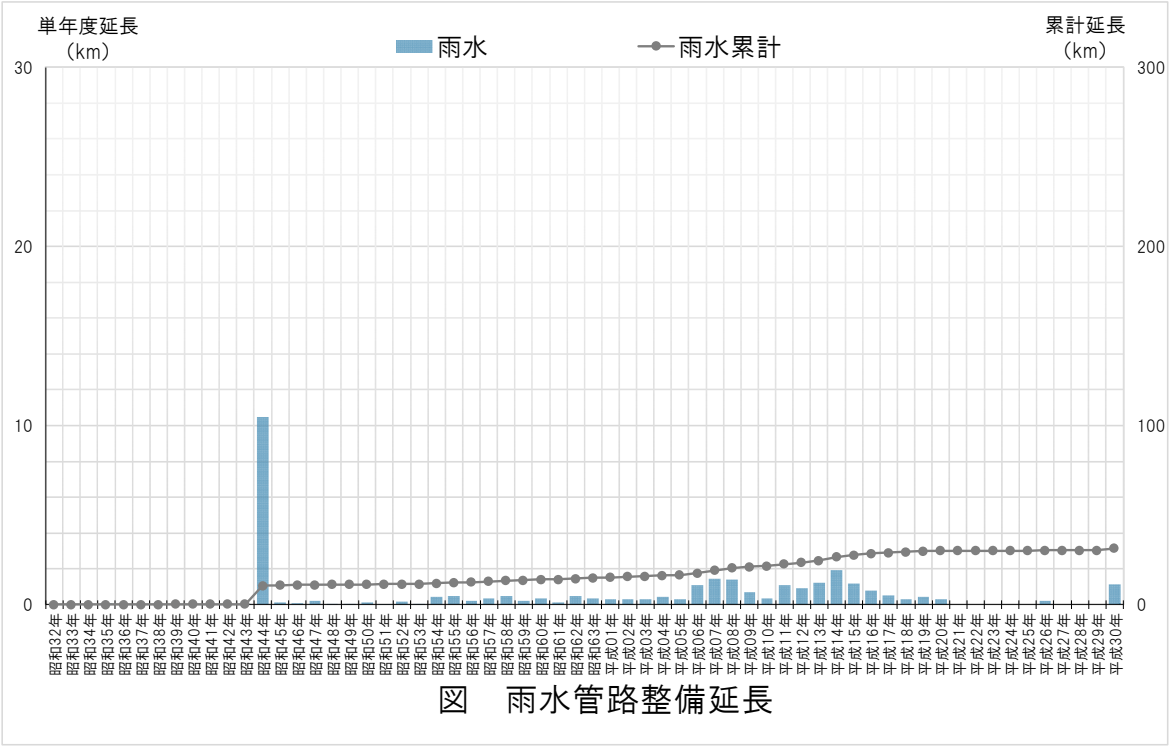
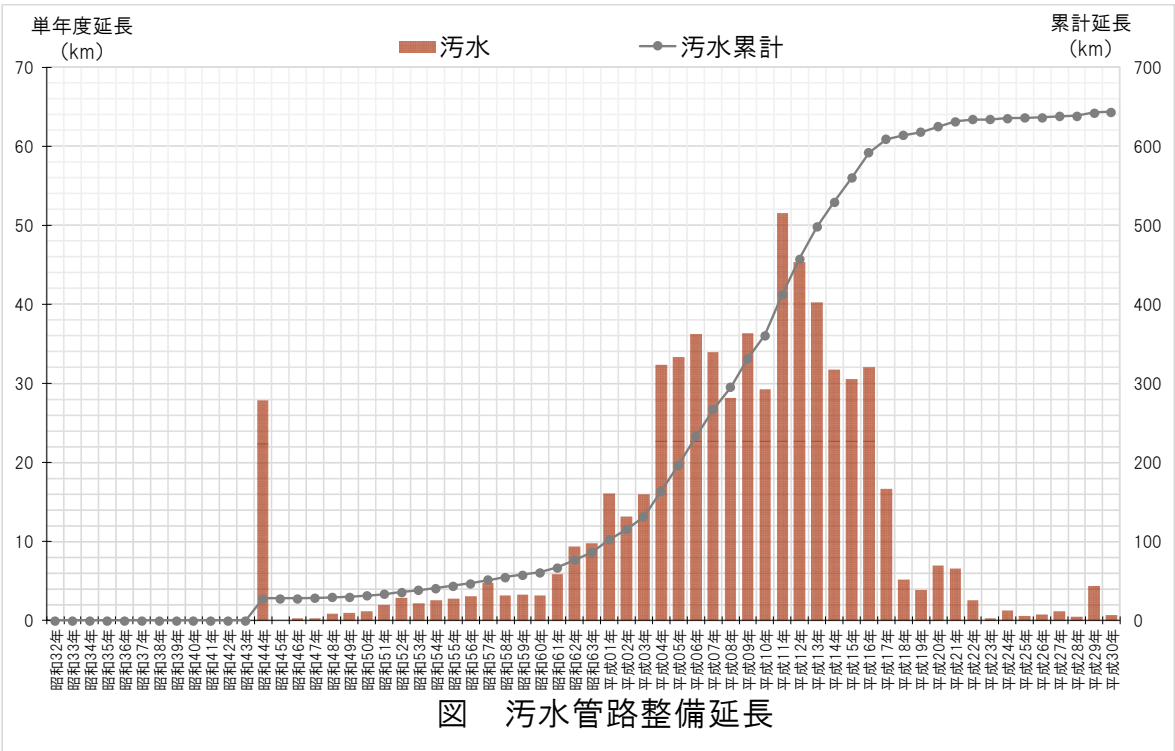
射水市の下水道事業は、新湊（桜町）地区、太閤山地区から始まり、平成30年度時点での管渠延長は約674 kmとなっています。最も古い管渠施設は約50年経過しており、今後も老朽化した管渠延長の増加が見込まれることから、改築・更新等の対策が必要となっています。下表に平成30年度末延長と次頁に推移のグラフを示します。

表 汚水管路延長

（汚 水）	延 長
単 独 公 共 下 水 道	45.9km
単 独 特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道	25.0km
流 域 関 連 公 共 下 水 道	465.4km
農 村 下 水 道	107.2km
合 計	643.5km

表 雨水管路延長

（雨 水）	延 長
雨 水 排 水 区	31.4km



第2章 概況

2-5

維持管理

維持管理について、施設維持管理業務、産業廃棄物関連業務、水質分析業務、電気保安全管理業務等を民間委託により維持管理の効率化を行っています。

処理場、雨水ポンプ場、マンホールポンプ場の専用回線を有しており、異常発生時の緊急時に対応しています。

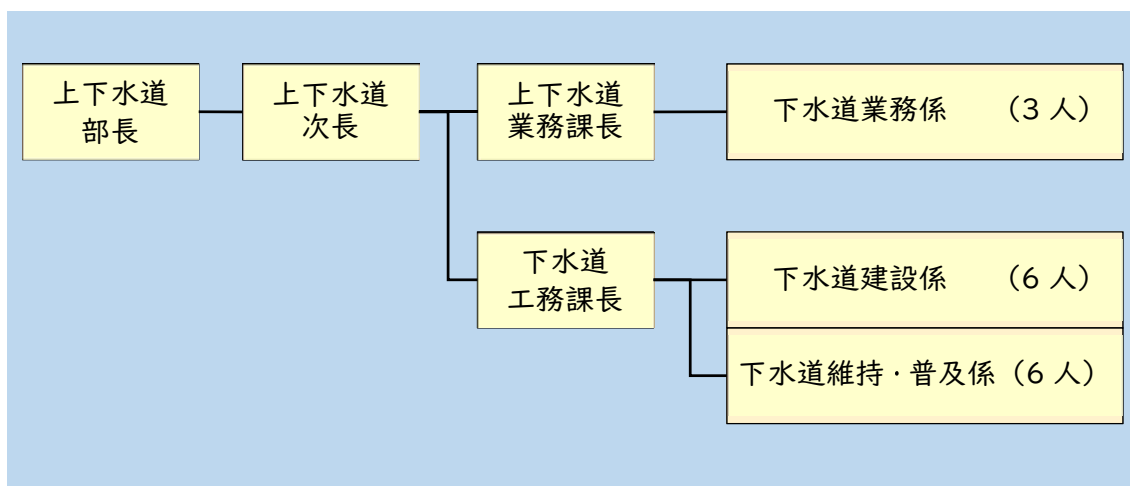
2-6

組織

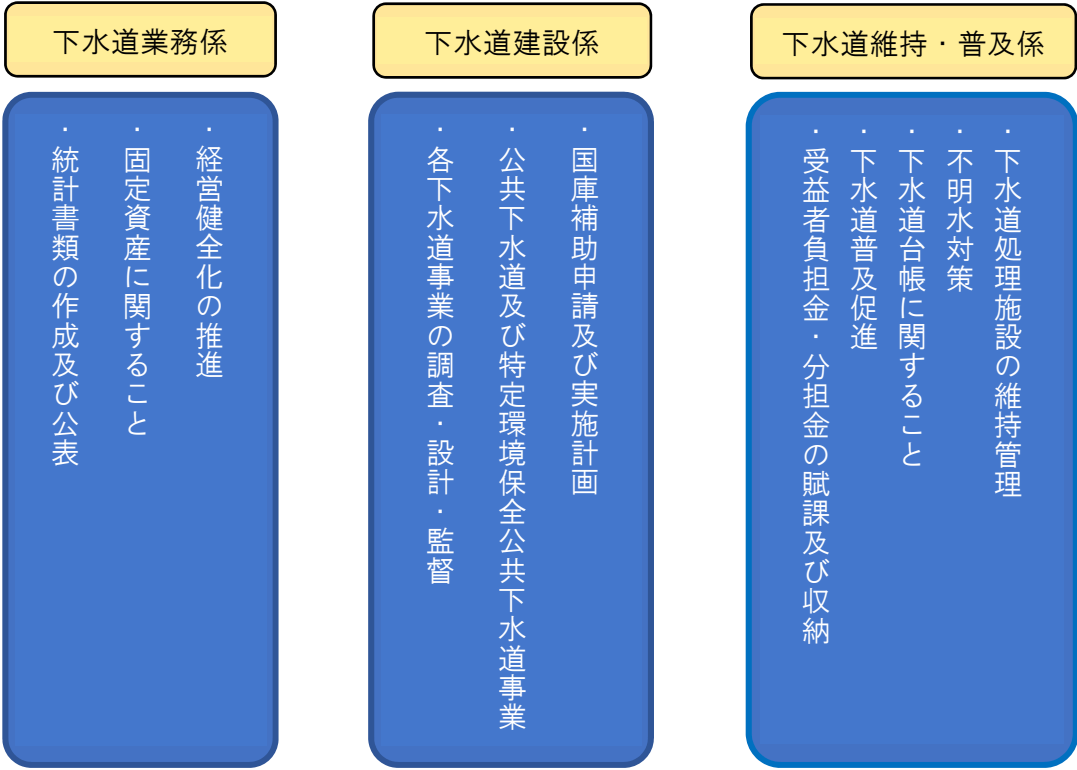
射水市上下水道部の下水道関連職員は19名となっています。(令和2年4月現在)
主な業務として、上下水道業務課では、下水道事業の経営や下水道使用料の収納などに関する業務を、下水道工務課では、下水道施設の整備や維持管理を始め普及促進の業務を行っています。

本市の下水道関連職員は減少傾向にあり、今後は市全体としても多くの職員の退職が見込まれるため、若い世代の人材確保や技術の継承が求められます。

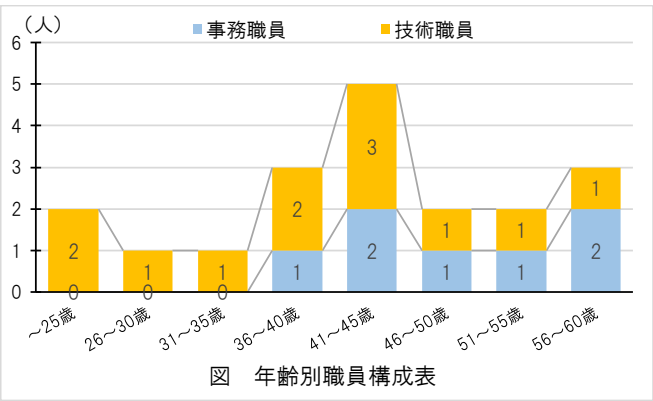
① 組織図



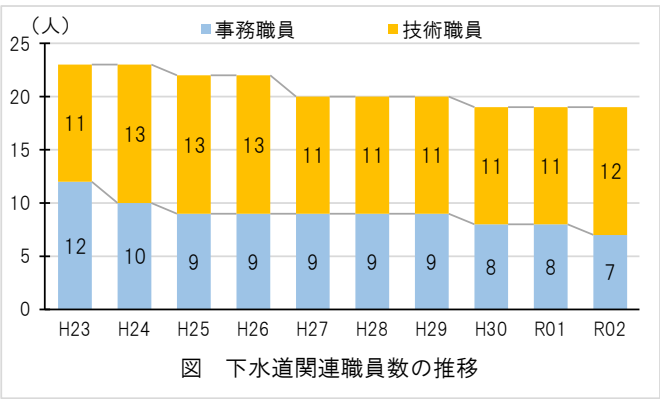
② 業務内容



③ 年齢別職員構成表（令和2年4月現在）



④ 下水道関連職員数の推移



第3章 事業の実績評価及び課題の抽出

第3章

事業の実績評価及び課題の抽出

3-1

課題の抽出に当たっての方針

射水市では平成26年に策定した「下水道ビジョン」に定める、基本理念の「未来に続く確かな水環境の創造」に基づき、持続ある下水道事業のサービスを提供するために、「安全・安心な水環境（水環境）」、「安定した施設環境（施設環境）」、「次代に引き継ぐ健全な経営環境（経営環境）」の3つの経営目標を掲げ、それぞれの目標の下、重点的に取り組むべき9つの重点施策を展開してきました。



図 平成26年に策定した「下水道ビジョン」の経営目標

今回、新たな「下水道事業ビジョン」を策定するにあたり、これまでの施策の実績評価及び事業指標による評価・分析を行い課題を抽出しました。

3-2-1 水環境の実績評価と課題

(1) 浸水対策

●実績評価

平成22年度に策定した総合的な雨水排除計画の方針を定めた「射水市雨水対策基本計画」に基づき、平成23年度より雨水対策施設の整備を実施してきており、近年では平成30年5月に供用開始した海老江雨水ポンプ場、同年11月に供用開始した大門大島雨水幹線、令和2年2月に供用開始した娶川雨水幹線・貯留施設などの整備を実施しました。

平成28年4月には国土交通省より「再度災害防止」に加え、「事前防災・減災」、「選択と集中」等の観点から、浸水リスクを評価し、雨水整備の優先度の高い地域を中心に浸水対策を推進するための「雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）」が示されました。また、基本計画策定以降にも新たな箇所での浸水被害の発生等の課題が出てきたことから、基本計画を見直し、平成31年3月に「雨水管理総合計画」を策定しました。

■課題

行政が行う雨水対策施設の整備などのハード対策は、多額の費用と長い整備期間を要することや、今後雨の降り方はますます局地化・集中化・激甚化の恐れもあることから、想定を超える降雨の場合は浸水被害を食い止めることが困難となることが懸念されます。そのため、これからの雨水対策は、行政が行う「公助」だけではなく、住民や地域振興会などが自主的に行う「自助・共助」のソフト面からの推進など、総合的な雨水対策に取り組む必要があります。



写真 浸水被害状況（平成30年10月 小島地内）

第3章 事業の実績評価及び課題の抽出

(2) 地震対策

●実績評価

老朽化施設の改築に併せて、地震により被害を受けやすい下水道管とマンホールの接続部を可とう化するなど、耐震化対策を進めました。また、平成29年11月には、射水市下水道BCP※¹を策定しました。

■課題

耐震化対策とともに液状化対策も進めていく必要があります。また、災害発生時にも下水道事業サービスを停止することなく、停止した場合でも速やかに復旧させるために、射水市下水道BCPに基づいた事前対策や実践的な訓練等を関係機関と連携しながら定期的に行っていく必要があります。

(3) 水洗化の向上

●実績評価

普及促進に努めた結果、既下水道ビジョンの実績値（平成25年度）から、順調に伸び、普及率（下水道接続可能人口）はほぼ100%（平成29年度：全国平均90.9%）、水洗化率は93.7%と高水準となっています。

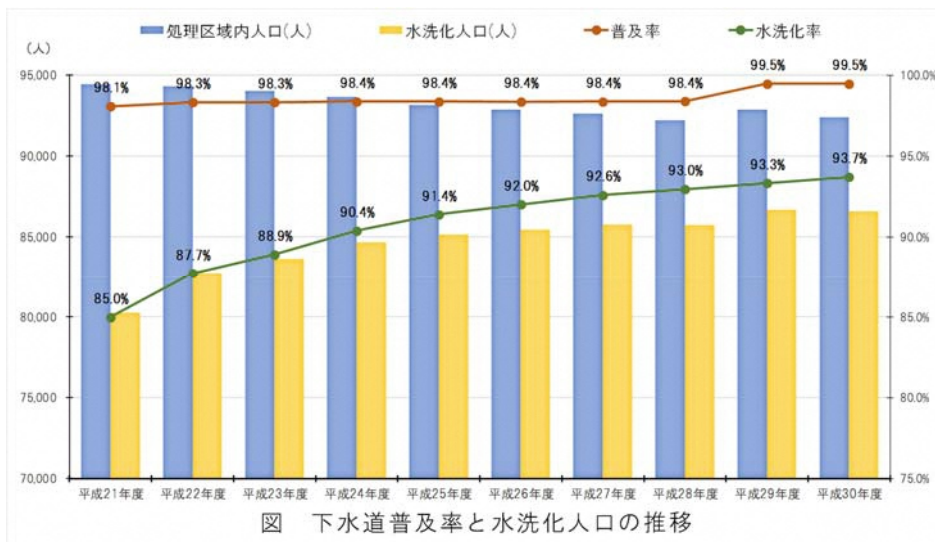


図 下水道普及率と水洗化人口の推移

水洗化人口（人）：汚水を下水道で処理している人口
普及率（%）：処理区域内人口÷行政人口×100
水洗化率（%）：水洗化人口÷処理区域内人口×100

■課題

下水道の未接続世帯へは臨戸訪問を継続して実施するなど、接続指導を積極的に実施し、水洗化率の向上に努めていく必要があります。

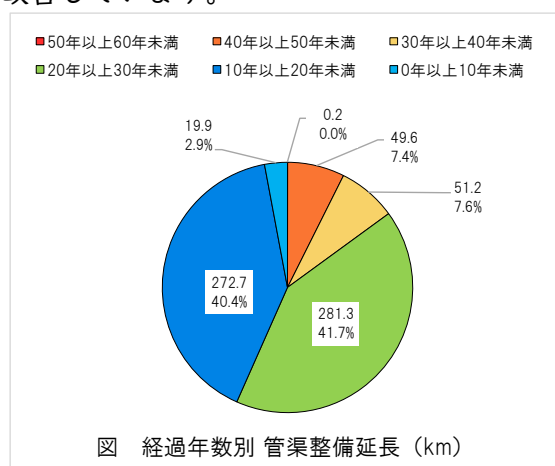
※1 BCP：「Business Continuity Plan：業務継続計画」の略称で、自然災害など、予期せぬ事態が発生したときでも、業務を継続できるようにするための計画。

3-2-2 施設環境の実績評価と課題

(1) 長寿命化対策

●実績評価

老朽の度合いにより順次、改築・更新を進めており、平成30年度末までで、約14km改善しています。



■課題

施設管理コストの増大と改築需要の集中が予想されると共に、下水道機能の低下、老朽化による破損から生じる路面陥没事故の発生による交通障害など、社会的に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

今後増加していく老朽化した下水道施設を限られた財源の中で適切に維持更新するためには、予防保全型の維持管理が大切であり、下水道施設の長寿命化を図るため、ストックマネジメント計画※1が必要となります。

(2) 維持管理の効率化

●実績評価

処理場等の業務委託において、集約化・長期契約を行うなど維持管理業務に係る経費を節減しました。

■課題

処理場施設については、費用対効果を検証しながら流域下水道への接続を進めるとともに、施設の維持管理についても、民間活力を生かし、また、ICT※2の活用や最新機器類の導入を進めるなど積極的に取り組む必要があります。

※1 スtockマネジメント：既存の施設（ストック）を有効に活用し、長寿命化を図る体系的手法のこと。

※2 ICT：「Information and Communication Technology：情報通信技術」の略称で、情報と知識の共有を意味します。

第3章 事業の実績評価及び課題の抽出

(3) 不明水対策

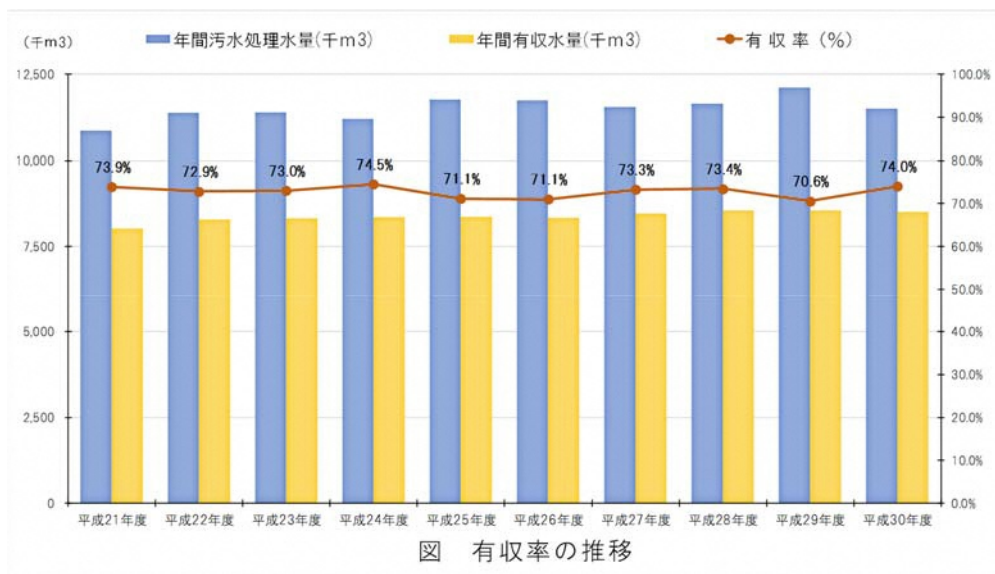
●実績評価

新湊（桜町処理区）および太閤山処理区の污水管改築・更新工事を開始し、平成30年度の不明水量は2,987千 m^3 となり、前年度より減少しています。有収率も74%と改善していますが、依然として污水管渠等への不明水流入が高く推移しています。

表 有収率の推移

区 分	既下水道ビジョン実績値					今回評価期間（5年間）				
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間污水处理水量(千 m^3)	10,858	11,371	11,392	11,205	11,759	11,732	11,543	11,643	12,109	11,494
年間有収水量(千 m^3)	8,023	8,286	8,318	8,348	8,364	8,336	8,456	8,550	8,547	8,507
不明水(千 m^3)	2,835	3,085	3,074	2,857	3,395	3,396	3,087	3,093	3,562	2,987
有収率(%)	73.9%	72.9%	73.0%	74.5%	71.1%	71.1%	73.3%	73.4%	70.6%	74.0%

有収率(%) 年間有収水量÷年間污水处理水量×100
 有収水量 使用料収入の対象となる水量
 不明水 污水处理水量－有収水量



■課題

施設の古い新湊（桜町処理区）や太閤山処理区において有収率が低いことから、重点的に不明水調査を実施し、その解消に努める必要があります。

3-2-3 経営環境の実績評価と課題

(1) 経営の健全化

●実績評価

国庫補助事業を積極的に取り入れ建設改良事業を実施し、企業債の借入を抑制することにより企業債残高が減少しました。

■課題

使用水量や人口減少により、使用料収入は落ち込む一方で、下水道施設は改築、更新時期を迎えており多額の事業費が必要となっています。

また、財源である企業債の残高は年々減少していますが、依然として高い水準で推移していることから、今後は効率的な経営を確保するために、ストックマネジメントやアセットマネジメント手法※¹を有効活用し、建設改良事業や維持管理を実施する必要があります。



※1 アセットマネジメント：予算制約を考慮し、既存施設の更新時期を平準化するなど、計画的かつ効率的に管理する手法のこと。

＜公共下水道事業＞

集落名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道建設業	公共下水道	Bd1	非設置
資金不足比率(%)	自己資金構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	16ヵ月20㎡当たり埋置料金(円)
-	49.80	69.68	71.91	3,132

グラフ凡例	人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
■ 類似団体(当集落)	93,084	109.43	850.63
■ 類似団体平均値(平均値)	処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
□ 平成30年度全国平均	64,711	17.10	3,784.27

異邦人

1. 経営の健全性・効率性について

[illegible]

2. 老朽化の状況について

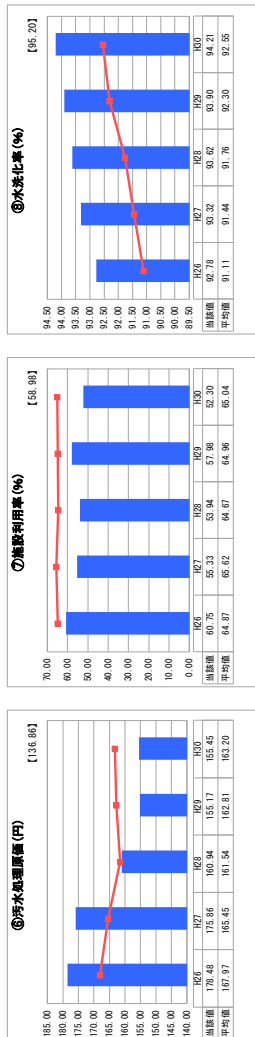
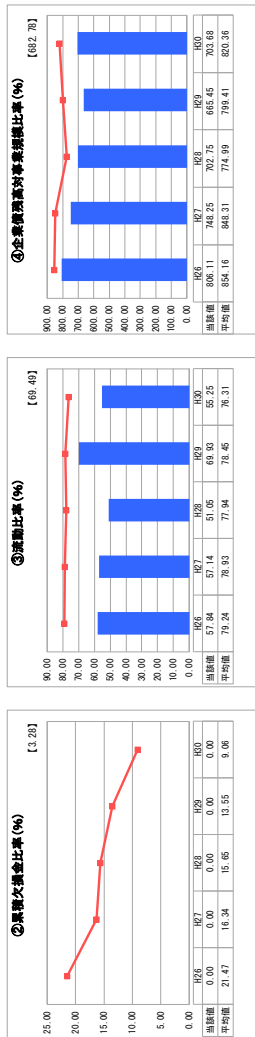
有形固定資産償却率は前年よりも増加してきており、老朽化が進んでいる。今年度用年数を迎えようとする資産が多く、計画的に更新投資を行う必要がある。電線老朽化率は、ほぼ横ばいであり続けているが、今年度は事業開始前に構築した管渠の多くが耐用年数を満了していることから、計画的に更新投資を行う必要がある。電渠老朽化率は、ほぼ横ばいであり続けているが、今年度は事業開始前に構築した管渠の多くが耐用年数を満了していることから、更新の規模を増加する必要がある。

距離延伸

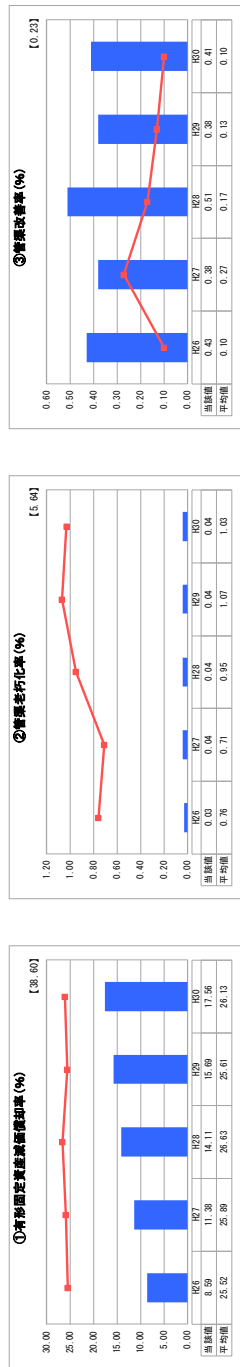
・現状は利益を計上し、資金収支も図れているが、今後には人口減少や節水意識の向上等により、使用料収入の増加は見込めない。浄化槽や汲み取り世帯に付対して地道に接続促進を進め、使用料収入の確保に努めることが必要である。

・不明水が多いため、有収率が低い。更新投資を進めることが有収率を向上させることが求められる。（経営戦略の策定状況（策定済））

社説・社会問題の発展



2. 老朽化の状況



※「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管理老朽化率」については、非持適用企業では算出できないため、持適用企業のみを類似団体平均値及び全国平均値を算出しています。

＜特定環境保全公共下水道事業＞ 経営比較分析表（平成30年度決算）

富山県 妙水市		事業名	類似団体区分	管理者の情報	人口（人）	面積（㎡）	人口密度（人/㎡）
業務種別	法適用	特定環境保全公共下水道	D2	非設置	93,084	109.43	850.63
資金不足比率（％）	自己資本比率（％）	普及率（％）	有効率（％）	1か月20㎡以上設置割合（円）	処置区域人口（人）	処置区域面積（㎡）	処置区域人口密度（人/㎡）
—	52.60	18.91	76.49	3,132	17,564	6.79	2,586.75

グラフ凡例
■ 類似団体（実績値）
— 類似団体平均値（平均値）
□ 平成30年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

- ・経費収支比率は、企業債利息の減速により前年度よりも改善している。今後もこの傾向が続くものと期待される。
- ・累積欠損金については、累積欠損金が生じていないためゼロである。
- ・流動比率は100のパーセントを下回っているが、1年以内に償還すべき企業債償還の償還は、翌年度の収入で賄われており、資金不足は生じていない。
- ・企業債償還率対事業費率は、前年度よりも改善している。今後も企業債償還率の減少により、この傾向が続くものと考えられる。
- ・経費回収率は100パーセントとなっているが、これは公費負担の増大による下水道事業費が負担入で賄えない経費があるためその節減に努める必要がある。
- ・下水道事業費は前年度より増加している。これは下水道事業費の増加により有収水量が増加しているため、経費の前増しに努める必要がある。
- ・施設利用率は前年度より向上しているが、これを踏まえて更新投資を検討する必要がある。
- ・水法化率は前年度よりも向上している。今後目標達成に努める必要がある。

2. 老朽化の状況について

- ・有形固定資産減価償却率は前年度よりも増加しており、老朽化が進んでいる。今後耐用年数を迎える資産が多く、計画的に更新投資を行う必要がある。
- ・管渠老朽化率は耐用年数を経過した管渠がないため、ゼロである。今後の更新にあたっては、人口動態や処理水量の推移を踏まえ、計画を立てる必要がある。
- ・管渠改善率は耐用年数を経過した管渠がないため、ゼロである。今後は管渠の老朽化に伴い、計画的な更新を行っていく必要がある。

全体概況

- ・現状は利益を生計上し、資金収支も図れているが、今後人口減少や前水重増の向上等により、従来からの増加に支えられなくなる。従来からの増加に支えられなくなる。従来からの増加に支えられなくなる。
- ・管渠改善率は耐用年数を経過した管渠がないため、ゼロである。今後は管渠の老朽化に伴い、計画的な更新を行っていく必要がある。

④企業債償還率対事業費率比率(%)

年度	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993
実績値	1,531.47	1,457.24	1,350.40	1,240.36	1,114.78	1,430.00	1,298.01	1,243.71
平均値	1,430.00	1,457.24	1,350.40	1,240.36	1,114.78			

③流動比率(%)

年度	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993
実績値	10.59	51.36	57.39	63.07	47.44	49.07	46.78	49.18
平均値	63.22	49.07	46.78	47.44	49.18			

⑧水法化率(%)

年度	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993
実績値	85.81	86.84	87.72	88.85	89.79	82.35	82.35	83.32
平均値	82.35	82.35	82.35	83.32	83.32			

⑦施設利用率(%)

年度	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993
実績値	61.75	68.63	66.00	71.00	72.25	43.36	43.36	42.56
平均値	43.36	43.36	43.36	43.36	42.56			

②累積欠損金比率(%)

年度	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993
実績値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	104.13	101.66	101.66
平均値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	104.13	101.66	101.66

⑤下水道処理量(円)

年度	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993
実績値	206.39	109.85	170.41	152.57	152.76	244.72	244.72	244.72
平均値	244.72	244.72	244.72	244.72	244.72			

①経費収支比率(%)

年度	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993
実績値	105.93	114.02	115.19	117.16	117.60	101.24	100.14	100.14
平均値	101.24	100.14	100.85	102.13	101.72			

⑥経費回収率(%)

年度	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993
実績値	73.86	70.21	69.49	100.00	100.00	66.56	69.37	74.30
平均値	66.56	69.37	74.30	72.26	72.26			

2. 老朽化の状況

①有形固定資産減価償却率(%)

年度	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993
実績値	7.41	9.95	12.23	14.30	16.70	22.34	22.77	24.63
平均値	22.34	22.77	24.63	24.63	24.63			

②管渠老朽化率(%)

年度	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993
実績値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01
平均値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			

③管渠改善率(%)

年度	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993
実績値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.13
平均値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			

※ 「経費収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」、「管渠老朽化率」については、法非通用企業では算出できないため、法非通用企業のみの類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

第3章 事業の実績評価及び課題の抽出

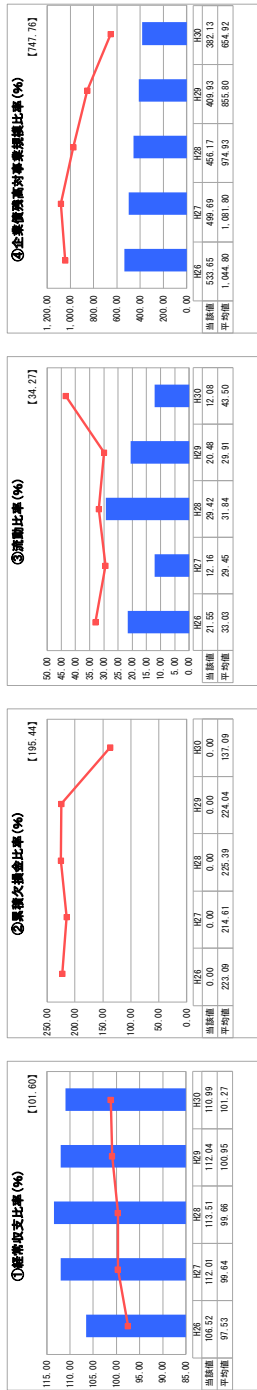
農業集落排水事業＜經營比較分析表（平成30年度決算）＞

調査名	集計名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
道通川	下水道事業	農業排水	F1	非営利
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	10月20日*より資料金(円)
-	81.68	10.89	84.88	3,132

グラフ凡例	人口(人)	面積(㎡)	人口密度(人/㎡)
■ 当該団体値(当該値)	93,064	109.43	890.63
■ 類似団体平均値(平均値)	処理区域域内人口(人)	処理区域面積(㎡)	処理区域域内人口密度(人/㎡)
【】 平成30年度全国平均	10,115	4.51	2,242.79

分析

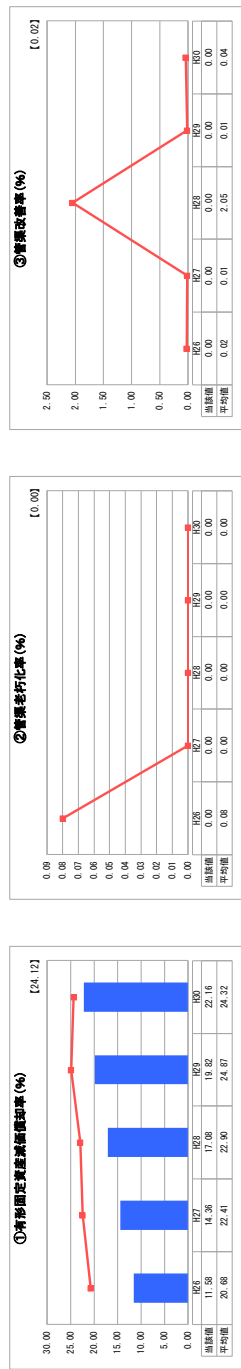
1. 性・健全性の確保・性



2. 老朽化の状況について

- ・有形固定資産減価償却率は前年度よりも増加している。今後耐用年数を迎える資産、老朽化が顕著になり、計画的に更新投資を行う必要がある。
- ・管渠老朽化率は耐用年数を経過した管渠がないため、ゼロである。今後の更新にあたっては、人口動態や処理水量の増減を踏まえ、計画を立てる必要がある。
- ・管渠改善率は耐用年数を経過した管渠がないため、ゼロである。今後には管渠の老朽化に伴え、計画的な更新を行う必要がある。

2. 老朽化の状況



※「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「営業老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみの類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

(2) 汚水処理の最適化

●実績評価

処理場の統廃合は、下表のとおり計画的に進めていくこととしており、令和3年度に太閤山処理区を神通川左岸流域下水道に接続することで県との協議が整いました。

農村下水道の統廃合は、加茂地区、白石地区、白城台地区、八講地区、新開発地区、今開発地区の6地区の処理場について、統廃合の検討を行い、流域下水道に統合することとしています。

表 広域化・共同化（処理場の統廃合）のスケジュール

広域化・共同化の種類	施設名	スケジュール	
		2017年度 (H29年度)	2026年度 ～10年間
公共下水道の統廃合	太閤山浄化センター	流域下水道に統合 (神通川左岸浄化センター)	—
農村下水道の統廃合	6処理場	統廃合の検討	流域下水道に統合 (神通川左岸浄化センター)

(出典：富山県全県域下水道ビジョン)

■課題

老朽化が著しい太閤山浄化センターの流域下水道への接続実施、流域下水道へ接続が容易な農業集落排水処理施設の積極的な施設の統廃合等、汚水処理計画の見直しを進めます。残された施設の跡地利用についても、有効な活用が図られるよう検討を進める必要があります。

第3章 事業の実績評価及び課題の抽出

(3) 情報公開（発信）の推進

●実績評価

毎年、下水道事業のことをより一層ご理解して頂くために「下水道の日（9月10日）」に下水道フェスタ等を開催し、普段、目に触れる機会の少ない方々に、下水道の役割・仕組みについて理解を深めていただいています。また、ケーブルテレビを用いた情報公開や、本市のデザインマンホール蓋などが記載されているマンホールカードの配布を行い、情報公開の促進に努めています。

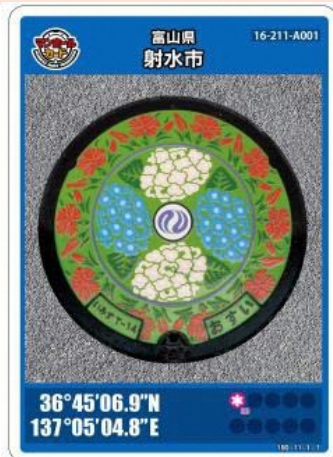
◆ホームページ（平成29年7月）◆



◆広報いみず（平成30年9月）◆



◆マンホールカード◆ （平成29年8月より配布）



◆下水道フェスタチラシ◆ （平成30年9月）



■課題

普及促進については、広報紙やホームページに加え、ケーブルテレビ等を含めた他の媒体も積極的に活用した情報発信に努めるとともに、財務諸表等の公表など、経営情報をわかりやすく提供し、情報公開の推進を図る必要があります。

第3章 事業の実績評価及び課題の抽出

3-3 事業における課題のまとめ

経営目標の対応施策および課題を下表に示します。

表 課題のまとめ

経営目標	対応施策	施策に対する課題
安全・安心な 水環境	①浸水対策	・集中豪雨に対応した雨水対策施設の整備 ・自助・共助を含めた総合的な雨水対策
	②地震対策	・耐震化の推進 ・下水道 BCP に基づく訓練
	③水洗化率の向上	・下水道の未接続世帯へ積極的な接続推進
安定した 施設環境	④長寿命化対策	・計画的な改築・更新による施設の安定運用 ・ライフサイクルコストの最小化
	⑤維持管理の効率化	・流域下水道への接続 ・民間活力・ICTの活用
	⑥不明水対策	・低有収率地区における重点的不明水対策の実施
次代に引き継ぐ 健全な経営環境	⑦経営の健全化	・ストックマネジメント・アセットマネジメント手法の活用
	⑧汚水処理の最適化	・処理場の統廃合に伴う効率的な汚水処理の推進
	⑨情報公開の推進	・情報媒体の積極的な活用による経営情報も含めた更なる情報発信

第3章 事業の実績評価及び課題の抽出

3-4 現状評価の手法

国が示す「新下水道ビジョン」や本市が平成26年に策定した「下水道ビジョン」を考慮した上で、市が示す「安全・安心な水環境」、「安定した施設環境」、「次代に引き継ぐ健全な経営環境」の3つの観点から、業務指標（PI）の評価・分析を行い、本市下水道事業における課題の抽出を行いました。

業務指標は、下水道事業の目標達成のために実施される、あらゆる活動の有効性と効率性を評価するために設定された業務実施状況の目印となるものです。個々の業務指標について、実施された活動の結果の測定や、目的に対する達成状況を確認することにより、水環境をはじめ、施設・経営環境の向上・促進などにつながっていきます。各指標の内容については、下表に示します。

表 業務指標（PI）

区分	業務指標	単位	算出方法	指標の内容	摘要
水環境 (安全性の評価)	水洗化率	%	下水道接続人口/処理区域人口×100	下水道に接続している人口の割合	
施設環境 (事業の効率性)	有収率	%	年間有収水量/年間総汚水量×100	汚水量のうち使用料の対象となっている量の割合	高いほど効率的である
	管渠改善率	%	改善管きょ延長/下水道維持管理延長×100	総管路延長に対して改善・改良を行った管渠の割合	
経営環境 (経営の評価)	汚水処理原価	円/m ³	汚水処理費/年間有収水量	使用料対象水量1 m ³ あたりの処理費用	
	経費回収率	%	使用料単価/汚水処理原価×100	使用料で処理費用を回収している割合	高いほど健全経営である
	自己資本構成比率	%	総資本額/自己資本額×100	事業の資本構成がどのようになっているかの割合	高いほど安全である

業務指標の見方は以下のとおりです。次頁より総務省の下水道事業経営指標を基に、射水市と全国の該当団体の同型類型平均、全国平均を集計した業務指標及び評価結果を記載します。

業務指標の優位向を示します

「▲」は、指標値が大きい方が望ましい項目

「▼」は、指標値が小さい方が望ましい項目

各年度の業務指標値を示します

業務指標	単位	優位向	事業区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成30年度 類似団体	平成30年度 全国平均
水洗化率	%	▲	総計	92.0	92.6	93.0	93.3	93.7	89.1	94.5

公共・特環・農集の各事業を
合わせたもの

同事業において、規模・供用後年数等で類似する団体および
全国の団体の指標値を平均化した値

3-5-1 水環境の観点からの評価・分析

この業務指標は、下水道施設の整備を進めることによって、衛生的で快適な市民生活を確保し、安全で豊かな水環境を維持することが可能か評価するものです。

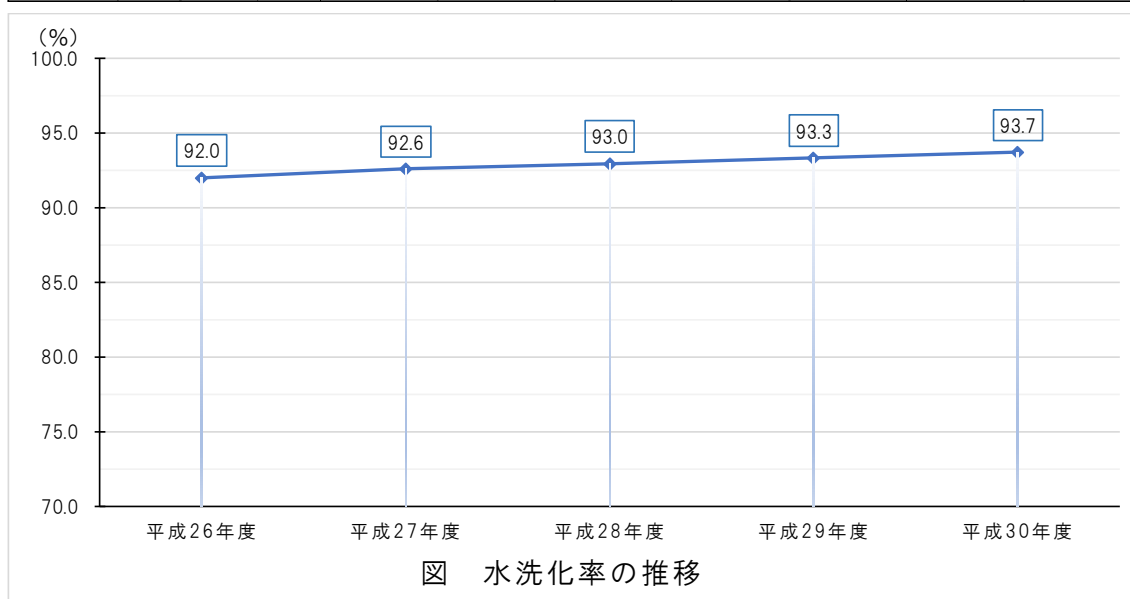
(1) 水洗化率

下水道を利用可能な人口のうち、接続している人口の割合を示しています。この指標が高ければ高いほど、川や海などにそのまま流れ出る生活排水の量は少なくなり、水環境に与える負荷が小さくなります。

本市の水洗化率は年々上昇し、類似団体の平均値より高くなっており、今後も更なる向上に努めます。

表 水洗化率の推移

業務指標	単位	優位向	事業区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成30年度 類似団体	平成30年度 全国平均
水洗化率	%	▲	総計	92.0	92.6	93.0	93.3	93.7	89.1	94.5



第3章 事業の実績評価及び課題の抽出

3-5-2 施設環境の観点からの評価・分析

この業務指標は、老朽化の進む下水道施設において、機能確保と安定した運転管理をするために、効率的な維持管理を行うことが可能か評価するものです。

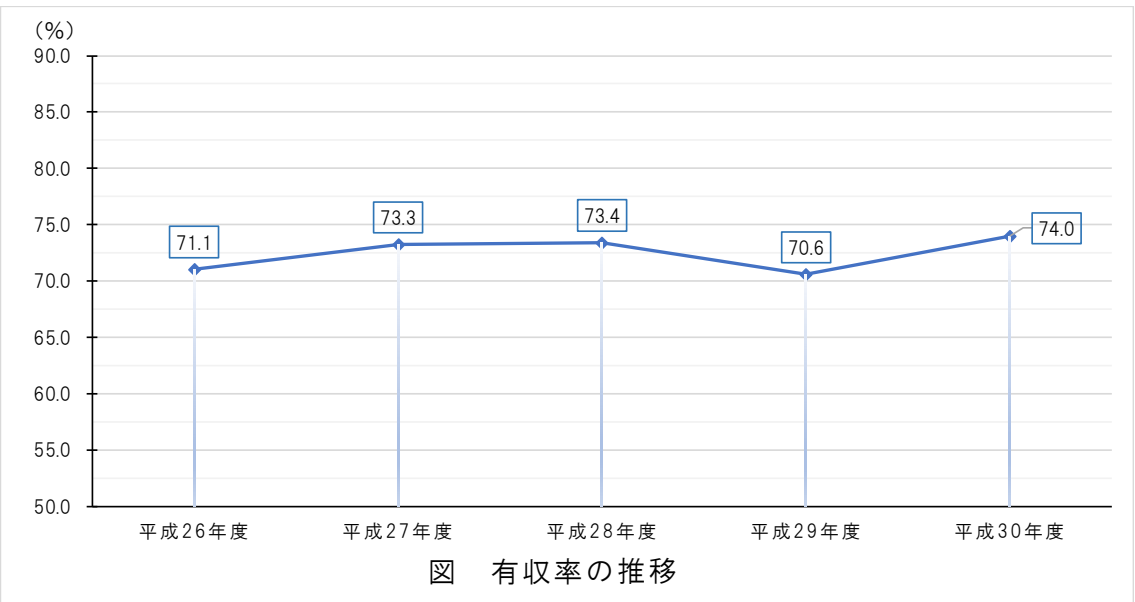
(1) 有収率

有収率は、污水管路施設の維持管理や改築、修繕の必要性の判断基準となる指標であり、排水設備や下水道施設を通して排除される下水量がどの程度収益につながっているかを示しています。数値が高ければ高いほど使用料徴収の対象にならない不明水量が少なく効率的であるとされています。

本市における有収率は、全国平均及び類似団体の平均値より低くなっており、不明水混入の原因である管渠等の老朽化対策等を更に進める必要があります。

表 有収率の推移

業務指標	単位	優位向	事業区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成30年度 類似団体	平成30年度 全国平均
有収率	%	▲	総計	71.1	73.3	73.4	70.6	74.0	82.8	81.7



第3章 事業の実績評価及び課題の抽出

(2) 管渠改善率（公共下水道）

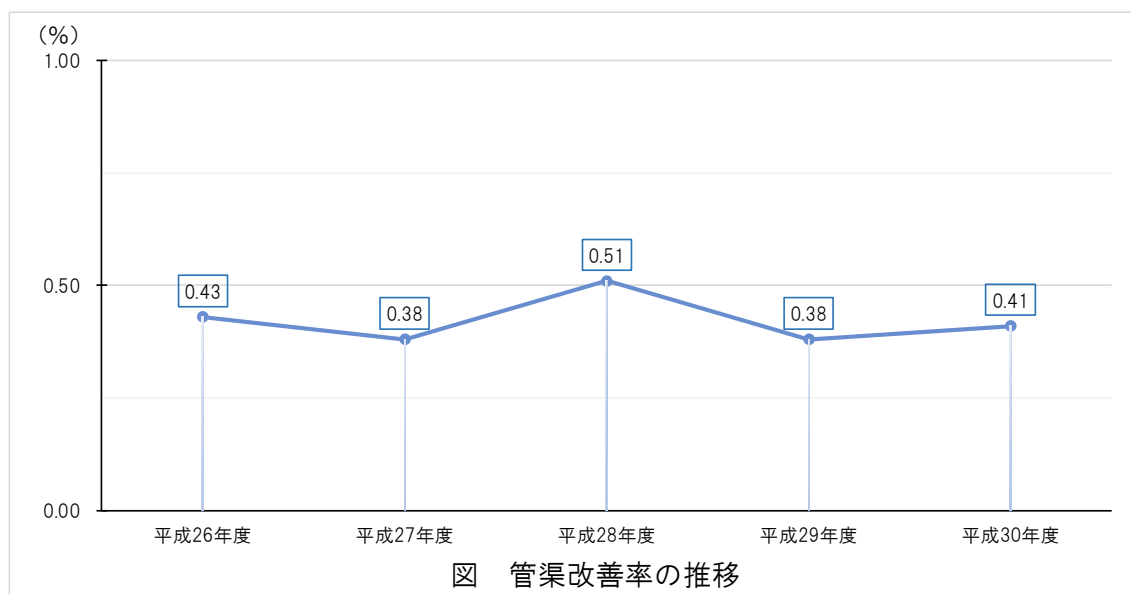
定期的な点検・巡視によって改善が必要と判断された管渠については、改築・更新を行う必要があります。

本市の特定環境保全公共下水道および農村下水道については、耐用年数を経過した管渠がないことから、公共下水道事業の管渠が対象となります。

管渠改善率は、平成30年度に0.41%と全国平均及び類似団体の平均値を上回っております。

表 管渠改善率の推移

業務指標	単位	優位向	事業区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成30年度 類似団体	平成30年度 全国平均
管渠改善率	%	▲	公共	0.43	0.38	0.51	0.38	0.41	0.10	0.23



第3章 事業の実績評価及び課題の抽出

3-5-3 経営環境の観点からの評価・分析

この業務指標は、下水道使用者の減少とそれに伴う料金収入の減少、技術職員の職員数減や人材不足等が懸念される中で、下水道施設の更新需要に適時対応し、安定した水処理が可能であるかについて経営的な観点で評価するものです。

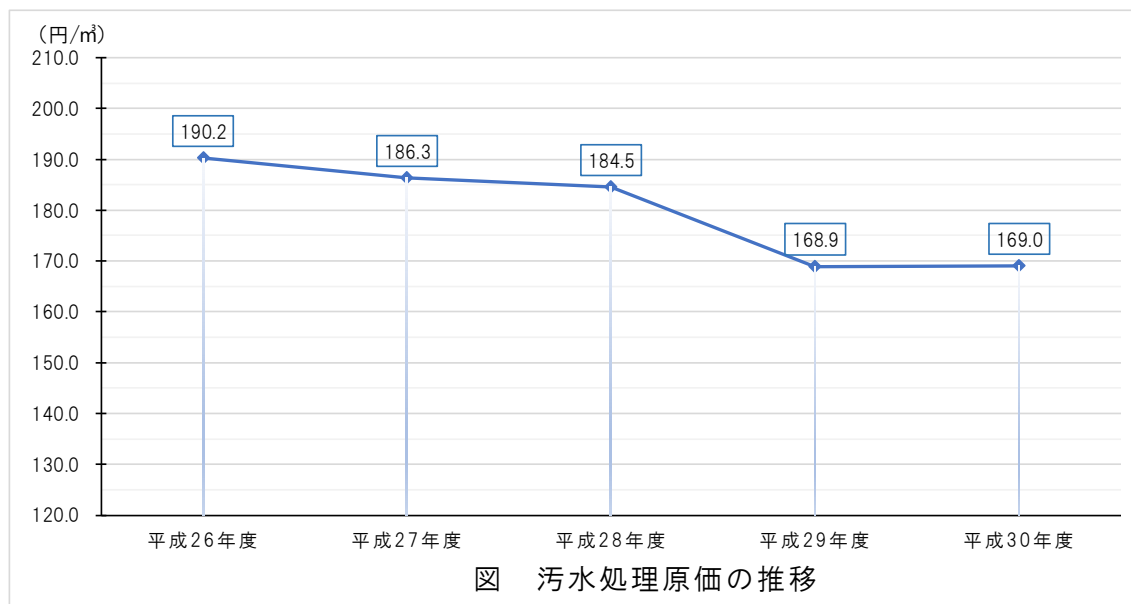
(1) 污水处理原価

污水处理原価は有収水量（年間の料金徴収の対象になった水量）1 m³あたりの污水处理費を表す指標です。

平成28年度までは、バラツキがありましたが、平成29、30年度には約169円/m³と一定の値となり、かつ、類似団体の平均値よりも低くなっています。

表 污水处理原価の推移

業務指標	単位	優位向	事業区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成30年度 類似団体	平成30年度 全国平均
污水处理原価	円/m ³	▼	総計	190.2	186.3	184.5	168.9	169.0	193.5	142.5



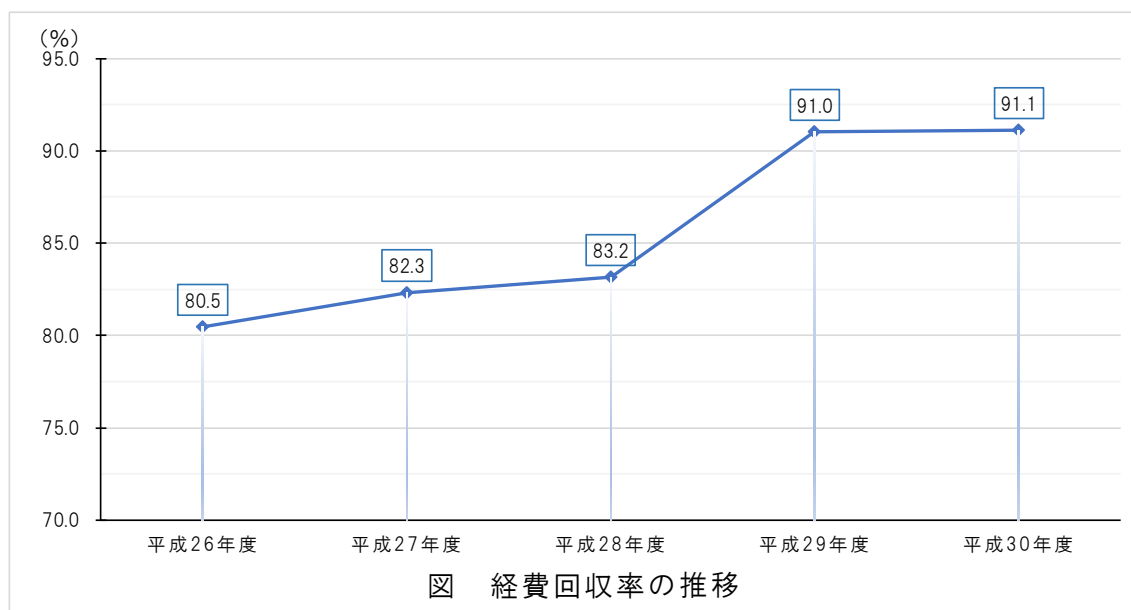
(2) 経費回収率

経費回収率は、使用料単価と汚水処理原価の関係を表しており、経営状況の健全性を表す指標です。経費回収率が100%を下回っている場合、汚水処理にかかる費用が使用料収入以外の収入で賄われていることを意味します。

平成29年度から経費回収率が高くなっていますが、これは公費負担の適正化による下水道事業会計が負担する経費の減少が理由です。しかし、経費回収率は100%に達しておらず、不足分は一般会計からの繰入金に頼っている状況です。

表 経費回収率の推移

業務指標	単位	優位向	事業区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成30年度 類似団体	平成30年度 全国平均
経費回収率	%	▲	総計	80.5	82.3	83.2	91.0	91.1	81.8	97.8



第3章 事業の実績評価及び課題の抽出

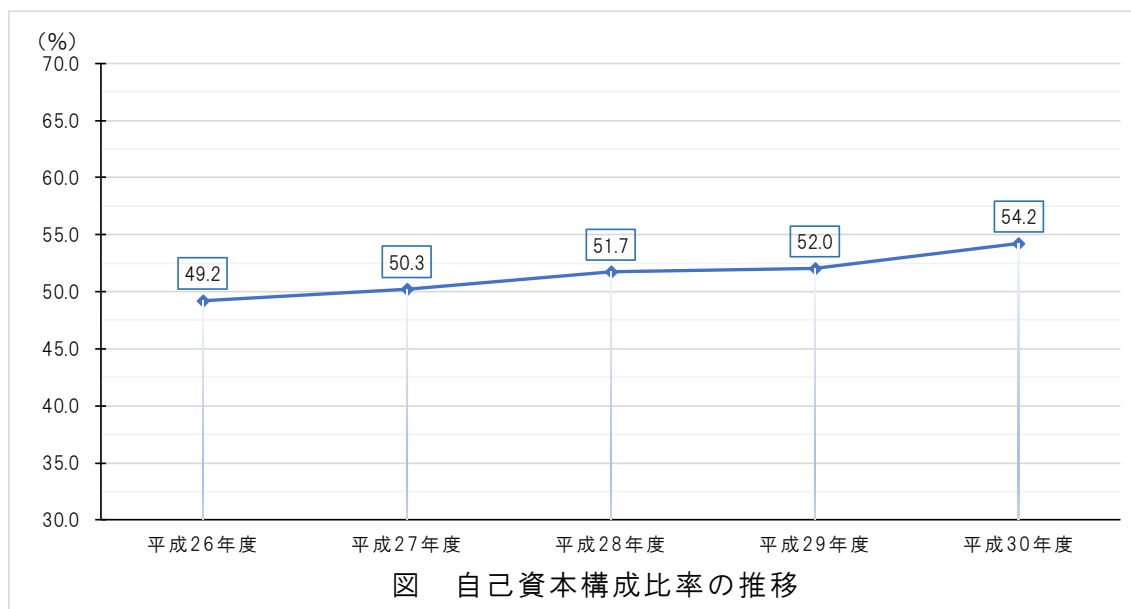
(3) 自己資本構成比率

財務状態の長期的な安全性の見方として、その事業の資本構成がどのようなになっているかが重要です。自己資本構成比率は総資本（負債及び資本）に占める自己資本の割合です。

下水道整備が概ね完了したことで、今後は初期投資分の企業債償還により自己資本比率が高くなっていく見込みです。

表 自己資本構成比率の推移

業務指標	単位	優位向	事業区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成30年度 類似団体	平成30年度 全国平均
資本構成比率	%	▲	総計	49.2	50.3	51.7	52.0	54.2	54.9	59.4



第4章

基本理念及び経営目標

4-1

基本理念

基本理念は既下水道ビジョンを踏襲します。

『未来に続く確かな水環境の創造』

4-2

経営目標

基本理念の下で、以下の3つの経営目標を掲げ、それぞれの目標の下、重点的に取り組むべき9つの重点施策を展開し、各種重点課題に対応していきます。

(1) 安全・安心な水環境

豪雨による浸水被害や地震災害などに対する備えを強化することにより、市民の尊い生命と財産を自然災害から守り、災害に強いライフラインを構築します。また、公共用水域の水質保全のためにも、今後さらなる水洗化率の向上を図り、安全で安心な水環境を実現します。

(2) 安定した施設環境

下水道施設及び管路の適正な管理・機能維持に努め、道路の陥没による交通障害や下水道機能停止を未然に防ぐとともに、安定した施設環境を実現します。

(3) 次代に引き継ぐ健全な経営環境

快適な市民生活を支える下水道サービスを継続的かつ安定的に提供していくために、下水道資産の適正かつ合理的な管理・運営を図り、次代に引き継ぐ健全な経営環境を実現します。

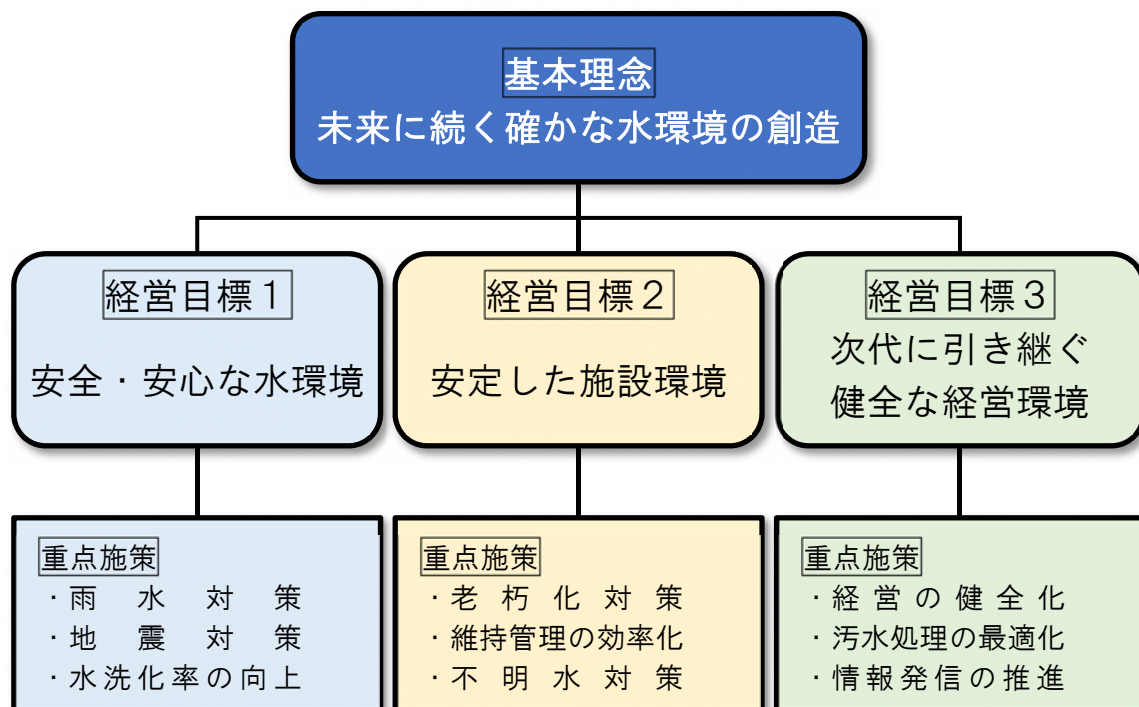


図 下水道事業ビジョンの体系

第5章

施策の展開

基本理念を踏まえ、3つの経営目標について、それぞれの重点施策ごとに具体的な取り組みを整理していきます。

5-1

安全・安心な水環境

経営目標1 安全・安心な水環境		
重点施策	雨水対策	施策内容 ・ 雨水管理総合計画に基づいた雨水対策の実施 ・ 老朽施設の改築に併せた耐震化対策の実施 ・ ICT活用、普及啓発活動による接続促進
	地震対策	
	水洗化率の向上	

(1) 雨水対策

近年多発している計画降雨を超えるような豪雨に伴う、新たな箇所での浸水被害の発生等に対応した雨水対策を雨水管理総合計画に基づき行います。当面・中期・長期において、雨水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、施設整備の方針等の基本的な事項を定め、「事前防災・減災」、「選択と集中」等の観点から浸水リスクを評価し、計画的な雨水対策を進めていきます。

具体的な取り組み	◆ 当面・中期・長期の段階に応じた対策方針を優先度の高い地区から事業着手 ◆ 雨水対策施設整備の推進（ハード対策） ◆ 自助・共助によるソフト対策のための情報発信（ソフト対策） ◆ IoT※1等の利活用による水位等モニタリングの実証
----------	---

※1 IoT：「Internet of Things：モノのインターネット」の略称で、あらゆるモノがインターネットとつながる仕組みを意味します。

第5章 施策の展開

(2) 地震対策

老朽化した下水道施設の改築に伴い、耐震化も順次進めていきます。また、災害発生時の障害・事故等に迅速に対応し、適切な措置を行うために、下水道 BCP に基づいた実践的な訓練を関係機関と連携し、非常時に備えた危機管理体制の確立に努めます。

具体的な 取り組み	◆ 老朽施設の改築に併せた耐震化対策の実施 ◆ 下水道 BCP に基づいた危機管理体制の運用
--------------	---

(3) 水洗化率の向上

下水道事業の経営の安定化・健全化を図るために、より一層、水洗化率の向上に取り組んでいきます。下水道未接続世帯への臨戸訪問を実施し、多くの皆様が下水道を利用し、より快適な生活を送って頂くとともに、身近な水環境の保全に努めます。

具体的な 取り組み	◆ 下水道台帳等の ICT 活用による下水道の接続推進 ◆ 普及啓発活動等による下水道への接続推進
--------------	--

5-2	安定した施設環境
-----	----------

経営目標2 安定した施設環境

重点 施策	老 朽 化 対 策	施策内容 ・ストックマネジメント計画に基づく 下水道機能の安定化 ・持続可能な維持管理体制づくり ・効率的・効果的な不明水対策
	維持管理の効率化	
	不 明 水 対 策	

(1) 老朽化対策

今後増加していく老朽化した下水道施設の修繕や更新費用の増大、人口減少による下水道使用料収入の減少により、財政状況は窮迫化していくことが見込まれます。

安定した下水道経営を続けていくためにストックマネジメント計画に基づき、下水道施設のライフサイクルコスト※1の低減化や、予防保全による安全性の確保等、戦略的な維持・修繕及び改築を行い下水道機能の安定化を図り、良質な下水道サービスを持続的に提供していきます。

具体的な 取り組み	◆ ストックマネジメント計画に基づく老朽管路施設の定期的な点検・調査の実施 ◆ 計画的な下水道施設の改築・更新
--------------	--

※1 ライフサイクルコスト：施設における初期建設コストと、その後の維持管理や更新費用などを含めた生涯費用の総計。

第5章 施策の展開

(2) 維持管理の効率化

下水道は生活に欠かせない施設であり、その機能を持続的に確保することが必要です。広範囲に及ぶ管渠施設と多くの処理場施設を適切に管理していくため、より一層の効率化を図り、持続可能な維持管理体制づくりに取り組んでいきます。また、現状の民間委託を継続しつつ、今後の課題として PPP/PFI^{※1} 手法などの研究を進めていきます。

具体的な 取り組み	◆ 費用対効果を検討した流域下水道への接続推進 ◆ PPP/PFI 手法による民間委託を活用した維持管理の検討 ◆ ICT の活用による遠隔監視など維持管理の効率化
--------------	--

(3) 不明水対策

不明水の増加は、維持管理費の増大等様々な問題を引き起こします。管路施設の老朽化や誤接続等による雨水の流入を未然に防ぐため、不明水流入箇所の調査を行い、計画的な不明水対策を進めていきます。

具体的な 取り組み	◆ TV カメラ等による不明水侵入箇所の詳細調査 ◆ 有収率の低い地区への重点的な不明水調査の実施
--------------	---

※1 PPP：「Public Private Partnership：官民連携事業」の略称で、行政が行う各種行政サービスを、行政と民間が連携し民間の持つ多種多様なノウハウ・技術を活用することにより、行政サービスの向上、財政資金の効率的使用や行政の業務効率化等を図ろうとする考え方や概念。

PFI：「Private Finance Initiative：民間資金を活用した社会資本整備」の略称で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法です。PFI は、PPP の手法の一つ。

5-3 次代に引き継ぐ健全な経営環境

経営目標3 次代に引き継ぐ健全な経営環境		
重点 施策	経営の健全化	施策内容 ・収入確保・経費削減の対策 ・官民連携の推進 ・広域的な取り組みの推進 ・積極的な情報発信
	汚水処理の最適化	
	情報発信の推進	

(1) 経営の健全化

下水道事業の役割を安定して果たしていくためには、経営基盤の安定化が不可欠です。人口減少により下水道使用料収入の減少が見込まれますが、単独浄化槽、汲み取り世帯等への接続促進を進め、使用料収入の確保に努めていきます。

支出面では、ストックマネジメント計画に基づき、ライフサイクルコストの低減化と適正な資産管理を進めていきます。

具体的な 取り組み	◆ スtockマネジメント計画に基づいたライフサイクルコストの低減化 ◆ 下水道への接続促進
--------------	---

第5章 施策の展開

(2) 汚水処理の最適化

汚水処理の最適化の取り組みとして広域化・共同化の推進を進めていきます。太閤山処理区や農業集落排水処理区を近隣の流域下水道に統廃合することにより広域的な汚水処理を図り、施設更新や維持管理に係るコストを低減していきます。包括民間委託の検討を行い維持管理の共同化を図ることにより、従来よりも少人数で施設管理を行うことも可能になります。

また、統合を予定している6地区以外の農村下水道については、老朽化した管路やマンホールポンプ場及び処理場の機能を維持するため、機能強化事業に取り組みます。

具体的な 取り組み	◆ 施設の統廃合の推進と流域下水道への編入 ◆ 包括民間委託の検討 ◆ 統合しない施設の機能強化事業の取り組み
--------------	---

(3) 情報発信の推進

下水道を利用している皆様の利便性の向上を目指して、利用者のニーズを的確に把握し、事業に反映させることでより一層の住民サービスの向上に努めます。今後も広報誌やホームページを通じて、下水道に関する情報を積極的に発信するとともに、ほかの媒体を活用した情報公開の推進を図ります。

具体的な 取り組み	◆ 広報誌・ホームページ等での積極的な情報発信
--------------	-------------------------

第6章

経営戦略

6-1

投資の見通し

本市では、施設の改築・更新や浸水対策事業等の必要不可欠な事業を抱えており、今後も多額の建設費が必要となります。計画期間内の主要工事計画を以下に示します。

(1) 雨水対策

雨水対策については、雨水管理総合計画に基づき浸水リスク評価により優先度の高い地区を抽出した上で、雨水対策施設等の整備に係る事業費等を考慮し、当面・中期・長期の段階に応じた対策を進めていきます。

財政状況等を踏まえ、当面目標である5年後までは重点対策地区を優先的に進め、長期目標である20年後まではBランクの地域のうち、優先度の高い地域から事業着手していきます。

表 段階的対策方針

ランク	排水区名	排水区面積	対策内容 (案)	事業着手時期		
				当面 (5年間)	中期 (5年間)	長期 (10年間)
S 重点対策 地区	枇杷首	6.0 ha	・管きよ整備	◀▶		
	小島	20.6 ha	・調整池 ・管きよ整備	◀▶		
A 重点対策 地区	堀岡	62.7 ha	・管きよ整備	◀▶		
	上牧野	18.8 ha	・マンホール ポンプ増強	◀▶		
	作道第1	22.0 ha	・調整池	◀▶		◀▶
継続 事業	琴川	338.2 ha	・調整池 ・管きよ整備	◀▶		
	片口第1	93.4 ha	・管きよ整備	◀▶		
	夢美野	6.7 ha	・管きよ整備	◀▶		
B	黒河(第1～3分区)	107.3 ha	・調整池 ・管きよ整備		◀▶	
	八幡第1	19.2 ha	・ポンプ増強 ・管きよ整備		◀▶	
	太閤山(第4分区)	60.6 ha	・管きよ整備		◀▶	
	三ヶ	31.4 ha	・管きよ整備			◀▶
	神川	76.7 ha	・管きよ整備			◀▶
	大石川	54.9 ha	・調整池 ・管きよ整備			◀▶
	小林	112.2 ha	・調整池			◀▶
	越ノ湯	20.5 ha	・ポンプ増強 ・管きよ整備			◀▶
	その他 (上記以外の 20排水区)		・既に雨水対策施設を整備した地域、応急対策・暫定整備を実施した地域では経過観察 ・既存水路の排水能力の向上等、他事業との連携による雨水対策を検討			

(出典：雨水管理総合計画)

第6章 経営戦略

★雨水管理総合計画（平成31年3月策定）

浸水リスクを評価し、雨水対策施設等の整備に係る事業費等を考慮した結果、より優先度の高い地区を抽出し、当面・中期・長期の段階に応じた対策方針を策定しました。

段階的対策方針の対策内容を実施するための総事業費は70億円程度を見込んでおり、財源の一部として国の交付金を活用しながら、財政状況等を踏まえ対策を進めます。なお、対策内容については、早期に整備効果を発現させるための手法を検討する等、浸水被害の軽減に向けた効率的な整備に努めます。

当面目標である5年後まではS、Aランクの重点対策地区を優先的に、長期目標である20年後まではBランクの地域（ブロック）のうち、優先度が高い地域から事業着手するものとし、当面・中期・長期の段階に応じた対策方針を設定しました。

表 段階的対策方針の対策目標（出典：雨水管理総合計画）

ランク	当面目標 2023 年度末	中期目標 2028 年度末	長期目標 2038 年度末
S 重点対策地区	6.0ha (23%)	26.6ha (100%)	26.6ha (100%)
A 重点対策地区	18.8ha (18%)	87.4ha (84%)	103.5ha (100%)
B (継続事業を含む11地区)	438.3ha (48%)	498.9ha (54%)	921.1ha (100%)
計	463.1ha (44%)	612.9ha (58%)	1,051.2ha (100%)

「雨水管理方針マップ」

本計画における浸水対策実施区域、計画降雨（整備目標）、段階的対策方針をマップ化してとりまとめた「雨水管理方針マップ」を下図に示します。

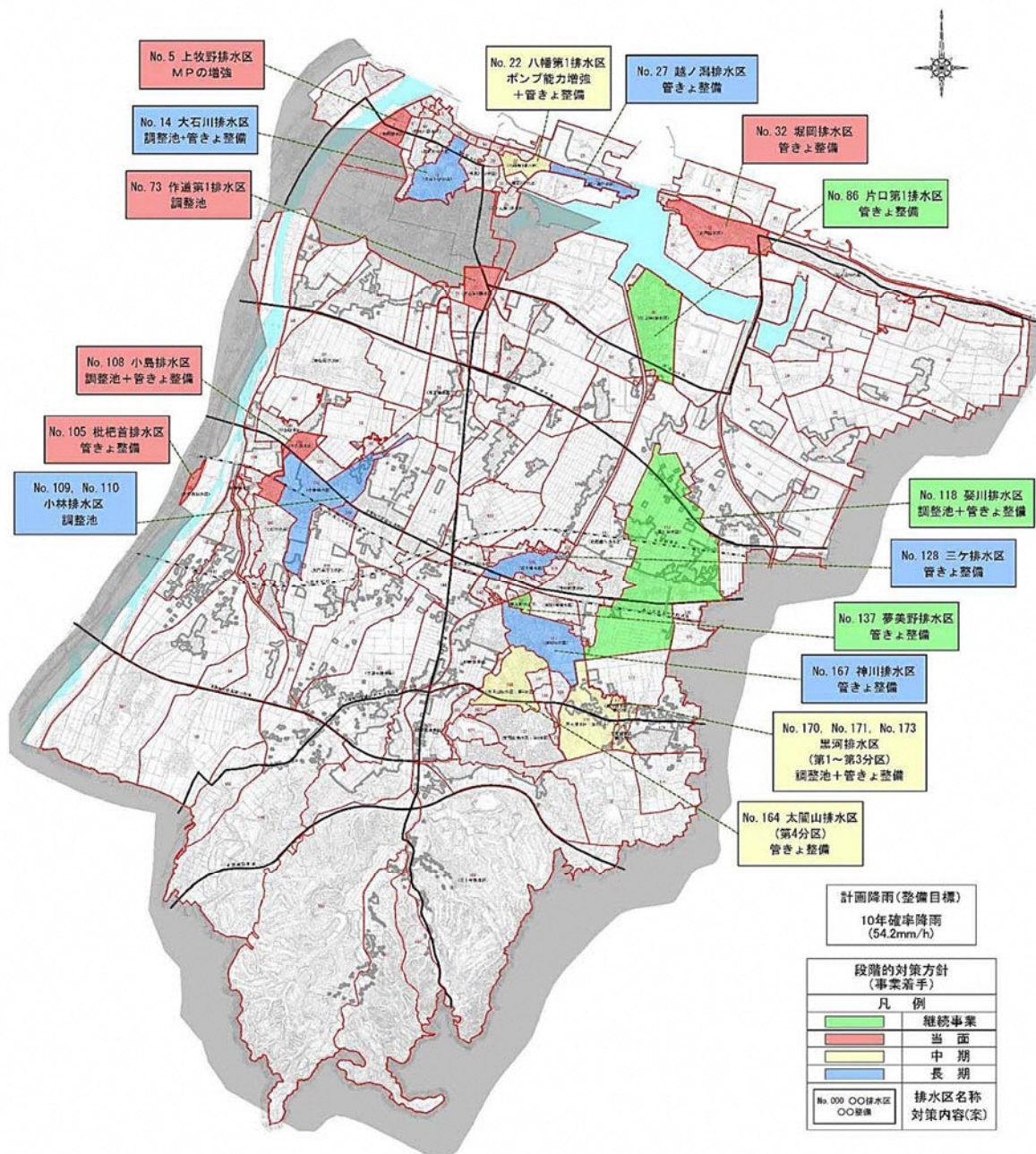


図 雨水管理方針マップ

第6章 経営戦略

（２）老朽化対策

老朽化した下水道施設については、ストックマネジメント計画に基づき各事業を継続的に整備を進めていきます。安定した下水道経営を行うため、ストックマネジメント手法を活用した事業費の平準化等により、計画的な改築・更新を進めていくことで経営の安定化を図ります。

表 老朽化対策事業の内容

地区名	事業内容
汚水改築事業	新湊地区汚水改築事業（第３期）
新湊地区	太閤山地区汚水改築事業（第３期）
太閤山地区	市内（新湊・太閤山以外）汚水改築事業
市内（新湊、太閤山地区以外）	マンホールポンプ施設改築
農業集落排水区域	農業集落排水施設機能強化事業
雨水改築事業	太閤山地区雨水改築事業（第１期）

★ストックマネジメント計画

１）ストックマネジメント計画実施の基本方針

計画の実施にあたっては、施設のリスク評価を踏まえ、長期的な改築事業のシナリオを設定し、点検・調査計画及び修繕・改築計画を策定し取り組むことにしています。

これまで長寿命化計画で改築事業を進めてきた新湊（桜町）地区、太閤山地区には、いまだに陶管や鉄筋コンクリート管が残っていることからその対策を優先して考えるものとします。

2) スtockマネジメント計画の導入によるライフサイクルコストの最小化 年間投資額を平準化した場合

下水道施設の改築需要の見通しについては、耐用年数を踏まえつつ適切な点検・調査を行い、施設の状態（リスク）を把握しながら緊急度Ⅰとなる施設の割合を全体の50%程度に抑制する等の長期的な改築事業のシナリオを設定し、今後100年間の下水道施設全体の改築の需要を見通しました。

加えて年間投資額の平準化を図ることも考慮し、優先度が高く布設年度が古い施設から前倒し実施することとし、事業費ベースでは、今後10年を第一期と位置付け、現在と同程度の年額3億円、11年以後は第二期と位置付け、年額8億円/年を見込んでいます。

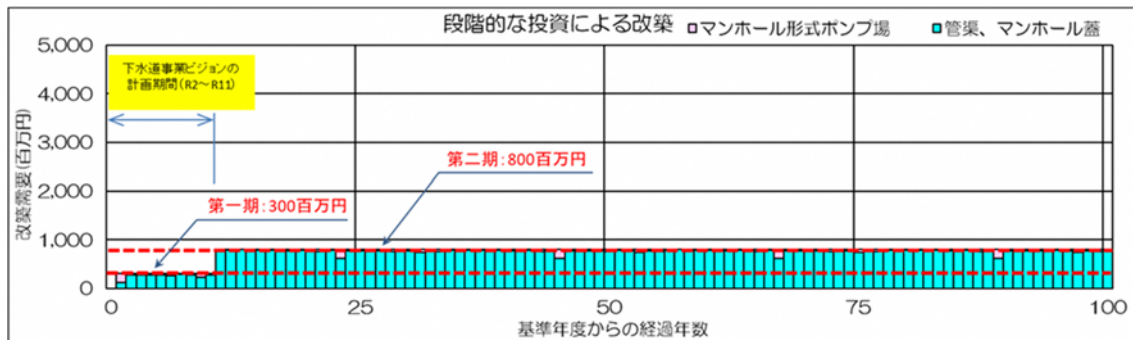


図 投資額を平準化した段階的な投資による改築の需要見通し（750億円/100年）

（参考）目標耐用年数で改築需要を見通した場合

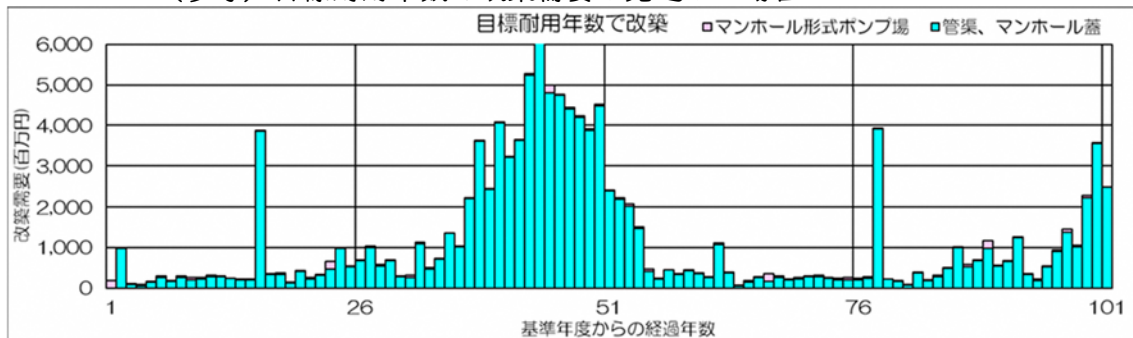


図 管渠施設62年、マンホール形式ポンプ場を22年の目標耐用年数の周期で改築した改築需要見通し（緊急度Ⅰを発生させない）（1,183億円/100年）

目標耐用年数

管渠施設の目標耐用年数は、全国56地方公共団体のデータを整理した国総研（国土技術政策総合研究所）が提示する健全率予測式から、緊急度Ⅰの状態となる62年とし、マンホール形式ポンプ場は技術資料等を参考にポンプ設備、監視制御設備、負荷設備を22年としました。

緊急度

緊急度Ⅰ：速やかな措置が必要な状態（62年以上経過）

緊急度Ⅱ：簡易な対応により必要な措置を5年未満まで延長できる状態（50～61年経過）

緊急度Ⅲ：簡易な対応により必要な措置を5年以上まで延長できる状態（10～49年経過）

第6章 経営戦略

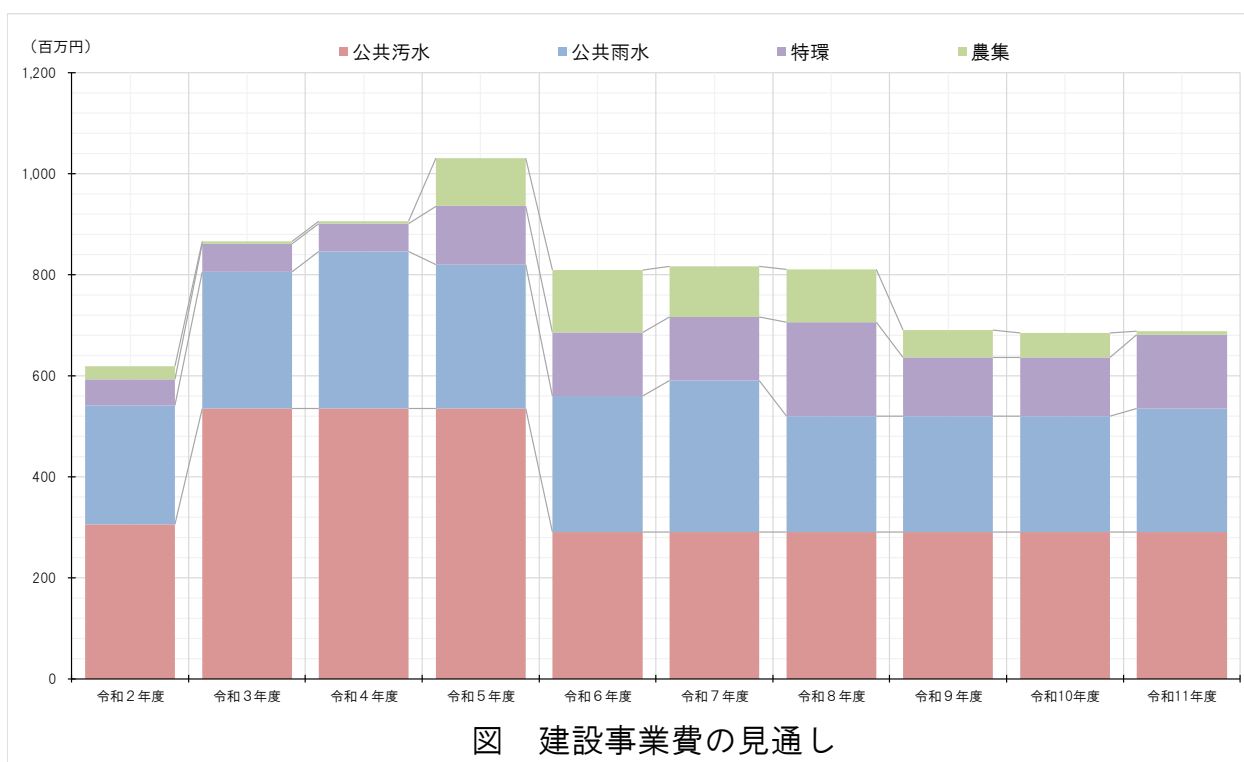
(3) 投資計画

計画年度中の事業費の見通しを示します。計画期間中（令和2～11年度）の総事業費は79億円で、公共下水道事業が62億円（うち、雨水事業26億円）、特定環境保全公共下水道事業が11億円、農業集落排水事業が6億円の事業費が必要となります。

今後、老朽化した下水道施設が増えていくことが見込まれることから、更新需要に係る事業費の増加が想定されています。

投資計画（建設改良事業計画）

建設改良事業	(単位：百万円)									
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
① 雨水対策施設整備										
② 污水管改築										
③ 雨水管改築										
④ マンホールポンプ施設改築										
⑤ 農業集落排水施設機能強化										
⑥ 太閤山処理区 流域下水道接続工事										
⑦ 農業集落排水施設の流域下水道への統合										
事業費計（79.2億円）	621	866	906	1,031	809	817	811	691	685	688



6-2 収支の見通し

収支の見通しとしては、人口減少等による使用料収入の減少に伴い、経常損益が減少していくものと見込まれていることから、経営状況はより一層厳しくなることが予想されます。これらを考慮し、収益的収支及び資本的収支を以下の考え方に基づき計画しました。

(1) 収益的収支計画の考え方

表 収益的収支計画の考え方

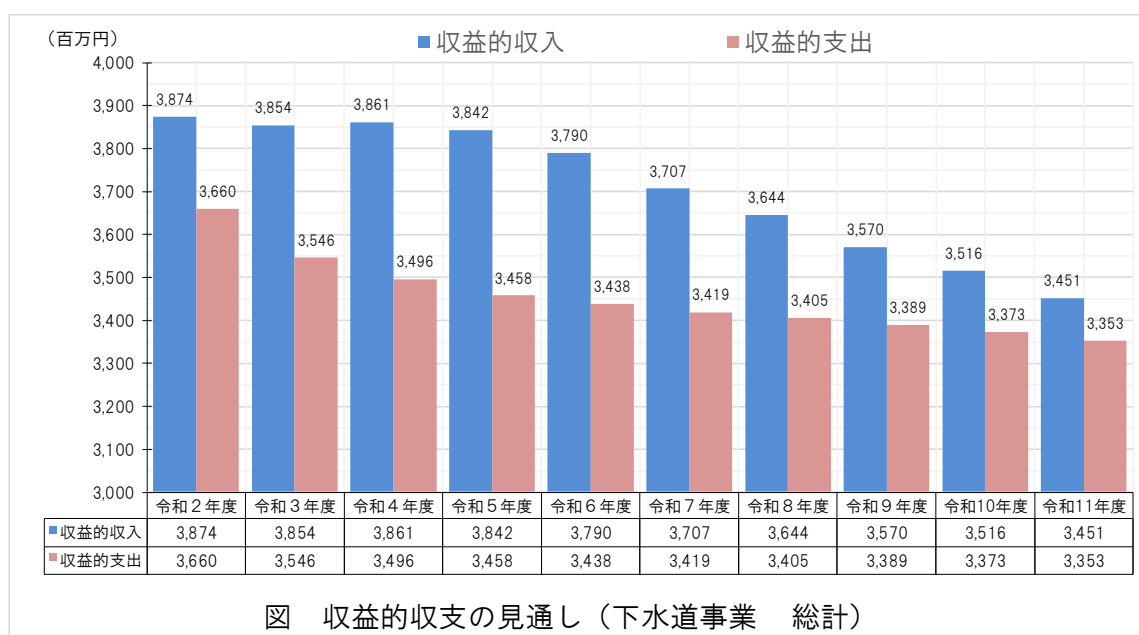
項 目			考 え 方
収益的収支	営業収益	料金収入	人口ビジョンに基づく有収水量を推計し、使用料単価を乗じて算出
		その他営業収益	総務省繰出基準に基づく一般会計からの繰入金 を推計し計上
	営業外収益	補助金	総務省繰出基準に基づく一般会計からの繰入金 を推計し計上
		長期前受金戻入	固定資産の減価償却見合いで計上
		その他営業外収益	預金利息及び雑収益を計上
	営業費用	職員給与費	令和2年度予算に基づき計上（職員数は増減なし）
		動力費	令和2年度予算から毎年0.05%の増を見込んで推計
		修繕費	令和2年度予算から毎年1.00%の増を見込んで推計
		材料費	令和2年度予算から計上
		その他	処理水量の減少に伴う流域下水道維持管理負担金の減少を見込んで推計
		減価償却費	平成30年度までの取得資産分に令和元年度以降の取得資産分を加算して推計
	営業外費用	支払利息	平成30年度までの借入分に令和元年度以降の借入分を加算して推計
		その他	令和2年度予算から計上

第6章 経営戦略

人口減少等による使用料収入の減少に加え、企業債償還額の減少に伴う一般会計繰入金の減少により、経常利益は年々減少すると見込まれることから、流域下水道への接続による汚水処理の広域化、包括民間委託等による維持管理の効率化を図るなど、さまざまな経費削減に努めます。

また、さまざまな経費削減策を行っても、経常損益の改善が見込めない場合には、下水道使用料の料金改定も検討する必要があります。

以下に令和2～11年度の収益的収支と資本的収支の見込みを示します。



(2) 資本的収支計画の考え方

表 資本的収支計画の考え方

項 目			考 え 方
資本的収支	資本的収入	企業債、国補助金、工事負担金	射水市総合計画実施計画、雨水管理総合計画に掲げる工事等における財源を推計し計上
		他会計出資金	総務省繰出基準に基づく一般会計からの繰入金を推計し計上
		その他	令和2年度予算から計上
	資本的支出	建設改良費	射水市総合計画実施計画、雨水管理総合計画に掲げる工事等から計上
		職員給与費	令和2年度予算に基づき計上 (職員数は増減なし)
		企業債償還金	平成30年度までの借入分に令和元年度以降の借入分を加算して推計
		その他	令和2年度予算から計上

資本的収支については、毎年度約18～14億円の不足額が見込まれますが、この不足額に対しては、損益勘定留保資金等の補てん財源で補てんします。

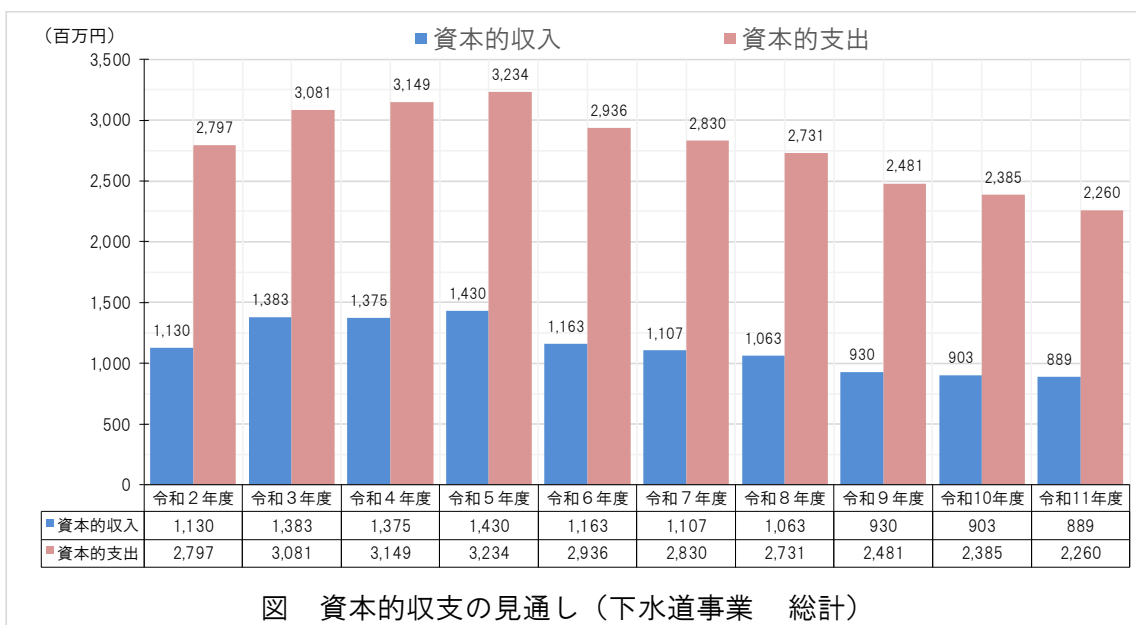


図 資本的収支の見通し（下水道事業 総計）

第6章 経営戦略

(3) 計画人口の見通し

行政区域内人口の見通しについて、人口ビジョンと整合を図り予測しました。

< 射水市人口ビジョン >

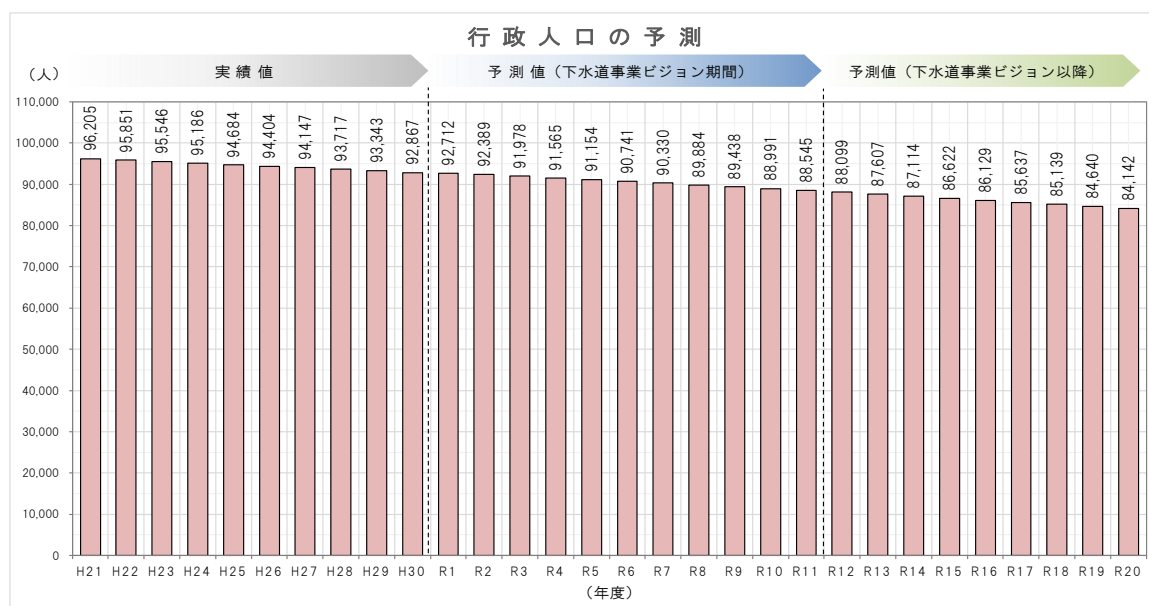
2060 年度までの予測を行っていますが、当該ビジョンは国勢調査をもとにしていることから、人口は各年 10 月末時点の値です。

< 下水道事業ビジョン >

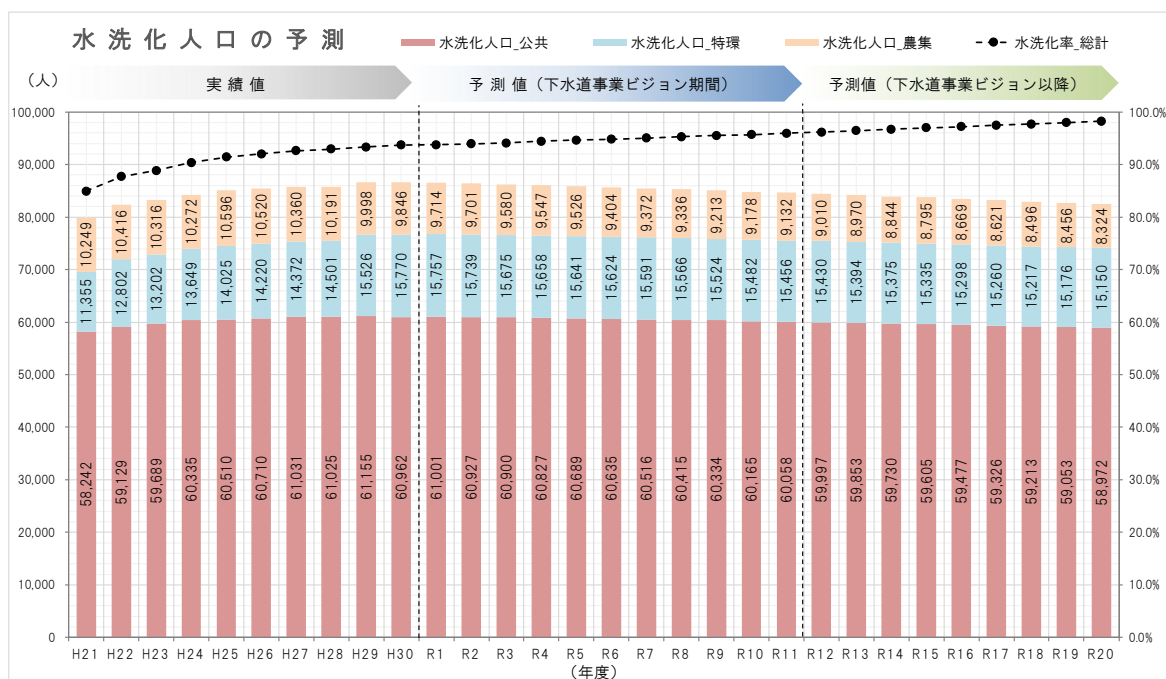
下水道事業における各種人口値は 3 月末時点のものであることから、人口ビジョンに補正係数を乗じて予測を行っています。

- ・補正係数 = 住民基本台帳（3 月末）÷人口ビジョン予測値（10 月末）
= 平成 27～30 年度の平均値：1.01835（採用値）
- ・行政人口予測値 = 人口ビジョン予測値 × 補正係数

下水道事業ビジョン目標年度（令和 11 年度）の行政人口は、88,545 人と予測されます。また、下水道整備人口と水洗化人口は、実績から予測を行いました。予測した行政人口をグラフとして下図に示します。令和 11 年度は 88,545 人で、平成 21 年度の 96,205 人と比較し 7,660 人（8%）減少する見込みです。



料金収入の元となる水洗化人口の予測を行いました。水洗化率の上昇と行政人口の減少の関係により、平成29年度をピークに減少の見込みですが、令和11年度は84,646人となり、平成21年度の79,846人と比較し、4,800人（6%）増加する見込みです。



6-3 投資・財政計画

下水道事業総計、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業について、収益的収支と資本的収支の計画値を次頁より示します。

第6章 経営戦略

収益的収支（下水道事業＜総計＞）

（単位：千円、％）

区分	年度	30年度 (要綱)	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
収益	1. 営業収益	1,667,535	1,653,019	1,644,006	1,685,764	1,733,291	1,782,233	1,788,614	1,778,462	1,769,732	1,752,489	1,741,223	1,726,291
	(1) 受託工事収益	1,310,304	1,301,596	1,287,248	1,280,542	1,278,910	1,276,578	1,274,010	1,271,569	1,269,420	1,266,150	1,262,886	1,260,511
	(3) その他収益	357,231	351,423	356,758	405,222	454,381	505,655	514,604	506,893	500,312	486,339	478,337	465,780
収益	2. 営業外収益	2,251,891	2,248,933	2,229,767	2,168,093	2,127,560	2,060,134	2,000,908	1,928,395	1,874,721	1,817,883	1,774,744	1,724,936
	(1) 補助金	1,481,306	1,472,457	1,445,899	1,404,373	1,363,924	1,289,774	1,218,774	1,136,918	1,073,743	1,007,150	958,578	904,428
	他会計補助金 その他補助金	1,481,306	1,472,457	1,445,899	1,404,373	1,363,924	1,289,774	1,218,774	1,136,918	1,073,743	1,007,150	958,578	904,428
収益	(2) 長期前受金戻入	769,299	776,178	783,538	763,390	763,306	770,030	781,804	791,147	800,648	810,403	815,836	820,078
	(3) その他収益	1,286	298	330	330	330	330	330	330	330	330	330	330
	1. 営業収入	3,919,426	3,901,952	3,873,773	3,853,857	3,860,851	3,842,367	3,789,522	3,706,857	3,644,453	3,570,372	3,515,967	3,451,127
収益的	2. 職員給与	3,063,601	3,089,063	3,162,790	3,108,226	3,105,374	3,113,294	3,133,947	3,150,500	3,167,057	3,178,707	3,187,051	3,189,707
	基本給	74,930	78,834	74,769	71,049	71,581	72,051	72,534	72,397	71,923	72,098	72,199	72,230
	退職給付	42,402	43,106	39,224	38,478	38,568	38,646	38,744	38,632	38,632	38,682	38,682	38,690
収益的	3. その他費用	32,528	35,528	33,312	30,337	30,789	31,171	31,556	31,432	31,057	31,201	31,283	31,306
	動力費	978,076	957,127	999,404	974,863	969,649	964,030	961,478	958,415	955,572	945,279	941,779	938,873
	修繕費	82,243	85,051	85,780	72,022	72,058	72,094	72,130	72,166	72,202	68,738	68,773	68,808
支	材料費	70,646	66,563	58,192	55,520	55,983	56,451	56,923	57,400	57,882	51,368	51,790	52,217
	その他費用	825,147	805,483	855,403	847,292	841,579	835,456	832,336	828,820	825,459	825,144	821,187	817,819
	(3) 減価償却費	2,010,595	2,053,302	2,088,617	2,062,314	2,064,144	2,077,213	2,099,935	2,119,688	2,139,562	2,161,330	2,173,073	2,178,604
支出	2. 営業外費用	575,477	541,579	497,551	437,988	390,167	344,665	304,456	268,673	237,888	210,372	185,716	162,882
	(1) 支払利息	569,104	524,461	480,355	430,792	382,971	337,469	297,260	261,477	230,692	203,176	178,520	155,686
	(2) その他費用	6,373	17,118	17,196	7,196	7,196	7,196	7,196	7,196	7,196	7,196	7,196	7,196
支出	3. 経常支出	3,639,078	3,630,642	3,660,341	3,546,214	3,495,510	3,457,959	3,438,403	3,419,173	3,404,945	3,389,079	3,372,767	3,352,589
	特別利益	280,348	271,310	213,432	307,643	365,310	384,408	351,119	287,684	239,508	181,293	143,200	98,538
	特別損失	47,778	54,198	18,440	37,481	37,481	37,481	37,481	37,481	37,481	37,481	37,481	37,481
流	当年度純利益（又は純損失）	328,126	325,508	231,872	345,124	402,791	421,889	388,600	325,165	276,989	218,774	180,681	136,019
	繰越利益剰余金又は累積欠損金	715	226	308	172	224	191	89	200	65	89	74	81
	流動資産	1,579,461	1,574,339	1,587,145	1,618,944	1,650,307	1,675,374	1,711,797	1,745,539	1,794,430	1,916,229	2,072,870	2,298,600
流	うち未収金	293,297	216,933	214,542	213,424	213,151	212,764	212,336	211,929	211,026	210,481	210,086	210,086
	負債	2,906,453	2,933,585	3,064,769	3,111,953	3,103,587	3,052,629	2,975,328	2,915,980	2,816,101	2,761,106	2,664,460	2,526,027
	うち建設改良費	2,105,091	2,121,387	2,165,912	2,193,009	2,153,280	2,077,255	1,963,531	1,870,441	1,740,083	1,650,847	1,522,245	1,352,540
流	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち未払金	659,019	645,421	682,395	665,406	661,166	656,606	654,457	651,937	649,572	648,356	645,559	643,196
	累積欠損金比率（(A)-(B)/(A)×100）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方財政	地方財政法施行令第15条第1項により算定した不足額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	営業収益－受託工事収益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地方財政法による不足額	1,667,535	1,653,019	1,644,006	1,685,764	1,733,291	1,782,233	1,788,614	1,778,462	1,769,732	1,752,489	1,741,223	1,726,291
健全化	健全化法施行令第16条により算定した不足額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	健全化法施行令第6条に規定する可処分資金不足額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	健全化法施行令第7条により算定した不足額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業	健全化法施行令第17条により算定した不足額	1,667,535	1,653,019	1,644,006	1,685,764	1,733,291	1,782,233	1,788,614	1,778,462	1,769,732	1,752,489	1,741,223	1,726,291
	健全化法第22条により算定した不足率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	健全化法第22条により算定した不足率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

資本の収支（下水道事業＜総計＞）

（単位：千円）

区分	年度	30年度 (実績)	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
資本の収支	1. 企業資本費平準化債	1,330,100	1,225,500	420,200	472,400	499,500	537,600	455,400	460,100	453,500	399,100	396,000	397,700
	2. 他会計出資金	463,171	490,123	512,045	517,938	455,113	412,310	325,358	261,370	224,039	211,990	191,300	174,363
	3. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本の収入	6. 国（都道府県）補助金	1,017,982	712,461	142,050	380,000	407,500	460,000	361,500	365,500	362,500	302,500	299,500	301,000
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 工事負担金	37,589	28,900	45,950	2,500	2,500	10,000	10,650	9,550	12,750	6,750	6,450	5,850
	9. その他	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	計	2,858,842	2,466,984	1,130,245	1,382,838	1,374,613	1,429,910	1,162,908	1,106,520	1,062,789	930,340	903,250	888,913
資本の支出	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1. 建設改良費	2,858,842	2,466,984	1,130,245	1,382,838	1,374,613	1,429,910	1,162,908	1,106,520	1,062,789	930,340	903,250	888,913
	2. 企業員給与費	2,417,601	2,043,561	660,551	905,407	945,710	1,070,668	848,403	856,449	850,527	730,552	724,519	727,489
	3. 企業員借入金	41,238	39,429	39,302	39,658	39,961	39,919	39,654	39,700	39,778	39,803	39,770	39,740
	4. 他会計長期借入返還金	2,070,667	2,105,098	2,121,387	2,165,912	2,193,009	2,153,280	2,077,255	1,963,531	1,870,441	1,740,083	1,650,847	1,522,245
資本の収入不足額	(B)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1. 損益勘定留保資金	1,260,787	1,295,714	1,320,487	1,349,940	1,428,330	1,357,183	1,368,131	1,378,541	1,270,066	1,198,642	1,178,120	1,124,191
	2. 利益剰余金処分額	298,818	316,000	327,900	325,200	318,103	412,033	377,375	314,775	367,114	325,100	276,900	218,700
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	79,821	84,961	18,306	23,341	27,673	34,822	27,244	30,144	30,999	26,553	27,096	27,930
補填財源	計	1,639,426	1,696,675	1,666,693	1,698,481	1,774,106	1,804,038	1,772,750	1,723,460	1,668,179	1,550,295	1,482,116	1,370,821
	(E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(F)-(G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(G)-(H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業債	1. 借入金	28,744,680	27,865,082	26,163,895	24,470,383	22,776,874	21,161,194	19,539,339	18,035,908	16,618,967	15,277,984	14,023,137	12,898,592
	2. 借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

○他会計繰入金

区分	年度	30年度 (実績)	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
収益の収支分	うち基準内繰入金	1,830,956	1,823,779	1,802,506	1,809,595	1,818,305	1,795,429	1,733,378	1,643,811	1,574,055	1,493,489	1,436,915	1,370,208
	うち基準外繰入金	1,790,324	1,795,059	1,774,923	1,783,432	1,792,227	1,769,405	1,707,666	1,423,635	1,354,244	1,267,320	1,211,317	1,131,336
	計	406,322	28,720	27,583	26,163	26,078	26,024	25,712	220,176	219,811	226,169	225,598	238,872
資本の収支分	うち基準内繰入金	463,171	490,123	512,045	517,938	455,113	412,310	325,358	261,370	224,039	211,990	191,300	174,363
	うち基準外繰入金	233,576	253,043	276,788	257,164	238,230	236,489	229,951	229,943	224,039	211,990	191,300	174,363
	計	229,595	237,080	235,257	260,774	216,883	175,821	95,407	31,427	0	0	0	0
合計		2,294,127	2,313,902	2,314,551	2,327,533	2,273,418	2,207,739	2,058,736	1,905,181	1,798,094	1,705,479	1,628,215	1,544,571

收益的収支（公共下水道事業）

区分	年度	30年度 (実績)	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
収益	1. 営業収益	(A) 1,283,285	1,273,328	1,270,158	1,313,592	1,361,785	1,411,233	1,419,467	1,410,181	1,402,263	1,387,218	1,376,979	1,363,006
	(1) 料金収入	926,055	921,906	913,401	908,370	907,404	905,578	904,863	903,288	901,951	900,879	898,642	897,226
	(2) 受託工事収益	(B) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 営業外収益	357,230	351,422	356,757	405,222	454,381	505,655	514,604	506,893	500,312	486,339	478,337	465,780
	(1) 補助金	1,176,261	1,187,065	1,182,851	1,142,332	1,120,939	1,091,647	1,053,195	1,020,660	987,473	945,256	918,337	878,358
	他会計補助金	725,907	709,848	688,685	630,770	581,958	541,972	501,734	452,854	420,976	420,976	377,530	377,530
	その他補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 長期前受金戻入	449,074	464,196	472,693	453,337	453,666	460,567	470,927	478,378	485,429	492,092	497,051	500,518
	(3) その他	1,280	278	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310
	収入	2,459,546	2,460,393	2,453,009	2,455,924	2,482,724	2,472,682	2,502,880	2,472,682	2,430,841	2,389,736	2,332,474	2,295,316
経常的収益	1. 営業費用	2,000,509	2,033,643	2,111,512	2,061,880	2,059,246	2,066,998	2,083,393	2,095,394	2,106,141	2,118,132	2,124,706	2,124,777
	(1) 職員給与	67,019	64,983	60,564	61,338	61,338	62,170	62,344	62,196	61,723	61,954	62,077	62,059
	基本給	37,722	38,131	34,081	32,807	33,095	33,460	33,457	33,380	33,327	33,372	33,355	33,355
	退職給付	0	0	2,233	1,815	1,815	1,815	1,815	1,815	1,815	1,815	1,815	1,815
	その他	29,297	30,780	28,659	25,942	26,428	26,895	27,072	27,001	26,889	26,812	26,890	26,889
	2. 経費	664,747	656,202	702,894	686,746	681,329	675,504	672,743	669,581	666,580	663,686	660,239	657,265
	(1) 動力費	40,743	42,968	43,295	29,516	29,531	29,546	29,561	29,576	29,606	29,636	29,636	29,636
	修繕費	32,273	30,498	28,186	25,214	25,374	25,536	25,699	25,864	26,031	26,199	26,369	26,541
	材料費	40	30	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29
	その他	591,691	582,706	631,384	631,987	626,395	620,393	617,454	614,112	610,929	607,862	604,220	601,059
支出	(3) 減価償却費	1,268,743	1,308,530	1,343,635	1,314,570	1,316,579	1,329,324	1,348,306	1,363,617	1,377,838	1,392,482	1,402,390	1,405,453
	2. 営業外費用	373,902	357,892	331,825	290,584	260,714	232,082	206,035	182,675	162,292	143,908	128,030	113,534
	(1) 支払利息	367,529	340,774	314,629	283,388	253,518	224,886	198,839	175,479	150,996	136,712	120,834	106,338
	(2) その他	6,373	17,118	17,196	7,196	7,196	7,196	7,196	7,196	7,196	7,196	7,196	7,196
	支出	2,374,411	2,391,535	2,443,337	2,352,464	2,319,980	2,299,080	2,289,428	2,278,069	2,268,433	2,262,040	2,252,736	2,238,311
	経常損益	(D) 85,135	68,858	9,672	103,460	162,768	203,800	183,234	152,772	121,303	70,434	42,580	3,053
	特別損益	(E) 27,945	44,684	14,715	28,168	28,168	28,168	28,168	28,168	28,168	28,168	28,168	28,168
	特別損失	(F) 180	530	500	333	333	333	333	333	333	333	333	333
	経常損失	(G) 27,765	44,154	14,215	27,835	27,835	27,835	27,835	27,835	27,835	27,835	27,835	27,835
	繰越利益剰余金又は累積欠損金	(H) 112,900	113,012	23,887	131,295	190,599	231,635	211,069	180,607	149,138	98,269	70,415	30,888
流動資産	うち 営業資産	(I) 261	100	112	87	95	99	35	69	7	38	69	15
	うち 未収金	1,149,113	1,198,003	1,242,534	1,292,141	1,326,636	1,350,036	1,351,310	1,324,488	1,299,108	1,318,457	1,365,039	1,452,901
	うち 負債	220,965	153,651	152,234	151,395	151,234	150,930	150,811	150,548	150,325	150,147	149,774	149,538
	うち 建設改良費	2,079,813	2,105,343	2,240,439	2,299,643	2,337,022	2,306,439	2,284,235	2,251,572	2,185,705	2,150,589	2,087,713	1,986,486
	うち一時借入金	1,383,449	1,396,947	1,450,000	1,491,462	1,503,951	1,450,052	1,393,779	1,329,587	1,233,232	1,167,683	1,075,261	944,411
	うち未払金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	繰越利益剰余金	555,179	543,102	580,325	567,629	563,373	558,796	556,629	554,147	551,791	549,527	546,813	544,478
	繰越利益剰余金	(J) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	繰越利益剰余金	(K) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	繰越利益剰余金	(L) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産	1. 営業収益	(M) 1,283,285	1,273,328	1,270,158	1,313,592	1,361,785	1,411,233	1,419,467	1,410,181	1,402,263	1,387,218	1,376,979	1,363,006
	(1) 財政法による	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地方財政法による	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	健全化法施行令第16条により算定した	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	健全化法施行令第16条により算定した	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	健全化法施行令第16条により算定した	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	健全化法施行令第16条により算定した	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	健全化法施行令第16条により算定した	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	健全化法施行令第16条により算定した	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	健全化法施行令第16条により算定した	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰越利益剰余金	(N) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
負債	1. 営業収益	(O) 1,283,285	1,273,328	1,270,158	1,313,592	1,361,785	1,411,233	1,419,467	1,410,181	1,402,263	1,387,218	1,376,979	1,363,006
	(1) 財政法による	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地方財政法による	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	健全化法施行令第16条により算定した	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	健全化法施行令第16条により算定した	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	健全化法施行令第16条により算定した	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	健全化法施行令第16条により算定した	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	健全化法施行令第16条により算定した	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	健全化法施行令第16条により算定した	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	繰越利益剰余金	(P) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰越利益剰余金	(Q) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
純資産	1. 営業収益	(R) 1,283,285	1,273,328	1,270,158	1,313,592	1,361,785	1,411,233	1,419,467	1,410,181	1,402,263	1,387,218	1,376,979	1,363,006
	(1) 財政法による	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地方財政法による	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	健全化法施行令第16条により算定した	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	健全化法施行令第16条により算定した	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	健全化法施行令第16条により算定した	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	健全化法施行令第16条により算定した	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	健全化法施行令第16条により算定した	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	健全化法施行令第16条により算定した	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	繰越利益剰余金	(S) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰越利益剰余金	(T) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
純資産	1. 営業収益	(U) 1,283,285	1,273,328	1,270,158	1,313,592	1,361,785	1,411,233	1,419,467	1,410,181	1,402,263	1,387,218	1,376,979	1,363,006
	(1) 財政法による	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地方財政法による	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	健全化法施行令第16条により算定した	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	健全化法施行令第16条により算定した	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	健全化法施行令第16条により算定した	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	健全化法施行令第16条により算定した	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	健全化法施行令第16条により算定した	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	健全化法施行令第16条により算定した	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	繰越利益剰余金	(V) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰越利益剰余金	(W) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
純資産	1. 営業収益	(X) 1,283,285	1,273,328	1,270,158	1,313,592	1,361,785	1,411,233	1,419,467	1,410,181	1,402,263	1,387,218	1,376,979	1,363,006
	(1) 財政法による	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地方財政法による	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	健全化法施行令第16条により算定した	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	健全化法施行令第16条により算定した	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	健全化法施行令第16条により算定した	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	健全化法施行令第16条により算定した	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	健全化法施行令第16条により算定した	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	健全化法施行令第16条により算定した	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	繰越利益剰余金	(Y) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰越利益剰余金	(Z) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
純資産	1. 営業収益	(AA) 1,283,285	1,273,328	1,270,158	1,313,592	1,361,785	1,411,233	1,419,467	1,410,181	1,402,263	1,387,218	1,376,979	1,363,006
	(1) 財政法による	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地方財政法による	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	健全化法施行令第16条により算定した	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	健全化法施行令第16条により算定した	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	健全化法施行令第16条により算定した	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	健全化法施行令第16条により算定した	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	健全化法施行令第16条により算定した	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	健全化法施行令第16条により算定した	0	0	0	0	0	0	0	0</				

資本的収支（公共下水道事業）

(単位：千円)

区分	年度	30年度 (実績)	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
資本的収支	1. 企業資本費平準化債	1,220,800	1,120,000	370,400	437,000	464,100	443,700	333,100	347,700	312,300	311,900	311,500	318,600
	うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	406,634	434,475	457,652	464,143	403,806	368,010	281,788	219,183	184,041	175,470	160,776	148,728
	3. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収入	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国(都道府県)補助金	920,137	691,773	138,550	362,500	390,000	377,500	247,500	262,500	227,500	227,500	227,500	235,000
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 工事負担金	29,828	13,895	27,376	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	9. その他	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
計		2,587,399	2,270,143	1,003,978	1,275,143	1,269,406	1,200,710	873,888	840,883	735,341	726,370	711,276	713,828
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的支出	1. 建設改良費	2,587,399	2,270,143	1,003,978	1,275,143	1,269,406	1,200,710	873,888	840,883	735,341	726,370	711,276	713,828
	うち職員給与費	2,184,985	1,861,620	577,392	840,183	880,466	855,518	595,393	625,362	555,425	555,425	555,416	570,395
	2. 企業債償還金	35,892	35,302	34,995	34,934	35,217	35,269	35,144	35,113	35,135	35,176	35,167	35,146
	3. 他会計長期借入返還金	1,351,709	1,383,454	1,396,947	1,450,000	1,491,462	1,503,951	1,450,052	1,393,779	1,329,587	1,233,232	1,167,683	1,075,261
	4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収入	5. その他	10,000	15,000	15,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	計	3,546,694	3,280,074	1,989,339	2,300,183	2,381,928	2,369,469	2,055,445	2,029,141	1,894,971	1,798,657	1,733,099	1,655,656
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額	959,295	989,931	985,361	1,025,040	1,112,522	1,168,759	1,181,557	1,188,258	1,159,630	1,072,287	1,021,823	941,828
	1. 損益勘定留保資金	763,251	798,547	857,345	890,567	1,062,911	1,011,912	973,547	935,401	929,219	871,947	852,422	822,188
	2. 利益剰余金処分額	123,922	115,695	112,800	112,900	23,800	131,200	190,500	231,600	211,000	180,600	149,100	98,200
補填財源	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	72,122	75,689	15,216	21,573	25,811	25,647	17,510	21,257	19,411	19,740	20,301	21,440
	計	959,295	989,931	985,361	1,025,040	1,112,522	1,168,759	1,181,557	1,188,258	1,159,630	1,072,287	1,021,823	941,828
	補填財源不足額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計繰入金	企業債借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業債借入金	20,069,946	19,806,492	18,779,945	17,766,945	16,739,583	15,679,332	14,562,380	13,516,301	12,499,014	11,577,682	10,721,499	9,964,838

○他会計繰入金

区分	年度	30年度 (実績)	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
収益的収支	うち基準内繰入金	1,075,557	1,073,913	1,066,455	1,093,907	1,121,344	1,136,425	1,096,562	1,048,865	1,002,046	939,193	899,313	843,310
	うち基準外繰入金	1,065,021	1,073,913	1,066,455	1,093,907	1,121,344	1,136,425	1,096,562	1,048,865	1,002,046	939,193	899,313	843,310
	計	2,140,578	2,147,826	2,132,910	2,187,814	2,242,688	2,272,850	2,193,124	2,097,730	2,004,092	1,878,386	1,798,626	1,686,620
資本的収支	うち基準内繰入金	406,634	434,475	457,652	464,143	403,806	368,010	281,788	219,183	184,041	175,470	160,776	148,728
	うち基準外繰入金	177,039	197,395	222,395	203,369	186,923	192,189	186,381	187,756	184,041	175,470	160,776	148,728
	計	583,673	631,870	680,047	667,512	590,729	560,199	468,169	406,939	368,082	350,940	321,552	297,456
合計		1,482,191	1,508,388	1,524,107	1,558,050	1,525,150	1,504,435	1,378,350	1,268,048	1,188,087	1,114,663	1,060,089	992,038

収益的収支(特定環境保全公営下水道事業)

[illegible]

資本的収支（特定環境保全公共下水道事業）

(単位：千円)

区分	年度	30年度 (実績)	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
資本的収支	1. 企業資本費平準化債	33,300	105,500	27,900	30,700	30,700	48,700	64,500	64,500	91,500	60,000	60,000	73,500
	うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	45,477	46,618	46,893	46,858	46,409	43,274	43,570	42,187	39,998	36,520	30,524	25,635
	3. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収入	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国(都道府県)補助金	13,362	20,688	3,500	17,500	17,500	37,500	55,000	55,000	85,000	50,000	50,000	65,000
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 工事負担金	5,438	4,050	16,140	750	750	3,750	3,000	3,000	6,000	2,500	2,500	4,000
	9. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収支の計	(A)	97,577	176,856	94,433	95,808	95,359	133,224	166,070	164,687	222,498	149,020	143,024	168,135
	(B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(C)	97,577	176,856	94,433	95,808	95,359	133,224	166,070	164,687	222,498	149,020	143,024	168,135
	(D)	63,063	142,117	56,569	60,224	60,244	120,150	130,010	130,087	190,143	120,127	120,103	150,094
	(E)	5,346	4,127	4,307	4,724	4,744	4,650	4,510	4,587	4,643	4,627	4,603	4,594
資本的支出	2. 企業債償還金	511,284	521,057	528,584	529,557	530,553	520,955	510,354	508,292	491,971	469,241	449,127	416,647
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(D)	574,347	683,174	585,153	589,781	590,797	641,105	640,364	638,379	682,114	589,368	569,230	566,741
資本的収入額が資本的支出額に不足する額	(E)	476,770	486,318	490,720	493,973	495,438	507,881	474,294	473,692	459,616	440,348	426,206	398,606
	(F)	347,941	331,091	325,840	326,172	246,417	261,447	316,043	397,388	299,836	291,512	293,842	272,129
	(G)	122,894	147,653	163,700	166,200	247,403	241,333	153,775	71,775	152,714	144,500	127,800	120,500
	(H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(I)	5,935	7,574	1,180	1,601	1,618	5,101	4,476	4,529	7,066	4,336	4,564	5,977
補填財源	(F)	476,770	486,318	490,720	493,973	495,438	507,881	474,294	473,692	459,616	440,348	426,206	398,606
	(G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(I)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(J)	7,301,462	6,885,905	6,385,221	5,886,364	5,386,511	4,914,256	4,468,402	4,024,610	3,624,139	3,214,898	2,825,771	2,482,624

○他会計繰入金

区分	年度	30年度 (実績)	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
収益的収支	うち基準内繰入金	582,317	583,411	576,921	567,485	560,808	549,547	536,166	529,155	514,394	503,985	489,728	481,532
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資本的収支	45,477	46,618	46,893	46,858	46,409	43,274	43,570	42,187	39,998	36,520	30,524	25,635
資本的収入	うち基準内繰入金	45,477	46,618	46,893	46,858	46,409	43,274	43,570	42,187	39,998	36,520	30,524	25,635
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	627,794	630,029	623,814	614,343	607,217	592,821	579,736	571,342	554,392	540,505	520,252	507,167

第6章 経営戦略

収益的収支（農業集落排水事業）

区分		年度	30年度 (実績)	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
収益	1. 営業収益	(A)	140,672	136,663	133,147	131,740	131,300	131,020	129,393	128,967	128,487	118,386	117,950	117,378
	取(1) 料 金 収 入		140,672	136,663	133,147	131,740	131,300	131,020	129,393	128,967	128,487	118,386	117,950	117,378
	(2) 受託工事収益	(B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益	(3) その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 営業外収益		346,673	333,346	325,077	313,932	301,864	274,971	266,873	233,164	226,475	220,642	218,468	216,310
	(1) 補助金		173,082	166,455	159,130	148,203	136,153	109,457	100,650	65,791	57,615	50,311	47,874	45,366
収益	他会計補助金		173,082	166,455	159,130	148,203	136,153	109,457	100,650	65,791	57,615	50,311	47,874	45,366
	その他補助金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 長期前受金戻入		173,590	166,891	165,947	165,729	165,711	165,514	166,223	167,373	168,860	170,331	170,594	170,944
収益	(3) その他		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収 入 計	(C)	487,345	470,009	458,224	445,672	433,164	405,991	396,266	362,131	354,962	339,028	336,418	333,688
	1. 営業費用		395,354	386,807	381,020	382,498	382,815	382,851	384,735	387,273	390,650	381,770	382,430	383,604
収益	(1) 職員給与		3,645	4,383	4,379	4,283	4,244	4,271	4,367	4,337	4,300	4,304	4,315	4,324
	基 本 給 付		2,183	2,267	2,345	2,351	2,309	2,345	2,312	2,322	2,310	2,310	2,314	2,314
	退職給付費用		0	0	0	0	140	140	140	140	140	140	140	140
収益	(2) 経費		1,462	2,116	2,034	1,792	1,795	1,840	1,915	1,875	1,843	1,854	1,865	1,870
	動力費		132,867	121,151	116,251	116,461	116,673	116,887	117,103	117,321	117,541	105,663	105,816	105,971
	修繕費		32,006	31,852	32,764	32,780	32,796	32,812	32,828	32,844	32,860	29,376	29,391	29,406
支	材料費		26,014	24,129	19,419	19,613	19,809	20,007	20,207	20,409	20,613	13,819	13,957	14,097
	その他		74,847	65,170	64,068	64,068	64,068	64,068	64,068	64,068	64,068	62,463	62,468	62,463
	(3) 減価償却費		288,842	261,273	260,390	261,754	261,898	261,693	263,265	265,615	268,809	271,803	272,299	273,309
支出	2. 営業外費用		43,726	37,113	30,302	23,636	17,227	11,690	8,049	5,475	4,582	4,206	3,866	3,582
	(1) 支払利息		43,726	37,113	30,302	23,636	17,227	11,690	8,049	5,475	4,582	4,206	3,866	3,582
	(2) その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支	支 出 計	(D)	439,080	423,920	411,322	406,134	400,042	394,541	392,784	392,748	395,232	385,976	386,296	387,186
	経 常 損 益	(E)	48,265	46,089	46,902	39,538	33,122	11,450	3,482	30,617	40,270	46,948	49,878	53,498
	特別利益	(F)	3,230	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別	特別損失	(G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	損 益	(H)	3,230	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	当年度純利益（又は純損失）（E）+（H）		51,495	46,199	46,902	39,538	33,122	11,450	3,482	30,617	40,270	46,948	49,878	53,498
繰越	繰越利益剰余金又は累積欠損金（I）		120	95	99	2	38	22	50	82	0	0	0	0
	流 動		25,889	12,534	12,064	13,408	14,655	14,721	14,697	21,998	34,173	51,116	70,085	89,721
	うち未収金	(J)	25,889	12,534	12,064	13,408	14,655	14,721	14,697	21,998	34,173	51,116	70,085	89,721
流 動	負債	(K)	214,253	208,346	198,353	184,374	142,994	131,490	76,123	63,568	52,317	19,731	19,658	19,563
	うち建設改良費		200,586	195,856	186,355	170,994	128,374	116,849	61,460	48,883	37,610	34,037	30,337	30,220
	うち一時借入金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
累積	うち未払金		13,341	12,165	11,673	11,694	11,715	11,736	11,758	11,780	11,802	10,609	10,624	10,640
	欠 損 金 比 率	$\frac{(I)}{(A)+(B)} \times 100$	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地方財政法施行令第15条第1項により算定した（L）		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
営業	営業収益－受託工事収益（A）－（B）	(M)	140,672	136,663	133,147	131,740	131,300	131,020	129,393	128,967	128,487	118,386	117,950	117,378
	資金不足の比率	(N)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	健全化法施行令第16条により算定した（O）		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健全	健全化法施行令第17条により算定した（P）		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事業の規		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	健全化法第22条により算定した（N）/（P）×100		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資金	資金不足		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地方財政法施行令第15条第1項により算定した（L）		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	資金不足の比率	(N)/(P) × 100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

資本の収支（農業集落排水事業）

(単位：千円)

区分	年度	30年度 (実績)	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
資本の収支	1. 企業資本費平準化債	76,000	0	21,900	4,700	4,700	45,200	57,800	47,900	49,700	27,200	24,500	5,600
	2. 他会計出資金	11,060	9,030	7,500	6,937	4,898	1,026	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収入	6. 国(都道府県)補助金	84,483	0	0	0	0	45,000	59,000	48,000	50,000	25,000	22,000	1,000
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 工事負担金	2,323	10,955	2,434	250	250	4,750	6,150	5,050	5,250	2,750	2,450	350
	9. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	173,866	19,985	31,834	11,887	9,848	95,976	122,950	100,950	104,950	54,950	48,950	6,950
資本的支出	(B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	総計 (A)-(B) (C)	173,866	19,985	31,834	11,887	9,848	95,976	122,950	100,950	104,950	54,950	48,950	6,950
	1. 建設改良費	169,553	39,824	26,590	5,000	5,000	95,000	123,000	101,000	105,000	55,000	49,000	7,000
	うち職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 企業債償還金	207,674	200,587	195,856	186,355	170,994	128,374	116,849	61,460	48,883	37,610	34,037	30,337
資本的支出	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	総計 (D)	377,227	240,411	222,446	191,355	175,994	223,374	239,849	162,460	153,883	92,610	83,037	37,337
資本的収入額が資本的支出額に不足する額	(E)	203,361	220,426	190,612	179,468	166,146	127,398	116,899	61,510	48,933	37,660	34,087	30,387
	1. 損益勘定留保資金	149,595	166,076	137,302	133,201	119,002	83,824	78,541	45,752	41,011	35,183	31,856	29,874
	2. 利益剰余金処分額	52,002	52,652	51,400	46,100	46,900	39,500	33,100	11,400	3,400	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	1,764	1,698	1,910	167	244	4,074	5,258	4,358	4,522	2,477	2,231	513
補填財源	総計 (F)	203,361	220,426	190,612	179,468	166,146	127,398	116,899	61,510	48,933	37,660	34,087	30,387
	補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	他会計借入金残高 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業債残高 (H)	1,373,272	1,172,685	998,729	817,074	650,780	567,606	508,557	494,997	495,814	485,404	475,867	451,130
	○他会計繰入金												

○他会計繰入金

区分	年度	30年度 (実績)	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
収益の収支分	うち基準内繰入金	173,082	166,455	159,130	148,203	136,153	109,457	100,850	65,791	57,615	50,311	47,874	45,366
	うち基準外繰入金	142,986	137,735	131,547	122,040	110,075	83,433	74,938	40,161	32,078	25,089	22,741	20,351
	資本的収支分	30,096	28,720	27,583	26,163	26,078	26,024	25,712	25,630	25,537	25,222	25,133	25,015
資本的収支分	うち基準内繰入金	11,060	9,030	7,500	6,937	4,898	1,026	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金	11,060	9,030	7,500	6,937	4,898	1,026	0	0	0	0	0	0
	合計	184,142	175,485	166,630	155,140	141,051	110,483	100,650	65,791	57,615	50,311	47,874	45,366

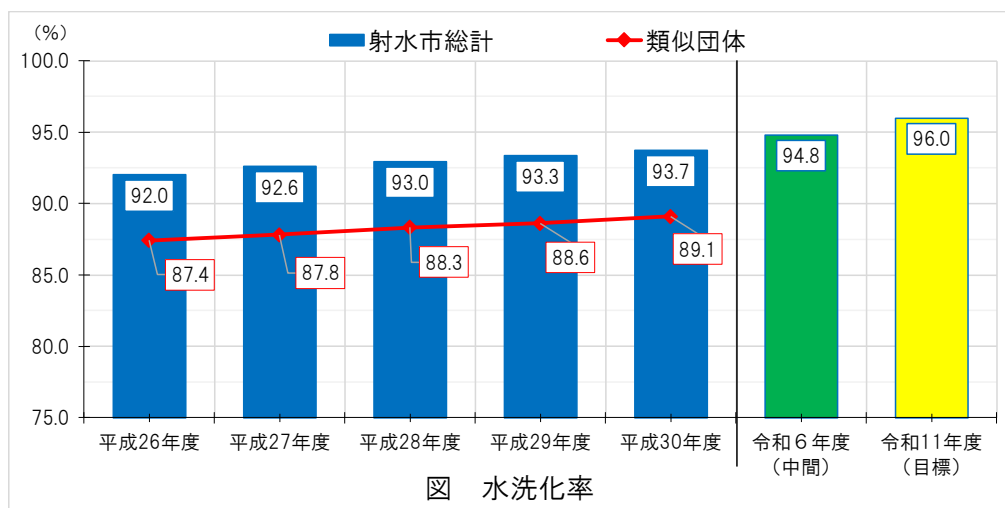
第6章 経営戦略

6-4 目標とする業務指標値

前項までに検討した実績評価および施策の展開により、本下水道事業ビジョンを進めるために目標とする指標値を以下に示します。

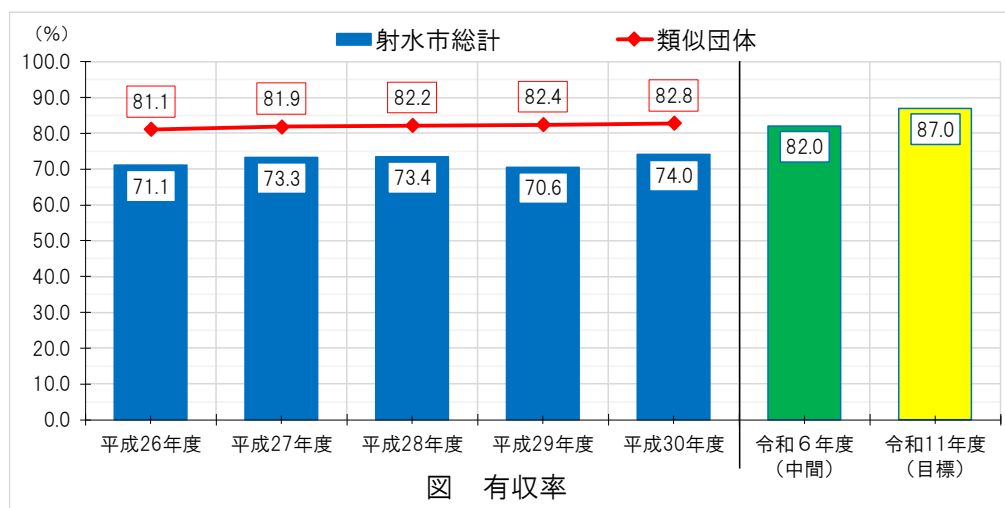
(1) 水洗化率

実際に下水道に接続して水洗化した人口の割合を示し、使用料収入の基礎となります。見通しとして、現状（平成30年度）の約94%から、2%増加させ約96%（令和11年度）となることを目指します。



(2) 有収率

処理した汚水のうち使用料徴収の対象となる有収水の割合で、有収率が高いほど使用料徴収の対象ではない不明水が少なく効率的です。見通しとして、現状（平成30年度）の74%から、4%増加させ約78%（令和11年度）となることを目指します。



(3) 自己資本構成比率

下水道事業は施設の建設費の大部分を企業債（負債）によって調達していることから、自己資本構成比率は低いものとならざるを得ませんが、事業経営の安定化を図るためには、自己資本の造成が必要と考えます。見通しとして、現状（平成30年度）の約54%から、11%増加させ約65%（令和11年度）となることを目指します。

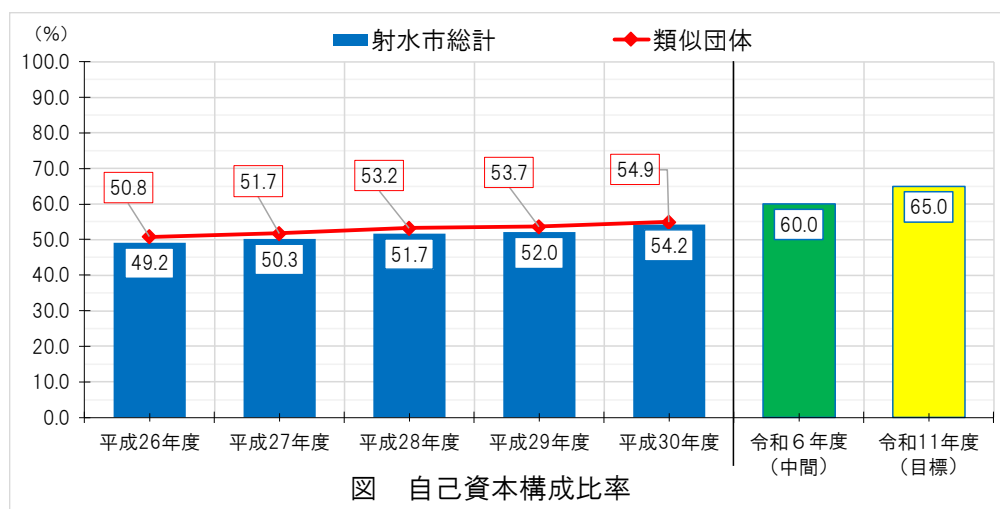


図 自己資本構成比率

(4) 目標とする下水道の業務指標

表 目標とする下水道の業務指標値

区 分	指標の内容	実績数値 (H30)	目標数値 (R11)
水 洗 化 率	処理区域内人口のうち、水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合	93.7%	96%
有 収 率	下水道で処理した汚水のうち、不明水を除いた使用料収入の対象となる水量の割合	74.0%	78%
自 己 資 本 構 成 比 率	総資本に占める自己資本の割合で、財務状態の長期的な安全性の指針	54.2%	65%

第7章 進捗管理

第7章

進捗管理

7-1

計画達成状況の評価

本ビジョンで掲げた重点施策を着実に推進するため、計画策定後もフォローアップを行うことが重要です。業務指標（PI）などを活用しながら定期的に進捗状況を確認し、事業の成果や効果を把握することが重要です。

7-2

計画の見直し

本ビジョンは、概ね10年の施策を示したものですが、適宜評価・検証を行い、計画と実績の達成状況に大きな差が生じた場合や、前提となる経営・財政が大幅に変更となった場合などには、図に示すようなPDCAサイクルを活用して、必要に応じて計画の適時見直しを行い、より実施効果の高い施策展開となるよう努めていきます。

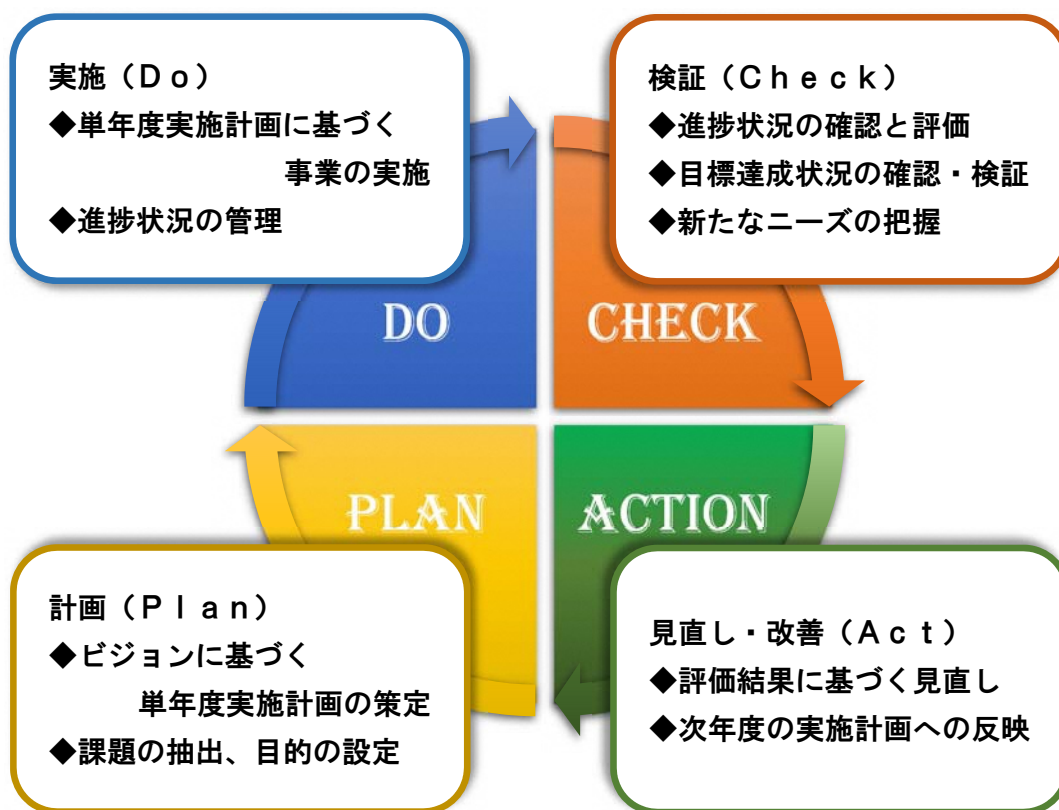


図 射水市下水道ビジョンPDCAサイクル

— 参考図書 —

【射水市】

1. 射水市下水道ビジョン（平成 26 年 12 月）
2. 射水市下水道ストックマネジメント計画（令和元年度）
3. 射水市雨水管理総合計画（平成 31 年 3 月）
4. 農業集落排水事業最適整備構想（平成 25 年度）
5. 射水市下水道事業経営戦略（平成 29 年 3 月）
6. 射水市実施計画〔下水道関係〕（令和元年度）
7. 射水市下水道事業決算統計（各年度）
8. 射水公共下水道全体計画見直し（平成 24 年度）
9. 小矢部川流域下水道関連射水市公共下水道事業計画（平成 30 年度）
10. 神通川左岸流域下水道関連射水市公共下水道事業計画（平成 30 年度）
11. 射水市特定環境保全公共下水道（大門東部処理区）事業計画（平成 30 年度）
12. 射水市下水道 B C P〔業務継続計画〕（平成 29 年 11 月）
13. 射水市人口ビジョン（平成 27 年 10 月）
14. 射水市中長期財政計画（平成 29 年 3 月）
15. 射水市地域防災計画（平成 26 年 3 月）
16. 第 2 次射水市総合計画（平成 26 年度）

【県、国】

17. 富山県全県域下水道ビジョン 2018（平成 30 年 9 月、富山県）
18. 新下水道ビジョン（平成 26 年 7 月、国土交通省）
19. 新下水道ビジョン加速戦略（平成 29 年 8 月、国土交通省）
20. 下水道事業における PPP/PFI 手法選択のためのガイドライン〔案〕
（平成 29 年 1 月、国土交通省）
21. 地方公営企業年鑑（各年度、総務省）
22. 経営戦略策定・改訂マニュアル（平成 31 年 3 月、総務省）

射水市下水道事業ビジョン（令和２～１１年度）

令和２年６月発行

編集・発行 射水市 上下水道部 上下水道業務課

射水市役所 布目分庁舎

〒934-0048 射水市布目１番地

TEL0766-84-9647（下水道業務係）